

昭和四十七年六月十二日

四日市市議定会定例会会議録（第一号）

四日市市議会議会

○議事日程 第一号

昭和四十七年六月十二日(月) 午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第二号 専決処分について
- 第四 報告第三号 専決処分について
- 第五 報告第四号 昭和四十六年度四日市市線越明許費について
- 第六 報告第五号 昭和四十六年度四日市市事故線越しについて
- 第七 報告第六号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
- 第八 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号) ..... 議案説明
- 第九 議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算 ..... "
- 第一〇 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正に  
ついで
- 第一一 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について ..... "
- 第一二 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について ..... "
- 第一三 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について ..... "

第一四	議案第五九号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	議案説明
第一五	議案第六〇号	四日市市民ホール条例の一部改正について	〃
第一六	議案第六一号	四日市市消防本部に関する条例の廃止について	〃
第一七	議案第六二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について	〃
第一八	議案第六三号	土地の取得について	〃
第一九	議案第六四号	土地の取得について	〃
第二〇	議案第六五号	保育所施設の譲り受けについて	〃
第二一	議案第六六号	小学校施設の譲り受けについて	〃
第二二	議案第六七号	町及び字の区域の変更について	〃
第二三	議案第六八号	字の区域の変更について	〃
第二四	議案第六九号	市道路線の認定について	〃
第二五	議案第七〇号	工事請負契約の締結について	〃
第二六	議案第七一号	工事請負契約の締結について	〃
第二七	議案第七二号	工事請負契約の締結について	〃
第二八	議案第七三号	工事請負契約の締結について	〃
第二九	議案第七四号	工事請負契約の締結について	〃
第三〇	議案第七五号	工事請負契約の締結について	〃
第三一	議案第七六号	工事請負契約の締結について	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	会議録署名議員の指名について
日程第二	会期の決定について
日程第三	報告第二号 専決処分について
日程第四	報告第三号 専決処分について
日程第五	報告第四号 昭和四十六年度四日市市線越明許費について
日程第六	報告第五号 昭和四十六年度四日市市事故繰越しについて
日程第七	報告第六号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
日程第八	議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第九	議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
日程第一〇	議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
日程第一一	議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第一二	議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第一三	議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について
日程第一四	議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
日程第一五	議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について

日程第一六 議案第六一號 四日市市消防本部に関する条例の廃止について  
 日程第一七 議案第六二號 四日市市簡易水道条例の一部改正について  
 日程第一八 議案第六三號 土地の取得について  
 日程第一九 議案第六四號 土地の取得について  
 日程第二〇 議案第六五號 保育所施設の譲り受けについて  
 日程第二一 議案第六六號 小学校施設の譲り受けについて  
 日程第二二 議案第六七號 町及び字の区域の変更について  
 日程第二三 議案第六八號 字の区域の変更について  
 日程第二四 議案第六九號 市道路線の認定について  
 日程第二五 議案第七〇號 工事請負契約の締結について  
 日程第二六 議案第七一號 工事請負契約の締結について  
 日程第二七 議案第七二號 工事請負契約の締結について  
 日程第二八 議案第七三號 工事請負契約の締結について  
 日程第二九 議案第七四號 工事請負契約の締結について  
 日程第三〇 議案第七五號 工事請負契約の締結について  
 日程第三一 議案第七六號 工事請負契約の締結について

○出席議員（四十三名）

青山 春文 天春 武文 荒木 道武 小井 道夫 伊藤 金一 伊藤 太一 伊藤 信一 岩田 久雄 大島 武雄 小川 四郎 川村 潔郎 喜多野 等 訓覇 也 粉川 茂男 小林 哲 小 林 博 小 林 喜夫

○議事説明のため出席した者

市助 市助 市長公室長 収入 助役 助役 市長 務部 長

市助 市助 市長公室長 収入 助役 助役 市長 務部 長

市助 市助 市長公室長 収入 助役 助役 市長 務部 長

市助 市助 市長公室長 収入 助役 助役 市長 務部 長

市助 市助 市長公室長 収入 助役 助役 市長 務部 長

○欠席議員(一名)

高橋 吉垣 山本 山本 山口 山本 安垣 六平 松島 増山

高橋 吉垣 山本 山本 山口 山本 安垣 六平 松島 増山

高橋 吉垣 山本 山本 山口 山本 安垣 六平 松島 増山

高橋 吉垣 山本 山本 山口 山本 安垣 六平 松島 増山

高橋 吉垣 山本 山本 山口 山本 安垣 六平 松島 増山

藤井 福田 日比 早川 服部 長谷川 橋本 橋本 野崎 生川 中島 出井 坪井 田中 高井 志積 後藤 後藤

藤井 福田 日比 早川 服部 長谷川 橋本 橋本 野崎 生川 中島 出井 坪井 田中 高井 志積 後藤 後藤

藤井 福田 日比 早川 服部 長谷川 橋本 橋本 野崎 生川 中島 出井 坪井 田中 高井 志積 後藤 後藤

藤井 福田 日比 早川 服部 長谷川 橋本 橋本 野崎 生川 中島 出井 坪井 田中 高井 志積 後藤 後藤

藤井 福田 日比 早川 服部 長谷川 橋本 橋本 野崎 生川 中島 出井 坪井 田中 高井 志積 後藤 後藤

副	建	下	土	土	環	厚	産	税
収	設	水	木	木	境	生	業	務
入	部	道	次	部	部	部	部	部
役	長	部	長	長	長	長	長	長
伊	滝	天	杉	谷	園	小	荒	杉
藤	野	野	本	沢	浦	西	木	本
涼	伝	助	義	文	和	忠	三	治
一	之	春	広	男	己	臣	郎	芳
君	君	君	君	君	君	君	君	君

教	教
育	育
長	員
市	長
龍	池
川	清
一	真
郎	君
君	君

病院事務局長 村山 了 君

水道事業管理者 次長 菊地 英也 君

技術部長 美濃部 博 美 君

消防局長 倉谷 徳助 君

○出席事務局職員

事務局長	野正和 君
庶務課長	利弘 君
議事課長	川村 得二 君
議事係長	小林 桂輔 君
主事	板崎 大之丞 君
事務試補	西口 徹 君

午後二時五分開会

○議長（服部昌弘君） ただいまから昭和四十七年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、四十三名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（服部昌弘君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において後藤寛治君及び長谷川鐸元君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から六月十九日までの八日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は八日間と決定いたしました。

日程第三 報告第二号専決処分について、及び

日程第四 報告第三号専決処分について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、報告第二号専決処分について、及び日程第四、報告第三号専決処分についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長「九鬼喜久男君」登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告について、ご説明を申し上げます。

報告第二号は、昭和四十六年度一般会計におきまして、児童生徒急増市町村の学校用地取得事業に対する国の特別財政措置による助成金、並びに同和対策事業資金、都市計画事業等土木関係事業資金、義務教育施設整備資金、及び各種災害復旧関係事業資金等に対する融資額が、年度末に至り増額決定をみましましたので、これらにより泊山小学校及び常磐小学校の用地の一部を土地開発基金より振りかえ取得するための経費を追加し、基金特別会計からの繰入金の一部を取りやめるより歳入歳出予算の補正を専決処分により行なったものであります。

報告第三号は、昭和四十六年度基金特別会計予算の補正でありまして、報告第二号に関連した一般会計への繰出金の一部を取りやめたものと、預金利子収入の増額分について財政調整基金の取りくずし額を減額するより専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げます、ご承認をお願いするものでございます。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、報告第二号及び報告第三号は承認することにいたしました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第二号及び報告第三号は承認することに決しました。

日程第五 報告第四号昭和四十六年度四日市市繰越明許費について、及び

日程第六 報告第五号昭和四十六年度四日市市事故繰越しについて

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第五、報告第四号昭和四十六年度四日市市繰越明許費について、及び日程第六、報告第五号昭和四十六年度四日市市事故繰越しについてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第四号は、昭和四十六年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、去る三月の定例市議会において、次年度に繰り越しを予定されるものとしてご決議いただきました北部清掃施設建設事業費七千四百四十六万円、霞ヶ浦緑地譲受費頭金八百二十五万円、泊山小学校建設事業費三千三百八十九万二千四百円、及び朝明中学校建設事業費二千二十六万二千円を昭和四十七年度へ繰り越したものであります。

報告第五号は、昭和四十六年度一般会計予算及び西浦土地区画整理事業特別会計予算における事故繰り越し繰越計算書でありまして、一般会計予算では、失業対策事務所移転事業費八百七十万円と霞ヶ浦垂坂線道路改良事業費九百八十四万七千円を、西浦土地区画整理事業特別会計予算では、家屋等移転補償費一千八百八十五万五千六百円を繰り越したものであります。これらの事業は、いずれも昭和四十六年度中に事業を完了する予定でありましたが、種々の事情により同年度中に完了するに至らず、やむを得ず昭和四十七年度に繰り越したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、報告第四号及び報告第五号は了承することにいたします。

日程第七 報告第六号財団法人四日市市開発公社の経営状況について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第七、報告第六号財団法人四日市市開発公社の経営状況についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の報告第六号は、財団法人四日市市開発公社の経営状況についての関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出するものであります。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明、お聞き及びのとおりであります。  
ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 四十七年度の一般会計予算におきましては、いわゆる道路舗装費として五億円が計上されました。そして、一般の市道の舗装が、いま鋭意努力をされておるところでございますが、開発公社が開発したところの幾つかの団地の中において、今度の一般会計の中における土木費で実施いたします舗装、いわゆる要舗装道路の舗装基準に適合するよりな、道路で、開発公社が現在管理をしておる幾つかの団地の中で舗装されない、道路が出てくるのではないかと考えるわけでございます。この点についての開発公社としての舗装の計画、一般の道路とのバランスをとるといふ問題、その点についてどういふふうにお考えか伺いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お答えいたします。

開発公社が開発いたしました団地のうち、すでに開発公社としては一応完成と考えております高花平、それから朝明団地、これにつきましては、一般土木のほうででき得る限り拾っていたかどうかということにいたしたいと思っております。それから、三重団地については、これはこれからの建設でございますので、一般土木に迷惑のかけないよう開発公社のほうで処理をいたします。

なお、坂部団地については、若干まだ開発公社のほうで処理しなければならない点があるかと思っております。そういう点については公社のほうで処理するをいたしまして、一般土木のほうとバランスのとれるようにいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 坂部団地の中で、いわゆる市が今度実施いたします要舗装道路の舗装基準に適合するよりな道路、これが開発公社の管理になっているということから、しかも開発公社にその資金がないということから、舗装に該当しない、舗装の計画に入っていない、こういう部分が現実存在するわけでございます。で、この点、いま助役が言明されましたように、一般の道路とバランスを欠くことのないよう適切な処置をとって、ぜひともこの二カ年で要舗装道路の全部の舗装をやる、これに完全に当てはめられるように努力をしていただきたい、要望をお願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんので、報告第六号を了承することにいたします。

日程第八 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第三十一 議案第七十六号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第八、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第三十一、議案第七十六号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第五十三号、昭和四十七年度一般会計補正予算（第一号）案は、債務負担行為の補正でありまして、まず笹川団地内の保育所及び小学校の建設につきましては、かねて日本住宅公団資金を活用すべく種々折衝を重ねてまいりましたが、このほど保育所建設用地の無償貸与並びに保育所園舎の建設、小学校用地の造成及び第一期校舎の建設を日本住宅公団が行ない、これを本市が譲り受けることに話し合いがまとまりましたので、これら施設の取得費及び割賦利息等譲り受けに要する費用と、別途市単独事業として施行する小学校給食室建設事業費について、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、朝明都市下水道事業は、前年度において債務負担行為として下流区間の管渠工事、ポンプ場工事等を施行し一応の排水機能を發揮し得るより配慮しましたが、さらに中流部区間の水路用地の先行買収にあわせて、この際管渠工事とポンプ増設を繰り上げて施行し、この地域における排水問題の早期解決をはかりたいと存じ、重ねて債務負担行為をお願いいたしました。

四日市市開発公社にかかる損失補償は、三重地区における住宅団地開発事業の進捗に伴い、造成事業費等増大する事業資金を、これまでの株式会社三重銀行及び四日市市農業協同組合のほか、株式会社三井銀行等五行からも融資を受けてまかりため、すでにご承認いただいております損失補償に、新たに融資機関並びに補償限度額を追加しよりとするものであります。

議案第五十四号は、本年度水道事業会計第一回補正予算でありまして、収益的収入において、去る三月の定例市議会で成立いたしました給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額を据え置きましたほか、山城簡易水道の上水道への統合に伴う給水料の増額、並びに朝明、坂部両団地の水道施設に対する工事寄付金を計上し、収益的支出では、主として山城簡易水道統合による費用の組みかえと、前水道事業管理者に対する慰労金を計上いたしました。

資本的収入につきましては、垂坂町水道施設新設工事と水沢簡易水道配水池拡張工事の受益者負担金でありまして資本的支出は、垂坂町の工事費及び材料費と、配水場、浄水場用地の買収面積増加等による目内における組みかえであります。このうち朝明浄水場用地につきましては、重要な資産の取得になりますので、議決をお願いするものであります。

なお、資本的収支における不足額は、当年度利益剰余金処分額をもって補てんいたしました。

議案第五十五号及び議案第五十六号は、去る三月の定例市議会においてご決議いただきました桜台一丁目及び桜台二丁目の新町界設定が、県知事の告示により四月十八日から発効いたしましたので、四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の定める第五選挙区の区域内の町名、並びに四日市市役所出張所設置条例のうち桜出張所の所管区域の町名について、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議案第五十七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、社会教育の振興をはかるため国及び県の補助を得て設置する社会教育指導員の報酬及び費用弁償について定めよりとするものであります。

議案第五十八号 四日市市税条例の一部改正案は、去る三月三十一日に地方税法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、個人市民税において、心身障害者扶養共済制度の掛け金を所得控除の対象に含め、

変動所得及び臨時所得の平均課税適用にかかる申告等の要件を緩和し、軽自動車税の課税について、所有権の留保つき制販売車両にかかるとなる売主の納付義務を一定の条件のもとに免除し得るより規定したほか、電気ガス税にかかる法改正に伴う条文の整備、並びに電子計算機にかかる固定資産税の減額特例期間を二カ年延長するより改正いたしております。

議案第五十九号 国民健康保険条例の一部改正案は、さきに地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、保険料の減額対象世帯の範囲を拡大するより本市国民健康保険運営協議会の答申を得ましたので、その趣旨を尊重し、所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十号 四日市市民ホール条例の一部改正案は、かねてより旧庁舎を一般にご利用いただけるより整備を進めてまいりましたが、このほど東側二・三階を中心に展示室二室、会議室八室を供用できる運びとなりましたので、これを市民センターと呼称し、市民ホールの管理方法に準じて運営いたしたいと存じ、これに必要な規定を追加しようとするものであります。

議案第六十一号 消防本部条例の廃止案は、昭和二十八年二月に本条例を制定し、自来、消防組織に関する条例としてその役割りを果たしてまいりましたが、消防防災業務の質的变化と量的増加に対処する有機的な機能強化をはかるため、消防組織法においては、数年前より消防組織に関する規定を規則にゆだねるより改正されており、本市におきましても、この趣旨に沿って任用規則の制定を予定し、本条例を廃止しようとするものであります。

議案第六十二号 簡易水道条例の一部改正案は、山城簡易水道の上水道への統合並びに鹿間簡易水道のメーター取り付け完了に伴う定額控の廃止について所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十三号は、本年度建設を予定しております公営住宅のうち、七十戸分の建設用地八千平方メートルを三重団地内において財団法人四日市市開発公社から取得しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。議案第六十四号は、笹川団地内における小学校建設用地として日本住宅公団が造成いたしました二万三千二百三十二・五五平方メートルの土地を取得しようとするもので、さきにご上程いただきました一般会計の債務負担行為により予算措置をいたしたものであります。

議案第六十五号及び議案第六十六号は、笹川団地内に保育所並びに小学校を建設するにあたり、日本住宅公団との間において、保育所園舎並びに小学校校舎を公団事業として施行し、完成後本市がこれを譲り受けることで協議がととのいましたので、これら施設の譲り受けを予定して契約を締結いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

また、これら施設の譲り受けに要する経費は、完成引き渡しの際の時期において代金を確定し、保育所については、年利六・五％、十年間半年賦元利均等払い、小学校については、年利六・五％、三年の据え置きを含む二十年間半年賦元利均等払いの債務負担行為によるものとして、さきにご上程いたしております。

なお、保育所園舎並びに小学校校舎の建築業務は、日本住宅公団業務方法書に基づく業務委託契約により、工事請負契約の締結、監督、検査等を本市が代行し、経理は、公団が直接行なうこととなりますので、当該工事請負契約を本市名義で締結することについて、ご了承賜わるようお願いいたします。

議案第六十七号 町及び字の区域の変更については、大鐘土地改良区が実施する土地改良事業により、西大鐘町字竹の腰、大鐘町字寺田、字宮添、字入ヶ口の各一部について町及び字の区域を変更し、大鐘町字知ノ田、字鐘撞、字大坪、字六路山、字北野山の各一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十八号 字の区域の変更については、曾井土地改良区が実施する土地改良事業により、曾井町字東門田、字大日、字東谷、字東起の各一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十九号 市道路線の認定については、県道改築に伴い旧県道区間を市に移管されたものを、昭和橋通り線ほか三路線、及び新設の磯津漁港進入路を小倉磯津港線として新たに認定しようとするものであります。

議案第七十号ないし議案第七十六号は、いずれも工事請負契約の締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、普通河川鹿化川左右岸災害関連事業河川復旧工事（第五工区）については、金額七千百万円をもって市内赤堀町東町百番地の一、四日市土木共同企業体（代表者後藤組後藤昭）に、海山道跨線橋架設工事（上部工）については、金額一億一千百万円をもって名古屋市中区丸の内一丁目十七番の十九号、ビー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所、千二百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額七千五百五十万円をもって名古屋市中村区米屋町二番地の六十七、久保田鉄工株式会社名古屋支店に、前田町公営住宅新築工事のうち第一工区については、金額四千四百五十万円をもって市内小浜町三番地の一、株式会社第一工務店に、第二工区については、金額四千四百六十五万円をもって市内石原町一番地、石産建設工業株式会社、第三工区については、金額四千四百七十万円をもって市内西浦二丁目四番二十号、暁建設株式会社、市立図書館新築工事については、金額二億七千二百万円をもって名古屋市中区丸の内一丁目十六番二十二号、清水建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

たいへん失礼いたしました。五枚目のところでございますけれども、初めから四行目のところに、水道料金の、議案第五十四号でございますが、給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額を措置いたしましたというのを、減額と読み間違いましたので、措置いたしましたに訂正をさせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議を留保いたします。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 去る六月七日、八日に集中豪雨による被害がございました。また、本年も梅雨期を迎えましたが、昨年の災害復旧もまだ完成しておらぬ段階でございますので、この際、あわせて災害復旧被害状況につきましてご説明をさせていただきますと存じます。

昨年、三次にわたって発生いたしました台風等による被害個所の復旧工事につきましては、市単独事業の全部と土木関係百五十一件、農業用施設百二十七件の国庫補助事業のうち約五〇％は昨年度中に完成をいたしておりますが、本年度施行を予定いたしました土木関係事業三〇％、農業用施設関係事業五〇％を早急に完了するよう努力するとともに、危険個所の巡回監視を強化し、防災の万全を期したい所存でございます。

なお、冒頭に申し上げました七日、八日の台風三号による被害でございますが、異常降雨によりまして、かんがい時期とも重なりましたために被害を大きくし、一部農村地域におきまして、河川道路等に九十二件約四千二百五十万円、ほかに県管理分七件約二千万円、及び農業用施設十三件約一千四百万円の被害と、浜田第二土地区画整理事業施行中の道路施設等に百十数万円の被害をこりむったほか、桜地区において十戸の床下浸水家屋が出ましたが、これら

災害個所につきましては、早急に応急復旧を行なりより措置いたしたく存じております。

一応、昨年度の復旧状況並びに七日、八日の被害につきまして、概略と説明のご報告にかえる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

喜多野君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 ただいま市長から災害復旧のご報告があったわけでございますが、その件につきまして、革新四派のいろいろ打ち合わせを持った会合におきまして、この災害復旧につきまして、一応代表として意向を述べさせていただきますたいと、このように思っております。

この災害復旧につきましては、非常に緊急なことでございます。いまご報告がありましたように、土木とか農業関係三〇％、五〇％の工事が残っておりますわけでございますが、もう次に雨季を控えておりまして、この残っておりまするいないまの応急処置の個所がよりききず口が拡大し、また、そういうことがもとで、また大きな災害を引き起こすというよりなことが多々あるわけでございます。また、新しいところでも特にそういう個所が多いと。なお、この河川の関係でございますが、特に江田川とか部田川、天白、鹿化の上流関係、こういうようなところに関して是非常に一級、二級河川等につきましては国のほりの補助金もついて、当然市の土木行政でやるわけでございますが、こういう災害も含めた形で耕地の関係の問題になってまいりますと、非常に地元の負担金額もききず口が大きくなればなるほど大きくなると、いりよりなこと、本来からいって災害が起こる場合においての処置としては、当然当該の市町村なり国、県でしていくと、住民の負担をかけないと、なおかつ住民負担をもち、そしてその住民に対して水害のおそれを懐かせ、またその被害を及ぼすと、こういうよりな、復旧するのにおかつまた住民負担を取ると、い

りことについては、住民の負担をわれわれとしてはあくまで軽減すべきである。だから、この事業に対して、特に国のほうとしても、災害の十三号とか二十三号のような激甚地区の指定を受けたような場合でありますと、相当国のほうとしても費用を持つわけであり。市のほうも費用を持つわけでございますが、その激甚地の場合でも地元が七・七％の災害負担の費用を持たなくてはならないと、こういうよりなことは非常にわれわれとしては残念に思っております。できるならば本市においても、一、二級河川以外の一般河川についての処置については、地元の負担をなくして災害に対処するといいかまえば当然であると、このように考えるわけでございます。この点について今後においては市の条例、あらゆる問題も改正をして、こと災害については住民に災害を及ぼしなおかつ負担をかけるというよりなことをなくしていくというよりは、議会の皆さんはもちろん市民の皆さんも非常に喜ぶことでございます。ですから、特に、いま八十一ミリの雨量が降りまして、ほんとうに上流河川のほうのはらん等によって住民が苦しむ、また、その災害の個所が拡大する、拡大することによってまた雨季を迫られるというよりなことが繰り返されてきておるのが現状でございます。

この機会に、何らかのよりな処置をして、できる限り地元の負担をなくして、公共によって少なくとも災害については処置をする。なお、一般的な耕地の関係については、まだまだ施設、道路、水路、頭首工、こういうよりな関係についても二五％、七五％の壁を破れずに住民の負担をかけておるわけでございますが、一般の市の土木の事業と同じように、住民に負担をかけない、税金を取っておる本市においては、住民に負担をかけない行政をやっていたこと、このように思っておりますので、この件については、とくと市長及び担当者のお答えをお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

従来も災害復旧等に関連いたしますところの耕地分あるいは地元負担等につきましては、極力軽減につとめてまいりました。今後ともこういふ災害復旧につきましては、十分配慮するより考えたいと思えますが、何ぶん、農地が壊したといふようなことは、私有財産の復旧でございまして、これは何もたんぼに限らず、あるいはがけくずれ等におきまして、あわせてやはり考えていかなければならない問題があると思えますので、他人の山が自分のところの宅地にくずれてきたという場合にも、ほとんどそれは自己負担等でやっておるわけでございますけれども、そういう問題とあわせて考えなければならぬ面があると思いますので、災害復旧に関連をいたしましては、そういう問題も含めあわせて研究をしてみたいと、さように思います。

地元負担の軽減については、極力そのようなご期待に沿うような努力をいたしたいと、さように思います。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんか。

他にご質疑ありませんので、市長の報告を終了いたします。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十一分散会

昭和四十七年六月十四日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十七年六月十四日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十一名)

青	天	荒	小	伊	伊	伊	岩	大	小
山	春	木	井	藤	藤	藤	田	島	川
峯	文	武	道	金	太	信	久	武	四
男	雄	治	夫	一	郎	一	雄	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(三名)

吉長高 山山山 安六松 增藤福 日早服 橋  
 垣川橋 本中口 垣平島 山井田 比川部 本  
 照鐸力 忠信 豊良英 泰香義 正昌增  
 男元三 勝一生 勇司一一郎 史平夫 弘蔵  
 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君

橋野生 中出坪 田高志 後後小 小小林 粉訓喜 川  
 本崎川 島井井 中井積 藤藤林 林林川 霸野村  
 建貞平 隆妙政 三政藤 寛喜博 哲也  
 治芳蔵 平博子 一夫一 郎治夫 次夫茂 男等潔  
 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君 君君君

○議事説明のため出席した者

市	助	助	収	市長	総務	税務	産業	厚生	環境	土木	土木	下水道	建設	副収	教育
長	役	役	入	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	役	委員
九	岩	加	庄	三	阿	杉	荒	小	園	谷	杉	天	滝	伊	龍
鬼	野	藤	司	輪	南	本	木	西	浦	沢	本	野	野	藤	池
喜	見	寛	良	喜	輝	治	三	忠	和	文	義	助	伝	涼	清
久	齊	嗣	一	代	彦	芳	郎	臣	己	男	広	春	之	一	真
男	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○出席事務局職員

教育	病院	水道	技術	消防	事務局	庶務	議事	議事	主事
長	事務	事業	部	長	局長	課長	課長	係長	事長
市	村	平	美	山	板	川	小	林	崎
川	山	井	澄	北	崎	村	林	林	崎
一	了	清	博	德	大	利	得	桂	大
郎	了	三	英	助	之	和	二	輔	之
君	君	君	君	君	丞	君	君	君	丞
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

午前十時三分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第二号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、一般質問を行ないます。

発言の順序は、お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおりであります。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 おはようございます。

質問通告の順に従いまして、ご質問を申し上げたいと思っております。

まず第一点目は、公害対策についてお尋ねをいたします。

十二月議会の中で、わが党の福田議員の追及によって、三菱油化の河原田進出が明らかにされ、以来、公害工場の内陸部進出に反対をする住民運動が活発化し、四日市からのもらい公害に悩む楠町や鈴鹿においても、議会で反対を議決をし、組長みずからが、関係官庁や企業に対して、内陸部への公害発生工場の新增設をやめるよう、申し入れを

行なっております。

このような公害発生工場の内陸部進出反対の住民運動と、四日市の公害裁判の判決を目前に控えた六月二日、三菱油化は、河原田進出について、県・市に対して住民の納得が得られるまで、用地買収を一時ストップさせると申し入れたということですが、三菱油化の市に対する申し入れの内容について、お聞かせ願いたいと思っております。

さらに、市長は、十二月及び三月議会の中で、スクラップ・アンド・ビルドによって、むしろ公害は減るんだと答弁をされ、三菱油化の河原田進出を、市が協力をしていくという立場を表明されておりましたので、今後の問題の処理のためにお尋ねをいたします。

三菱油化が、すでに買収を行なった土地の活用について、今後どのように指導なさるのかお答えをいただきたいと思っておりますし、また、この六月議会に磯津と河原田地区の住民から出された市長に対する請願について、どのような態様をなさるのかお聞かせを願いたいと思っております。

次に、光化学スモッグ対策についてお尋ねいたします。

四日市市民にとって、最もいやな、最も不安な時期がやってきました。この六月の六日には、埼玉県で光化学スモッグによる大規模な被害が出ています。学校を中心に千八百名の被害者が出たといっております。また、同じ日に東京でも九百三十五名、兵庫でも三人という被害が出たと報道されています。さらに、六月十一日になりますと、埼玉、東京、千葉、神奈川、大阪、それに隣の愛知県においても、それぞれ光化学スモッグによる被害が出ております。この光化学スモッグによる被害者は、昨年のように単に目が痛いとか、のどが痛いということにとどまらず、三日も四日も治療を受けなければならぬような患者まで出ています。その被害者のほとんどが、次代の日本をになう小、中学校の生徒であることを見過ごすわけにはまいりません。また、これらの被害を受けるのは、学校の近くに交

通量の多い道路がある場合に多いということであり、この四日市においても、同じような状況下にある学校が幾つもあります。

そこで、お尋ねしたいんですが、四日市で、光化学スモッグが発生した場合の処置について、特に生徒を守るために、どんな対策が講じられてあるのか、ご答弁をいただきたいと思っています。

次に、雇用対策と労政振興について、お尋ねをいたします。

雇用の促進のために、市長や助役、あるいは部長が九州なり沖縄に視察に行っていると聞きますが、雇用の促進のために行ったと聞きますが、その成果についてお尋ねをしたいと思います。

二つ目に、本年の春の賃上げの改定の労使の交渉がすでに終わったわけです。公務員関係を一部残しておりますけれども、この結果として、中小、零細に働く者と、大きな企業に働く人の格差がより大きくなっております。何とかしてこの格差の解消をはかっていく必要があると考えます。

この大手、中小間の格差は、脆弱な資金力と基盤しか持たない地場産業に低いというふうにあらわれております。中でも、味の素の下請企業であります熊沢製油におきましては、賃上げと合理化をめぐって労使間の紛争が起り、経営者の暴力によって肋骨を骨折すると、そういうふうな人が出ています。すでに、今日までに五名にのぼる組合員がけがをさせられています。あるいはまた、その近くにあります東海糖業におきましても、裁判所からした判決に従わず、依然として、労働組合法第七条でいう不当労働行為を続けています。

これらのほかにも、格差を縮めるために、労使が対立する会社は年々増加する傾向にあります。

しかし、この労使間の対立は、地法労働委員会なり裁判所において処理をされますが、紛争が起る前に、行政当局として打つべき手があると実は考えるわけであり、

そこで、このような労使間の状態をどこまで担当者がつかんでおられるのかお聞かせを願いたいと思います。

さらに、現在の四日市の労政の状況をお聞かせを願いたいと思います。

次にこれらの格差の解消や労働条件の向上のためには、地場産業の育成と指導が必要だと考えますが、現在の片手間的な態様ではきわめて不十分であると考えます。

そこで、労政振興のためには、どうしても労政課を設置すべきであると思いますが、その点についてご答弁をいただきたいと思っています。

三点目に、交通対策についてお尋ねをいたします。

近鉄の高架事業が始まり、この事業が終わるころには近鉄駅西は見違えるような発展を遂げることだと思います。

その反面、駅西にある現在の駐場が広場に変わるために、この付近の駐車場不足はより一層深刻になるだろうと思はれます。

そこで、駐車場についてお尋ねをいたします。

第一点目は、近鉄高架下を駐車場にするという近鉄との交渉の途中経過をお聞かせ願いたいと思います。

二点目に、これは庁舎の西側に建設をされる駐車場のことについてお伺いをしたいんですが、この駐車場を有料にするという話を聞きましたが、事実かどうかについてお尋ねをしたいと思います。

三点目に、通勤のために近鉄四日市駅付近にかなりの車が駐車しておりますが、先ほどの話のように、駅西に駐車ができなくなると、その近くの道路に車はみ出して駐車をするのではないかとというふうに考えます。

そこで五百台以上収容できる大きな駐車場を建設すべきだと思えますが、いかがでしょうか。つくるとすれば、たゞへんごう場所を見つけてまいりましたので報告をしたいと思います。

場所としては、中央緑地の北側が適地ではないかと思えます。

ちょうどこのあたりは、浜田の区画整理事業が行なわれていますが、この事業が終わるころには、中央緑地を中心としたこの地域は、見違えるほどの発展をすることだと思えますし、また、現在建設中の県の合同庁舎が完成しますと、多くの方が中央緑地の体育施設の利用とあわせて合同庁舎を利用されると思えます。

そうなりますと、交通機関の整備が必要になってくると思えます。

先ほど申し上げたように、大駐車場が実現できれば、これとの関連で近鉄の四日市駅と海山道の駅の中間地点にあたります中央緑地のあたりに、仮称南四日市駅というものがどうしても必要になってくるのではないかと思います。四日市の南玄関口としても、ぜひ大きな駐車場をもつ南四日市駅が必要になってくると思えますので、市として関係方面への働きかけをお願いをしたいと考えます。

こういう考え方を持つんですが、加藤助役のほうから一言お考えを聞きたいと思えます。

四点目に、乳幼児の医療の無料化についてお尋ねをいたします。

昨年来、老人医療の無料化で市民と議会のほうもいろいろと運動なり、お骨折りをいただいたわけがあります。この月の一日から実現したわけがあります。市民もたいへんこのことについて喜んでおられるわけがあります。国においても四十八年の一月から老人医療の無料化を実施するということでもありますから、わが国の立ち遅れた社会保障が逐次改善をされていくことについては、住みやすい社会を実現するんだということで、たいへん好ましいやり方だと思えます。

しかし、世の中にはお年寄りの方ばかりではないわけでありまして。

したがって、今度の四日市の目標を乳幼児医療費の無料化に置いていただきたいと思います。

そこで、乳幼児の医療の無料化について、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

なお、参考までに厚生部の調べていただいた資料によりますと、三歳以下の人口は、四日市で一万八千三百五十三人、これは四十七年四月一日現在おるそうです。

五点目に、文化財の保護と環境の整備についてお尋ねをいたします。

四日市にも、たくさん埋蔵文化財が発見されています。これらは四日市の文化財という本の中に収録されていますので、ここでは触れませんが、埋蔵文化財の保護と保存について、埋蔵文化財の調査についてお尋ねをしたいと思えます。

いま、指定されている埋蔵文化財のある土地の大部分は、個人の所有地となっております。個人の所有でありながら個人で自由に使用できないという、いわば個人の財産権を文化財という名目で侵していることではありますが、それぞれの地主は、地域開発に伴って、指定地であっても地主の利便のために開発しようという気持ちを強くしているものです。国、県、市が文化財保護に力を入れるのであれば、指定地を買収し、環境保護、文化財の保護という立場で整備すべきであると考えますが、市はどのように進めようとしているのかお答えを願いたいと思えます。

次に、天然記念物の保護についてお尋ねいたします。

四、五日前に、イヌナシとアイナシの自生しているところを見せてもらったんですが、イヌナシは五本生えておりまして、うち三本はすでに枯れており、一本が余命いくばくもなく、風前のともしびといったところです。まともなのは、残る一本だけでありました。何ともはや心ざびしい思いがいたしました。帰りがけに案内の看板を見ましたら、ここがイヌナシの原産地であるので、これを永久に保存すると書いてありました。しかし、残る一本がどこまでもつか知りませんが、もっと気をつかってもらって看板の通りに永久に保存してもらいたいと思えます。いろいろ

ろと手は打たれておるだろうと思いますが、どのようにして看板どおり保存をしていくのかお聞かせを願っています。

で、同じ天然記念物の中でも御池沼沢植物群落の保護について、一言お聞きをしたいと思います。

この沼沢群落には、北海道に多いといわれるヤチヤナギや沖縄や九州、紀州の数カ所だけに見られるというミクリガヤや鈴鹿市で発見され命名された珍稀、食虫植物といわれるヒメミカキグサなど三百五十種に及ぶ珍稀植物が自生しているわけですが、最近水質の変化などによって、このまま放置すると死滅してしまいうという危険性があると思いますので、早急に土地を買収するなりして保護をしていただきたいと思いますが、何か具体的に計画があればお聞かせを願いたいと思います。

次に、あき地や公有地の雑草の除去についてお尋ねをいたします。

昨年の六月議会以降、草刈り条例の制定を訴えてまいりましたが、いまだに実現をいたしません。

そこで、形式的な条例制定ではなくて中味の問題で質問をしたいと思います。

例のセイタカアワダチソウを特に目のかたきにしておりますので、その点お含みの上ご答弁いただきたいと思えます。

ご承知のように、このセイタカアワダチソウは大きな草でありまして、秋口になって枯れますが、その枯れて燃えやすいときに、たとえばモーターの規制ではみ出したアベックがあるいは物価の値上がりで経費を節約したアベックが火のついたたばこの吸いがらでも何の気なしに放っていったらたいへんなことになりはしないでしょうか。また、子どもさんが火遊びでもして枯れ草にでも燃え移ったら、取り返しのつかないことになると思えます。これらのセイタカアワダチソウの大部分は、公有地に生えております。堤防とかそういうところが一番多いわけです。これから夏場に差しかかるわけですが、蚊の発生源にもなり、市民としてはたいへん迷惑を受けているわけであり、このセイタカアワダチソウを処置するのは、いまが一番いい時期であるというふうに聞いておりますので、人夫を出して除去をすべきだと思えますが、この点についてご答弁をいただきたいと思えます。

よろしくご答弁をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

三菱油化の河原田計画の一応の中止についての申し出でございますが、三菱油化からの申し入れは簡単に申し上げましたならば、近隣市、町からの申し入れもあり、最近の住民の動向にかんがみて、一応買収をこの際取りやめるということでございます。したがって、われわれといたしましては、そういう申し入れに対して、これを一応了として取り扱ったわけでございます。三菱油化は、すでに買収したというお話でございますが、買収したという話は、われわれは全く聞いておりません。

磯津、河原田地区からの陳情書につきましては、一応陳情として受け取っておるということでございます。

光化学スモッグの問題につきましては、大都市を中心として、いろいろ問題が出てきておりますが、まだ、この実態の究明というものがなされておりません。

自動車の排気ガスによるものか、あるいは一時言われておりましたところのクロレインというような特殊の化学物質によるものか等につきましては、まだ断定はされておりませんが、一応この光化学スモッグの調査をするために、庁舎の屋上に市といたしましては、この測定器を一機置いておると、また、県はセンターに一機置き、また、センタ

1では移動式の測定器を一台準備してあるということでございます。

四日市におきましても、何ときこういふ事態が起こるかわかりませんので、これらにつきましては、そのときに備えて準備しておるわけでございます。ただ、東京石神井の場合におけるように、これが多分に最近は心因性の原因にもよるといふようなことが言われておりますが、いろいろ問題があるかと思っておりますので、一概に原因、その他については、まだ断定することができない面が多々あるのではないかと思います。

雇用対策の問題でございますが、加藤助役が今年も北海道等にすでにそういう雇用の件で出張いたしておりますので、後ほど報告があらうかと思いますが、私も昨年、九州方面に出かけましたが、やはり私は出なければ出かけるだけ、四日市の実態を訴え、また向こうも向こうなりに四日市の実情を把握することができるといふことにつきましては、それなりの効果があるということに思います。

ただ、いろいろ父兄会等にいたしましたも、向こうの両親等がこんなにまでしていただいている心配しておる娘の問題について、地元からこんなにまでしてもらうということは感謝にたえないという意向がたいへん強うございます。

ことしもすでに、われわれが出かけました先の職業安定所の担当者等が四日市の実情を視察に二十数人近くの人々が九州あるいは東北から四日市に実情を視察に参つてきております。

労政振興の問題でございますが、確かに仰せのとおり中小企業と大企業との面におきましては、いろいろ格差がございます。

これももう、この格差を除去するということは非常にむずかしいと、結局、この中小企業と大企業とのいろいろの技術的あるいは資本的、あるいは労務面の問題、あるいは販売力の問題等から総合的に見ましたところの経営の安定力というものが全然違うということが非常に大きな根本的な原因ではないかと思っております。

したがって、経営の安定力が違いますから、いろいろ賃金等におきましても、当然格差が出てまいりますし、福利施設等におきましても、いろいろ相違が出てくると、そのために、われわれといたしましたも、その若干の福利施設の補完する面におきまして、青少年ホームというようなものを準備いたしておるわけでございまして、労使間の実態のつかみ方ということにつきましても、これは非常にむずかしい問題でございますが、仰せのとおり最近、中小企業関係において、こういうその労使の衝突があるということはまことに遺憾なことでございますが、労使のこの紛争の仲介につきましては、ご承知のように県の労政事務所が処理をいたしておるわけでございまして、われわれとしては、直接タッチをいたしておるわけではございません。しかしながら、こういうような中小企業のやはり立場を考えると、今後とも労政につきましては、労働福祉の充実、中小企業の労働福祉の充実ということを十分やっばり考えていかなければならないのではないかと思います。いつも指摘をされておりますように、金融の問題であるとか住宅の問題であるとか、あるいは文化面における問題、職業訓練等における問題等、いろいろ問題があると思っておりますけれどもわれわれといたしましたは、そういう面で充実をいたしていきたいというように考えておりますが、また、労政課を設置しなければならぬという点までは踏み切っておらないわけでございまして、今後十分そういう面につきましても研究をいたしたいと思っております。

交通問題等につきましては、担当からお答えをいたします。

乳幼児の医療の無料化の問題でございますけれども、先般、七十才以上の老人の医療の無料化を実施いたしました。ただ、ここでお考え願いたいことは、老人の立場と乳幼児の立場というものは社会的に見ました場合に、私はかなり現在の社会情勢の中においては、立場に相違があるのではないかと、さように思います。もちろん乳幼児の医療を無

料化にし、あるいは栄養を十分にしておいて、次代の国民をしっかりと育てていくことは大切なことであると思いますけれども、現在の社会情勢の中において核家族化が進み、そうして若い人々が比較的の老人等に対して無関心であるというような情勢の中にあるところの老人と、最近のご承知のいわゆるゆる共かせぎではあってもマイホーム主義が徹底いたしましたところの比較的この家族的なおかかれたところの乳幼児の立場というものは、私はかなり相違があるのではないかと、さように判断をいたします。

したがって、老人の医療の無料化は実施をいたしましたのが、乳幼児の、ことに零歳児、三歳児以下等の医療の無料化につきましては、ただいま直ちに実施をするという考えは持っておられないわけでございますが、こういう問題につきましても、社会福祉の問題として今後十分検討いたしてまいりたいと、さように思います。

あき地、公有地等の雑草の問題でございますが、ご指摘のように、こういう雑草が生えておきますと、都市景観としての美感も悪いし、また、ご指摘のように火災があるとか、毒ガを発生するとかそういう面もございまして、もとより、公有地の場合は堤防等を除いたところのいろんな公有地がございます。学校用地もしかりでございますし、また、私有地でそのまま何にも建てずに放任してあるというように土地もございますが、そういうようなところの雑草の生えておる状況とは、やはり別個に考えていくべきではないかと思えます。もちろん空地には民間地がほとんどでございますが、最近のご承知のように休耕田等がございまして、休耕田等はいろいろ雑草が生えてそこがまた稲の被害を起こすところの害虫の巣になっておるといふような状況もございまして、したがって、この空地の雑草を除去するということは、非常にむずかしい問題があるのではないかと、さように判断をいたします。草刈り条例等のご指摘もございましたが、行なっておる都市の状況を見ましても、そう顕著な効果をあげておるといふように判断をいたしておりません。

しかしながら、公有地の場合につきましては、セイタカアワダチソウだとかキリンソウだとかそういうものの除去につきましては、いろいろ気管支ぜんそく等の原因にもなるというようなことが言われておりますので、これらの除去につきましては、つとめて努力をいたしたいと思えます。

この中央道路と交差するところの三滝通りの一角にも相当なアワダチソウが、昨年も生えておったという様な実情もあるわけでございますので、こういうことのないように極力努力をいたしたいと、さように思います。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 質問のありました雇用対策について、市長の答弁に補足をさせていただきます。

四日市におきます雇用の状況でございますが、昭和四十二年ごろから今日までの経過を見てみますと、求人が大体八千から九千、四十七年には若干ドルショックの影響がございまして、求人数が減っております。

これに対しまして、充足率で申し上げますと、四十二年から四十七年に至りますまで、だんだんとその充足率が下がっております、四十二年には二四・二％という充足率であったのが、四十六年の三月には一五・九％というふうに充足率が下がっております。四十七年の三月はドル・ショックの影響がございましたので、若干四十六年よりも上がりまして、一八・一％というような充足率になっておるわけでございます。

これはご承知のように、最近上級学校への進学率というものが非常に上がっております。だんだんに中学校卒業者の就職の数が減ってきたということに非常に影響があるかというふうに考えておるわけでございます。

そこで、年々雇用対策協議会で、各地へ子供さんの派遣をお願いしておるわけですが、中学校卒業者の各県から四日市へ来ていただいております就職の状況を四十七年の三月の状況で申し上げますと、たとえば、九州の鹿児島、

宮崎、熊本、長崎、大分、こういったところ、それから東北の岩手、宮城、秋田、山形、それから青森、さらに北海道と、こういったところの地域から四日市へ多く就職してきていただいているのが現状でございます。鹿児島であれば、昨年というかことしの三月では百十五名、あるいは岩手では百三名と、北海道では約五十名というよりな数で、中学校卒業生の方々が来ていただいております。

で、結局四日市に新規に卒業者で就職をされた数は千四百四十八名と、このうち、いわゆる県内で充足をいたしております数字が約三百五、六十名と、残り七百八、九十名というものは、すべて他府県から来ていただいておりますというよりな状況でございます。こういったよりな状況でございますが、どうしてもこういった各、他のいわゆる他府県へ就職をしようという地域の人々にお願ひせざるを得ないということでございますので、毎年私たちが生まれて、こういった地域に手分けをして職業安定所を回ってお願ひをしておるといような状況でございます。

たとえば、ことしの北海道の状況を簡単に申し上げますと、中学校卒業予定者のうちの約一〇%が就職を希望しておると、そのうちのさらに約一〇%が道外に出て就職をするというよりな状況でございます。したがって、北海道の場合は道外へ出るといっても、それは道から外へ一歩出れば東京であろうと、大阪であろうと、四日市であろうとほとんど感覚的には変わりがないというよりな状況でございますので、四日市の事情を申し上げます、ことしといえますか、来年の三月の卒業予定者をぜひ四日市へ来ていただくようにということをお願いしたわけでございます。

以上が中学校卒業生の就職の状況でございますが、一方、最近では次第に高校卒業生の就職がふえてきておるといようなことでございます。ちなみに、ことしの三月の四日市職安管内への高校卒業生の採用状況を見ますと、管内の高等学校では千八十六名という者が管内の事業所に就職しております。県内では七百四名と、県外からは約三百五十名という子供さんが就職をしておると、こういったよりな状況になっておるわけでございます。雇用対策の面については、以上でお答えとさせていただきます。

それから交通対策でございますが、これは三月の議会にもご答弁申し上げたとおりでございます。

近鉄が高架になりましたら、その高架下をできる限り駐車場にしたいということで、すでに、近鉄と折衝をいたしております。いま私たちが近鉄側に示した案では、高架下、純高架下の面積が二万三千約八百平米でございますが、そのうち約七千四百平米とほぼ三一%程度にあたります用地を駐車場にするようにということで申し入れをいたしております。これによりまして、大体収容できる駐車台数は、ほぼ五百台程度というよりな計算をいたしておるわけでございます。したがって、現在近鉄駅周辺の路上に駐車をされております車の台数は、およそ千五百、六百台ということになりますので、それら全部を収容するというわけにはとってまいらないかと思いますが、逐次駐車場をこういった形で整備することによって路上での駐車を排除していきたいというふうに考えておるわけでございます。さらに、お尋ねのありました庁舎西にできます駐車場でございますが、これは現在、有料部分と無料部分と両方を考えておるわけでございます。

で、この区分は非常にむずかしいわけでございますが、全体管理上の問題でございます。全部を有料部分にするということとは、若干市役所へ来られたお客さんのさばきということを考えますと、無理があるろうかというふうに考えておりますので、そういった取り扱いをいたしたいと思っておりますが、取り扱いの詳細については、成案がまとまった段階において、いづれ委員会等におはかりをして決定していきたい、かように考えておるわけでございます。

さらに、中央緑地の北側、なるほどかなり面積がいろいろあるわけでございますが、これらはまず私たちが公営駐車場をつくるという現在の公営駐車場計画では七十メートル道路を中心にいたしまして、まん中それから東が国鉄駅、

北側の広場、そして西には近鉄の高架下というような点をまず公営の駐車場として考えていきたいということになります。さらに、南四日市駅の問題については、これはすでに知事が近鉄と交渉を開始をいたしております。これは県の総合庁舎、合同庁舎ができるということからだとはいふに考えておりますが、当然私のほうも中央緑地を控えておりますので、県とタイアップをいたしまして、さらに近鉄に交渉をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

以上で、二つの点のご答弁といたします。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） お答えをいたします。

埋蔵文化財のごさいます、現在市内におきまして埋蔵文化財として認められるものが約二百七十二カ所ございます。このうち三十五年から昨年度までに発掘しましたのは十六件ございます。こういうふうにたくさんございますので、これを一々、こう買収するというわけにもまいりかねるのでございますが、とりあえず、今年度は教育委員会におきまして、埋蔵文化財の地図をつくりまして、そしてその土地を持っておられる方々が現状の変更について十分に考慮していただくように、また、その変更の際にはあらかじめ委員会のほうにご連絡をいただきたいように注意を促したいと思っております。現在は、商業高等学校の下に当たります永井遺跡を今年度及び来年度にかけまして約四百万円の予算で発掘、試掘をしておる状態でございます。

次に、イヌナシの点でございますが、イヌナシ、アイナシは、あれは自生地として国が指定しておるんであります、つまりイヌナシ、アイナシが自然にそこに生えておるといふような意味合いで指定を受けておるのであります。

したがって、あのイヌナシを枝を切っていってよそでさして、これを天然記念物であるというわけにはまいりませんので、したがって、イヌナシ、アイナシの保存につきましては、その植物の環境をなるべく変えないように維持していくということに、一番努力をしなければならぬのであります。

アイナシにつきましては、今年度、来年度にわたります、自生及びその周辺を七百三十六万円ばかりの予算でもちまして、買収をしまして、現状を保全したいと思えますし、またイヌナシにつきましても、これに引き続きまして、用地を買収をして保存していきたいと思っております。イヌナシの自生地は、非常にあの川筋はイヌナシに非常に適したところであるようでして、ここ二十年ほど前はあの谷一帯にわたります、ぼつぼつと生えておったんであります、だんだんと枯れていってしまいました。自生地にわずかに残っておるといふような程度であります。お説のとおり、十分に保存には努力をいたしたいと思っております。

それから、御池沼沢群の植物でございますが、御池沼沢群の植物群落につきましても、お説のとおりあの池は地面から出てまいります湧水、比較的湿度の低い湧水と、その水が流れてとまりました比較的湿度の高い池と、二つからできておりまして、その二つによって水質あるいは水温の違いによって亜寒帯の植物の南限あるいは亜熱帯地方の植物の北限を示すめずらしい群落であります。で、これにつきましては、その地下水の湧水してまいりますところが、圃場整備で耕地整理をしたいというふうな申請がございましたので、いろいろ専門家に調査を依頼いたしました、現状にあまり変更のないような設計を考えていただきまして、これは目下文化庁と交渉中でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お尋ねの光化学スモッグが発生した場合に、具体的に学校の生徒にどういふ措置をするのかという問題にお答えをいたしますが、直ちにこうしろという対策は簡単にはございませんので、県、市の公害担当から警察、教育委員会等の関係者が集まりまして、平常時にあるいは光化学スモッグの注意報を発令したときに、あるいは実際に光化学スモッグが発生をした場合の対策、それから健康被害が出た場合の措置、幾つかの段階に分けてましてごまかく協議をいたしておるわけでございます。主として、教育委員会の各学校、教職員の先生方にお願いをしなければならぬ問題が多ございますが、及び校医さんないしは医師会のほうにもご協力を得なければならぬ問題等も多いのでございますが、細部につきましては、長くなりますので、省略させていただきますが、それぞれの対策、各段階における対策について、ただいま鋭意協議中でございます。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 一点目の三菱油化の問題について、あまり時間が残っていませんので簡単にやりたいんですが、油化が買収しようとした地域は工業地域となっているが、今後はどのように地元と協力して土地利用を進めようとしているのか、それから油化以外の公害の発生のおそれのない企業の誘致をあらためて考えられるのか、この点について簡単にお答えをいただきたいと思っております。

それから、陳情のことでございますが、河原田や磯津からの陳情について、単に陳情として受取っているというふうな非常に冷たいそっけないことではだめだと思っております。油化が進出を計画したときから暗に協力をなさってきた市としての立場もあることだと思えますから、油化が断念をしたというこの事実の上に立って、どのように受けとめ、どのように回答しようとなされておるのかをお尋ねしたいと思っております。

その次に、光化学スモッグの問題については、一応市長の言うとおり、まだいまだに原因がつかめていないわけです。観測体制についても強化をしていくんだと、たいへんいいことだと思えますが、四日市は巨大な石油コンビナートを持っておるが故に、より一層市民の不安も強いだろうと思えます。したがって、小手先の対応策ではなくて、市民が原因がわからないまでも、市民が安心できるようにそういう対応策を、市民が理解できるように方法で発表していただきたいと思っております。これは要望になったと思っております。

それから、雇用対策の問題につきましては、加藤助役さん、なかなか北海道へ行かれてご苦労さんでございますが、長々と説明を聞きましたので（笑声）若干時間が足りなくなりましたけれども、たいへんけっこうなことだと思えます。しかし、労政、こういうふうなことで雇ってきた人も、大勢はやっぱり中小企業に流れていくと、その場合先ほど申し上げたように非常に労使間の紛争が年々エキサイトをしてきておるといふこの現状をとらえて、県の労政課で何とかかんとかということでは、なかなか本質的な問題にも実はならぬと思えますし、さらに、大企業と中小企業の基盤の違いをいろいろと市長答弁なさっても、具体的な問題の解消には実はつながっていかないと、そこで民政課の中でどれだけ現状をつかんでおられるのかわかりませんが、労政について携わっておるやつを独立した課をつくっていただいて、そんなふうに分争の起こる前に行政当局としての指導が実はできると思えますし、やれば紛争は必ず減ってくるだろうと思えます。で、この前もちょっと話したんですが、労政課をつくれれば、それは失対の事務所みたいなものだというふうなことで言われましたけれども、そうでない市もあるそうです。ですから、もう少し進んだ立場でこの問題について取り組んでいただきたいと思っております。

それから、交通対策で駐車場の問題についてですが、何かこの駐車西につくられる駐車場で、有料の部分と無料の部分をつくるんだと、その区分が非常にむずかしいという答弁をいただいたんですが、やっぱり公営の駐車場は、す



ただ、私はそれでは市役所へ来た人、お客さんで来られた方全部有料というのはいかがかと、かように考えておりますので、そういう点について今後管理上の面で配慮をしていきたい、こういうことでございます。

○議長（服部昌弘君） 公室長。

〔公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○公室長（三輪喜代司君） 陳情につきましては、ただいま事務的にわれわれのほうへ回ってきておりますので、検討を加えております。なお、これと同じようなものが議会にも出ておると思っていますので、委員会でもご審議いただくといいようなこともございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時休憩

午前十一時十三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 陳情書等につきましては、決して積んでおくだけということはいたしておりません。十分検討させていただきたいと、さように思っています。

○議長（服部昌弘君） 後藤寛治君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 通告いたしておきました問題について、質問をいたしたいと思えます。

われわれ庶民の日々の生活の中で一番の関心事は、何といっても年々上昇していくところの消費生活財の価格、すなわち物価問題であろうかと思えます。われわれが日々、人一倍の努力をして、より多くの収入を得ても、あるいは闘争によって勝ち得る賃金の値上げも結局のところは物価とのイタチごっこのような現状ではないかと思われれます。ことに、この中でも日常生活にどうしても欠かせない生鮮食品の問題は、政治の力によって解決していかなければならぬと思うのであります。政府でも、経済企画庁を中心として物価安定策をいろいろの形でとっておるわけですが、なかなか簡単に解決できる問題ではないことはご承知のとおりでございます。本市でも旧庁舎の一部で消費センターを設け、この問題に一役立たせようとおるようですが、これもまた何かに役立つことと思えますが、市としては、四日市を住みよい町にするためには公害問題もまことに重大なことでございますが、市民生活に直接関係のある生活物資をいかにすれば、一般市民の手により安く、しかも良い品物が行き渡るかということも考えることも公害問題さることながら、きわめて大切な問題ではないかと考えるのでございます。複雑な流通機構、高くて不安定な価格、生鮮食品の流通問題は、全国的に問題化されておるのでございますが、本県でも、さきに農林省が制定いたしました市場法に基づきまして、県内、各地に平均二、三カ所はあって乱立ぎみの市場を一カ所に整理統合することを検討中とか聞いております。中でもその実現に最も熱心なのが当四日市だといわれておるのは、まことに結構なことでございます。具体的にどんな形でそれが進められておるのか、当四日市の構想がありましたらお伺いしたいと思えます。

河原田問題につきましては、さっき小林議員から質問がありましたから取りやめるつもりでございましたけれども、少し私の違うところがありますから、私の考えを述べさせていただきます。

反公害運動によって、油化の進出は一応取りやめられたかのように、知事では見ておりますけれども、会社側としては決してこれを全面的にあきらめたのではないと私は考えるものでございます。十二月の議会で突然河原田問題が出まして、われわれ市民クラブでは、その日に、議会終了後、市民クラブに市長を呼んで事情をただしたのでございます。市長は、スクラップ・アンド・ビルドという形で受けとめておると説明はいたしておりましたが、これまでの経緯もありましたので、会派としてもこの経過に神経をとがらせておったのでございます。ところが六月二日、田中知事から反公害団体や周辺市町村の強い反対運動の前に用地買収交渉を中止したと、ひとまず、白紙に戻すことにしたという発表がありました。これによって反公害の焦点でございました油化の新建設問題が終了したかにもえますが、しかし、会社側では河原田進出を全くあきらめたものではないと強調しておりますし、地元住民もまだ手放して安心はできないと、企業に対する不信と警戒心を残しておるのが現在の状況だろうと思っております。ところが六月九日付の新聞で四年ぶりに産業構造審議会の化学工業部会が再開され、化学工業のビジョンづくりを始めようとしているのであります。この問題に関連して、石油化学工業協会の会長、岡藤次郎氏三菱油化社長はこういっておられます。「五十年にはエチレンの需要は五十万トン割るだろう」と「だから新設、増設は五十年まではストップすべきだ」、三菱油化の河原田計画の中断には、そういったことも含め、いろいろと理由はあろうかと思っておりますが、市長として今後この問題をいかに処理していかれるか、需要が伸びてきた場合、再びこれを認めるのか、その点お伺いいたしたいと思えます。

河原田地区の開発は、住民全体の問題でございます。もし、地区民が土地の買却を望むならば、他の企業、もちろん公害の生じない工業を誘致する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 物価問題、特にその中に私たちの日常生活上、きわめて関心の深い問題でございますが、鮮食料品の価格の問題は、われわれの生活にとってたいへん重要な問題でございます。したがって、本市といいたしましても三月議会で市長から説明申し上げましたように、あるいは新たに消費者センターを設けるなり、あるいはモニター制度を採用すると、同時に流通問題を改善をいたしますために、卸売り市場整備促進協議会という会合を持ちまして、今日まで卸売り市場をどう合理化をすればよいかということについて検討を重ねてまいりました。

この整備促進協議会は、構成は現在四日市においていわゆる仲買人あるいは買参人等が入っております青果五つの市場、それから鮮魚三つの市場の会社の責任者及び学識経験者として名古屋の市場の役員さん、あらには大学の教授あるいは県の水産、商工課の担当の方々等が入りまして、今日まで検討を続けてまいりました。ようやく今日に至りまして、将来、これらの市場をどうしたら一番合理化できるかということについての意見のほぼ一致を見つづるといのが現状でございます。四日市の現状を申し上げますと、青果五つの市場で年間の取り扱ひ量は約四十五年度で二万八千トンから三万トンぐらい、金額にいたしますと十八億から二十億ぐらいという状況でございます。で、これらの青果の集荷の状況を見ますと、県内では約四五％、県外から五五％ということになっております。このうち四日市から集荷をいたしますのが一五％程度でございます。鮮魚の三つの市場を見ますと、年間の取り扱ひ量が一万トンから一万二千トン、金額にいたしまして大体二十六、七億ということになります。そこで、これらの八つの市場に登録をされております仲買人あるいは買参人の方々は約千人でございますが、そのうちの七五％が四日市の市内の方々でございます。残りの二五％というものが周辺の各都市の方々でございます。したがって、現状あるこの八つの市場は、四日市の市民の台所をまかなうという点ではきわめて重要な役割りを果たしてい

るかと思ひますが、周辺部への影響力はきわめて弱いということがいえるわけでございます。また、集荷にいたしましたも、それぞれの市場の規模があまり大きくございませんので、産地の大口供給者と直接契約を取り結ぶということが非常に困難になりつつあるというふうな状況でございます。したがって、名古屋の市場からの転送ものが、この中で約二〇％程度あるかどうかというふうに見られるわけでございます。あるいはまた、市内の大口需要に必ずということがきわめてむずかしいというふうな状況になっておるわけでございます。

そこで、これらの市場の統合をいたしまして、直接産地の大口供給者と出荷の契約をできるように、荷受けの契約をできるようにすると、そうすることによって、市場の現在取り扱っております各消費者のワクを広げることができるのではないかと、さう考へるわけでございます。

これらの点につきまして、統合をどうしたらよろしいかというふうなことの検討を進めておるわけでございます。そこで、大体の目標を昭和五十年に置きまして、その取り扱ひ量を青果で五万トン、果実で三万五千トンくらいにいたしたい。水産にいたしましては、二万八千五百トンくらいにふやさうというのが私たちの一致をした結論になっておるわけでございます。そのおりの対象人口を大体三十万人と置いております。昭和五十五年には、これを三十五万人にいたしまして、青果を六万一千トン、果実を四万三千トン、水産三万五千トンという程度にしようという計画でございます。

そこで、それでは市場の実際の規模はどの程度になるかと申しますと、これらのものを取り扱ひのに十分な用地というものは、大体十二ヘクタールくらい要るのではないかと、その中には卸売り市場約一万平米、駐車場五万平米あるいは団地関連の商品売場七千二百平米、あるいは関係業者の事務所を四千三百平米等を組んでおるわけでございます。そして、現状とそれを比較をいたしてみますと、現状のこの五つの青果の市場を合わせましても、二・四ヘク

タールということでございますから、新しくこういったものを設立をいたしますと、きわめて余裕のあるといひますか、取り扱ひに非常に合理的な取り扱ひができるのではないかと、さうなところまで研究を進めてまいったわけでございます。そこで、これらの新しい団地を成功させますためには、五つの市場が、あるいは水産三つの市場がばらばらでこの中に入っていたんでは、あまり合理化ができないということで、現在、青果五市場と鮮魚三市場とで話し合ひをいたしておる段階でございます。青果の五市場については、ほぼ一つに統合しようということに意見の一致を見つつあるというのが現状でございます。で、さらにこれらのものが整理統合をされまして、ただいま申し上げました規模の市場をつくるにいたしましても、相当な金額が建設費に要するというところでございますので、その資金手当てについて、どういふ資金を活用するか、あるいは市からどの程度の力添えをするかということについて、現在検討をしておるといふ段階でございます。いずれこれは詳細につきましては、また別途委員会等で詳細をお話し申し上げ、もう少し進んだ段階では最終的に議会の皆さま方ともこの市場の建設についてご協力を賜わってスタートをさせていただきます。かように考へておる次第でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどの質問もお答えをいたしました。が、会社の意思表示等につきましては、一応会社から一応中止をするということでございますが、今後のこの問題処理に関連をいたしまして、一般的な問題といたしまして、化学工場のある工業都市といたしましては、古いプラントの改良新設をするような場合にはどうすればよいのかという問題、さらには

た、公害防止計画との関連において、公害防除等の施設を根本的にどのように解決していけばよいのかというような問題があるわけでございます。

ご承知のように、四日市市は昭和四十三年十二月一日から大気汚染防止法の計値規制方式というものが採用をされまして、四十七年一月五日から、ご承知のように計値が七・〇一、最大着地濃度が〇・〇一二PPM、さらに四十八年の一月一日からは計値が六・四二、最大着地濃度が〇・〇一一というようになり、新增設の場合には、特別排出基準が適用されました、この四十七年の一月一日からは計値が五・二六から二・九二という非常に強い規制値が採用され、したがって、最大着地濃度が〇・〇〇五PPMということになることになっております。したがって、このようなきびしい排出基準を適用する中で、これが実施されるわけでありませんが、やるとすれば、実施されるわけでありませうけれども、私は大気汚染防止という観点からすればですね、いろいろのまた排水汚濁の防止というような観点からすれば、排煙脱流の用地も非常にたくさん要りますし、また水質汚濁防止のための活性汚泥処理等につきましても、非常に大きな用地が要ると、やはりこういう場合には、相当広い用地が要るわけでございまして、新しい施設をつくって公害を根本的に計画して解決していくというためには、私は望ましいのではないかとこの観点から、従来は私はこの進出計画を支持してきたわけでございまして、そういう面からいろいろの公害防止のための技術的な問題等、数字的にもいろいろ担当者でただいま詰めておいたわけでございますが、一応中止するという話があったわけでございます。

ご指摘のように、五百万トンも業界でポリエチレンが処理をされて、もう過剰だと、しかしながら特に最近はこの公害、いわゆるポリエチレン等の廃棄物の公害というものが、製品の公害というものがたくさん言われ、またポリ塩化ビフェニールの公害と同じように最近またナフタール酸の問題というようなものも最近いわれております。新聞の報ずるところによれば、ナフタール酸の製品が輸血の血液を入れた容器から溶け出して、それが非常に悪い作用をし、危うく死ぬような状況にまで立ち至ったというような問題もあるわけでございます。

私は、石油化学のこういような問題から考えて、将来石油化学というものが従来のような勢いで製品が開発され伸びていくかどうかにつきましては、非常に大きな疑問が出てきておるのではないかと、さように判断をいたします。したがって、現時点においては生産過剰であるというような問題も五十年になれば、それがスムーズに解決するかどうかという点については、私は非常に大きな問題が内在をしておるのではないかと、さように考えます。したがってこの計画がどうなるかということにつきましては、今後のこのような製品のいろいろの問題をどのように解決をしていくかと、そしてまた新しい用途がどのように開発されて人間の生活を潤していくかということが根本的に解明されない限り、私は生産過剰の問題は簡単には解決しない。この生産過剰が解決しない限り、新しい用地を求めて製品をやるということにつきましてもいろいろ問題があるわけでございますが、四日市市の川尻工場につきましては、ご承知のように、古いプラントで小さい設備がたくさんあって、それが困るんだと、そしてまた、それが公害の一つのある原因になっておるといふような点からすれば、これをやはり新しいものに切りかえていくというものはある時期には必要なのではないかというように私は判断をいたしております。しかしながら、この用地がどのように利用計画をするのかと、そしてまた、誘致計画があるのかということにつきましては、先ほども質問がございましたが、ただいまの質問につきましても、そういう点がございましたが、お答えは同じでございます。誘致計画というものは持っておりませんし、しかしながら、農業用地上、決して優良な農地ではないというように考えますし、最近の米作事情から考えれば、やはり交通条件等、港の条件というようなものを考えますと、やはり工場適地であると、ただ虫食いの状態に食い荒らされるといふことにつきましては、工場用地立地上、非常にまずいのではないかと、さように判断

をいたしております。したがって、これは将来の情勢を見きわめた上でいろいろと県とも、県、市と協調して対処したいと、さように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 回を追って、逐次質問をしたいと思っておったことを加藤助役のほうから全部答弁されたような感じを受けまして、（笑声）ちょっと戸惑うような形になりますが、県内の卸売り市場は、愛知県など県外から独自で集荷してくるスーパーマーケットの進出とか、またそのほかに例をとってみますと、富田、富洲原地区でやっておりますところの水産加工業者が、直接名古屋の大手市場から原料の仕入れをやってくる、要するに地元の小さい小規模な市場を利用せずに集荷してくるといいますか、仕入れてくる量によって県内の市場が、どれだけの痛手を受けておるか、こういう数字がわかりましたら、お示しを願いたい。

次に、いろいろの機会にいろいろの構想を聞かされておるのでございますが、たとえば食品団地といいますが、市場といいますが、この七つの、八つですか、市場をまとめて市場をつくられるという計画は、現在どの辺にたくろうと考えておられるか。それは四日市北港の埋め立てに使った山のあと地三十八万坪の中につくるのであるとか、あるいは生桑の東につくるとか、桜の台地につくられるのであるとか、いろいろ聞いておりますが、どの辺に構想を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、これにかりに市場ができましたら、ものが豊富に集まってくる。もう一つは、したがって、物価が安定するということがねらいでございましょうが、それが市民の口に入る場合、魚も野菜も現在よりは、どの程度安くなるのございましょう。（笑声）こういう構想を練っておられる以上、すでに基本調査はされておられるものと思えます

ので、調査された数字をお示し願いたい。

次に、団地、すなわち用地、施設、建物などのためにどれだけの費用がかかるか、また、その費用はどのように処理されるか、市の補助、起債などについて伺っておきたいと思えます。

さらに、この構想が実現していく場合、現在、市内各所に一、六、二、七、三、八というような露店の市がたっております。これに対する行政指導をどう行なわれるかについてもお伺いしたいと思います。

以上、一つスーパー進出、各業者などの県外よりの購入数字、二つに、団地ができた場合の物価の調査、三つ目に団地造成の費用と支出の内容、四つ目に、今後の露店対策について、以上四つの点についてお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） たいへんむずかしいご質問でございますので、お答えになるかどうかわかりませんが、まず、この市内の大口需要者、たとえばスーパーであるとか、あるいはその他会社、工場が直接仕入れるというようなものが市場を通さないで、直接名古屋の市場なりあるいは産地から荷を引いていると、それがどの程度になるかというところでございますが、なかなかこの調査は困難でございます。現在では把握をされておりません。現在のこの八つの市場で取り扱っている量は、大体三〇％ぐらいになるのではないかと、いろいろに推測をいたしております。その程度でございますのでご了承を賜りたいと思えます。

それから生鮮食料品の値段が、この市場をつくったらどの程度安くなるかということでございますが、これも非常に物価問題でございますので、市場が統合されたら直ちにそれが生鮮食料品の価格ダウンにつながるということは、非常にむずかしいといわざるを得ないと思えます。ただ、市場ができました場合には、生鮮食料品の価格について、

消費者の声を反映させることができやすい機構にすることができるといふふうに私は考えております。

これは、現に金沢のほうでもそういうような処置が十分講ぜられておりますので、私もそういった面について努力をいたしていきたいと、かように考えておるわけでございます。

それからその次に、建設費の問題でございますが、これは資産で約二十億ぐらいになるのではないかといいふりに見ております。もちろん、二十億ぐらいになると申ししても、土地の値段なりあるいは建設のしかたによりまして、かなり幅があるものでございます。したがって、大体、二十億ぐらいになるのではないかという検討で、それをどういふふうな資金手当てをしていくかということについて、現在検討中でございますので、案がまとまりましたら別途ご報告申し上げます、またご援助もお願いしたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、候補地をどこにおくかということでございますが、ただいま後藤議員さんがおっしゃられたようなところが候補地になっておるわけでございまして、(笑声)いまここでどこにするかということについては、いささか時期尚早であろうと思っておりますのでお許しをいただきたいと思います。

それから露店市の問題でございますが、市内に十三カ所ございます。そのうち、路上の市場は六カ所であるといふふうに記憶をいたしておりますが、これらの市場は、それぞれの地域において、ある程度特色のある商売をいたしております。したがって、こういった市場が存在すること自体は悪いことではないと思っておりますが、路上にある場合には、交通の問題、あるいは衛生の問題等がございますし、さらにスーパーの進出等によりまして、これらの市場が非常に影響をこうむるというような問題もございますので、でき得れば、協同施設を設けるように指導をしていきたい。衛生上、交通対策上あるいは市場そのものの体質の強化というようなことを考えまして、協同化の方向について行政指導をしていきたい、かように考えておる次第でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(服部昌弘君) 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 およそのことは見当がつかまりましたけれども、この仕事はきわめて大きく、またなかなかむずかしい問題が、その過程においてたくさんあるものと考えられます。

費用の点で、各業者分担させるといふことは、とてもできるものではないように考えられます。それはもうすでにここに四日市市卸売り市場整備基本計画というりっぱなパンフレットのようなものをつくって、各荷受け業者に説明の機会をつくっておられるということ聞いております。この建物などは、一見したところ、もう完全なりっぱな中央市場の構想だろうと私は考えられます。

一つの例を申し上げますと、ただいまも金沢のお話が出ましたが、姫路または金沢におきまして、市が中央市場のりっぱな上屋をつくりまして、業者に入居をここで求めましたところ、各業者のいわゆるお家の事情がございまして、三年も五年もあき屋のままでおったようなこともあるのでございます。早急に実施ということはなかなかむずかしいことで、その実施の過程に要望として若干申し上げておきたいと思っております。

まず、食品団地の立地について、市はコンサルタントなどによって検討しておられるということですが、私は立地といたしましては、一号線と名四国道の間に設立すべきだと考えます。この線を一キロ以上離れたところでは、その機能を十二分に發揮することはできないと思う。その理由は、どんなに輸送形態が昔とかわりましても、四日市は岐阜や埼玉の大官とは違います。伊勢湾という自然の恵みのある土地柄でございます。海路より運び込まれる物資を山間の団地まで運び込まなければならぬということは、避けるべきだと思います。トラック輸送については、名四国道、一号線により近いほどよいわけでございますが、さらに団地を利用するもののが大半が、さっきも助役さんの

お話に、七五%がその近辺といわれましたが、大半がその近辺に店舗を持っておるのでございます。どうしてもこの辺がよいと考えられます。十二月の議会で承認いたしました霞ヶ浦埋め立て地の十四万坪の土地造成がされ、その中に四万坪ほどの食品流通センター用として決定されているところがございまして、これを使用するのも一つかと思えます。

次に、団地づくりの費用の件でございますが、当初の市の計画といたしましては、卸売り市場整備基本計画という一見すると中央市場のようなまきらわしいような計画でございますが、中央市場なれば、もちろん国、県、市でもって一〇〇%持っていたらいいんじゃないかと思いますが、これには、さっき、助役さんが言われました大体二十億程度ということですが、これにははつきりと十六億九千九百九十九万円という数字が出ております。かりに、この金額を八社で割ってですね、要するに鮮魚三、青果五つの業者八つで割っても二億一千万円ですか、これが年六%の利息でもって千二百六十万円という利息を年間払わにやらぬとやっていけません。おそらくこの八社の中でその利息の消化できる社が何社あるかと、ちなみに富田港魚市場の今期のあら利益は、大体一千万ぐらいだと思います。この利息だけに及ばないのでございます。

この計画には、なかなかそういうわけではいきにくいものがあります。でき得ればですね、この費用は市においていかようにか考えてやれば、各業者の足並みはなかなかそろいにくいように考えられます。その点むずかしいでございますが、市当局といたされましても、極力この経費の捻出に力を入れられまして、ご指導を賜わらぬことを切にお願いして私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時五十三分休憩

午後零時五十分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私、これからお尋ねいたしますことは、すでに通告申し上げましたとおりPCB汚染並びに光化学スモッグの調査についてと、文化財等の保存についての二件でございますが、いずれも午前中の小林博次議員の質問の中に触れておられますので、私はできるだけ重複を避けてお伺いをいたします。

PCBの汚染問題が表面化したしたのは、去る四十三年に北九州で約千人の患者が発生いたしましたカネミライソオイルの油中毒事件からでございます。それ以来、このPCBすなわちポリ塩化ビフェニールという新しい物質につきまして、各方面から注目されてまいったのでありますけれども、特に、最近に至りまして高知、大阪、京都あるいは東京都などでこれが母乳に含まれておるといふところから、非常に国民の強い関心を呼んだわけでございます。その後はほとんど連日のように新聞紙上にPCBに関する記事が報道されております。

そもそもPCBにつきましては、これが揮発性がきわめて薄く、また沸点が高いといふいわゆる非常に安定度の高い物質であります。ために、一度体内に入りますと簡単に分解、排せつされないといふところから、いわゆる体内への蓄積が問題になってくるわけでございまして、急激な症状ではなしに五年、十年後にどのような症状となつてあらわれるかといふところに、この物質のおそろしさがあるわけでございます。しかも、このPCBは冷却剤あるいは熱媒体、あるいは溶剤として電気機器をはじめといたしますプラスチック製品あるいは感圧複写紙、すなわちノーカーボン紙その他インク塗料などの溶剤として多量に含まれておるわけでございまして、これが最近の新聞紙上であらわ

れておりますように、あるいは敷島パンの包装紙だとか、あるいは高知におきますかまぼこなんかの包装紙、ちくわなどの包装紙に使われて問題になっておるということでございまして、また、同じく電気器具工場なんかの排水からこれが魚貝類に移りまして、たとえば松江の宍道湖のしじみだとかそういうようなところに多量に含まれてまいったというところで注目をされておるわけでございます。このPCB新しい物質というものがこのように各方面に検出されてまいったときに、ちょうどわが四日市におきましても三菱モンサント化成がこれを生産しておったことを知らされまして、私どもは非常に大きなショックを受けたわけでございます。PCBの国内の生産会社はいま申し上げました三菱モンサント化成四日市工場のほかにもう一社、鐘淵化学が生産しておるだけでございます。したがって、私どもがこの報道にショックを受けましたのは、いわゆる、PCBのいま申し上げました毒性のみならず、公害のデパートといわれます四日市において、しかも、私どもが日夜公害の町四日市のイメージチェンジをはかろうとしておるこの際において、また新しい公害物質が出てきたというところに大きなショックがあるわけでございまして、すなわち、PCBお前もかというのが私の率直な感想でございます。これは必ずしも私一人ではなく、おそらく多くの四日市市民の方の受けた感じではなからうかというように私は考えております。そこで、この三菱モンサント化成で生産されておりますPCBの問題につきまして、これからやや詳細にお尋ねをいたしたいと思いますのであります。かなりの項目にわたりますので、また逐一ご答弁を賜りたいと思っておりますので、どうか漏れないようにお聞き取りのほどお願いいたします。

まず質問の第一点といたしまして、市当局が三菱モンサント化成のPCB生産をご承知になったのはいつであったかと、そして、それに対して当局として国、県へこの汚染調査を請求されたことがあるかどうか。これが質問の第一点。

二番目といたしまして、同社がPCBをいつから生産を始め、また最近生産を中止したと聞いておりますけれどもいつ生産を中止したのか。すなわち、どれだけの期間生産しておったのか、それをお伺いいたします。

第三点といたしまして、その間の同社のPCB生産量が全部でどのくらいの量になったのか。同時に三菱モンサント化成はどの方面へ出荷しておったのか、その用途でございまして。

第四点目といたしまして、最近騒がれましたこのPCB汚染のために生産を中止するばかりでなしに、メーカーとしては製品を回収しなければならぬという通産省の通達が出ておりますが、その回収したPCB、あるいは製品として残っておる在庫品、それがどのように無毒化の処理をなされておるか。

第五点といたしまして、昨年八月ごろから実は同社の工場従業員の数人がこのPCB被害と思われる症状を訴えました。このために四日市の労働基準監督署が去る三月の十五日にその調査を行なったはずでありますけれども、その結果を聞いておられますかどうか、その点をお教え願いたい。

第六点といたしまして、この三菱モンサント化成のPCB生産が表面化いたしますと同時に、最近県の公害センターと同じく県の衛生研究所が汚染調査を行っております。この調査を行ないました対象地点はどこであったか。また調査の検査対象は何であったか、いわゆる調査内容についてお教えを願いたいと思っております。

第七点といたしまして、この県の調査にあたりまして、市当局はどのような連携を保ち協力をしてまいられたか、市の態度をお伺いしたいと思います。

第八点といたしまして、県の調査はこのほど終了したと聞いておりますが、その結果はどうであったか、もし、この結果がまだ公表できないとすればその理由は何か、ご承知であればお教えを願いたい。

以上の八点についてご答弁を願いたいと思っております。

次に、光化学スモッグの件でございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように小林博次議員からの質問もあり、その答弁もございましたので詳しくはお尋ねいたしませんけれども、その際の市長のご答弁の中に、この庁舎の上にオキシダントの測定器があつて、現在活動してあるというお話がございました。で、ことしになってから光化学スモッグの注意報を出すような、もっと具体的に申し上げますと、オキシダントの濃度が〇・〇一五PPMになつた事態があつたかどうか、あつたとすれば何日であつたか、それをお教え願ひたいと思います。それから、いま申し上げました市庁舎の屋上のオキシダント測定というものは地上から四十メートルないし四十五メートルの高所にあるわけでございますけれども、そういう高い所で測定していることと、着地濃度にはかなり相違があるんじゃないかというふうに考えるわけでございますので、その点について当局のご見解を承りたいと思います。

これが、光化学スモッグについての質問の件でございます。

次に、問題を改めまして文化財等の保存に移りたいと思いますが、この問題につきましても先ほどの小林博次議員の質問の中に出ておりました。したがうしまして、重複を避けて、まず文化財の保存の基本的な問題からお伺いをしてまいりたいと思ひます。といひますのは、昭和二十八年の末に四日市では文化財条例と同じく文化財規則をつくつておるはずでございますが、この文化財規則第三条で文化財の指定と認定の項が設けてございます。しからは、指定と認定とはどういふ差があるのか、どういふ相違があるのか、それをお教え願ひたい。何しろ古い条例規則でございますので、私はその条例規則が制定されました当時のいきさつを存じませんので、はなはだ基本的な問題でございますが、これをまず承つておきたいと思ひます。

それから第二点といたしまして、先ほど教育委員長からもご答弁がございましたように、市内には二百七十五カ所の埋蔵文化財の遺跡があると聞いておりますが、その遺跡から出ましたいわゆる埋蔵文化財としての出土器の点数は、いままでどのくらいにのぼるのか、そしてその保管はどのようにしてやっておられるのか、その点をお伺ひしたいと思ひわけです。

第三点といたしまして、先ほどもちよつと申し上げましたように、四日市市文化財条例の中に第四条といたしまして、「教育委員会は法の精神にのっとり、予算の範囲内で次に掲げる事務を行なう。一つ、文化財の指定解除、管理、顕彰。二、教育委員会が指定した文化財の管理並びに修理に要する費用の補助金の交付。三、その他文化財の保護上必要と認める事項。」という条項がございます。

これによりまして、少なくとも四日市市として指定いたしました文化財については、その管理、維持、修理などについての責任が四日市市の教育委員会にはあるかと思ひます。すなわち、市指定の文化財の保存について、いままでのようなことをなさつてこられたか、その実績のご報告をお願いしたい。かように思ひわけでございます。

以上、第一回の私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（圃浦和己君）登壇〕

○環境部長（圃浦和己君） お答えいたします。

PCBの製造を市内の三菱モンスター化成四日市工場で作つておるといふことを発見した時期でございますが、これは、公害防止計画を策定をいたします四十四年の段階で、各企業の五十年までの事業計画の調査をいたしました段階では、事業計画の中に入つておつたわけでございますけれども、それはいわゆる、PCBという名称ではなくて、別な表現の工業薬品の製造ということになつておつたようでございますが、衛生部長に命じられました私といたしましては、公害防止計画五カ年計画の内容を克明に拾つております過程でこれがいわゆるPCBであるといふことがわ

かったのは去年の年末ごろでございます。

第二点の生産開始及び閉鎖をしたのはいつごろかという質問でございますが、四日市工場からの報告によりますと昭和四十四年の六月に製造を開始いたしましたして、四十七年、すなわち、本年でございますが三月十一日に生産を中止いたしております。その間二千四百五十五トン生産をしております。出荷先につきましては、主としてこれは県並びに通産省において追跡調査中でございますが、工場が直接製造工場に出荷するのではなくて、商事会社その他流通機構を経由いたしておりますので、詳細については、目下のところ先ほど申し上げました量と合致する全部の出荷先は常握しておられないのが現況でございます。

第四点の回収品の処理でございますが、現在モンサント化成四日市工場には回収いたしましたPCB、主として三塩化ビフェニールでございますが、約四十五トンほどございます。これにつきましては、いわゆる第二次公害を起ささないような処理が必要をわけでございますが、ご案内のように千百度ないし千四百度といわれております高熱の焼却処分が必要でございますして、同工場ではこれに合致するような焼却炉の建設が終わりまして、目下、試運転といえますか試験だけをやっているようでございまして、近くそれによる焼却処分をするであろうと思っておりますけれども、私は四日市市の立場から、その処理をされるときでも通産省なり、あるいは環境庁なり、あるいは科学技術庁なり国の機関の点検といえますか、検査といえますか、十分なこの焼却炉でこういうふうにして焼却したらば無公害だということが確実になるまでは、りっぱな焼却炉ができたからといって工場、いわゆる、民間ベースで処理をしないほうがいいのではないかと思います。ご趣旨よくわかりましたのでそのような方向で交渉をいたしますということにしております。二、三日前のことでございますので、そういう方向で市の工場でも、それから企業の立場でも十分慎重に処理をするような方向にしていきたいと、考えておるわけでございます。

第五点の労働基準監督署が労働災害の観点から、工場社員の健康管理の査察をしたということを知っているかというお話でございますが、これは四十六年度において発生いたしました、同工場の水銀中毒患者に対する労働災害の最終的な調査、というのが行なわれたように聞いておりますけれども、PCBによる同じような問題だということは、まだに聞いておりません。

第六点の、しからば、こういったいろいろな問題のあるPCBの汚染状況の調査をやった場所と、内容について述べるということでございますが、PCBというものが、いろいろと人の健康に被害を及ぼしているんだということが大きく言われ出した直後に、三菱モンサント化成で工業原料としてのPCBをつくっているんだということを承知した四日市市の担当者といましては、なるべく早く、おっしゃるような調査をしようじゃないかということを考えまして、調査をするためのいろいろな問題点を検討してみましたところ、測定の方法、測定の基準方法、そういったことがごく最近まで国からも県からも示されたものがございまして、あわてて環境庁に照会をし、県とも話し合ってみたわけでございますけれども、一番最初はご承知のように石炭や石油からベンゾールを取り出してきて、それに蒸留した塩素を加えてPCBをつくるんだと。そのプラントは一〇〇%密閉されたプラントの中で工業化されるのであるから別に工場自体には汚染の心配、公害の心配はないんじゃないかというふうな一ころは受け取り方でございましてけれども、だんだんと交渉をしている間にいまのような騒がれ方もしまして、調査をするということになったわけでございますけれども、おっしゃったように国民といえますか、市民の生活環境に広く分布されております、ただいまご発言がありましたように閉鎖型、あるいは開放型といえますか、わたしたちの日常生活の中ですぐ口から、手から、皮膚から入り込むようなもの、食べ物というものにもあるようでございますし、それから電気製品、耐久消費材のある部分というふうな密閉されたところにもあるようだというふうなことで、さて、調査をするとして

どの範囲をどこでやっていくかということに、いろいろと問題がございましたけれども、結局のところ県公害センターが持っております測定器具及び県の衛生研究所が持っております測定技術というもので調査するわけですが、問題は人でございます。そんなものを合わせまして調査することになったわけでございますが、公害担当部局の側からは四日市港及び工場周辺にどの程度汚染の範囲が広がっているかを調査をし、衛生部局では衛生研究所を中心とし、衛生部局では保健所の機能も加えていまおっしゃったような母乳とか魚貝類とか、あるいは、野菜、くだものとかそういう日常生活品の中にどの程度のものが流れているかを調査しようじゃないかということになったわけでございます。具体的には、四日市の大井の川の河口で一カ所、四日市港の港内で三カ所計四カ所の水質と底質汚泥をそれぞれ測定をしたわけでございます。さらに、母乳、牛乳、鶏肉、カレイ、アサリそんなものを衛生研究所が担当いたしましたして調査をいたしましたわけでございます。その内容の結果は、分析をしておりますそれぞれの部局で整理をいたしまして、二十日ごろ知事発表として県が発表するからそれまでは待てということでございますので、ご了承願いたいと思っております。

市のこれに対する協力の態度、第七番目でございますが、市はもちろんいま申し上げましたようにPCBの調査をやるんじゃないか、やってくれということをもむしろ四日市市から県に強く突き上げてやったというふうないきさつもございまして、十分協力をする予定であったのでございませうけれども、わたしも詳しいことはわかりませんが、これを測定をいたしますにはエックス線取り扱い資格者が必要だそうでございます。その資格をもっているのが四日市市の環境部にはおりませんので、及び、ガス・クロマトグラフィーの機械はございますが、それにECDという付属機械が金額にして五十万くらいのものでございませうが、それがまた市のほうにはございませんでしたので、協力といえますか、主導権をもって市で調査をしたいという意思があったにもかかわらずできませんでしたので、そういう

調査をやりますための準備に積極的な協力をするということで、この調査に臨んだわけでございます。

ご質問の各項にわたりました、断片的でございましたがPCBの問題についてお答えを申し上げます。

さらに、第二点の光化学スモッグについてのお尋ねの問題点は、庁舎の塔屋に光化学スモッグの測定機器を四十七年度予算で予算化していただきました、さっそくに購入をいたし、設置をいたしまして毎日稼働をしております、先ほど、ちょっとお答えいたしましたように県の在来からあります県公害センターに一台と、市の庁舎に一台と二台ございまして、光化学スモッグといいますがオキシダントの濃度が一日のうちで一番高くなってくるのが十二時から一時でございますので、その時間に市の測定値を県の公害センターに毎日通報をしております。日曜日のおきでもやるようにしております。もう一台は、県公害センターに移動車がございましてオキシダントの濃度が非常に高くなってきた場合には、その方向に向かって出動をするという形でございませうが、先ほど小林哲夫議員が光化学スモッグの警報を発令するのは〇・〇一五と申されましたが、警報発令には〇・一五PPMでございます。その警報発令する〇・一五PPMになった日は今年になってまだ一回もございませう。予報を出します〇・一PPMになった日もまだございませう。で、大体市の庁舎の自動観測器によりまして〇・〇二三、二四、二五その程度の濃度でおさまっているようにございませう。

大気汚染防止法の法律によりまして、オキシダントSO<sub>2</sub> ないしはオキシダントの測定の義務は、権限と義務は四日市市長にございます。そして、予報や警報を発令する権限は知事にございますが、私たちおいたしましては、市民を守るための測定の義務がございませうので、今後とも、この機械を十二分に活用いたしまして測定に万全を期していきたいと思っておりますが、お尋ねの四十五メートルもある地上の高さのところ測定をするのと、地面の上を歩いている人間の健康被害との関連で大丈夫かというご質問、ごもっともでございます。これは中央緑地に市の公害分析室が

完成いたしますと、そちらに移すか、あるいはせかく庁舎に備えつけたんだから今年いっばいはここに置いておいて、四十八年度に県の公害センターが南警察署の前に建設中でございます。あれが完成いたしますとそこに現在の公害センターの者が移ってまいりますので、その時点で磯津と四日市商業高校と三カ所に持っていきたいというふうな考えを持ってまいりますので、その時点で十分検討をさせていただくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 小林哲夫議員のご質問にお答えいたします。

市の文化財条例の中の用語の指定と認定のことばでございますが、たぶん、その二十五年に制定されましたものほうの文化財保護法、その用例に基づいて使ったことばだと思っております。文化財保護法によりますと、固定の有形の文化財、絵画とか彫刻とかそういうものを指すときに指定ということばを使っております。それから無形文化財の、たとえば型紙の技術の保持者とか、あるいは陶芸の技術の保持者と、そういう人を無形文化財として指すときに認定ということばを使っております。こう理解しておるのでございまして、たぶん、それに準拠して市の条例のことばも用いております。こう思うのでございます。

二点目の、出土品の点数で収蔵庫に収めておるもの、どれだけあるかというお尋ねであります。三百六十六点今日現在収蔵しておるのでございます。

なお、この市指定の文化財に対して市はどれだけ保存のために経費を出しておるか、というお尋ねでございますが、先刻もちょっと委員長が申しましたように、四日市市には国指定の文化財が七点ございます。重要文化財とし

て四点、天然自然記念物として三点の合計七点。県指定のものが二十二点。市指定のものが二十五点、そのほかに埋蔵文化財の遺跡、そういうものが二百七十二点あるのでございます。国指定のものについては、いろいろ保存をはかっておるのでございます。先年の垂坂の観音寺、あそこの文化財の収蔵庫をつくるときにももちろん国の補助もございします。県の補助もございまして、市もどれだけかの経費を出しておると、あるいは、今日また富田の善教寺のあそこにも収蔵庫をつくりたいと、こういうのがございまして、たぶん国の国庫補助があります。したがって、県の補助もございします。そうなりますと市の補助も追加予算でお願いしなければならぬと、こう思っておりますのでございます。国指定のものにつきましてはそういうふうに国、県、市という段階で経費も出るのでございます。県指定のものになりますと、県もあまりかまってくれない、私の調べましたところでは、先年鯨船、あれが県の指定になっておるのでございますが、鯨船の修繕のときに県と市で経費を出しておると、市の指定の文化財二十五点ございします。ですが、これについては調べましたところ、わずかに日永のつんつく踊りの維持のために、かって二万円の経費を出しておると、こういうことでございます。市内にある国の指定の文化財、県の指定の文化財、市の指定の文化財、だんだん国指定のものについては厚いけれども、市の指定のものについては薄いと、こういうようになっておるのが現状でございます。

ご報告いたします。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいま逐一ご答弁をいただきましたことを感謝いたします。

まずその中で、環境部長から最初にご答弁のございました三菱モンスアント化成がP O Bの名称を使っていなかった

というご報告がございました。したがって、正確に知られたのは昨年の末であったということでございますが、しかしらば、どうい名称で三菱モンスアント化成は環境部の方へ報告していったのか、そのお名前をお聞かせ願いたい。

それから、同工場の従業員がPCB被害者だということをお申し上げました。それについて労働基準監督署がどうい調査をやったかはご承知がないようですが、私の調べたところによりますと正確な判断はいまの段階ではくだせないけれども、一応、PCB症状ということで労災保険を適用するという返事でございました。したがって、一応、私はこれはPCBの被害者だというふうに考えていいと思っております。

それから、このPCBの汚染調査につきまして、市の公害対策が陣容のうえにおいても、また機械設備のうえにおいても能力がないというお話でございましたが、先ほど来申し上げておりますように、四日市でこの物質が生産されたという状況から判断いたしましたも、私はできる限りこういう汚染調査については、市が独自で早急に対処されるような方策を構じていたきたいということを要望したいと思っております。

なお、PCBの汚染調査の結果、公表が二十日ごろ知事からあるということでございますが、したがって、残念ながらこの詳細を知ること二十日まで待たなければなりませんけれども、私が県から聞いております話では、調査の結果PCBが存在することは間違いない。ただ、その測定数値が調査数値が予想外のものではなかったというふうに聞いております。したがって、PCBの今後につきましては、この県の公表結果を待ってから対処してもらわなきゃならぬと思っておりますけれども、最初に申し上げましたように五年、十年先の将来を憂える慢性症状でございますので、もちろん、四日市市当局だけで単独にどうこうできるといふ簡単なものではございませんが、そういう市民の不安を除くために市としてもできる限りの努力を払っていただきたいということを強く要望しておきます。

それから、光化学スモッグにつきましては、小林博次議員に対するご答弁の中にありましたので、私は、これ以上追及しようとは思いませんでしたけれども、昨年九月の十四日に笹川中学の生徒をはじめといたしまして、市内で約二千人の被害者を出してある事実があるわけでございます。したがって、今後四日市で二度、三度こういう被害が出ないという保障は決まらないうわけですから、この予報体制を万全を期していただくと同時に、被害者の救済といひますか、特に、先ほど市長のご答弁の中にありましたように、東京都の石寺井南中学校の数度にわたる被害で入院患者も出すというより新しい症状が出てまいっております今日、千葉県では新しくこの光化学スモッグの患者の治療費を公費で負担するという話を聞いておりますが、市としては、そういうお考えがとれるかどうか、その点をもう一度お伺いいたします。

それから次に、文化財関係のことで申し上げますけれども、先ほど教育長からご答弁のございましたように、指定と認定とは対象の差であるというふうに申されました。そうしますと、たとえば、無形文化財の場合は全部認定になるのかどうか。その点をもう少し明確にしていたきたいと希望するわけでございます。

次に、埋蔵文化財の出土器が全市で三百六十六点あるというお話でございましたが、このうち日永にあります郷土資料庫には何点収容されておるのか、そうして、その残りはどうなっておるのか、そういう点も明らかにしていただきたいと思っております。

これで、二回目の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（圃浦和己君）登壇〕

○環境部長（圃浦和己君） 公害防止計画におけるモンスアント化成の事業計画の中にあるPCBの製造品目でございますが、機能油という名前になっております。機能油とは何ぞや、ということからPCBだということがわかったわ

けてございます。

労働災害のPCB汚染による工場従業員の問題につきましては、水銀中毒患者ということだけを聞いておりました、PCBによるものということは聞いておりませんので、さっそくに工場を調査してみたいと思います。

最後に、市独自で調査ができるようにしろというご意見、まことにありがとうございます。これは特別な講習を受けさせることによって、大学を出た技術者であるならば比較的容易に取れるようでございますので、養成をしていって、市独自で調査ができるようにしていくつもりでございます。

光化学スモッグによる健康被害が出た場合の被害者救済の措置については、国に対して、だんだんとそういう被害者が多くなってまいります傾向にありますので、特別な措置を考えるように四日市の協議会ないしは産業公害都市協議会というふうな協議会を通じまして、環境庁に申し出ていくわけでございますが、いま直ちに四日市市独自で措置をするというふうなところで進んではおりません。大体は、光化学スモッグの健康被害といえますのは、いわゆる、一過性でございますが目が痛い、のどが痛いという児童、生徒は顔を洗ったり、目を洗ったり、うがいをしたり、戸外で過激な運動をしているのが教室へ帰って静かにしていることによって二、三時間もすればなおるといのが、いままでの光化学スモッグによる健康被害でございますが、よそでは入院をしなきゃならぬというふうな人もあるようでございますので、四日市はまだ幸いにして、そういう事態にはなっておりませんけれども、今後おき得ることも考えられますので、そういう協議会を通じて環境庁と折衝をしてみたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） かまえて、認定と指定の問題でございますが、先ほど申しましたように思っておりますので、無形文化財そのもの、たとえば、つんつく踊りとか、大念仏そのもの自身は指定ということばですとときに用いますし、もし、そこに技術を特に持つておる人を、さす場合にやはり、認定ということばを使うんじゃないかと思うんでございます。先年出版いたしました四日市市の文化財、それをいまもひもといて見ますと、大念仏にいたしましても、つんつく踊りにいたしましても何月幾日指定ということばが使ってございます。まあ、その程度でご了承いただきたいと思うのでございます。

なお、収蔵庫に収めております三百六十六点、これは、これまで十六回の調査で出てきました出土品そのうちの復元したものににつきましてでございます。そのほかに、まだ調査が行き届いていない復元のできていないもの、陸上競技場の階下に収めてあるもの、そういうものの数は含まれていないのでございます。さよう承知しておりますのでございます。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 だいぶん時間も経過してまいりましたので、いろいろ私の質問を打ち切りたいと思っておりますが、したがいまして、できるだけ要望にとどめさせていただきます。

ただ、先ほどPCBの汚染調査につきまして、市独自でも今後できるだけやっていきたいんだという環境部長のご答弁、まことにありがたいことだと思えます。ただし、この問題につきましては、水質汚濁防止法とも関連がございます。確か、この水質汚濁防止法の政令によりますと、知事の権限が市長に委譲されるのは五十万以上の人口を持つ十四都市に限られるというふうに聞いておりますが、その点ひとつ、これは市長のほうからお答えを願いたいと思

います。もし、そういうことであれば、できることなら四日市市も人口は五十万ありませんけれども、こういう土地柄でございますから、わたしはできる限り知事の権限を委譲していただきたい。例えば、今度のPCBの汚染調査の結果発表につきましても、知事からでなければできないということでは非常にまずいんじゃないかというふうに考えますので、その点についての市長のご見解を承りたいと思うわけでございます。

それから次に、文化財のことでございますが、先ほど教育長からご答弁のございましたように、まず出土品については、郷土資料庫だけでなしに中央緑地なんかにも置いてあるという話も聞いてございますし、また、別に何か川越の小学校にも整理のために預けてあるという話も聞いております。いずれにいたしましても、私はせっかくつくつていただいた郷土資料庫ではございますけれども、あれでは非常に狭いんじゃないか。あのような陳列形式ではどうして四日市の、いわゆる、埋蔵文化財の全貌を知ることにはできにくいんじゃないか。しかも、あの資料庫には便所もついておらないということで、もう少し私は市民にこの郷土の文化財が知られるような方法をとられてしかるべきじゃないかというふうに考えるわけでございます。しかも、この出土品だけではなしに、私はもっと実際の史跡とか、天然記念物とか、そういうようなものも見られる機会をもっと市民に与えるべきではないか。今度、動く市政教室ですか、これが二十二日から始められるそうでございます。そのコースの中には郷土資料庫が入っておりますので、一応、その片りんを伺うことはできますけれども、現在、日永の公民館が実施を、これはもうすでに十年近くやっておるように聞いておりますけれども、毎年一・二回この文化財めぐりというバス旅行をやっておりますが、こういうことは単に日永の南部地区の皆さん方だけでなしに、中部なり、北部なり、あるいは神前なり、そういう公民館のブロック区域なんかでも実施されたら非常にいいんじゃないかというふうに思いますので、その点をお勧めいたしたいと思えます。

それから、無形文化財に指定されております、いわゆる市の指定でありますつんつく踊り、大念仏につきまして、まあ、つんつく踊りについては先年二万円の市の補助があったというのを聞いておりますけれども、大念仏につきましては残念ながら市からびた一文ももらっておりません。もちろん、過去十年余り中止をしておたせいもございませけれども、しかしながら、あの大念仏のための太鼓とか、あるいは鐘の修理にはずいぶん金がかかるわけでございまして、昨年、東日野で復活いたし、ことしの夏は西日野で復活する予定でございますが、西日野の場合は太鼓が破れておりますために、すでに、二十万円の金をかけてこれを修理したというような話を聞いております。こういう、せっかく市で指定されました文化財がただ単に地元の経費負担だけで維持されるということについては、私は、市はいささか無責任ではないかというふうに考えるわけでございます。先ほどつんつく踊りに二万円出たということでございますが、ただ単にそういうことではなしに、こういう市の指定文化財については、やはり、できるだけ市としてもめんどりを見ていただきますように、せっかく文化財条例もつくってある手前でございませから、ぜひ、そういう点については、もっと責任をもって対処していただきたい。これは、単に大念仏、つんつく踊りだけではなしに、先ほど、鯨船の話もございましたけれども、あるいは、北部の石採り祭りとか文化財に指定はされておられませんにしまして、そういう郷土芸能というものは、なかなか地元だけで維持していくことはむずかしい。特に大入道なんかのようなものは四日市の名物でございますから、こういうものの維持、保存のためにも、私はもっと市は関心、責任を持って保存対策を講じていただきますように、切にお願いを申し上げます。

それでは、先ほどの水質汚濁防止法との関連につきましての市長のご答弁を承って、私の質問を終わることといたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご指摘のように、水質汚濁防止につきましては、市長に権限は委譲されておりません。大気汚染防止法につきましては、測定義務等が委譲されておりません。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 いまのご答弁は、先ほど私が申し上げましたそのとおりでございます。まあ、私はそれを承知のうえで申し上げたわけでございますが、したがいまして、そういう要するに五十万人口、五十万以下の都市でも、特に四日市のような場合は、ぜひ知事の権限を市長のほうに委譲するよりな方法を、市長としてはお考えにならないのかどうか、国のほうへそういうような働きかけをなさるお気持ちがあるのかないのか、その点をひとつはっきりご答弁願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのところ、そういうことを考えておりません。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 通告申し上げておきました三つのことにつきまして、お伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

戦後の教育、これからの教育。ロッド空港事件の反省から非常にむずかしい、かた苦しいような質問でございますけれども、こうした場合に四日市の教育はこれでよかったかと。これからの教育はどうすべきだという反省の問題の提起といたしたいと考へまして、こういうものをお尋ねするわけでございます。したがって、答弁はきわめて簡単でけっこうでございます。

日航機乗っ取りのハイジャック事件が起きましたのは、一昨年春でございました。このショックな事件を見まして、日本もアメリカ並みのギャングの横行する暗黒時代が来たのではないかと、私はふるえを覚えたのでございます。そして、今年の二月浅間山荘の恐ろしい事件が起こり、続いて五月三十日にはイスラエルのロッド空港で三人の日本の若者が想像もできない事件を引き起こしたことは、皆さんもご承知のとおりでございます。日本の内部での問題であるならば、いた仕方ございませんけれども、国外で、しかも何のかかわり合いもない大勢の外国人を銃殺するという狂人の行為は、許すことができないと思います。

一九六〇年代の安保闘争で の行動、そして、それに続く赤軍派の常識を逸脱した行動、それは、みんな戦後に育った若者の行動であり、その若者の多くが学生、しかも、一流大学の学生が多だけに考えさせられることが多かったのでございます。私は、学者でも何でもございせんので、これについての批判はいたしません。ただ、この青年たちが貧しい戦後の環境の中に育ち、なまはんかな民主教育の中で教育され、そして、今日の経済万能の時代に生

きている。こういふ日本の過去、そして、現在に至るまでの事実が問題として、考えられるのではなからうかと思うのでございます。きわめて、むずかしい問題でございますけれども、この大切な機会に先ほど申し上げましたように、戦後の四日市の教育はこれでよかつたかと、これからの教育はどうするか。それについて教育委員長からご答弁をお願いしたいと思います。

次に、保育園の保育料はなぜ高いかと、こういう質問でございますが、この内容はすでに四月の教育民生協議会の中で十二分とはいきませんけれども、まあ、八分どおり審議が過ぎております。それで、この質問の内容を会派で説明いたしましたところ、ある人から、それは収入がふえるから高くなるんだ。また、早川議員からは「伊藤さん、そんな質問をすると、泥沼へはまるからやめとけ。」と、まあ、こういうことを言われたんでございますけれども、私は、その問題よりも、私ちようど補選に当選いたしましたから七年になります。七年間教育民生委員をいたしておりますけれども、保育料は厚生省の基準によって定めるものだから、市ではどうにもならない。あるいは、予算を読み取る力がございませんので、あれほどの一般財源が繰り入れられておりながら、それがわからなかったこと、これは、非常に私は恥ずかしいことでございますので、むしろ、それは私が恥ずかしいのか、あるいはそれよりも、それを考えさせなかつた小西部長の頭の良さか、どちらかわかりませんが、その反発でこの問題を提起するわけでございます。

前置きはこのくらいにいたしておきまして、この保育園の保育料が高いということは、二・三年前から耳にしておったことでございます。しかし、その声はありまして高いという声の前に入園希望者が年々増加してまいりますので、入園できるかどうか、そういう問題が先決問題でございます。この声も大きく耳に入ってこなかったわけでございます。ところが、ことしになってから急に大きくなったようにございますが、三月議会で同僚の議員から、こ

の問題検討するように、私言われまして、委員協議会で発言はいたしましたのでございますけれども、先ほど申しましたように、小西部長のやわらかい手に乗りまして、それではということ、一応引さ下がったわけでございます。ところが、やはりこれは検討する時期がきているのか、四月の五日の日でございますが、市内のある人から電話がきました。で、きよう役所から保育料の決定通知を受けましたけれども七百日も高い。昨年が四千九百円でことしは五千六百円になったと、間違いじゃございませんか、一度調査してくれということとして、その入園料、保育料であれば、私は、とても保育園へ入れることはできませんと、こういうようなことでございましたので、それで、この調査を小西部長にお願いをしておる話の中で、この保育料の徴収は、条例は二十六年九月十七日につくられたと、したがって、これは市長の専決であるということ、それから、保育料には相当の一般財源が繰り入れられておるといことがわかりましたので、それで、さっそく委員の協議会を開いていただきまして説明を求めたのでございます。その協議会で、私は同席していただいた方はわかりますように、きわめて簡単な質問をいたしております。ご承知のとおり幼稚園の保育料は特別の者を除いて、月九百円という均等でございます。教育の内容がどうあると、保育の時間はどうかあると、それは別といたしまして、保育園と幼稚園の相違と申しますと、これは給食費とおやつのある、これだけのまあ相違だと思われたいでございます。この給食費代は千五百円でございますので、保育園の平均保育料は二千円でございます。ここに二千円が妥当であろう、いわゆる、その幼稚園との均等のうえに話でございますが、二千円ではないものが三千四百二十円となりますと、千四百二十円はどうしたのかと、こういうことを考えると同時に、逆のことばで言えば千四百二十円高いということになります。ここに問題として、なぜ、千四百二十円を取らなければならぬか、高く取らなきゃならないかということがわからないでございす。ところが、幼稚園の保育料が均等な

のは、不特定多数の児童を相手にしているから九百円という均一の保育料であり、保育園は、保育に欠けるという特定の幼児を相手にするから、受益者負担の原則で最高五千六百円、最低ゼロと、一段階に区分して保育料を決めていると、こういう説明があるわけでございますけれども、なぜ、保育園の保育料を受益者負担にしなければならぬかと。これは、現在の状況から見て私がひとつ疑問を感じるわけでございます。保育に欠けた幼児が、保育に欠けない幼児よりもたくさん保育料を負担しなければならぬ現状について、問題があるのではなからうかと、こう思うのでございます。で、こういうことについて教育委員会と厚生部との間に話し合いがあったかどうか、あるいは話し合いする協議会といったものをつくっておるかどうか。もし、つくってなかったならば今後どうするか。こういった問題もお伺いしたい一つでございます。で、保育園の保育料は、ご承知のように収入が多くなれば当然保育料は変わってまいります。さらに、厚生省の基準が変われば、また変わってまいります。年々更新されていくわけでございます。ところが、幼稚園は、何年かわかりませんが据え置きでございます。ということ、いつの間にか非常に差が大きくなってまいります。まあ、このあたりをあんまりしつこく聞きますと、先ほど早川議員のおっしゃった泥沼に入り込むかわかりませんので、この辺でこれはとどめておきます。

で、方向を転換いたしましたして、国立大学は授業料値上げで学生が大いに反対しておりましたけれども、一年生は月三千円、二・三・四年生は月千円。県立の高校は一年生が千二百円、二・三年生は八百六十円です。ところで、四日市の財政規模とは大きく違ひ桑名市はどうかと申しますと、桑名市の保育園の保育料は平均三千四百円、二十円ぐらゐ四日市より安いわけです。鈴鹿は四千三百円、四日市よりだいぶ高いです。隣の町村の様子は川越が平均二千三百円、楠が三千四百円、菟野がうんと安くて二千円、朝日はちょっとわかりません。私立の幼稚園ですら暖房代とかあるいはバス代とか、あるいは寄付などありますが、最高で四千二、三百円、保育料といたしましては最高が三千五百円、

最低が千八百円、平均大体三千円くらいでございます。この一般の状況から高いとか、安いとかと、こういう声の中にはもちろん比較の問題でございましてしょうけれども、高い、安いという内容の中には、おそらく、事業所得と給料所得、すなわち、この課税関係の問題もあろうと思われれますが、とにかく、保育園の保育料は決して安くはないということは言い得ると思っております。この問題につきましては、市の一般財源の繰り入れが大きく影響していることは、申し上げるまでもございませんが、ここに数字をあげて見ますと、四日市市の幼稚園は千六百四十八人の園児でござい、ます。この一人一人に月五千二百八円の市費を持ち出しております。この総額が一億二百四十八万四千円でござい、ますが、保育園はどれだけ持ち出しておるかと申しますと、全部で二千三百九十人、幼稚園よりも七百五十人多いんですが、ここでは一人に二千八百八十九円と、幼稚園よりはるかに少い持ち出しでございます。総額といたしましては八千二百八十六万でございますが、もちろん、保育園は国、県の補助がありますから市費の持ち出しが少ないのかもわかりませんが、それでは筋が通らないと思います。どうもこの辺が納得できないところでございますが、まあ、こまかいことをいろいろ申し上げておつてもきりがございませんので、簡単に質問をまとめてみます。

保育料に関係して、厚生部と教育委員会はいつも協議をしているかどうか。していなければ今後どうするかという問題。それから、協議会で岩野助役に申し上げました二十六年九月十七日制定した保育料金徴収条例を改定するかどうか。それから、この際ちょっとやほな言い方でございすけれども、この保育所の保育料を受益者負担の形ではなくて、幼稚園のように、高等学校のように均一の料金に決めることはできないのかどうか。この三つの点につきまして、ご答弁を、これは部長からお願いいたします。

次にし尿処理行政はこれでよいのか。こういうような見出しでご質問を申し上げますが、その、具体的な内容を四つか五つならべまして、そして、まとめてご答弁をいただくつもりでございます。

まず第一番に、本年のたしか二月ごろであったと思いますが、富田、富洲原、塩浜の三地区の代表者が市へ出まして、し尿くみ取りを直営と交代さしてほしい。こういう申し込みをいたしております。ご承知のように、富田、富洲原、塩浜は業者がし尿のくみ取りをやっております。それで、従量制によるし尿くみ取り代金に問題があって、不満からの申し出でございます。ところが、本年四月から従量制が人頭割りに変更されて、し尿代金は市へ納入することになったわけでございます。確かに富田、富洲原の各家庭は、くみ取り料が従量制と比較して安くなったと喜んでおられるわけでございます。これで問題は解消されたようでございますけれども、今度は、このくみ取りにむらがございます。して取り残されることが非常に多いので、また不満が爆発して富田、富洲原の代表者は市へまいりまして、再び直営に切りかえてほしいということを申し入れたのでございます。この切りかえがうまくいかないために、私も議員もたえず清掃管理課へ電話しなければならなかったのであります。なぜ、富田、富洲原を直営でやれないのかと、その理由をお聞かせいたしたい。富田、富洲原地区では十何年もくみ取り料を値上げしなかったが、その値上げ分を従量制の目分量という形で、住民一人一人が背負っていたことは理事者側もよく知っていたはずでございます。また、くみ取ってもらうために心づけて心をつくっていた富田、富洲原の人たちの気持ちをどこまで関係者は理解しておるかどうか。直営の地区では十年も前に決めた料金でくみとっているし、富田、富洲原では心づけて、さらに目分量による実質値上げ分まで加算されて、そういうような料金を支払ってきたのでございます。それがやると人頭割りになって、料金の切りかえが行なわれる三月議会で、直営をやっておられたところのほうでは値上げだ、反対だと、こう言っておられましたけれども、富田、富洲原では値下げ大歓迎だというふうな気持ちを持っておったのでございます。しかし、それもつかの間、また金さえ出せばすぐに取りに来られる昔のほうがいい。こういう声が大きくなってきましたので、そこで、さっきいった直営に切りかえろという申し出をしておるわけでございます。そういう問題をどう処理していくか、ひとつご答弁をお願いしたい。

次に、昨年二月公共下水道の完備した地区に対して、水洗化促進対策要綱をつくって、その水洗化の促進を進めておるようでございますけれども、この地区のくみ取りは四十九年三月で中止すると宣言されております。対策要綱を読んでみますと、私はこれでけっこうだと思っておりますけれども、もう一つ違った考え方を持っておりますがあとでこれは述べます。ただ、ここで宣言した前と現在の間の進捗率がどれほどであるか、このことについて一応お伺いいたします。

次に、北部し尿処理場の処理した水が非常に色が濃くてきたないので、市民の間で問題になっていることは理事者側もよくご存じのとおりでございます。四日市港がよごれているということで、田尻さんが岩波新書から「四日市死の海と闘う」という二百六ページの本を書いておられますことはご承知のとおりでございます。読んでみても、この処理場一帯のたんぼは昔から非常にさびの出るたんぼでございますので、そこで井戸を掘ってその水で処理しようとしても、かえって赤いさびのために一そうにきたない感じを持つんじゃないかと、こういうふうに思いますので、どういうふうにしてきれいな水にいくかと、そういうことを一応お尋ねいたしたいんです。ございますけれども、きのうの夕方テレビを見てありますと「汚れた海の報告」という番組が出ておりました、よく日本人は都合の悪いことは水に流してと、こういうことを言っておられるけれども、薄めたらそれでよいという考えは間違っておるということを言っております。下水の処理場にいたしましたも、し尿処理場にいたしましたも、水で薄めたらそれでしまいだという考え方は、これは、ちょうど話は横へそれますけれども、石油化学で煙突を高くして出してしまうば、それで薄めればよい、そういう考えに似ておりますが、この処理場の問題にいたしましても、私は一応は色が濃

い、きたないからというこぼで出しておりますけれども、しかし、根本的にはこの問題はこれではすまされんじやないか、ことに、このテレビを見ておりますと非常にそれがために窒素量が多くなって海が死んでいくということも言っております。こういったことも合わせて、この水の問をひとつご答弁いただきたい。

それから、臭いものばかり並べて恐縮でございますけれども、みな浄化槽をつくっております。水洗便所のない人は浄化槽をつくっております。これはたしか県の管理でございますが、はたしてうまく管理しているかどうか、その実情をお伺いしたいわけでございます。消毒の検査が一年に一回だということを聞いておりますが、それをどこでチェックしているか。はたして、年に一回ずつ検査をしているかどうか、一つそこに問題がございます。私の近くに稲垣のアパートがございます。そこからなまが出ていくので住民が非常に騒いで、そしてやっと保健所を呼んできて話をしたけれども、けりがつかずしてややこしい形で残っておりますけれども、この問題はこれからどんどん起こってくると思いますので、その管理の方法について県とどういふうにして住民に迷惑をかけないような処理をしていくか。その点についても、ひとつ、ついでにお伺いしたい。

それからその次に、三月の議会で質疑の形で問題の提起をいたしております。し尿の海洋投棄の問題でございます。四日市から運んだし尿が名古屋港沖で不法投棄されていたことが、あるいは、この船に名古屋市の職員が乗っておりながら、取り調べの結果不法投棄をしておったということがあり、名古屋市の議会でも問題になっておるといことは、皆さんも新聞でご承知のとおりでございます。これは新聞に出ておりましたから私はここで詳しく申し上げませんが、この船の責任者が杉山産業でございます。四日市市とも契約を結んでいる杉山産業でございます。四日市が海洋投棄をするために契約している唯一の会社でございます。ところが、この船との契約を結びましたのは伊勢湾台風のとまでございます。それ以来、ずっと結んでおりますけれども、ところがとかくうわさもあり、人のなれ合いも

あるので、それで地元の船を一隻就航させたのでございます。ところが、内諾を与えておきながら許可をしなかったわけなのです。それで、その当時の衛生部長の中山さんとはたびたび口論したわけなのです。最後には謝罪状を書いたところまでやったわけでございます。なぜ、そこまで地元の船を就航させなかったかと。その当時からくさみがあったわけでございます。ここに荒木部長がみえますけれども、荒木部長、赤塚課長のあとをくさいくさいと言っていて歩いて歩いたこともあるので、よくご存じだと思います。ところが、四十五年の秋、先ほど融れました田尻課長にこの船がつかまって、内容は、船舶安全違反ということでやられて、そうして、しかも不法投棄の疑いを持たれたのでございます。しかし、不法投棄はなかったけれども、なぜか、この船に海洋投棄はさせずに杉山産業の持つ海洋投棄船まで、四日市からこれにし尿を運ばせているのであります。それはとにかく、市の方針でございますから、わたしはかれこれ申しません。ところが、杉山産業の不法投棄したし尿は四日市のもので、名古屋のものともまじっております。それだけでも市は責任がないとはいえないと思います。ただ、四日市の積んで行ったし尿を流しておるといことだけでなくて、これは関係者はよく知っていますのでございますが、杉山産業には海洋投棄には二隻の船しかございません。この二隻で名古屋市の分と桑名の分と四日市の分とを乗せておりますから計算をすればよくわかるはずですが、ところが、四十六年の十月にこの船の検査がございまして、検査をするために修理をする、それがために大体一カ月から二カ月船を休んでおります。だから、この休んだ期間に二隻で精一ばいであるのに、一隻でどう処置をしておったか。私は聞いた話でございますので、ここでは申しませんが、これは四日市で二隻の船でなければ処理ができないということは知らないはずはないのであり、そして、しかも一隻検査を受けておるといふ通告もきておると思われます。また、それがなくても市の計算のほうで投棄量を計算した場合に完全に処理ができないということ、その計算のうえから出てくるはずでございます。もし、それが出てこなかったならば、おそらくこれはぼんやりです。

また、一隻検査に入っている、あるいは、処理できないと。それを知っておりながらこれを処理しておったのであれば大きな問題になろうと思います。とかく、くさい話でございますので、この辺で追及するのをやめますけれども、ただ、杉山産業に対してこれを、このまま見逃しておるのかどうか。その辺のご返答を賜りたい。一応、以上で終わります。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ご質問にお答えを申し上げます。

イスタエルの空港事件に関連しまして、四日市の教育の現状はそれでいいのか。また、今後どういうふうに向かっていくべきかというように関連するご質問でありまして、しかも簡単に答弁せよということでありました。委員会といたしましては毎年、年度始めに学校教育指導方針というものを新しく策定をいたしまして、これを各学校に流しまして、各学校ではそれに沿って、その学校、学校の独自の努力目標を立てまして、それに沿って全校一致してその努力目標を達成するように指導しておるような実情でございます。まあ、これは一応の筋道でございますが、これは、いろいろとこの辺の最近の事情にかんがみまして、そういうふうな方針につきましても、なお一応、念を入れて考えてみたいと思っております。ただ、子供の教育というものは、学校教育がよくなればそれでいいかということ、そうではないと思っております。子供の教育の場としては、学校と家庭と両面があります。この両面の教育がうまくいってこそはじめて子供が健全に育っていくように思うんであります。

ある小学校の女の先生が、私は家へ帰ってからは先生を忘れて、母親らしい気持ちで子供に接しておるんだけれども、この間子供から「うちのかあさんは家へ帰っても先生のようだ」と。そういうふうな批判を加えられたんで非常にショックを受けたと、こう申しております。家庭の教育は、学校の教育とは違ったニュアンスを持っておると思います。その両面の教育がうまくいってこそ、はじめて、子供の健全な教育ができていくんだと思います。もちろん、どちらかと申しますると知育に偏した教育が現在流行いたしておりますけれども、人格の完成のためには知事ばかりではなくて、あるいは情操、あるいは意志と、そういうふうなもの涵養、鍛練が必要なことは申すまでもないであります。とうとうということば、これを身にしみて感ずるということが、人間のしあわせのうちの非常に大きな部分じゃないかと、こう思うんでありますが、そういうふうな意味合い、これは学校においても昔は、仰げば尊しわが師の恩というて、子供は先生にそういうふうな尊いという感じを持っておったんでありますが、家庭でも両親がそれはりっぱであるとか、偉いとか、すぐれておるとかいふ意味ではなしに、両親に対して尊いという感じをもつようなのが、家庭教育のありようではないかと、こう思うんであります。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 保育料は、なぜ、高いのかというお尋ねのうちの、結びの三点のお答えを申し上げる前に、議員の皆さんにご理解をいたいただくために、若干、補足説明をしておきたいと思っておりますので、ご了承をお願いしたいと思っております。と、申しますのは、私らが議会の前で、あるいは措置費という名前を使ったり、あるいは、徴収基準額というものを使ったり、あるいは、また保育単価ということばを使ったり、あるいは保育料というようにすることは使ったりするわけでございますので、一体、そういう関連がどういふところで体系づけられておるかということが非常に重要な問題になろうかと思っておりますので、若干、お時間を拝借いたしたいと思っております。

ご承知のように、児童福祉施設に入所をいたしました児童につきましては、もちろん、入所後の児童の福祉施設の

最低基準を維持するために要する費用ということが、措置費ということになってまいってくるわけでございます。なお、また後ほどの答弁にも関連いたしますので、はなはだ失礼でございますが、ここで若干補足をいたしますが、徴収権者という児童福祉法の五十三条に規定されている条文でございますが、措置費の支弁義務者は毎月その措置費を児童福祉施設に支弁しなければならぬけれども、この支弁した措置費については、それぞれの支弁した市町村長、あるいは、都道府県知事または厚生大臣が措置費の徴収権者として本人またはその扶養義務者からその負担の能力に応じて徴収しなければならぬという義務設置規定があるわけでございます。

ただいま申し上げましたが、これに若干補足いたしますと、保育所の措置費というのは、一面保育単価制というふうにもうたわれております。これは、地区の経済状態、あるいは、また地域の特性から甲地乙地に厚生省が区分をしているわけでございますが、その地域区分、あるいは定員、年齢において統一的に保育単価を設けられているわけでございます。保育単価というのは、保育所に入所した児童一人当たりの、先ほども申しました措置費の月額単価をいうのでございます。この措置費の中には、一応直接費として事業費、これには給食費、保育費、児童採暖費というものに区分されておりますし、二つめには、間接費として事務費が加算をされております。この間接費の事務費につきましては、人件費と管理費に分けられるわけでございます。

そこで、徴収基準の性格でございますが、冒頭に申し上げましたごとく個々の能力に応じてということになっておりますので、一応、税制転用方式をとらしていただいております。もちろん、ここで留意されなければならぬのは、徴収基準額は国と地方公共団体との間における国庫負担金交付の算定基準という性格を持っておりますし、つまり、国庫負担金の決算基準という意味を持っているわけでございます。したがって、都道府県知事や市町村長が個々の家庭から実際に徴収金を徴収する場合は、必ずしも、基準額にとられることなく、これを基

準として個々の必要に応じて、ある程度弾力性を持って徴収して産しつかえないという、いわゆる留意事項が載っているわけでございます。

そこで、質問の第三点にお答えを申し上げます。保育料について、この保育料とは幼稚園の保育料、あるいは、また子どもの保育料をさしておられると思いますが、教育委員会とも協議しているかどうかということでございますが、ご承知のように文部省、初等、中等局長並びに厚生省の児童家庭局長の両方から出されている、つまり保育所には幼稚園の機能を持つべきであるし、あるいは、また幼稚園には保育園の機能を持つべきであるという非常に簡単な説明でございますが、そのような指示もまいっておりますので、そういった観点から教育委員会と話し合いをいたしております。

それから二番目の保育条例を改定する意思があるかどうかということ、助役のご指名があったのに、私が答弁いたして申しわけないでございますが、なるほど、いま現在あります条例は、ご指摘のありましたように昭和二十六年の市立保育料及び養護施設保育料徴収条例というのがございまして、その中に第十五条第二項の規定により、知事の認可した額を徴収するという云々がございすけれども、これは後段の部分でございすますが、この後段の部分につきましては昭和四十五年の九月二十一日に第十次改正いたしましたして、この条を削除されております。事務的な手続で削除して、条例を直すという手続がおりますことを非常に申しわけなく思っておりますが、新しい条例をつくるかどうかということにつきましては、重要な先ほどの問題もございすので、十分心して検討していきたいというふうに考えております。

それから、三番目の問題は受益者負担を均一に、幼稚園のようにできないのかという問題でございますが、先ほどございましたように、一応、毎年保育単価が示されてまいります。本市にその保育単価を当てはめてみますと、四

十七年度では六千八百二十三円という保育単価になっておるわけでございます。四十六年度の当初の保育単価は五千六百三十三円でありましたことを申し添えておきます。そこで、国の徴収基準でございしますが、一応、その保育単価を示されますと、階層別の保育単価が保育園の人員に応じて、先ほど申しました人員に応じて保育単価が違ってまいります。人員の少ないほど保育単価が高いということでございますが、同じ定員の保育園ばかりでございますると、プールという必要はないわけでございますが、本市のように九十名から多いのは二百三十名という定員がまぢまちでございしますとプールをせないと非常に計算がやりにくいということでございます。このプールにつきましては、国が認めておるわけでございます。その徴収基準額に基づきまして保育料を一応定めるわけでございますが、その四十七年度の六千八百二十三円の保育単価に對しまして、国の徴収基準というのは一人月平均三千六百七円でございます。ただし、先ほど説明申し上げました厚生省の指示もございしますので、弾力性を持ったという保育料を定めるために、また市議会の皆さんから強い要請もございまして、四十七年度は約、徴収基準に照らし合わせて一千万程度の持ち出しをいたしまして、三千六百七円のところを平均三千四百二十円に押えておるわけでございます。これはあくまでも国の徴収基準を押えて保育料を安くしておりますので、この分については、国が見てくれないということでございます。

それから、保育所全体に考えますと、保育単価はなるほど六千八百二十三円というものが示されておりますが、実際は人件費その他を含めますと八千五、六百円に相なるのではないかと、その持ち出しが約八千万に相なるわけでございます。決して、そういう持ち出しが多いから保育料が云々ということでは申し上げておるわけではございませんが、ご参考に非常にややこしいシステムになっておりますので、この際ご理解を得るために申し上げたわけでございまするので、ご了承を願いたいと思ひます。

したがいまして、受益者負担を均一にするということは、厚生省が示しておりますいわゆる児童福祉施設については、なかなかむずかしい問題だということでございますので、ご了承を願いたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕  
○環境部長（園浦和己君） し尿のくみ取り行政、し尿清掃行政、現状でいかという質問でございますが、全体的に非常な危機感を持って施設の建設に当たらなければならないというふうに考えているわけでございます。

第一問の業者地区の富田、富洲原、塩浜地区を直営とかわれという質問でございますが、ご要望もつてもでございます。何回かこういう要望は承っておりますのでございますが、交代をすることは根本的な解決にならないというふうに考えてまして、合理化、公平化、確実化をして市民サービスを根本的に改良したいために、いろいろと年末以来積み重ねてまいったわけでございまして、さらに、七月一日から新しい方式によりまして先議会で議決いただきましたような定額、月一回収集を義務づけられた形で完成をしていきたいというふうに考えておりますので、ご了承を願いたいと思ひます。

第三番目の朝明処理場の問題でございますが、ご指摘のように富洲原港に朝明処理場の終末水の放流しておりますという事は、もはや水質汚濁防止法、海洋汚濁防止法等の法律施行ないしは県条例の上乗せ規制の規制基準が厳格になってまいりました今日の情勢から判断いたしますと、適当な方法でないように考えますけれども、担当者一同非常な苦勞をしながらも見た目は色が悪うございますけれども、いわゆるBODなり、SSなり、PHなり、いろいろと水質汚濁防止法に示されております基準以内に処理をしておりますこと、ご理解いただきたいと思います。

し尿の色は、これはどうしても取り除き得ない現状でございますし、無理をして薬品を投入して取り除くことよって、新たな公害源となる可能性が強うございますので、問題は朝明処理場の現在の処理能力からみまして、必要とする四千トンの水を安定して確保することにあります。建設以来年を経るにいたが、いまして年率一〇%ぐらいの効率が落ちてまいりまして、現在、四千トンの水が確保できない状態でございます。したがって、水確保について、いろいろと苦慮いたしておりますけれども、結局は小型の工業用水道のようなものを建設いたしまして、四千トンの水をあの現場敷地内ではなくて、他から引いてくるというような措置を金がかかってもやるべきであるというふうに判断をいたしました。ただいま下水道部に、これが調査並びに確保のための工事費の設計並びに資料を委託しておる次第でございます。なるべく早く結論を得まして、組合議会にもはかることはもちろんでございますけれども、この問題をご心配かけないようなふうに改善をしていきたいと考えしております。

第四点の浄化槽管理でございますが、ご指摘のように浄化槽の清掃業者がおりまして、浄化槽を設置しておられる個人ないしは法人の方は、その浄化槽の規模によりまして、最低年一回、業者によって清掃をしなければならぬことになっておるわけでございまして、直接的な監督は保健所でございますので、詳しいことは掌握しておりませんが、いろいろと問題があるようございましたら、保健所と協力いたしましたしてご迷惑のかわからないようなふうに行政指導に乗り出していくつもりでございます。

最後の、先般の海洋投棄の事故の問題からみまして、一体、どうなんだというご質問でございます。この問題、くみ取っております八万五千リットルのし尿の約半分を海洋投棄に依存をしなければならぬ四日市といたしまして、早くこういう海洋投棄がなされなくても済むように朝明処理場と同じ規模の陸上処理施設を建設するのが目標でございますという事は先該会で伊藤議員のご質問に対して、お答えを申し上げたとおりでございますが、ただい

まご発言がありました。杉山産業との過去の問題は別といたしまして、杉山産業と四日市市が委託契約をしておりますのは、二隻の船が登録を契約の中に明示してございまして、その二隻の船でこれは海洋汚染防止法の定めるところによる指定海域外に運投投棄いたしますという契約内容になっておるわけでございますが、実態を見ますと、杉山産業の会社の所有する船は七隻ございまして、そのうちの二隻が百三十六トンクラスでございます。あとの五隻は百トン未満。四日市と契約しておりますのは八十五トンの船でございますが、この八十五トンの船では伊良湖岬の線から外へ海洋投棄をするだけの能力がないんだそうでございます。したがって、大井の川の海洋投入所から船に積み込まれたし尿は、名古屋港まで運びまして、そこで外洋に出られ得る百三十六トンクラスの船に積みかえ、あるいはその時に桑名、名古屋、鈴鹿等のし尿もいれまして、外に持っていくようでございます。名古屋市では、名古屋港管理組合と契約をいたしまして、名古屋港を出発する時間を神島の灯台にある名古屋港管理組合の出先機関に無線で連絡をいたしまして、何時に名古屋港を出発するから、何時に境界線を通過するかを確認してくれというふうな年間契約をしているようでございます。そんなことで、四日市市は善良な契約に基づく契約内容を、善良に履行するものだと考えまして、この業者と契約をしておるわけでございますし、事実、外洋に投棄ができるだけの船を持っているのは、この会社だけだというふうに聞いておりまして、いろいろと今回の事故にかんがみて、今後の問題をどう処理すべきに苦慮しておるわけでございます。渡部という地元の業者が船を持っておられまして、百トン未満の船でございますが、これは杉山産業と連携をいたしまして、四日市のし尿を杉山産業の下請のような形で、四日市のし尿を名古屋港まで運搬することもあり得るんだというふうに理解をしておりますけれども、今後、海上保安部の杉山産業の今回の事故の事実関係の取り調べが終わりまして、正式に海上保安部から通知をいただきましたならば、これに対する市の態度をその時点で検討をしてみたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時十三分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 公共下水道の認可区域内の水洗便所化の進捗状況についてお答えします。

旧市街地の、いわゆる日永処理区でございますが、これは日永処理場で処理する区域でございますが、水洗可能戸数といたしまして、八千一戸ございます。それから、昭和四十六年度末におきまして、五千二十五戸水洗化しております、この進捗率は、六二・八％になっております。四十一年七月日永処理場が完成いたしましたして、四十一年から四十四年度までの水洗便所化の進捗率は、二六・四％であったわけでございますので、昭和四十五、四十六年度には、飛躍的に水洗便所化されたということでございます。

昭和四十五年十二月の公害国会において下水道法の改正が行なわれまして、水洗便所化改造が義務づけられたわけでございます。処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、市長が公示した日から三年以内に水洗便所化せよということが法律で定められたわけでございまして、これによりまして、われわれもこの三年以内、昭和四十八年度以内に、少なくとも、四日市市役所を中心とした二十六町でございますが、この可能戸数は、四千九百九十八戸ございます。それを一〇〇％水洗便所化したいと、そのように考えておるわけでございます。

なお、日永処理区のほかに、高花処理区、朝明処理区、坂部、笹川処理区と、四つの処理区がございますが、これは、全部一〇〇％水洗便所化しておるわけでございまして、四日市で、現在水洗便所化した戸数は、合計で八千三百十六戸となっております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 最初に私が、戦後の教育、これからの教育、その質問の中で、一九六〇年代の安保闘争での行動、そして、それに続く赤軍派の云々ということばの中で、小井議員から、 との、その の云々ということば、取り消してほしいという申し出がございましたので、別に、これは装飾のようなことばでございますので、これは取り消しておきます。

この問題につきまして、教育委員長から、委員長が常に言っておられる家庭教育を中心として、これまでも、これからの教育を考えていきたいと、こういふような発言がございましたが、私は、もう少しこの機会に、立場をかえて言いたいことを申し述べたいと、こういふふうに考えております。言いたいことと申しますことは、六月五日の、この朝日新聞の社説に出ておるのでございますけれども、この問題を評論いたしましたして、ぜひとも早急に、まあ改革しなければならぬ問題として、教育環境というところを取り上げております。「人間というものは、環境に左右されやすい動物である」ということをいっておりますが、このことにつきましては、三月の議会に、青少年の指導の問題をめぐって、その所属と教育行政の中に環境部門を設定したいという提案を、私はいたしております。その節、水道局前の回転ベッドの広告につきまして触れ、市長から、すぐに取りはずすという答弁もいただいております。その後関係

の厚生部長にも、何で取らぬのかということを示し入れてありますけれども、いまだにそのままになっております。事さように、こういった環境の問題は、非常にむずかしい、複雑な内容を持ってあります。複雑であり、むずかしいからこそ、この問題を、環境部を設定して、そうして、そういうむずかしい問題を取り除いて、新しい、美しい教育環境をつくっていかうというふうに考えておるのでございますけれども、そういうことも、この際申し加えておきたいと思えます。むずかしいから捨てておけばいい影響を与えません、むずかしいから、やはりこれを取り除いて、いい環境をつくってやりたいと、こういうことを、この機会をかりて申し添えておきます。

なお、このことに関連いたしました、皆さんもご承知のように、塩浜中学校が前の古い校舎のところにありましたときに、非常に非行の生徒が目立っておりました。しかし、新しい校舎ができましたから、非常にまじめに勉強をしております。これは、ここに加藤助役さんいらっしゃいますから、私が申し述べたよりも、理事者の加藤助役さんのほうがよくご承知でございます。また橋北中学校、あるいは山手中学校も古い校舎のときには、非常に問題がございました。しかし、これはまあ一応は、必ずしも校舎が新しくなったという意味でなくて、やはり、青少年課を設定して、そして父兄が協力したそのかげにも、力にもよることはもちろんでございますけれども、よく昔からいわれておりますように、孟母三遷の教えということで、やはり居は氣を移す、環境ということ是非常に大事でございます。朝日新聞がこの青年の行動を見て、そして、環境を改善しなきゃならぬというものを見つけ出し、そして、それに目を注がせておるといふことは、非常に正しいことだと、私は思っております。

続いて、その全校の教育の問題でなくて、学校教育の問題になりましたけれども、何べんも私がここで申し上げるように、四日市の学校の教育環境を整備するのに百六十億という大きな金がかかります。しかし、かかってやらなきゃならぬ。やり方にはいろいろ方法がございます。議会でもしびれをさらして特別委員会を構成して、そうして何とかし

て新しい環境をつくりたい、これは委員長の小林哲夫議員が、いまごろ頭で盛んに計画を練っていらっしゃると思えますけれども、そういうようなあらわれが出てきておるわけでございます。この間、教育民生委員会で学校を視察いたしました、視察してみるといろいろ問題がございます。すでに市長さんご承知のように、川島小学校の、あの荒れ果てた教室の問題、それから塩浜小学校、大きな石油タンクが目前にございます。それから配線何んとか、輸送管といえますか、輸送する橋と申しますか、そういうものが目の前に迫っております。しかも校舎が木造の、いまにもこわれるような校舎でございます。あるいは納屋の小学校の二重窓の中に、子供たちが暑さにこらえながら勉強しておりますが、いろいろ、一つ一つの学校をたずねてみましても問題がございます。そういったような具体的な問題を解決していくことが、やはりこういう問題、教育を正常に戻す問題であり、正しい、まともな子供をつくらう道であろうと、私はそう考えております。だから、失礼な言い方でございますけれども、私は、委員長の口からこういうことを聞きたかったと、教育を大切にす市政を実施してほしいと、こういう一言でつきます。もし教育委員長が、それがいえなかったら、子供を大切にす教育を考えていきたいと、こういうことをいだけたら非常にありがたかったと思うんですけれども、非常に問題が大きいので、そういう答を得ることは非常にむずかしい問題でございますので、まあ一応こういうことを申し述べて、この問題は一応これで終わっておきます。

その次に保育料の問題でございますけれども、高いとか安いとかは、これは一応比較の問題でございますからいたし方ございませんし、もしもこれを均一の料金にしていたければ非常にいいわけでございますけれども、何か先ほど、徴収基準額がどの、決算基準がどのという、非常にむずかしい研修を私たち受けたんでございますけれども、頭に入っております、何にも。で、もうそういうことはやめておきまして、とにかく保育料が、みんなが喜べる程度の減額と申しますか、低い保育料にしていたくようなことを事務のほうで十分検討していただいて、そういう方

向に向けてほしい。

なおまた、先ほど小井議員が自席から盛んに、条例の改正について協議会で話したのと違うじゃないかと言っておられました。確かにあのときには助役さんも、まあ一応検討してみると、こうおっしゃたと思うんですけども、まだしかし、その条例を変えるということは、私たちはわかりません。とにかく、先ほど部長が説明いたしましたように、一つのその保育料をきめるにつけても、厚生省の基準がどうの、何がどうのと聞いたところで、これはもう私らいっくら頭費やしてもみてもわかりません。だからこういうことは事務屋さんにまかして、十分検討して、とにかく私たちがその保育料をきめるということに、一応参画のできるような形に、その要望に沿うように、ひとつ条例を考えていただきたい。条例と申しますか何か考えていただきたい、こういうことをお願い申し上げます。

それから、その次に尿処理の問題でございますけれども、まあいろいろ、四つも五つも問題を申しましたが、まあその一つ一つにつきましては、朝明の処理の水を云々ということにつきましては、ことばじりをとるようになってございますけれども、基準が云々ちゆう、基準でよければええか、そうじゃなくて、私たちは、まっ白の水にして出してほしいと、これが一番いいわけなんです。だから、基準に沿っているからいいとか、悪いとかちゆうことになる、これはちょっと問題がございますけれども、できるだけ白い水にして出させていただくように、お話のありましたように金がかかるかわかりませんが、小型工業用水のようなのをやって、そしてやっていくということでございますから、よろしくお願いしたいと思います。

それから浄化槽の問題にいたしましたけれども、県がやろうとだれがやろうと市内のことでございますので、とにかく、これをチェックする方法をひとつまあ考えてほしいと思います。

それから海洋投棄につきましても、先ほど休憩時間中に山本議員さんが、市で一万トンぐらいの船をつくってほっておいたらどうやと、こういうことを言われましたが、確かにこんなにごておるくらいなら、市で船をつくって海洋投棄をやるとか、できなければ地元業者がございすから、地元業者育成という意味でそれをやらして、そして、そういうふうにもっていくのがほんとうでなかるうかと、こういうふうに思います。しかしながら、このただしました一つ一つの問題についても、先ほど申しましたように、みんなこう意味が違います。しかしこの問題の中に何が流れているかということが一番私は問題だろうと思っております。それは、この四つか五つ並べました問題のところを流れております問題は、くみ取りから水洗へという一つの、私は、流れが基幹であり、一番大事な問題だろうとこう思うんであります。このくみ取りがかりに営利を目的にしておいたなら、おそらく一べん取ってもらうのに二千円も三千円も、私はかかると思うんです。幸いにして市でやっていたから二千円も三千円もかからずに済みますけれども、とにかくくみ取りから水洗へと、これはもうただ衛生上好ましいだけじゃなくて、くみ取りという職業がなくなるということは、非常にいいことだと思っております。市長がその先ほど申しましたように、四十九年三月でくみ取りを中止するということは、非常にこう公共下水道の完備した地区のくみ取りを中止するということは、私はけっこうだと思っております。それよりも、この地区のくみ取り料をうんと高くして、そして水洗のほうを便利だという、得だという考え方、そういう傾向をつくっていくほうがよりベターだということを、生活の中の経済学では考えられております。この値を上げたくみ取り料は、このくみ取りをする、いやな仕事をする人たちの月給にプラスしてやればいいわけなんで、そういうことは、ひとつ、水洗化の傾向を刺激する一つの方法であろうと思います。別に、市長の提案してあることに反対しているわけではございませんけれども、そういう考え方がございすから申し述べさせていただきます。

東京都の美濃部知事が、「直接放流する下水を完備する」ということは、これは都の義務である」と言っております。

それがおくれれているからくみ取り料は、ただだと、これは、この考え方は、私は正しいと思うんです。公共財であるところの下水は、政府や、県や、市が供給する義務をおんでいるんであります。理事者の側は、もっとそういったことを自覚して、そして、その方向にもっていくべきだと思っんです。四日市をはじめ地方都市では、せつかく大金をかけておりながら、先ほども説明がありましたように、四日市でもぐりの業者も入れて六二・八%しかまだ達成しておりません。この、せつかくたくさんの金をかけた下水、公共下水を利用しないということは、言いかえれば、くみ取り料が安いから利用しない、利用せずして放置されているわけでございます。この点からみると、九鬼市長が四十九年三月にはくみ取りを中止するという、これも一つの方法であるかわかりませんが、とにかく公共下水をつくっていくという傾向を市民の間につくっていくことも、非常に大事でございますので、ただ中止するということがなくて、値を上げていくということも一つの、私は考え方であろうと、これは余分でございますけれども申し述べて終わります。

○議長（服部昌弘君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 通告いたしました第一、行政上の諸問題について、これは行政事務の問題でございます。

第二、第一次産業対策については、政策の問題であります。

第三は、衆議院選については、政治の問題でございます。

この六月議会は、国に対する来年度予算要求の時期を控えておりますので、われわれとしては市民要求を高く掲げて、理事者との合意を求める論議が重要な柱の一つであると思っておりますし、また、九月議会を目ざして今年度予算の不備を追及することや、さらには、基本構想の練り直しとかを伝え聞いておりますので、この際、市民の最低要求を確保しておくというような注文なども、それぞれ重要な諸問題としてたくさんあるわけですが、しかし、このような政策論議ではなくてそれ以前のところの、つまり行政レベルの事項に、昨今、あまりにも問題が目立ち過ぎております。

第一でございますが、有能な部長さんたちを前にして課長級の話でたいへん恐縮でございますし、また、四日市議会の品位にもかかわることかと思われまますけれども、これを選けて政策の論議をいたすわけにはまいらないと考えますので、あえてとり上げた次第でございます。今年度予算は、たいへん個性豊かで、きわめて特色のある編成がなされております。それだけにまた問題がございます。決して悪い意味ではございませんけれども、いなかの役場ぐらいで見られるようなスタイルであります。と言いますのは、地方自治体の本来の姿があらわれているというふうに思っておりますが、このフィルターを通して発見された諸問題などを含め、たくさんの事例がありますけれども、本日のところは、この一部にそつと触れておきますので、きびしい反省と再点検を期待したいと思います。

第一の問題でございますが、あまり上品でない表現で恐縮でございますけれども、だれにも相談はしなかつたんでございますが、この印刷が回って、こういう質問をするということを伝え聞いた人たちから、ずいぶん、いろいろご連絡がございました。たいへんな反響がございましたので、大体もう私は、所期の目的を達したので、休憩中に三輪君が質問するなど言っておりましたけれども、質問せんでもいいかなと実は思っておるんですけども、やみ取り引きともいわれてはいけませんので、一応触れておきたいと思っております。私は、この珍事ということばを職員の間から聞いて、前回の人事異動について、主として上級幹部の異動のことであろうと、こう思っております。それは、思い当たるところがたくさんあるわけですが、しかし、だんだん日がたつて。しさいに見ていきますと、中級から初級に至るまで思い当たる節々がたくさんあるのでありまして、いまさらながら、大衆職員の勘というものにはたいへ

ん驚いた次第でございます。もっとも人事というものは、いままでも、そしてだれがやっても批判がないということではできませんし、そういうことはよく承知しておりますし、また市長の人事政策が、露骨に公共団体の性格を無視した単純な経済主義によるというようなことも承知しております。先ほど申しましたように、単に事務的な問題として取り上げてみたいと思うのでありますが、まあ、あえて珍事と職員の間からささやかれたのは、おそらくは、あまりにも今度の異動が無原則で無定見であるからというふうに思うわけですが、このことが、ひいては人件費のむだ使いであるとか、あるいは戦場に暗い影を残し、意欲をそぎ、能率を落とし、心をゆがめ、深い傷あとを残したということは、そのような影響は、はかり知れないものがあると思うのでありますが、具体的にはあまり触れないようにいたしたいと思えます。それで、いま珍事ということに思い当たる節があるかどうかということをお尋ねしたんでありますけれども、ありますとはお答えできないでしょうが、このように受け取る方が、実は言っておるのでありますから、とやかく言わずに、すなおに反省されればよいわけでありますが、人事のやり方については、それぞれに特色があつてしかるべきであります。あまりにも無原則で、あまりにも無定見なやり方は、ただ単に職員の間だけではなくて、人がやっている事業所でございますか、たいへん市民の間にご迷惑をかけることになるので、十分思い切った、個性豊かな、特色のある予算構成とは違つて、十分慎重になされることを要望しておきたいと思えます。

さて具体的な事例に、二、三触れてみたいと思えますが、定数一という職場があります。ここには嘱託という名の臨時職員が置いてありますが、もちろんこれは適法ではありません。三万二千円の賃金を払つております。夏期手当は、五万四千円余りだろうと思えます。これと全く同じ種類の職場で、八万円の職員がおります。夏期手当は、十四万余りにもなるはずであります。両者は同一労働です。そうして前者は、生活保護を受けております。これが公共団体の人事として許されることでございますか、これ政策事項ではありません。

また、昭和四十一年の小学校の職員数は、百九十一名であります。小学校百五十七、中学校三十四名、それから、昭和四十七年は百七十七名。小学校百四十八名、中学校二十九名ですから十四名の減になっております。しかし、その間に県費の職員が十五名増になっておりますから、差し引き一名増ということになります。ところがこの間には、小学校が一枚増加しております。この定数はどういうことですか。

次に、昨年の忙しいときでございますが、超勤手当が月二百四十時間という平均の職場がありました。八時間労働としても二十五日分ですから、二人分働いたことになり、あるいは一日に二日分も仕事をしたことになります。その職場では、しかもことしの予算は、事業費は、昨年よりもある部分においてはふえております。そこへ災害などもあるれば、もうほとんどお手あげということではないでしょうか。そのうえで、その定数は、昨年と同じであります。週休二日といわれております今日に、何と考えてよいかわかりません。お手元にお配りいたしました資料を見ていただければ、定数ははっきり出ておりますのでうそ偽りはございません。これは予算書の給与明細表による職員数でございます。まん中どこにもあります八十四名づつです。

土木のことでございます。あるいは、人を扱う仕事で、本人は、適切でないと本人も自覚し、私もそう認めて職場をかえたのでありますが、りっぱに変つたところで仕事をしておりますのを、また資格があるからというので、もとの職場に帰してしまいました。これは最近の異動ではございませんけれども、そうしておりますうちにそこで問題を起こして、処分をされたようであります。実は、処分されるのはその本人ではなくて、配置した担当の責任者ではないかと思えますが、どうでしょう。

次に、社会福祉事務所は、機関委任事務であります。そしてケースワーカーは、弱い立場の市民の生活指導を行なう極端に言えば、いわば政策遺脱の権限を持ってありますが、この二十名ケースワーカーがおります職場へ、今年は、

一挙に六名の新採用の、全くの新人職員を配置しております。日本じゆうりにこんな例は、おそらくあるとは思いません。その他まだまだたくさん事例はございますが、こういったことは、市長の考え方とか、政策の問題でなくて、ほんの事務的な、原則的な、きわめて自然な問題だと思っておりますが、それがこのように非常識な形でやられているところに問題があるわけです。そこで部課長は、人事については人事担当者にかかせていて、管理職としての責任や権限は人事にはないのかどうかということです。もう一点は、予算編成の手續、あるいは査定の手順において、部長の権限に問題がないのかということでございます。

なお、ついでに申し添えておきたいんですが、地方議会は、国と違いましたと野党の関係ではありません。しかし執行機関をチェックする機関として重要な働きを持っているわけですが、人々の中には、うっかり事務局ではものがないという声があることは事実です。こういう状態では、この大事な地方議会としての機能を果たそうとするにも支障があるわけでありまして、有能な方ばかりおられますところでありまして、適正でないとお気づきであれば、みずから出処進退はおきめになるべきではないかというふうに考えます。

次に、第二番目の舗装と排水路の問題であります。本年度の目玉の一つは、道路舗装であろうと思っております。四億円の借金をして、一億二千八百万円の利子を払うわけでありまして、それほど工事費が値上がりするものかどうか、あるいはそれほど経済効果があるものかどうかということが疑問であります。ところがそれに引きかえまして、それはそれといたしまして、それに引きかえて排水路は、都市化し、開発が進むにつれて、その行政需要はきわめて高いし、しばしばこの場でも取り上げられたわけでありまして、都市下水路新設は、昨年よりも一千万円の減額になっております。都市下水路に関する予算は、土木におきます道路維持費の中で、市道維持修繕工事請負費、これが去年に比べて四百万、三千四百万でございますから、四百万プラスになっております。これも、排水路、側溝にも使える金だ

と思えます。それから、道路新設改良費、局政の請負工事費だが、これが千六百九十万でございますから、昨年に比べて六百六十万の減であります。

都市下水路にいきまして、排水施設工事の請負費二千六百万でございますから、昨年比べて二百万の減であります。原材料費におきまして、百九十万の増になっております。そして、都市下水路新設改良費におきまして、一千万の減でありますから、これらを全部入れたといたしまして、千二百七十万の減になっているわけです。

道路舗装をこれだけやって、そして都市下水排水路を減らすということが、これが常識的な予算の組み方であるかどうか、これはそれこそ政策ではなくて、事務的な問題で問題になるんだと思えます。先ほど言いましたように、予算編成査定の手続の中に、私は問題があるのではないか。人事も予算の問題も含めて、権力が集中しているのではないかとこのように感じるわけです。

次に環境部の問題でございますが、国におきます環境庁、すでに県におきましても環境部ができました。市におきましては、単に衛生部の名を変えただけですが、これでは時宜に即してはいないのではないかと、中に県においては、自然保護条例をつくっておりますが、教育委員会でやるのか、環境部でやるのかということでございますが、若干政策事項にもかかわるかと思えますけれども、それにいたしましたも、すでに上部の機関においてなされていることとありますから、事務的にも、この環境部なりの強化といえますか、整備をしなければならぬのではないかと考えます。

なお、ついでに時間がございませんので、墓地公園はなぜ進めないのかということについて、きわめて事務的に伺いたいのでございますが、土地の値段が高いなどということ、いままでかつて長い間何べんも苦い経験をしたこととございますが、さらに、その近くには、今度コンピナートの埋め立てのために土地買収しようという話が盛り上がり

ております。切実な市民要求の問題を捨てておいて、どうしてこの土地買収ができるかと、こんなことも、きわめて担当の職員ないしは課長級でも、当然考えなければならぬことではないかと思えます。

次に厚生の問題でございますが、いろいろたくさんございますが、少なくとも、たとえば保育園の配置について、これは行政レベルで考えるべきであって、政治的に考えるべきではないと思えます。内部、河原田、下野には、無認可の保育所がございますが、とりわけ下野の保育所の性格は違うわけでございますが、その隣に、保々に保育所が設置されたときに、なぜ同時にやらなかったかと。こんなことは政治の問題でなくて、行政事務の問題として考えるべきだというふうに考えます。

次に、第一次産業の対策についてでございますが、本筋の第一次産業を、どう対策するかということからはそれるかもわかりませんけれども、すでに中央におきましても、第一次産業を第三次産業に転換するといえますか、活用をする、つまり、レジャー産業として使おうということについては打ち出されておるわけでありまして、四千町歩からあるこの農地につきまして、四日市におきましては、とりわけ環境の悪い、公害の問題もあるわけでありまして、もちろん発生源で対策することは原則でございますけれども、この第一次産業を第三次産業に転換するような施策を、四日市市としては率先して考えるべきではないかと思えますが、ご所見を承りたいと思えます。

次に衆議院選についてでございますが、何といたしまして四日市は、二人分を出せるだけの実力のある都市でございますが、一向に四日市市から出られるといううわさを聞きません。何といたしてもやはり地域性ということ、たいへん重要な問題でもございますが、ここにおいて、四日市市の市長の政治的な責任といたしまして自分が出るか、あるいは自分が出られねば、有能な加藤助役でも出すか、とにかく準備をせられることが、四日市市の市長としての政治責任を全うする道であるかと思えますが、ご所見を承りたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 第一点にお答えします。

人事の異動につきましては、部長、課長の意見を第一義的に尊重して配置したつもりであります。ご指摘のような点があったとすれば、まことに遺憾に思います。今後一そう注意してやっていきたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 第二点の舗装と、排水路の問題についてお答えいたします。

なるほど予算上はおっしゃるとおりだ、金額の面ではそうなっております。しかし、予算の運用によりまして、できるだけ排水でご迷惑のかけることのないように努力をいたしたいと考えております。

次に、第二番目の、第一次産業のレジャー化についてでございますが、この問題については、この三月に、経済企画庁にあります農村漁村の第三次産業化に関する調査研究会が報告書を出しまして、最近の農業の状況と、国民所得の増大ということから、三次産業化が進んでおるといふ報告を出しております。八百三市町村において、六千五十二のレジャー産業化した経営体があるというような報告が出されてから、この問題が大きく取り上げられているようにございますし、農林省におきましても、自然休養村というようなものを指定して、これを第二次構造改善事業の一環として、事業化に着手しようというような動きもあるようにございます。そこで当市におきましては、三月議会で産業部長が報告を申し上げましたとおり、現在では農振地域の指定を受けまして、各部落ごとに、将来の農業生産をどういう方向でいくかということについて話し合いをやってまいりまして、現在これをまとめつつある段階でございます。

すが、いずれにいたしましても、広域営農化というような方向で第二次構造改善事業に乗せることが、最も必要であるかと思えます。で、この中に、いまおっしゃるような計画が組み込まれれば組み込みたいと、かように考えておる次第でございます。

以上です。

なおこれは、私からお答えを申し上げるのはいささかどうかと思えますけれども、名前が出されたのでお答え申し上げますが、私は、衆議院選に出るつもりは毛頭ございませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 第三番目にご指摘のございました環境部の件でございますが、このことはまさにおっしゃるとおりでございます。とりあえず、衣を着せて出発したというだけに過ぎないんですが、市の環境部という性格につきましては、県あるいは国の環境部なんかと異なる性質も持っており、また、都市計画、あるいは公園緑地化と、こういった面との関連も、十分に権限の分配なんかも考えなければならぬ点もございまして、いまま少十分検討いたしまして、環境部の名にふさわしい環境部をつくりあげていきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 市長は、行政責任と政治責任とを明確にして一生懸命がんばっていただきたいと思います。

なお、この資料は市長の足あとの、四十一年ですか、市長の足あとのすべてです。資料の一部ですからちょっとわかりにくいかとも思いますが、いい足あとか、悪い足あとかの参考になると思っています。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後四時十一分休憩

午後四時二十八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四項目につきまして質問いたします。簡潔に質問したいと思っておりますので要領よく答弁をいただきたいと思えます。

まず、災害、公害対策の問題であります。この問題につきましては、多く申すこともないと思えます。しかし、十年間の四日市公害のさまざまな経験からしても、やはり、考え方を明らかにしておく必要があるんじゃないかと思えます。それは簡単に申しますと、後手に回ってほならないということではないかと思えます。先ほど来、PCBの問題等非常に深刻な状態が出されております。特にPCBの問題につきまして一つの経験として、私たちはしっかりとつかむ必要があるんじゃないかと思えます。

先ほど環境部長は、昨年の暮れによりやく、モンサント化成でPCBを製造しているのを市として具体的につかんだという答弁でありました。昭和二十九年、四十四年と、二つの工場で製造を開始しております。しかし、記録をたどってみますと、昭和二十四年に労働科学研究所では、PCBの動物実験をすでにやっております。そしてPCBは、皮膚局所に炎症をおこし、肺、じん臓、肝臓、及び副じんに一定の変化を起こすということも発表しております。

また二十八年に化成工業協会安全衛生委員会では、有害な化学物質の一覧表の中にPCBをあげ、炎症、にきび、肝臓障害が起こるといふことも警告しております。また、昭和三十年に日本電機工業会、化学製品工業協会は労働科学研究所に対して、PCBの毒性テスト、及びPCB使用工場での職業病の調査を依頼して、一年後にあぶないとの報告を受けております。しかし鐘淵化学では、昭和二十九年以降、この四日市にありますモンサント化成では、四十四年以降毒性を知りながら生産を続けておったわけでありまして、ここに、行政上見ましても、また公害問題に対処する場合、いわゆる、もうかれればよろしい、科学技術上きわめて有効な製品だからどんどん使用すべきだということだけで、この問題のみてはたいへんなことになるということであると思っております。このことをひとつ前向きにしておいて、被害が起きてからあわてる、これは私ども反省しなくてはならぬことではないかというふうに思っています。そういうことを前提にしまして、公害、災害問題に入っていきます。

一つは、まず公害問題からいきます。合成ゴムの爆発には、非常に大きな恐怖と関心が集中しております。いまだに原因がわからないということでありまして。しかし十トンもする反応塔が一〇〇メートルちかく飛んだと、たまたまそこに四人の作業員がおりましたが、異常を感じたために連絡、その他で場所を離れたために、直接被害がなかったということも聞せております。また周囲には、一千立方メートルのBBガスが入っているタンクが十数基ありまして、たまたまそこにつつからなかったからして被害が大きくなかったということも聞いております。また十数本のボルト、一本三十数トンの張力を持つボルトが一べんに切れちゃったという、きわめて大きな爆発力であったということも聞いております。

また、四日市及び四日市を通過する、危険物、爆発物を積んだ車が相当量走り回っておるといふことも聞いております。そのほか、私は三月議会で指摘しました霞コンピナートには、空気に触れるだけでも爆発するようなポリメチルアルミニウムという触媒を使っている工場が、現にあるわけでありまして。これもトラックで運搬されておると聞いております。こういう問題に対して、特に合成ゴムの爆発の原因、対策、また通過する車、運搬途上の車の爆発問題に対して、どのように対処するかご意見をお聞きしたいと思います。

次に公害問題であります。四日市公害防止計画の第一年度が終わりました。一年間の測定結果、また多くの数値が現在発表されております。これを見ますと、率直に防止計画が具体的に進行したかどうか、はなはだ疑わしいという結論を私は持っております。患者の発生の数にしましても、四十六年度に百九十一名、認定制度が始まりました昭和四十年に二百二十名、最近にない多い患者の発生であります。そうして延べにして、千二百十八人という数になっております。

また、磯津、三浜小学校、四日市保健所では、亜硫酸ガスの濃度が昨年度よりも多かったという結果でありますし、磯津、三浜小学校では、各一項目ずつ、いわゆる、基準に適合していないという結果が出ております。これを見て、こういう事実からみて、第一年度の結果の評価と、当年度及び将来に対しての展望についての、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

その次は、これも市長からお答えいただきたいと思っております。油化の河原田進出の問題につきましては、早朝以来多く論議がされております。率直に申しまして、四日市市長の態度いかんによってどうにかなるといっても過言ではないほど、四日市市長の態度が、きわめて重要な段階になっておるのではないかと思っております。市長が繰り返されましたように、ビルド・アンド・スクラップ、だから公害防止につながるのか、また、海岸線から数キロメートル以内は臨海部であるとかいうような考えを、いまだに持ち続けて、この内陸部への進出を将来も展望しておられるのか、もうここではっきりと、巨大な発生源であります油化の進出に対して、住民の命を守る立場に立たれて、他の市町村の市

長のようにはっきりとしたものを言われるのかどうか、先ほど来ご答弁をお聞かせいただいておりますと、その点が非常にはっきりしませんので、市長から、率直なお考えをお聞きしたいと思っております。以上が第一項でございます。

その次に、環境問題というふうに出しましたが、実は、これはし尿処理の海洋投棄の問題についてしほりたいと思っております。先ほど伊藤信一議員からも、この問題の提起がございました。私は四日市のし尿処理の五〇%が海洋投棄によって処理されている、きわめて原始的な方法によって処理されているという事実の中から、この問題を重要視しなくてはならないと。いま一つは、伊勢湾及び太平洋の環境破壊を、どうわれわれ自身が守っていくかということ、合わせて考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思います。一つは、四日市が負うべき行政指導と申しますか、行政責任は、どうなっているかということについてお尋ねします。それから、伊勢湾の各都市の海洋投棄対策について、市として特別な意見、対策があればお聞きしたいと思っております。さらに発展しまして、五〇%海洋投棄をしておるような原始的な処理から、先ほど来も強調されましたように、公共下水の早期、全市的な完備と、処理施設の新設等、抜本的な対策が必要であることは明らかでありますけれども、これに対しての市長の決意を、特に明らかにしていただきたいと思っております。

もう少し具体的な問題としまして、六月三日の朝日新聞によりますと、問題を起こしました杉山産業の服部取締役は、このように言っております。中積船、これは四日市から名古屋に向う船のようでございますけれども、この船長に対して、四日市港などから同基地へ、名古屋港の基地ですが、同基地へし尿を運ぶ際にもたれ流しをさせていたということをおっしゃいます。これに対して市当局は、どういう行政責任があるのかどうか、行政指導がどうかということにつきまして、合わせてご答弁いただきたいと思っております。四月の実績を見ますと、四千二百七十キロリットルを処理していると、二十五日で割ってみますと、一日百七十キロリットルというふうになります。先ほど来お話のありま

した船のトン数から計算してみますと、非常な、相当な往復をしないことには運べないこととなりますが、一体、体はどうかということにつきまして、合わせてご答弁いただきたいと思っております。

その次は、総合計画の問題であります。十二月議会におきまして多くの議員の皆さんからも、この問題につきまして発言がありました。私も、この基地構想、都市改造問題について発言しました。三月二十一日の記者会見で市長は市議会の議員、各種団体の代表、学識経験者などで委員会を構成し、諮問のうえ、九月議会で正式決定したいという旨の発言があったというふうに報道されておりますし、また最近では、九月ないし十二月の議会に提出して、承認を求めたいという意味の意向も聞いております。この計画、策定計画の進展状況、また、委員会等つくるにあたって、各界の意見を聞くと思いますが、この具体策はどうかということでもあります。

ここで、市の長期、中期、短期の総合計画の内容については、今日非常に大きな関心を呼んでおります。六〇年代には、産業基盤重点、地域開発が重点であったと思っております。しかし、また七〇年代になっては、新全総の開発計画で一そう総合的な基盤整備ということを政府が強調をしておりますが、そうなりますと、どうしても生活環境の整備等があと回しになるんじゃないかと、そこで逆算しましたが、あと二、三カ月後にその計画を発表されるということですが、そういう期間につきましても問題があると思っておりますが、総合政策の基本理念はどういうものかということにつきましても、簡単でけっこうですので、ご意見を承りたいと思っております。

また建設省は、この五月二十八日に、新用途地域指定基準を通過したということをお聞いております。現在の四日市の街路計画、用途指定地域の決定は、昭和三十七年の一月になされたのをもとにして、四十五年の九月に、用途地域が若干変更されたと聞いております。この計画がつけられた時期、昭和三十七年は、いわゆる、六〇年代の高度経済成長政策の出発期、たけなわなりしころの、いわゆる、産業基盤中心の計画であったというふうに思います。若干の

手直して発表したいということをお首脳の方がおっしゃってみえますが、この立場につきましても、意見をお聞きしたいと思います。

一つは、三菱油化の河原田進出の問題に係りまして、いわゆる三菱油化の見解の中に、あの地域は市街化区域であると、また土地利用においても、市が三十七年に決定した工業適地であるということが一つの、行政上適法的であるということが、一つの看板になっております。そういう意味からしましても、環境保全という点から見ても、若干の手直しでよろしいかどうか、ご見解を承りたいと思います。

最後に、四十八年度予算編成の問題について、簡単でけっこうですのでお答えいただきたいと思えます。

すでに、対政府要求をされたと聞いております。その重点はどこに置かれておるのか、その財政対策はどうかと。特に自主財源の展望、また、三月議会で問題になりました、提出予算案に対しての修正提案も出しました。港湾費、近鉄高架事業等を含めまして、きわめて大きい市民負担に対してどう対処されるのか、基本的な点でけっこうですので、合わせてお答えいただきたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北彰君）登壇〕

○消防次長（山北彰君） お答えいたします。

先ほどのご質問の中で、まず後手に回ってはならないというおことばがございました。全く同感でございます。われわれ消防を担当する職員といたしまして、現在の消防関係法例を検討する過程で、どうも消防関係法例が、科学の進歩にあと追いついておるのではないかと、さらに一そう科学を先取りして、より安全な対策を立てるべきではないかということをお常々感じておるわけでございますが、いかにせん現状の状態でございます。これにつきましては、

全国消防長会を通じまして、強力に関係機関に働きかけて、年年歳歳、関係法例の規制の強化をしておる状況でございます。しかしながら、なおかつ十分だとは思っておりませんので、今後も一そう、そういう点につきまして努力を進めたいと思っております。

それから具体的な問題といたしまして、四日市市の防災でございますが、防災協議会をつくりまして、法規制にない範囲の安全点検、安全点検基準、あるいは検査等を先般まとめまして、常に防災に対して先手を打っていきという、具体的な動きをしております。

合成ゴムの爆発につきましては、先ほどご質問の中で言われましたような実情でございます。原因につきましては、横浜国立大学等に委託をいたしまして現在研究中だそうでございますが、近く一応の結論が出るのではないかといい状況でございます。現在のところ、まだ確定した原因は出ておりません。この合成ゴムの反応塔にいたしまして、あるいは町を走っております高圧ガスのローリーにいたしまして、われわれの所管する消防法の権限外でございまして、私ども消防が担当しておりますのは、一般に危険物といわれますので、高圧ガスなども危険だから危険物かなというふうに思われがちなんです。ございますけれども、実は高圧ガスにつきましては、これは通産の関係でございます。消防は、何ら権限がございません。しかしながら危険な点につきましては、何らかわりがありませんので、市民の安全を守るという立場に立って、何とかしてこの保安へ食いついていきたいというので、先ほど申し上げました防災協議会などで、そういう点検をする機会に高圧ガスのほりも点検をしていきたい、県のほうにも、そういうふうに協力のできるような体制にしていきたいというふうに考えておるわけでございます。また市長からも、高圧ガスに関する権限がないのはわかっておるけれども、積極的に一べん町でやってみるといふ特命を受けたわけでございませぬけれども、なかなか、具体的に実施するということになりますと相当いろいろ問題もございしますので、現在のところ

る、危険物、すなわちガンリン等の、われわれの権限内のタンクローリーだけの点検しかしておりませんが、将来はそういった高圧ガス等につきましても、保安対策上必要な点検をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

ななふ、ポリメチルアルミにつきましても、ご指摘のとおりでございます。消す方法のない化学薬品でございますが、これにつきましては、全国消防長会を通じて、絶えずこれの規制について、規制とそれから消火する薬剤の開発について、研究所方面へ働きかけておりますが、現在のところまだ開発されておりません。発火いたしましたら、吸着をして捨てるということ以外に対策がないわけでございます。ただ、まあ通常のローリーなどに、高圧ガスあるいはガンリン等を選んでくるような状態でなく、きわめて嚴重な監視下に運んでおりますので事故はございませんが、こういった危険物といえますか、あぶないものがいろいろございまして、仰せのように、先手先手で防災を進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えをいたします。

公害の現状、及び将来について、どういうぐあいと考えておるのかと、しかも、この問題は、これのみならず河原田問題との関連において、どのように考えておるのかということに当然つながってくる問題であるかと思いますが、公害の現状等につきましては、すでに、ご承知のように四十五年度は、六定点のうち四日市保健所と、楠町の二カ所しか適合しなかったわけでございますけれども、四十六年度におきましては、四日市保健所も楠町も、窒素試験場も南中学も、四カ所等が適合したというような状況になってきております。すでに公害センターから発表されましたように、一応〇・〇五PPMという一年間の平均値の、四日市市における汚染面積は、全市のうちで昭和四十五年度は約一六%ございましたが、昭和四十六年度にはそれが六%に縮まってきたというような数字も出ております。確かに低濃度汚染、たとえば〇・〇一五PPMというような面積につきましては、六〇%近い拡大を示してきておりますけれども、これにつきましても、四十五年度の六六%から四十六年度には六三%に減ってきておるといような傾向がございます。まあこれらの数字につきましては、各測定点別に見ると汚染度は一様に減少しておりません。磯津保健所、三浜小学校につきましては、若干増加しておるといような数字でございますけれども、公害センターの発表では、この程度の変動は、気象条件によって左右されるので確としたことは言えないと。しかしながら原因については、ただいま詳しく検討中だということをおっしゃるけれども、微妙な数字でございますので、気象条件あるいは天候条件の片寄りによって、特殊な数字が出てくるということは、公害センター等でも言っているとおりでございます。

河原田問題にどのように対処するかと、基本的な考え方等につきましては、私は、先ほどの後藤議員さんの質問にお答えを申し上げますが、その基本的な考え方といたしましては、当然化学工場でございますので老朽化も早い。当然新しい技術の採用、あるいは大型化というような形で、スクラップにして、新しくビルドしていくというような形をとらざるを得ないんだ。しかも三菱の場合におきましては、たびたび申し上げておりますように、非常にまだ初期的な、川尻工場におきましては、初期的なプラントが非常に多いと。これを理想的にやはり切り切らせて、公害対策を根本的にしていくためには、新しいものを当初からやらなければ完全なものではないということをご承知のとおりであります。過去十三年間に三菱油化だけを取りましても、過去十三年間に約千三百億円の設備投資がなされ

ておりまして、これまでに公害防除のために投じられた金は、約六十億円になっておりますけれども、三菱河原田の場合には、当初五、六百億の投資をして、それに対して六十億円の公害防止のための設備投資をします。しかも、現在の川尻工場に出されておるよりもさらに数字を下げると、そういうような条件の場合には、私は、たとえば排煙脱硫をするにいたしても、また活性汚泥法等によるところの水質汚濁の防止の設備にいたしても、新しい設備でなければ完全なものができないということが十分言い得ると思います。したがって、大気汚染の面から申ししても、また水質汚濁の面から見しても、現在よりも改良するためには、私は、やはり新しい技術で、新しい設備に切りかえていかなければならないのであるという考え方をいたしております。

し尿処理の海洋投棄の問題でございますが、私は、海洋投棄ちゅうりのは、きわめて野蛮なやり方であって、これまでもそういう点では、非常にまずかったというように考えておりますけれども、直ちにこれをなくするということはなかなかむずかしいと。公共下水道の普及状況を見ましても、なかなかそこまではもっていけないということでございますが、現在、海洋投棄には約五〇%のし尿を、海洋投棄に四日市はたよると、私は、まことに恥ずかしいことであると思います。したがって、今後これを解決していくためには、新しい南のほうにし尿処理場をぜひともつくらなければ解決しない問題であると、さように思います。なかなかし尿処理場をつくるためには、関係地元の反対が強くてむずかしい問題でございますけれども、四日市の南部をまとめたところの、また、たとえば広域行政的に補町を含めたような、広域的な処理場というようなものを設立しなければ、やはりならないんじゃないかというふうに考えております。

総合計画の問題でございますけれども、もちろん、いろいろ委員会のご意見等伺い、また議会等のご意見を今後加えて、改正をしなければならぬという点が若干あると思っておりますけれども、何ぶん、この前議会等にもご説明申し上げました総合計画は、基本的な長期構想でございますまして、基本構想でございますので、構想の段階でございますので、これにつきましては、それからまた、さらに五カ年の短期計画、さらに三カ年の実施計画というような計画段階があるわけでございますので、長期構想の段階では、そのように手直しをしなければならないというふうに考えております。やはり十カ年という長期間にあるべき姿を願っていくと、しかもその総合政策では、住民がいかに最近の都市環境に悩まされておるか、それを少しでも明るい、豊かな、しかも太陽がよく当たり、しかも木々が茂り、広場のある、そして水があるというような構想でございますので、そう簡単に手直しはしなくても、私は、長期的なものでございますのでよいのではないかというふうに考えておりますけれども、さらにこの計画を、審議会をつくって、他からいろいろご批判を賜わって、改正すべきものは改正をしたいと考えておるわけでございます。

昭和四十八年度予算編成等につきましての問題でございますが、まだ確としてここで申し上げるまでは至っておりません。ただ、これまで引き続いてやっておりますところの、たとえば近鉄の高架化の問題であるとか、基幹農道の問題であるとか、朝明下水道の問題であるとか、あるいは社会福祉施設の改善の問題、それから清掃施設あるいは清掃処理用地等の問題、さらにスポーツ施設等の充実に関連をいたしましたして体育振興の問題というものも、やはり当然四十八年度は、重点的に考えていかなければならない問題であると、さように考えております。こういふような問題について、政府あるいは県に対して積極的に働きかけたいと、さように考える次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ご質問の総合政策と都市計画の市長のご答弁に補足をして、説明を申し上げます。

現在進めさせていただいております新用途地域の問題でございますが、県下全般の市街化区域内、及び市街化調整

区域の線引き作業がおくれている関係もございまして、さきの議会でもご説明申し上げたかと思いますが、若干時期におくれています。ただ私どもといたしましては、今回の新用途地域の制定は、主として市街化区域内に適用された考え方を中心にいたしております。特に建築物の用途や建ぺい率、容積率というような規制が、建築基準法の改正で進められております。こういうものを受けとめながら、用途地域指定を進めていくという考え方でございまして、基本的には、やはり現行の用途地域性を尊重しながら、しかも、将来の住宅、商業、工業、あるいは農業というよりな総合的な土地利用を踏まえて、住民の生活環境の保全を中心に進めていきたいという考え方でございます。で、この考え方は、すでに一応試算として出ておりますところの基本構想の、一つの土地利用構想の思想も受け継いでおりますが、今後の具体的な方法といたしましては、現在進めている作業が詰まる段階で、いま私ども、大体七月中旬になるかと思いますが、県の一つのたき台が出てくる段階がございまして、この段階で、市議会あるいは市の都市計画審議会のご協議をわずらわしながら、四日市市の一つの用途地域指定の試案を固めてまいりたいと考えます。そういうものを受けて、さらに県で全体の調整をしながら県案が発表されるということでもございまして、私も、現在の見通しでは、本年の十一月ごろになるのではなからうかと、かように考えておりますが、いずれにいたしましても、今後の作業の過程で、議会及び都市計画審議会等のご意見を中心に取りまとめたいと思っております。で、よろしくお願いをいたします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 環境問題に関しまして、市長の答弁の補足をさせていただきます。

杉山産業事件に関して、市の行政責任の限界をどう考えるのかというご質問でございますが、先ほどの伊藤信一議員のご質問に対してお答えいたしましたように、海上保安庁の取り調べが終わりまして、事実関係が明確になりました時点で、取り締まり官庁である海上保安部と相談のうえ、市の行政責任を考えてみたいと考えておるわけでございますが、今後市として、これに対して積極的な意見があるかというご質問でございますが、善良なる管理をやるであろうという信頼のうえに立っての契約でございましたけれども、こういう問題を起こしました以上は、海洋投棄を委託契約を結んでおります名古屋市、四日市、その他の市が集まりまして、今後、直接乗船のうえ確認をすることか、あるいは海上保安部、その他の関係機関と協力関係をお願いいたしまして、確実に不法投棄をすることなく、指定海域に投棄していることを確認する手だてを考えてみる必要があるように考えております。

○議長（服部昌弘君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 公災害の問題ですが、特に合成ゴムで爆発を起しましたあの機械を点検してみますと、新潟ジンプロ社という会社で製造された、いわゆる汚泥処理、またし尿処理の機械だそうであります。四日市市内でも共同処理場で同じ機械があるそうであります。また確固としたなにはございませんが、数社の工場でも同じ機械を、設備を使っておると聞いておりますし、あの事件後一時使用を中止したり、建設をやめたということも聞いております。そういう意味で原因がまだよくわかりませんが、しかし、いわゆる公害の防止設備という一つの盲点の中で起きたことだと思います。当たり方によって、爆発のしかたによっては、きわめて危険な状態であります。そういう意味で総合的な総点検を特に強調したいと思えます。

それからいま一つは、道路を走る危険物であります。これも去年の十一月の二十三日に調査したところによりますと、名四国道で、七時間で六百台、一号線で、七時間で三百十台も通過しておるそうであります。県内に百八十台

の高圧ガスの運搬車があると。で、特に名四国道、一号線は、道は広うございますが、曙町のあの塩浜街道等は、非常に道の狭いところにひしめくように、こういう車が通っております。ですからして、五月二十五日に姫路で起きたようなことももし起きればたいへんなことになります。そういう意味で、根本的な対策にはなりません。せめて人家の多い地域、塩浜地区、曙町地域のよりな狭いところでは通過させないという、当面の規制が必要ではないかと、地域の住民の皆さんからも、そういう声が上がっております。ぜひ直ちに検討していただきたいと思っております。できるかどうか、時間あり次第ご答弁いただきたいと思っております。

それから、市長が先ほど油化の河原田問題について話がありました。私は、ここでやはり考えなくちゃならぬことは、すりかえの論理だと思っております。それはビルドアップからして、近代化するからして公害対策が進むと、それも一理はあると思えますけれども、しかし実体は、三菱油化の四日市地域における製造能力、使った重油の量から考えてみますと、現在四日市市内で使っている量の七分の一を消費しておると聞いております。年間四十五万トン。ところが昭和五十年には、この約二倍強の百万トンを消費するということとあります。四日市市内の現在の消費量の七分の一を消費しております。しかし昭和五十年には、五分の一の消費をするという巨大発生源になるから、われわれは大いに警戒を要するといふことを言っておるわけでありまして。その辺のところも、内容も合わせて検討しないと、川尻工場が古いからして、それをスクラップにして向こうに持っていくんだから、大気汚染よりも排水が心配だというように強調も一部にあるわけでありまして。私は、そういう意味では、やはりすりかえの論理にごまかされてはならないと。また、そういう論理を振りまいて住民を欺いてはならないといふことを、特に強く市長に申し上げたいと思っております。だからこそ、そういう点を再検討したりえて市長のところにも、磯津地区、河原田地区からも市長に対して、住民の切なる願いが訴えられておるわけでありまして。それに対して、やはりこの議場において明快な

態度をとっていただきたい。また私は、強く申せば、とるべきであるといふことを強調したいと思っております。

それから総合計画の問題であります。地方自治法の第二条第五項で、「議会の議決を得て、総合政策を持つたうえで、地方自治体は、その日常の執務を進めなくてはならない」といふ、法律上規定されておるわけでありまして。現在のところまだ議決をしておりますので四日市では、そういう自治法に従った総合政策が進められておらないといふ現状ではないかと思っております。

そこで、先ほど土木部長から、七月の中旬に審議会等で検討するといふお話がありました。この問題につきましては、市内をどのような用途に区分するかといふことについては、市民の非常に大きな関心であります。特に一たんこれがまきますとなかなか変更がむずかしいと、そういう意味では、もちろん議会の意見を十分尊重してもらうことは当然であります。各所において住民の意向を十分聞くような、公聴会等も開く必要があるのではないか、その点を強調したいと思っております。

それから海洋投棄の問題につきましては、近く海上保安部のほうでいろいろな結論が出されて、行政上の責任を対処したいといふお話がありますが、これが、いわゆる清掃行政の中で働く現場の職員の責任だけに帰せられることがないように、その点、十分に考慮を払ってもらいたい。むしろ、先ほど市長が反省されましたように、きわめて原始的なし尿処理が現実に行なわれていると、そういう近代にふさわしいような展望を持ったし尿処理行政が行なわれておらないといふところにこそ、私は大きな問題があると思っております。その点も十分に考慮したうえで、清掃現場で働く職員のより一その増員の問題、待遇の問題も合わせて、この問題を検討していただきたい、その点を強く要望したいと思います。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北彰君）登壇〕

○消防次長（山北彰君） 姫路で起こったような事件が万一起ったらという心配から、道路を走る高圧ガス、あるいは危険物の輸送車を、狭い道路を通過させないというような措置につきましては、私どもも検討しておりますけれども、現行の法体系では、直ちに実施する方法が見当たらなかったのでございますが、なお一そう研究いたしました。法律で規制する以外に、あるいは別途、少なくとも一歩でも前進するような方法を見つけ出したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 河原田問題の陳情書の取り扱いにつきましては、さきのご質問に対してお答え申し上げますととおりでございます。今後、十分検討させていただきたいと、さように思います。

○議長（服部昌弘君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 先ほどの危険物の問題でありますけれども、私が特に強調しましたように、起きてからではおそれというところであります。ですからして、消防法、その他いろんな法律的には多くの抜け穴があると思えますけれども、危険だと思えば、やはり市長の立場で、企業また運搬業者、また道路を管理する警察、その他に対して強力に行政的な市長の権限で指導ができるんじゃないかというふうに思います。これは即刻やるべきであると、私は、特に強く強調したいと思います。もし起きれば、私は、市長のそういう意味での責任だというふうに思いたいと思います。そういう

うことをまず第一に申し上げたいと思いますし、それから、先ほど四十八年度予算編成に関して、もうすでに四日市から、市長から政府に対して、非常にこまかい要望書が出されておるといふふうに聞いております。これはわれわれも見たとありません。話聞いただけであります。こういう問題につきましては、やはり議員のわれわれに対しても、そういう内容について、私は、知らすべきではないかというふうに思います。だから即刻、ひとつ全議員に、そういう資料を配ってほしいといふと、このことを強調したいと思います。

それから最後になりましたが、し尿処理の問題につきましても、どうか早くこの対策をたてて、南部地区に処理場を設けるなり、早くその総合計画という、非常に遠い話ではなくして、早い時期にこの問題に対しての計画を具体化してもらいたい、この点をひとつ強調して終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いいたします。明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十五分散会

昭和四十七年六月十五日

四日市市議定会定例会会議録（第三号）

四日市市議定会

昭和四十七年六月十五日

四日市市議定会定例会會議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十七年六月十五日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算

(第一号) ……………

質疑：委員会付託

第三 議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一

回補正予算 ……………

第四 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各

選挙区において選挙すべき委員の定数に関

する条例の一部改正について……………

第五 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正に

ついで……………

第六 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正について……………

第七 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について……………

第八 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につ

いて……………

第九 議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について……………

”

”

”

”

”

”

”

第一〇 議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止につ

いて……………質疑：委員会付託

第一 議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について ……

第二 議案第六三号 土地の取得について……………

第三 議案第六四号 土地の取得について……………

第四 議案第六五号 保育所施設の譲り受けについて……………

第五 議案第六六号 小学校施設の譲り受けについて……………

第六 議案第六七号 町及び字の区域の変更について……………

第七 議案第六八号 字の区域の変更について……………

第八 議案第六九号 市道路線の認定について……………

第九 議案第七〇号 工事請負契約の締結について……………

第二〇 議案第七一号 工事請負契約の締結について……………

第二一 議案第七二号 工事請負契約の締結について……………

第二二 議案第七三号 工事請負契約の締結について……………

第二三 議案第七四号 工事請負契約の締結について……………

第二四 議案第七五号 工事請負契約の締結について……………

第二五 議案第七六号 工事請負契約の締結について……………

第二六 議案第七七号 工事請負契約の締結について……………

議案説明：質疑：委員会付託

第二七 議案第七八号 工事請負契約の締結について……………

第二八 議案第七九号 工事請負契約の締結について……………

第二九 議案第八〇号 工事請負契約の締結について……………

第三〇 議案第八一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に

支給する期末手当の特例に関する条例の  
制定について……………

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

日程第四 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関

する条例の一部改正について

日程第五 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第六 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第七 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について

日程第八 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

日程第九 議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について

日程第一〇 議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止について

- 日程第一 議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第二 議案第六三号 土地の取得について
- 日程第三 議案第六四号 土地の取得について
- 日程第四 議案第六五号 保育所施設の譲り受けについて
- 日程第五 議案第六六号 小学校施設の譲り受けについて
- 日程第六 議案第六七号 町及び字の区域の変更について
- 日程第七 議案第六八号 字の区域の変更について
- 日程第八 議案第六九号 市道路線の認定について
- 日程第九 議案第七〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第一〇 議案第七一号 工事請負契約の締結について
- 日程第一一 議案第七二号 工事請負契約の締結について
- 日程第一二 議案第七三号 工事請負契約の締結について
- 日程第一三 議案第七四号 工事請負契約の締結について
- 日程第一四 議案第七五号 工事請負契約の締結について
- 日程第一五 議案第七六号 工事請負契約の締結について
- 日程第一六 議案第七七号 工事請負契約の締結について
- 日程第一七 議案第七八号 工事請負契約の締結について
- 日程第一八 議案第七九号 工事請負契約の締結について

日程第二九 議案第八〇号 工事請負契約の締結について  
 日程第三〇 議案第八一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定

に  
お  
し  
て

○出席議員(四十一名)

- 青山 峯 男 君
- 天春 文 雄 君
- 荒木 武 治 君
- 小井 道 夫 君
- 伊藤 金 一 君
- 伊藤 太 郎 君
- 伊藤 信 一 君
- 岩田 久 雄 君
- 大島 武 雄 君
- 小川 四 郎 君
- 川村 深 君
- 喜多野 君
- 訓覇 也 男 君

○議事説明のため出席した者

助 市  
 役 長  
 岩 九  
 野 鬼  
 見 喜  
 久 男  
 齊 男  
 君 君

○欠席議員(三名)

早 高 小  
 川 橋 林  
 正 力 喜  
 夫 三 夫  
 君 君 君  
 吉 山 山 山 安 六 松 増 藤 福  
 垣 本 中 口 垣 平 島 山 井 田  
 照 忠 信 豊 良 英 泰 香  
 男 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史  
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

日 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後 小 小 粉  
 比 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 井 積 藤 藤 林 林 川  
 義 昌 鐸 増 建 貞 平 隆 妙 政 三 政 藤 寛 博 哲  
 平 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 夫 一 郎 治 次 夫 茂  
 君

○出席事務局職員

事務補	主事	議事係	議事課	庶務課	事務局長
西口	板崎	小林	川村	森野	鷺野
	大之	桂丞	得輔	利弘	正和
君	君	君	君	君	君

次長	消防局長	技術部長	次長	水道事業管理者	病院事務局長
山北	倉谷	美濃部	菊地	平井	村山
	徳彰	博美	英也	清三	了
君	君	君	君	君	君

次長	教育委員	教育委員長	副収入役	建設部長	下水道部長	土木次長	土木部長	環境部長	厚生部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役
佐々木	市川	龍池	伊藤	滝野	天野	杉本	谷沢	園浦	小西	荒木	杉本	阿南	三輪	庄司	加藤
晃精	一郎	清真	涼一	伝助	助春	義瓜	文男	和己	忠臣	三郎	治芳	輝彦	喜代司	良一	寛嗣
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○副議長（安垣 勇君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十一名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

日程第一 一般質問

○副議長（安垣 勇君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 おはようございます。

あらかじめご通告申し上げた順序に従いまして、質問させていただきます。

最初の質問には、再び広報についてという表題をつけてございますが、内容的にと申しますか主題といたしましては、四日市の政治における対話の充実というところでございます。

都市問題、あるいは地方自治に関する書物が今日ほど大量に町にあふれている時代はかつてないかと思えます。社会的な規模での問題意識がそこにある一つの証左でもあり、市政に携わる者としてひとしくえりを正し、謙虚に反省しなければならぬ警鐘でもあるかと思うのでございますが、その多くが多くの部分と割愛して論及しているテーマ

が、対話にとってもっとも有効とされておりますこの広報問題であることはご承知おきのとおりでございます。昨年十二月の議会におきまして、伊藤信一議員とともに対話のある四日市政の一環といたしまして「広報よっかいち」さらには、庁内広報よっかいちを取り上げまして、その脱皮を要望しながら幾つかの点を質問いたしましたとき、市長は、新年度においてはぜひ広報を充実し適切な所属も考えて対処していきたい。かように答弁されております。また市長公室長は市民の意識調査実施の構想を発表されたかと思えます。そしてさっそう新年度から広報部門を市長公室に移すし、あるいは動く市政教室、市長面談日、市政モニター、そういった新しい機軸を打ち出されておりますが、こういった対話のある行政へのなみなみならぬ意欲と一步の前進には敬意と賛意を表しますのでございますが、実態的にはまだまだ形を整えた段階に過ぎないかと思えます。これからはその内容の充実が望まれるときでございます。さらには格段のお骨折りをお願いしたいと思います。

さて広報なり、公聴に因しまして二点ほど質問したいと思います。

広報担当の所属変更だけでは意味がございません。もっとも、広報体制の変更後、日なお浅いおから無理もないところもございませぬが、まだ紙面は、従前同様と拝見しております。言うまでもないことでございますし、また前回もやや触れたところでございますが、広報の本質的な機能、ないし使命は行政体と住民との間の信頼であるとか、支持であるとか友好、そして正しい評価の関係を成立せしめて、市民と行政体の距離を縮小することにあるかと思えます。そういったことで、広報には、行政体と市民との立場における平等性でありますとか、情報の適時性でありませうとか、あるいは広報を流す側と受け取る側の反応の交流を果たすようなものであること、そういったことが大切だとされておるのでございますが、そこで質問の第一番目は、ただいま申し上げました広報を流す側からの情報と受け取る側における反応の交流をどんな手だてではかっていくご所存であるかということでございます。

実際問題としては非常にむずかしいかと思えます。大きな公聴会であるとか、あるいは集会というものが結局は一方的な宣伝に終わってしまったり、あるいは騒ぎであるとか、お祭りにしか結末していない。そういうった反省が各地から聞かれる実情でございますが、この交流の課題にどう対処されるつもりであるのか、広報モニター制の充実、その他のいろいろお考えがあるかと思いますが、計画、ないし構想をお伺いしたいのでございます。

交流をはかる手だてといたしまして、ただいまも出ました広報モニターでありますとか、あるいは市長面談日、あるいは市政モニター、そういうったことも確かに有意義な一案であると思いますが、組織に対象を求めまして自治会組織の活用ということも考えられるかと思えます。

自治会には法的には根拠も保護もございませんし、単に沿革的な事実上の存在でしかないわけでございますが、しかし、その行政への寄与はたいへん貴重であると考えるのでございますが、現状における自治会と市当局との関係を振り返りまして、何か反省点があれば、たとえば人の会合の頻度は現状で満足なのかどうか、あるいはこの種の活動に必要なことは何といたしても、動機づけであり、参画意識の高揚だと思っておりますが、日ごろの各自治会の模様なり意見、あるいは要望というものはいかに吸い上げられ選択されてトップに伝えられておるか、また自治会へのフィードバックはどんなルートでどんな形で果たされているのか、その辺の現状を見まして、自治会の仕事に対する価値意識を阻害しているものはなかったかどうか、そういうった何か反省があるかと思っておりますが、それを織り込みながら自治会組織との対話、さらにはその育成を今後どうはかっていくつもりであるかもお尋ねしたいと思います。

なお、自治会役員たちのご労苦に報いる措置、待遇といえますか、現状でいいと思われているかどうか、あるいは改善の方法を考えられているかどうか、そういうった具体的な待遇面についてのお考えもお伺いしたいと思います。

二番目の質問でございます。

現状の広報はレイアウトでありますとか、技術的な面においては確かにすぐれているところがあるかと思えますが、本質はお知らせ版でございます。そしてこのことにつきましては、さきの議会で政策広報であること、たとえば老人の医療費というような問題でありますれば、こういういきさつでこういう背景にあるこの問題を、こういう考え方で対処しこういう制度になって、そういうふうな問題の所在と問題に取り組む姿勢なり考え方まで市民に流す、そういう意味での政策広報であるべきではないかということを主張したわけでございます。これは一つの考え方にすぎませんが、新しい広報体制のもと広報をいつころどんな形と内容とをもって新しく登場させる意図か、その構想を明らかにさせていただきたいのでございます。公聴、広報に関する質問はとりあえず以上のとおりでございます。

二番目の質問タイトルはコンピューターの効率的活用でございます。このことに関しては、すでに三月議会におきまして、伊藤信一議員がまことに簡潔にして要を得たまとめを持ちまして議案質疑の中でただされておりまして、しかし、このことは今後の行政そのものについてはもちろんのこと、行政における経営体側の問題としてとらえた場合でもきわめて重大であるとの認識に立ちまして、また全く新しい分野でありますだけに、その育て方は最も計画的でなければならぬ、そういうった見解をもちまして、若干、補完的な意味合いで質問を行ないたいと思えます。

一般コンピューター導入の成否は、導入目的の明確な設定と、その利用に関してトップの理解と参画があること、そして推進と運営の体制が合目的に組織されていること、この三点にありますことはコンピューターの有効活用成功しているといわれております幾多の先輩、経験がひとしく認めているところでございますが、私のコンピューターの利用に関する質問も、この三つの観点に立脚して呈するものでございます。

そもそも地方行政体の経営目標は住民福祉の追求にあります。ことばをかえれば地方行政体とは住民へのサービス提供機関といえるのかと思うのですが、市におけるコンピューター導入目的も究極的には、この点に尽きることは論をまちません。ところで、その最も初歩的と申しますか、基礎的と申しますか、第一段階的な活用方法として二つの立場があるといわれております。

一つは市民への直接的なサービス向上を意図するものでございます。たとえば従来、幾つかの窓口と長い時間をかけて処理していた業務を一つの窓口で単時間に行なうことができるシステムをつくる考え方でございます。たとえばみどりの窓口式のものといえるかとも思います。

もう一つは行政に伴う大量の単純な反復作業、正確かつ迅速に処理して省力化をはかり人件費を節減してその分を、たとえば教育費であるとか、あるいは道路補修費用に充当したり、あるいは現状よりさらにきめこまかい行政の展開に資するといった、いわば間接的に市民サービスの向上に寄与しようとする考え方でございますが、しかし、私は第一段階における活用の方法は、いずれであるにせよ地方行政体におけるコンピューター利用の最終的な姿は行政の情報システムを完成させること、つまり全体の事務の流れを系統的と申しますか、システムマッチなものとするによりまして行政の効率化をはかることと、さらにはこのシステムに外部の情報、あるいは科学的な手法を取り入れまして、たとえば教育とか医療問題、さらには道路であるとか住宅政策、あるいは都市計画、そういった問題におきます最適な政策決定に利用することであろうと理解しておりますが、そこでコンピューターの今回の導入にあたりまして、長期的な計画のもと最終的な目的と構想をどのように設定し、そこへの接近の方法をどのように考えながら導入の第一段階を間接的な市民サービスとしてステップされたのか、そういったことでありますとか、あるいは当初の計画といたしまして二十三万人の住民マスターの整備でありますとか、二十万件の住民税徴収でありますとか、六万件の水道料金計算、各々十万件、二十七万件といわれております家屋、土地マスターの整備、五万件といわれております国民年金計算、そういった一連の大量の事務処理業務を取り上げておるのでございますが、むしろ無計画に手当たり次第に取り上げておるとは思いませんが、こういった業務と最終的な目的に対しまして、いかに位置づけこういったことになったのかをお伺いしたいのでございます。

第二の質問は、第一のそれとも関連してあるのでございますが、コンピューター活用の推進と運営の方法でございます。

今回のコンピューターの導入にあたりましての担当職員のご苦労にはおそらくは血のにじむような、また限界ぎりぎりの力の発揮と努力とが尽くされたであろうことは容易に想像できるところでございますが、その点、この機会に心からの敬意を表しておきたいと思えます。しかるにそういった実務サイドにおきます最善の寄与があったにもかかわらず、おきまざることにはせいたくといつては酷評にすぎるかもしれません、かなり余裕のある使い方であることはいなめないようでございます。たとえば水道料金計算、住民税の徴収、年間約二千八百五十万円の巨費を投じた民間計算センターへの委託業務がございますが、コンピューターの導入後約二カ月を経た現在におきましても実態的にはあるいはそれ以上経過しているかと思えますが、いまだ内策に切りかえを完了することなく、月間のプログラムに要する使用時間は約百三十時間程度に過ぎない状況だということでございます。伊藤議員のご質問に対する答弁によれば、委託計算に比べて人件費を含み切りかえ初年度は約一千万円の支出増であるとのことでしたが、私はそこに基本的には行政におけるコスト意識、あるいは計画性のもつたりなさを感じざるを得ないのでございますが、それはおきまして準備の方法、あるいは導入の時期がほんとうにこれでよかったのか疑問をはさみ批判の余地を感じざるを得ないのでございます。なぜこうなったのか、その一番大きな原因は、ただいま申し上げましたコスト意識、あ

るいは計画性の不足というものがあるかと思いますが、そういうことを背景といたしました担当者まかせの取り進め方であったのではないかと思うのでございます。コンピュータの導入前は庁内各部門が個別に自己部門の必要とする業務を計算センターに委託しておりましたが、コンピュータ導入後もほとんど従来と変わりなく一部の初歩的なプログラム理解者と電子記録との間のいわば担当者レベルの視野と話し合いでコンピュータ処理業務をさがしている。それが実情のようでございますが、そのこと自体はたいへん基礎的な組織でございます。今後とも持続されなければならぬかと思えますが、私はその上に管理層のリーダーシップがなければならぬと思うのでございます。このことは、特に今後の問題といたしまして、適用業務といたしまして大量の事務処理を対象としております。当面の間は従来の方式でも大過なく事が運べたかもしれませんが、今後、より高度な大量な事務から管理、さらには意志決定のシステムへの転回は管理者の参画をなくしてはどうてい考えられないことでございます。私は管理者一人一人にシステムデザイナーになれたとか、あるいはプログラマーになれたとか、そういうつもりはございません。しかし、少なくとも各部、各課、管理層の方々にはコンピュータ導入の目的に照らしまして真に価値ある効率的な業務の探究を各担当者とともに考え、その指示を下すぐらいの素養と情熱を持ってもらいたいのでございます。そして重要業務に関しては、庁内のチェック機関、あるいは諮問機関を設けまして、目的に照らし合わせて処理の可否をきめるような機構が必要ではないかと考えております。当面作業は詰っているかもしれませんが。しかしコンピュータの有効活用というのは、常に二年、三年先の将来を見つめシステム開発に意を注ぎ組織全体の協力体制が要請されるものでございます。今後のコンピュータ活用の運営と推進体制をいかにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

三つ目の質問は、コンピュータ教育についてどんな策を考えているかということでございます。

コンピュータがいかにすぐれた機能を保持しておりますけれども、これを実際に使用し効果をあげるのは人間でございます。実力と見識とを持った人間が使いこなして初めてコンピュータは真価を発揮するのであります。さもなくば単にニックネームどおり大きなそろばんになりかねない危険性を有してあるかと思えます。現在は、各部少数の職員に初級のプログラム教育を行なっている程度でございますが、さきの質問におきます中間管理層の参画との関連におきましても、今後は強力かつ積極的に特にシステム思考の養成を重点といたしました教育が必要であると思うのでございますが、中間管理層を含めての教育計画の有無と、あるとすれば計画の概要についてご説明願いたいと思えます。

以上を第一次的な質問としたいと思います。よろしくご答弁のほどをお願いします。

○副議長（安垣 勇君） 公室長。

〔公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○公室長（三輪喜代司君） まず、第一点の「再び広報よっかいちについて」というご質問に対して、広報に対する市民に対するところの反応と交流という問題でございますが、これにつきましては、目下私どもこの四月広報の移管を受けまして広報活動のあり方等につきましていろいろ検討を加え、また編集につきましては、部内の編集会議等をもってご承知のように月二回発行いたしております。お知らせ版と一般広報でございますが、一般広報の面につきましては、特にこの重点的に市民にPR活動をしなければならぬ事項等をこれに登載するようにし、またその間いろいろと会議の中で協議をし打ち合わせをしておるようなわけでございまして、今月号の広報には町をきれいにすることが一応出ておりますが、これは雨季を控えまして水路、その他にごみを投棄されたりいろいろなことが、ひいては浸水の問題にもひっかかってまいりますので、そういう点を写真を入れながら市民にその自覚を訴え、公共物に対する市民の公共物すなわちこれは市のものであり市民のものであるというふうな自覚を訴えるような方法で編集を

したようなわけでございますが、これに対する反応とかいうようなものにつきましては、ただいまのところどのような形でものようになっていくかということを検討を加えつつあるような次第でございます。おおいこの問題につきましては、今後、行なわれるであろうまた行なわれるように決定いたしております。動く市政教室、その他市民との対話の中において個々の市民からの反応を聞き取り、これをまた広報のほうへ反映をさしていきたい。このように考えております。

次に、それと同時にただいま市民意識調査の集計をいたしております。これが案外手間どりまして、まだ最終的にこれを集めたしておりませんが、これが出てまいりまして、そのようないろいろな市民の情報を市政に反映さすような方向で広報、公聴活動という面でこれを生かしていきたい。このように考えております。

次に、この政策面の政策広報を考えたらどうかということでございますが、これにつきましては、やはり議会でするいろいろ審議になりご決定になりました事項についての政策的な面につきましても、広報活動の面を通じて市民にこれをPRできるように、今後ともおおいこれが前向きな姿勢で取り組みつつあるということだけご報告いたしまして、広報についての質問に対する答弁といたしたいと思います。

次に、自治会の問題でございますが、それともう一つ公報、私のほうへ移管されましたが、あるいは色刷りその他いろいろなシステムの広報が最近出ておりますし、庁内広報等におきましても各市の実態等を調査をいたしておりますが、相当活発な広報活動を行っております。何せ昨年どおりの予算でございますが、現在まだこれをどのようにもっていくかという問題等もございまして、いま与えられておる予算の中で最大限にこれを活用していくように努力をしておるのでございますので、その辺のところもご理解いただきたいと思います。

次に、自治会の問題でございますが、自治会につきましては総務部長の担当でございますので総務部長のほうから答弁があると思いますが、特に毎年行なっております各地区的ブロック会議等において自治会活動の中から一つの情報をキャッチしながら、それをまた市政に反映していくというふうなことにもなっておりますので、その辺のところもご承知おきいただきたいと思っております。

次にコンピューターの導入についての諸問題でございますが、これにつきましては、行政情報システムの確立を目的といたしまして住民に対するサービスの向上と事務の効率的な処理運営の基本方針としておるのでございますが、これはご承知のとおりでございます。そしてこれらを可能にするための前提条件といたしまして、まず第一にわれわれが手がけましたのが住民情報システムを取り上げております。住民に関する基礎的な資料を整備いたしました。これらのデータを各種事務に共通的に使用することによって事務の精度を高めるところから出発することといたしたのでございます。適用業務の範囲等につきましては、この地方自治体がコンピューターを導入いたします場合におおむね五カ年で大量のかつ、また反復して行なわれる業務のシステムを確立をいたしました。その後、これらの蓄積された各種のデータを利用して順次所要の解析を行ない、最終的にはこれを計画的な、あるいは管理的な業務に及ぼしていくというのが定石とされているのがご承知のとおりでございます。本市の計画におきましても、大量の業務の完全処理と一部の計画的な業務を大体三カ年程度で仕上げまして、その後、各種の予測推計などの業務に拡張してまいりたいと考えておるのでございますが、その時期がまいりましたならば、現在の機器構成につきましても再検討を加えなければならぬのではないかとこのように考えております。

次に、またご指摘のコンピューターの活用等の推進と運営方法というようにお考えでございますが、こういうご指摘があったと申すんですが、これにつきましては導入後のコンピューターの使用時間について申し上げたいと思っております。コンピューターの使用時間といえますのは、ご承知のようにテープのかけかえとか、あるいは印刷紙の裁断、

あるいはまた機械の点検調整など手作業の時間を除きまして、実際に中央の処理装置が動いた時間をさすのでございます。本年二月はご指摘のごとく時間数が非常に少のうございました。これは導入直後のための機械の調子がわからなかったということが一つの原因でございます。それともう一つは、この時点においてはシステムの開発に主力を注いでおりました。そういう関係によるものでありますので、ご了承いただきたいと思います。その後、調査いたしましたところ、三月には大体百五十時間、四月には二百二十時間、五月には百九十時間となっております。六月にはこれはいろいろ税の問題等いろいろなものが出てまいりまして二百五十時間程度になるものと思われれます。

なお、コンピュータの使用基準時間は大体一カ月で二百時間というふうに承知をいたしておりますが、これをこえるときになりますと、職員の健康管理その他いろいろの問題が出てまいりますので、われわれは最大に一カ月二百五十時間というのを、これがもう最高限度の使用時間であるというふうにいたしたいと、このように考えております。こういうことでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、この導入に際しましてのいろいろなお話がございまして、これにつきましては、四十六年の七月から本格的にわれわれはシステム設計に入っております。一部のものを除きまして、業者にも委託をいたしております。四十七年度からの課税その他の諸作業がスムーズに行なわれるように本年の二月に機械を導入して庁舎の竣工式以前から機械は動かしておいたわけでございますが、現在、各種の計画業務はすべてのものが大体予定どおりに進捗いたしております。この問題に関する限りは、時間的にも、また経済的側面からもわれわれは理想に近かったのではないかと、この問題に確信をいたしておりますのでございます。

なお、システム開発につきましては、いまだ批判がございましたが、先ほどもお答えいたしましたとおり、コンピュータの業務以降につきましては長期的な見通しに立って計画どおり着々と進めておるのでございます。ただシステム設計とか、あるいはプログラムの作成につきましては、多分にこれは技術的な面が含まれてまいります。したがって、これに従事いたします職員は、その業務について十分な知識と技能が必要となってくるのであります。このような関係でシステムの開発段階におきましては、現在の電子記録課の担当者と業務の担当課、元課、元の課というっておりますが、元課の職員が協力作業を行なっているのが実情でございます。また、このような体制をとることによって完全なプロジェクトチーム等を形成をいたしております。電子記録課職員の労力を少なくするとともに時代の趨勢としてのコンピュータを使いこなす技術を取得する機会を与えまして、合わせて、この人事交流の円滑化をはかることができるように配慮をいたしたいと思っております。

次に、コンピュータの教育、職員に対する教育の問題が出たわけでございますが、要員の確保と、それから職員の資質の向上のため、かなり積極的な姿勢で臨んでおるようなつもりであります。

まずコンピュータの入門講座につきましては、初級研修の場合の必修科目に加えますとともに、システム要員の養成をはかるため、導入メーカーと特約をいたしまして無償で教育を受けるということにいたしております。これによって、各組織から選抜されて初級プログラマーのコースを受講いたしました職員の数は、現在までに約三十数名にのぼっております。要員の確保につきましては、したがって、あまり問題はないと思っております。今後はさらにこれを発展させましてオープンプログラマー制へのアプローチをはかってまいりたいと、このように考えております。

次に、中間管理者に対するコンピュータマインドのあり方につきましては、機会あるごとにシステム指向の重要性を訴えますとともに、必要に応じて連絡会議を開くなどいたしまして、関係いたしております各課との調整につとめておりますが、今後におきましても、コンピュータの高度利用や政策面への反映をはかるように、私とい

しましては指導をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○副議長（安垣 勇君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 広報よっかいちの問題につきまして、若干、私の考え方を申し上げさせていただきます。最近、最近と申ししましても、もうすでに情報時代に入ったといわれてから久しくなりますが、私は市の行政の段階における広報の利用、あるいは情報化時代に対処するところの態度というものは、私は確かに程度の低いものであるというように考えております。また、かつての議会におきましても、そういう点のご忠告をいただいておりますし、また一部の議員の皆さんからは、確かにこの情報時代に対処する市の広報のあり方は弱いものだというご意見も伺っております。そういう考え方から、われわれは、この新年度におきまして、広報係を、広報の所屬を変えて新しい時代に対処する広報の確立を期してあるわけでございますが、むずかしいことを申し上げなくても、私は、やはりいろいろのこの情報の時代というものは、結局情報を売り込むと、また、そうしてその情報を売り込むかわりにいろいろの不満を聞き取るというようなことであろうかと思っております。

したがって、私は、市がいかに考えておるか、そして何を実行しようとしておるかということ、住民の希望とそうして現状に対する不満というものを端的に紙面でこの衝突させるといような形ではないかと思っております。したがって、その媒体としましては、広報に絶えず市の施設であるとか、また市のいろいろの公共的なもの現状、あるいはその他政策等に対する不満というようなものもあるかと思っておりますが、そういうものを端的にそこに記載をしていくということであると、さように思います。もとより広報のみに限らず、最近、民間テレビ等の広報面における利用というようなものも先進地域においては盛んに行なわれております。そういう面につきましても、三重県の各市におきましては、まだテレビの活用というよりな面におきましても非常に弱いものもございます。したがって広報のみに限らず、今後のこの情報機関を利用することによって、住民の希望と意向、あるいは不満というようなものを端的にくみ上げて、この情報時代に対処していきたいと、さように考えておる次第でございます。

○副議長（安垣 勇君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいまは行政と住民の交流、一体性の必要性、そのための自治会組織の活用という趣旨から自治会長の報酬、待遇の問題についてご指摘があったんですが、私も、従来産業部におりまして、先ほど話のしました地区の総会等にも出ておりましたし、そのたびにご指摘のような問題が提起されておったことも承知いたしておりますが、先般、五月三十一日に初めて本年度の六ブロックの代表者会議がございまして、四十七年度の委託業務の内容の説明、協議を行なっております。私もその自治会長にございまして、戦後は広報委員という名で活動されておったのが、自治会長という形になってきて、こういった住民の要求とが非常に複雑、広範になってきたときに、自治会長の果たしておられる役割り等が非常に重大であるということとはよくわかっておりますが、ただ連絡員制度との関連ということが非常に深いということもわかかってまいりました。自治会ブロックの代表者の方々のご意見におきましても、自治会長としての責務を十分に果たしていきたい、しかし、自治会長それぞれの仕事を持つておるし、限度があるので、いわゆる連絡員とのかね合いのような形での業務をできるだけしほってと、たとえば市のほうから、あちこちの部課から次々に出てくる書類、文書にしても、月一回何日という形で統括されることによって、自治会の会合の手間も非常にこう効率的に省けてくるし、そういった面の配慮を十分にしてもらいたいとい

うふうな強いご要望等もございました。さらに、いまの連絡員の問題がたいへん議題になっておりますが、連絡員そのものの確保の問題、あるいはその報償費、それからこういった交通事故の非常に多いときに市内くまなく連絡に当たる、この連絡員の災害補償の問題、こういったことをいろいろお話が出ておりました。そういったものとの関連性など十分に配慮いたしまして、自治会組織の活用ということに遺憾のないような形で今後を考えていきたい。今年度はご承知のとおり昨年に比べましてごく一部ではございますが、委託料の内容の改善が行なわれております。

○副議長（安垣 勇君） 小川君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 だいぶご答弁によりまして、わかったところもあるんですが、わかったようでわからないところもたくさんございますが、広報につきましては、市長の姿勢を期待したいと思ひまして、ただ一点だけ、市民の意識調査の問題でございますが、ただいま取りまとめ中のお話でございましたが、まとまったとき、それはどんな形で、方法で市民に発表されるつもりかどうか、簡単にお答え願ひたいと思ひます。

コンピューターの活用につきまして、二点ほど再質問したいと思っております。

第一点目は、今後コンピューター導入の効果をどのように測定し評価していくかということでございます。結果の正しい評価とそれに基づき必要であるならば計画なり目的の修正にも迫ることが管理の姿勢でありますことは、すべての組織、施策に共通して必要なことでございます。当然のことながら、そのことはコンピューターの導入に關してもいえることでございます。最もコンピューター導入効果の評価方法には非常にむずかしいものがございます。定量的といえますか、金銭的に換算できるものもあれば、定性的にしか判断しえない効果もあるからでございます。しかも、このむずかしさというものはコンピューター導入のねらいとする対象が作業能率の向上というよりなものから、

管理でありますとか、経営の向上とか、そういういたぐわいに利用が高度化するに従ひまして次第に困難性は増して行くものでございますが、従ひまして、いままでももちろんそれでございますが、今後はますます的確な効果把握の方法、あるいは効果の評価措置が必要であると思ひるのでございます。そのためには効果の測定項目、効果の把握、あるいは評価の方法、さらには評価結果の表現方法を制度化いたしまして、事後のフォローをすることが望ましいと思ひるのでございますが、市当局はどのような内容のものを計画、ないし構想をされているかをお伺ひしたいと思います。

また現在、取り進めております大量のデータ処理のEDP化によりまして、現在までどのような効果をあげ、また今後どのような効果を予定しているかもお伺ひしたいと思います。

なお、コンピューターの適用に当たりましては、単に従来の業務をそのまま継続実施するだけではなく、相当程度の業務改善の織り込みが必要でございます。従来の水道料金の委託計算、ほとんど省力化効果にはつながっていません。たのではありませんかと思ひます。単に月のうちの一時期に集中的におとされる仕事のピークをならす程度のものではなかったか、さように考えるのでございますが、それも業務改善が並行的に行なわれていなかったからではないかと思ひるのでございます。コンピューターの導入にあたりましては、月の業務の平均化努力でありますとか、その他もろもろの業務改善とのかけ合わせによりまして、確実に、そして飛躍的な効果が期待されるものでございますが、その業務改善について、何かお考えがあるかどうかをお伺ひしたいと思います。

次に、第二点目でございますが、将来コンピューターを都市計画でありますとか、道路管理でありますとか、もろもろの管理面に適用していきたいというお話がございました。そして、それぞれへの抱負、あるいはデッサン程度かもしれませんが、すでに描かれているかと思ひます。研究も積まれていることと思ひるのでございますが、ここではとりあえず人事管理面への導入についてお尋ねしたいと思ひます。

組織は人なりということがございます。古い、しかし、常に新鮮な定説でございます。それだけに人事管理の研究は絶えず新しい角度と感覚とをもって研究されておりますが、最近では、もっとも進歩した情報処理機能に着目いたしました。コンピューターの人事管理、ときに人材開発と有効活用への導入が研究され、随所でその発表が行なわれております。また各所でかなりの成果をおさめているということも聞いております。しかし、一方では人事管理に機械が参加するという素朴な違和感でありますとか、あるいは人が機械に機械的に見られるのではないかとといった不安から抵抗もあるところでございまして、なかなかむずかしいことでございますが、むずかしいだけに、そして、また市職員は市民にとっていわばかけがえのない財産でございます。宝物でありますだけに、その人材の開発、あるいは適材適所の配置は市民にとってもっとも関心の深いところでございます。昨日、珍事といわれる人事という質問がございました、私、不勉強にして内容をよく存じませんが、そういった珍事といわれるような人事というものは絶対に避けなければならぬわけでございますが、そういった意味におきまして、当然、コンピューターの人事管理の導入につきましては制度の高い研究が続けられているかと思うのでございます。しかしながら、問題は労使関係にも及ぶたいへんデリケートな性質のものでございます。具体的な答弁は無理かと思いますが、調査と研究、あるいはそれに基づく問題意識の輪郭でけっこうでございます。お聞かせ願いたいと思っております。

以上が再質問事項でございますが、一点、要望事項を申し上げたいと思っております。

私がかんりの時間を費やしまして、コンピューター問題をとり上げました理由は、初めにも述べましたとおり、今後の行政運用上の重要な問題としての認識に出發するものでございますが、もう一つの側面は、この一連の導入経過の中に計画性とコスト意識、あるいは効果の測定と教育の不足といったものを感じるのでございます。それがあたらかも行政事務全般の象徴であるかのごとき不安にかられ、そして、そうあってはならないことを念じたからにほかならないのでございます。そういった意味を含めまして、やや蛇足に過ぎる感があるかもしれませんが、トップ層の方々に、

一つ、常に目標、優先順位を明確に指示すること。

二つ、必要あれば方針と目標実施のための組織調整をはかること。

三つ、絶えずそのホローとチェックの姿勢を持つこと。

この三点をコンピューター活用の問題に託しまして、ご要望を申し上げておきます。質問を以上で終わります。

○副議長（安垣 勇君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪賢代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪賢代司君） ご質問の第一点の発表の方法でございますが、原則といたしまして、広報紙上で発表いたしましたと思っております。

次に、コンピューターの問題についてのご質問につきましてお答えいたします。

この定量的な業務につきましては、経済性の面からわれわれも容易に判断することが可能でございます。そして、その際の一般的な目安といたしましては、民間の計算センターに委託処理する場合の金額を評価の基準とすることがこれは適当であり、また常識的な面ではないかとこのように考えております。一方、この計画的、あるいは管理的な内容を主といたします業務につきましては、その効果を測定する尺度をきめることが非常に困難であると同時に、対象となる期間も長期にわたるのが、状態でありますので、これらの業務につきましては、住民の福祉の向上、これを最終目的とした先行投資という形でコンピューター導入というものを取り上げるべきではないかと、このように考えております。

次に、この人事管理の問題でございますが、官公庁において、コンピューターによる人事管理を行なっている事例というものを、われわれ、まだ残念ながら承知をしていないのでございます。またコンピューターに記録される内容やデータの扱い方等についても多分に試行錯誤の域を出ないうらみがありますので、われわれといたしましてはご指摘のとおり人事管理も将来はコンピューターというものが考えられるであろうと思えますが、現時点におきましてはこの方式を採用する考えは残念ながら持っていないのでございますが、ただいま申し上げましたように、これは将来の問題としておそらく検討されなければならないだろうと、このように考えあおります。よろしくお願いいたします。

○副議長（安垣 勇君） 暫時、休憩します。

午前十時五十二分休憩

午前十一時六分再開

○副議長（安垣 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 西南部地域開発について、四点ほど質問させていただきます。

私は、四日市の将来を頭に描き、現状をながめながら、次の諸問題について質問いたします。

現在の四日市は、海岸から鈴鹿の山まで東西に、北は朝明川から南は鈴鹿川まで延び、県下最大の都市として発展を続けておるかに見え、自他共に認めているかっこうの四日市です。しかし、果して自負しているだけのものか、その都市の形態ができてきているでしょうか、いやできつつあるでしょうか、私はそれを考えるとき、市政に参画する議員としてさびしくも感じさせたいしております。青年都市とはけっこうな呼び方もいつまでも続けたくありません。もちろん発展途上過程にはいろいろな障害、困難もありがち、市長をはじめ理事者のご苦労はお察しいたしております。しかし、議会並びに市当局はその困難の中、四日市の将来を考え、市民の声を声とし、時代の流れを流れとして、それに即応する姿勢とかまえを市民に示して、市長をはじめ理事者は市議会とともに真剣に取り組んで大四日市建設のあすへの希望を市民とともに胸に抱きながら最善の努力を惜しみなく尽すべきだと考えております。これがひいては議会の威信を高め、市民に大四日市に住む喜びと自負と誇りを与える政治があると思っております。以上を考えますとき、私は市全体からながめて市の西南部があらゆる点に恵まれていないことを感じております。改めて理事者諸氏に認識いただきたいと思えます。

そこで、私はこの際、声を大にして西南部開発の必要を訴え、諸施設の充実を要望いたしまして、地域の発展ひいては市発展に寄与すべき考えます。

私の申します開発とは、ただ何がゆえに新しく無計画につくり出して、市民のとうとい税金と財源の市税を無意味なむだな放出になるようなことは考へてはおりません。あるものを有意義に生かし、その中に新しい施策を配することとは、必ず次を生み出し、地域住民の理解と協力が得られ、新しい時代に応じた、しかも市民の納得し喜んでくれる開発によって、発展の結果、効果があらわれるものではないかと考えます。へんびなところといわれるところは、ややもすればおろそかにされがちなのが当然のように考えられる世の中、それはいまの時代政治ではないと思えます。都心部から徐々に都市の形を整える考え方も一応わからぬではありません。しかし、その政策も時代の進歩にいつもおくれがちなのが実情でないでしょうか。その効果はいつになっても満足にないありさま、ただでさえ不足がちな市

の財政、財源でもっとも効率のあがる効果のある、いまの四日市発展のための政治施策の最善法は、後方地帯の有効な開発であると思います。

現在、市では公害問題をかかえているが、この問題は必要以上に他の諸問題にまで悪影響を与え、市政の障害にまでなっていると思われます。公害問題の相手は善良な市民なのです。それ一つを考えても後方地帯を開発して四日市の市中らしく整え、市民の安住の地を新しくつくってはいかがです。現在、そこに生活している人のためばかりを考えずに、さらに発展のため、また新しい四日市の飛躍のため、特に西南部をさして私は考慮すべきだと思います。つきましては、次の諸点について、ご質問いたします。

第一には、市の西南部を通る大規模農道についてであります。この大規模農道は、その名の通りに、ただの農業上の道路と考えておられるのか、それなればどのようなこれに対策、農業地帯の施策をもっておられるのか。また、他にこの道路の有効適切な市民生活につながる地域発表に利するための方策が考えられているのか、この点を市長にお伺いした。

第二に発展開発途上にある地域についてお伺いします。

同じ西南地域の中の高花平地区の小林町周辺は市街化区域、市街化調整地域と合んで新市街地域のいずこにあるのか、あるのやらわからぬような状態で新しく変わっていくありさまです。法の精神から考えても、市当局はこのような地域については、いかに考えておられるのか。特に下水、排水については、実情から考えても先行施策対策がぜひ必要と思われる。

なお、新しく住居する人に対する水の問題についてであります。

生活には必ず要する水について、簡易水道はあっても急激に増加する戸数、人口をまかないかねる状態にあることなど考え、市民としては均等の恩恵に浴することのでき得るように事情熟知のうえ、格別の配慮が必要であるのではないのでしょうか、この点について対策をお考えて承りたい。

第三には、水沢地区の宮妻峽の開発についてであります。

この問題については、かねがねからその開発の必要性と効力性は各方面から十分認められておりますにもかかわらず、なお、遅々として進まずにはなだ遺憾に思っております。市民に、市中にあるかっこうの地を選び、それを家族ぐるみのいこの場として、また、青少年のレクリエーション的ないこの場として与えるのは、施策を積極的に講ずることが時代に即応した最良の、しかも地域の開発を合わせて行なえ得る得がたき最善の市民サービスを兼ねた賢明な施策として理事者のとるべき道かと存じます。この点、市長よりお伺いします。

第四に、道路網についてであります。

本年度、市長は市道の舗装について、相当、思い切った計画発表され、着々実行に移つされ進行しつつあることはその時代の感覚に敬意を表するものであります。さらに進めて既存道路の改修、新設などにも積極的な計画をもち、地域住民と協力して地域頭数配分的な予算分配を排し、将来の備えに大胆なる施策を希望いたします。たとえば、県道子酉線、開通を機会に県道宮妻線を宮妻まで拡張延長をきっかけ、名阪国道、大規模農道などの開通とにらみ合わせて、高花平を中心とした南北の新線川島、桜地区への最短距離で結ぶ市道を計画してはいかがでしょうか。小林鹿間線など延長すれば可能性はあると思います。市長より、これについての考えを求めます。

以上、よろしくお願ひします。

○副議長（安垣 勇君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 答えを申し上げます。

西南部地域開発につきましてのご質問でございますが、ご指摘のように、当地域のいわゆる開発というものは確かに取り残されておる感がございます。もちろん、そのためには道路網の整備等、そういう点にいろいろ隘路がございますが、かつて通産省の名古屋通産局が小山田工業団地の調査をしていたにつきまして、約百万坪近い茶園等の調査が完了いたしました。

その調査書によれば、小山田地域は確かに都市型産業の立地には非常に最適な場所であるという指摘がございました。その後、名阪国道等の完成もありましたが、日の目を見ずに今日に至っておる状況でございます。確かに、この西南部開発の開発につきましては農業的な開発、あるいは住宅地域としての開発、都市型産業の導入としての開発等が考えられます。そのためには、何と申ししても道路網と工業用水等の水の開発というようなものが必要でございますが、この地域は一带に高い土地でございます。土地が高くても特殊な開発をしなければ水も導入できないという地帯でございます。そういう土地柄に大規模農道というものが脚光を浴びてまいりました。先般三百六号線、通称、巡見道路が国道に昇格いたしました。これも産業道路として使えるだけのまだ条件整備もできておりません。大規模農道というものができまして、われわれといたしましても、四日市の南部地域から東西にこの突き抜けて山間丘陵地帯を巡見にや東よりのところを南北に東員町のほうに抜けていく道路でございますが、これができれば確かにいろいろの農業開発的な面で役立つものではないかというように考えております。具体的ないろいろのものは、まだございませんが、通称ミルク道路といわれておりますように、農業を主として酪農等の発展を競うというわけでございますが、確かにこの農道と申ししましても、大規模基幹農道と申ししましても、これが産業道路的な使命を多分にならざるわけでございます。おそらくや、この道路ができましたならば西南部一带に新しい開発の目ができて

くるのではないかとさように考えております。いろいろ農業的な施策等につきましては、構想もあるかと思いますが、ただいま、まだここで申し上げるだけのものは私はずかんありません。

また、後方地帯の総合的な活用といたしましては、上水、あるいは下水道等の導入がもとより必要なことでございます。簡易水道等の地域もかなりございますが、時期がくれば、やはり当然上水に切りかえていかなければならぬことであると考えております。ただ後方地帯の開発と簡単に申ししましても、私はこの基本的なものが、やはり道路網の整備ではないかというように考えます。最終の質問に道路網の整備ということがございましたが、私は当初より道路網を整備するということが、やはり一種の都市の格差の是正の最も近道であるという考え方をしております。地域格差をなくするためには、やはり道路網を整備するということが一番必要なことであると、もとよりその地域が産業に向くかどうかは別といたしまして、道路網さえ整備すれば農家の二男、三男対策といたしましても二十分、三十分で工場地帯に通勤することができると、したがって、従来通勤が非常にむずかかったような地域でも一例を取れば楽に通勤するようになると、したがって、それは所得の向上、あるいは生活の安定につながるということから、やはり地域の開発のもっとも格差の是正をするものは道路網の整備であると、さように考えております。したがって、後方地帯の開発につきましても上水、下水と並んで道路網の整備というものが必要なものであると、さように認識をいたしております。

官妻峡の開発の問題は、これも、やはり私はずっとも大切な問題は道路網の整備であると思っておりますが、まだ、相当危険なところもございます。しかしながら、この最近、開発、開発ということばに追われて、どんどんどんどんこの観光道路をつける、いわゆるこの木のはえた丘陵地帯、あるいは、たとえばこの湯の山のようなああゆう緑の壁のようなところをぶち抜いて道路をつけるといふ点につきましては、最近、非常に批判の声も出ておる時代でございます。

道をつけるだけが、このいわゆる観光地帯を守り得る、観光地帯を開くためには道が必要でありますけれども、その観光地域のほんとうの価値を道路が守り得るかどうかということにつきましては、疑問の出てくる時代になってまいりました。この宮妻峽というところは、この地域では数少ない秘峽というところでございますけれども、道路ができてどんどんこの中京地帯等から自動車を乗り入れてくる、また名阪国道等から利用して観光の車が寄ってくるようなことになれば、やはり、このほんとうの秘峽としての観光地帯を昔のままで保存するということは、非常にむずかしいのではないかとすることも考えられますが、現状の宮妻峽は、やはりこの道路網を整備するということが第一であろうかと思えます。もちろん、そのためにはレストハウスというようなものの必要もあると思えますけれども、やっぱり道路網を整備していくということが、宮妻峽を開発していく一つの大きな方法であろうかと思えます。

また、この宮妻峽ではありませんが、この水沢地域につきましては、われわれは青少年の健全育成の場として、この地域を取り上げさせていただきたいと、さように考えておるわけでございます。

ただ西南部地域の開発と申しましても、最近の開発と申すことが、すなわち環境破壊につながるという時代でございますまして、われわれはそういう点につきまして十分配慮をしなければならぬのではないかと、さように考えております。農業的に開発するにいたしましても、住宅地帯として開発するにいたしましても、また産業開発をするにいたしましても、そこに相当慎重な配慮をしていく時代にきておるのではないかと、さように考える次第でございますが、こゝろ、すべてこゝろの点に十分配慮をいたしまして、西南部開発というものにつきましては、大規模農道、あるいは宮妻峽の道路等を中心といたしまして、今後西南部開発地域の開発には努力をいたしたいと、さように考えておる次第でございます。

○副議長（安垣 勇君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 小林町の簡易水道は、本市で最初に手がけた簡易水道でございます。昭和三十三年の一月に事業認可を得まして同年の三月完成したものでございまして、そのときの計画給水人口が約四百八十人、一日の最大給水量は七十二トンでございましたが、その後の人口増等によりまして非常に水源容量が不足いたしておりますので、本年度に累費の補助を得まして取水ポンプ、配水池等の増設約一千万円の工事をただいま計画して、こゝろの状況でございます。なお西南部地区には、この小林町の簡易水道のほかに、小山田、鹿間、野田、神明、小西、水沢、約千九百戸に対して、それぞれ簡易水道を布設してございまして、これらにつきましては、標高の関係等もございまして、昭和五十一年に予定されております三重用水からの受水を契機に考えていきたいと、このように考えております。

○副議長（安垣 勇君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

第二点の下水の問題についてお答えいたします。

高花平の市街化に伴いまして、その付近の住宅開発が行なわれておるわけでございますが、一軒、二軒住宅が建設される場合には、さほどの問題は起こらないわけでございますが、一軒、二軒建てる場合でも道路とか下水の問題につきましては、やはり整備されなければならぬわけでございますが、下水とか道路の問題が未整備のまま建設が進みまして、それが五軒なり十軒になりますと大きな問題になってくるわけでございます。それが小林町付近のいま市

街化したしました、それに隣接する付近の状態であるわけでございます。四日市も市街化区域が六千五百七十二ヘクタールございました、法の精神といたしましては、市街化区域内の道路が整備され、下水が整備されるのが建前でございまして、これは十年間に予想される市街化の状態でございますので、そういう地区につきましては、排水路の用地等の協力を得まして技術的の検討をしてご指導していきたい。

なお、高花平地区につきましては完全な市街化になっておりますし、下水道といたしましても公共下水道の認可地域に入れておりますので、道路は整備され、公共下水道も完備されて、下水の終末処理場もできておりますが、これは全部開発される市の開発公社において負担されまして、すなわち、ここへ入居される方々が負担したことになりますので、地区の住民の方々の協力を得まして排水問題を取り組んでいきたい。そのように考えておるわけでございます。

○副議長（安垣 勇君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 西南部開発についてのご質問に、すでに市長からご答弁のございましたように、当地域の開発の基本は、やはり道路網の整備であるというようにお答えになっておりますが、われわれ土木を担当するものとしたとしても、当地域のやはり現在の基幹であるものは、やはり川島貝家線、すべて県道ですが、川島貝家線、それから宮妻峡日永線、それから小林鹿間線、それから水沢本町采女線、それから若干はずれますが、鈴鹿宮妻峡線というような県道網が発達しておりますが、われわれもこの県道整備については、地域開発に非常に大きなウエイトをおかれるべきであろうという考え方から、県当局に対しても、これが改良等について陳情し、その整備を促進させておるわけですが、四十七年度におきましても国並びに県におかれて相当のご努力をいただいております。現在、わ

かっておるものとしたしましては、県道の国補対象の改良といたしまして水沢本町采女線、川島貝家線、それから宮妻峡線というものが、また舗装の面で川島貝家線、あるいは現在の都市計画街路としての子西八王子線の改良がございます。そのほか県単事業といたしまして水沢本町采女線、あるいは先ほど申しました子西八王子線、あるいは川島貝家線、さらに舗装の面で三百六号等の整備が逐一これに加れられてまいります。私どもも、まず基幹になるもの県道網の整備というを中心にして、これにアプローチする道路整備等は、さきに本年度いただきました舗装費等を含めて整備をしてみたいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。以上です。

○副議長（安垣 勇君） 青山君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 市長の答弁に満足しております。これは間違いなくひとつお願いしたいと思っておりますから、どうぞよろしく。

○副議長（安垣 勇君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ご通告申し上げました諸点につきまして、順を追ってお尋ねを申し上げます。いささか意見も加えてご質問申し上げますので、ご無礼にわたる点もあろうかと存じますが、何とぞ意のあるところをおくみ取りいただきまして、誠意あるご回答をお願い申し上げます。

第一点、美しい町づくり推進についてでございます。

市長は、本年度当初議会において、緑と太陽のある豊かな町づくりを大目標として生活環境の整備を意欲的に取り組みいただいていることに対し、本市が公害という名で塗りつぶされた暗いイメージからの脱却と豊かで住みよい

町づくりに対する端的なご表示として心から賛意を覚えたものでございます。理事者各位並びに関係ご当局のご努力により、りっぱに完成いたしました新庁舎からのなごめは豊かで美しくさえ感じられ、庁舎の前のごぶ川にふたをしてくださいなどとお願ひした日からの歳月と、その上にりっぱに成育している緑の木々を胸のあつくなる思いで美しいとながめると同時に、行政努力、社会資本の投入という点を改めて感じているわけでございます。確かに、生活環境の整備は着々と進められてまいりました。都市としての成長もいたしてまいりました。しかし、十一階から地上においてまいりましたとき、そこに見えますものは、決して美しい町ではありません。市の表玄関であり、毎日、大ぜいの人通りのある駅前のごみと吸いがらとどろで埋っております。下水溝のごみが詰まり、植え込みは、街路樹の下は雑草やごみ捨て場になっており、あるいは看板や広告のために樹木はしばりつけられております。商店は道路を店の延長のように一応に張り出してあり、向かい側まで物置きにして平気に使用しております。自転車、自動車の横暴な道路占拠により、歩行者はただらろろするばかりです。歩道橋の上は言いようのないよごれようです。過日、市の婦人会連絡協議会の幹部研修会を行ないました席上において、皆、口々に申していたわけでございます。私たちの町を愛し、私たちの町を美しくしまししようと、そのために、まず実践するとともに、一団体の活動では限度があることを認識するとともに、それぞれみな心の心に、住みよい町づくりに対する要望や善意のあることを認識し、これらの市民の善意を吸い上げる大きな力にすることはできないかと提案するわけでございます。実践活動として、六月十日を期して清掃奉仕をいたしました。これは婦人会が長年行なっているものでございますが、とうとい奉仕の汗を流し市民へのアピールをいたしましたのでございます。しかし、半日の奉仕が美しい町であるための一日の効果でしかないということを感じていたしました。そして、つい先日、視察いたしてまいりました札幌の町が冬季オリンピックの余波を受けていると思いますが、たいへんに美しく花壇に咲きこぼれている花は、全部市民の善意によるものであると伺っています。一そう感じいったわけでございます。

そこで、お尋ね申し上げるのですが、本市におきまして植樹、花壇の整備はどのような方法でなされておりますのか、町の美化については清掃、土木、下水、公園、都市計画課等々にまたがり、なお、県道、国道、建設省にと、関連の中で市民の大きな協力と期待する必要があるのか、社会教育の中に国土美化推進委員会のような呼びかけが以前にありましたことは承知いたしておりますが、ただいまはどうなっておりますのか、緑化にしろ、美化にしろ、一部局だけでは成功しないのではないかと考えるわけでございます。明年は全国高校総合体育大会が開催され、また五十年には三重県国体が招致されるよして、いずれの国体開催地におきましても、この機会をうまくとらえて、市民意識の向上と、美化に成功しているようでございますが、美しい町づくり推進委員会を発足させていただくご意思はないのかお尋ね申し上げます。

なお、つけ加えて申し上げますが、私ども婦人会からのお呼びかけにすらライオンズクラブの方からくずかごの必要を認め、これを寄付してもよいとお考えをお漏らしいただいておりますし、市の防火協会等においても、吸いがら入れ等に対し関心をお持ちのようでございます。防犯灯や置き花壇とか水飲み場など、これらの設置の方法、あるいは色彩、形態、場所、その管理等についてはいろいろ問題もあろうかと思えますが統一した美しさが要求されますし、呼びかけようによりましては一部スポンサー名の広告を許しても、私たちの町を愛する善意は集まるものも存じます。婦人会はもちろん全面的にご協力をお約束申し上げますが、その他、学校や各種団体にお呼びかけいただき、それぞれの責任を分担し、日常生活の中で市民の精神的に、物的に協力を得て運動の盛り上がりを推進し、計画性と指導性をもつ委員会の設置をご念願いたすものでございます。

なお、これは婦人会研修会で得ました意見でございます。全市民の善意を結集するよいご方途がございましたら、

伺わせていただきたいと存じます。

第二に、児童遊園地についてでございます。

美しい町づくりにも関連いたしますが、本市におきましては、男性的おとな中心の町づくりの感が深いのでございます。完成いたしました中央緑地公園にいたしましても、日曜日等子ども連れで楽しむ施設がございません。本年ご好意でバラを植えさせていただき、初めて色彩が加わりましたが、それもこま切れてバラ園と呼べるものではございません。動く乗物を喜ぶ児童のために交通安全教育もあわせて交通安全公園の設置をお願いし続けておりましたが、できましたものは安全教育センターとかで児童に魅力のある施設ではないようでございます。これも、幼児に対して開放されているものでございましょうか、利用状況と問題点をお伺いいたしたいと思えます。

なお、ついでに市内における児童の交通事故の実際をお教えいただきたいと思います。

交通事故の問題等により、各地には点在いたしておりますチビッ子広場、児童公園などございますが、これは子どもにとっては生活の場ではございまして、決して魅力のあるあこがれの場ではないように思われます。一方、おとなのためには、多くの広大なゴルフ場や競輪場のような、あるいは魅力のある施設がたくさんあるのでございます。過日、教育委員会において宝爾市を視察いたしましたがいりりましたが、りっぱな市立水族館にあわせて小動物園を遊園地がございました。おサル、キツネのような動物舎、鳥小屋もあり、また豆汽車、スカイチェアー、コーヒーカー、ウエーブカー、子ども自動車、豆自動車場、回転ボート、回覧車等々、十円、二十円ぐらいの料金で開放いたしております。親子が一日を楽しむ姿を見まして、本市においても、子どもの国とか、遊園地のようなものを子どもたちのためにほしいと願うことに対し、いかがお考えになりましたか、ぜひたく願いなのでございましょうか、それとも、何か温泉プールとか、室内スケート場のような子ども科学館のような子どもたちの夢を満たすようなご計画を

お持ちでございましたら、お伺いさせていただきますと思います。

第三点、消費者行政についてお尋ねいたします。

本年度、市長は新しく消費者保護を重点施策として打ち出され、消費者モニター制度を採用し、消費者センターを開設していただきました。これはたいへんうれしいことでございまして、六月五日開設されました一週間で待ちかまえたように十七件の相談がございましたとか、報告を得たわけでございます。ほんとうによかったと喜びかつ感謝申し上げるわけでございます。しかし、開設早々とはいえ相談にまいられた方々におすわりいただくこともテーブルもございません。県よりお借りしたパネルを表示するのみで市売商品など現物を展示する台も教材費そのものもございません。市の消費者センターでありますからには、責任と権威のもてるものでありたいと念願するわけでございますが、消費者センターとはどのようなものとお考えになっているのか、また、将来どのように充実させていただけるか、お伺いをいたしたいと思えます。

なお、四日市の物価は高い、特に生鮮食料品においては高いことを転動などで本市に來られた方々に訴えられるわけでございます。卸売市場等につき着々とご準備いただいているようではございますが、その間、消費者のためのご施設をお尋ね申し上げたいと思えます。

次に、第四点、母子保健対策と成人病予防対策でございます。

去る六月九日の伊勢新聞によりますと、保健所のあり方について抜本的な改革を行ない、四十八年度からは対人的な保健サービスマニヤ業務一切を市町村に移管の構想を打ち出しておりました。結核、ガン検診、妊産婦、乳幼児と育児成人病相談から住民健康管理、食生活改善、栄養指導とまで市の管轄になりますとか拝見したわけでございますが、市においても、当然これらの問題についてはご努力いただいております、衛生課には保健係一名、国民健康保険課には三名

の保健婦さんが、これらの業務を幅広く活動しておられるようでございます。これら三本に分かれている母子保健の問題は、法においても母子保健センターの設置については義務づけられているかに伺っております。母と子のしあわせのために、不幸な子を産まないために、妊娠、出産、育児全般にわたる相談検診のできる、すっきりした姿に統合する必要がありますのではないかと考えるのでございます。市ご当局のお考えをお伺いしたいと思えます。

なお、成人病予防対策の一環として実施されております。ガン検診の検診料金の無料化についてお願い申し上げます。昨年度の受診結果によりますと、胃ガン検診では千四百十四名、婦人ガン八百八十名の受診者を記録していると考えておりますけれども、最近、諸統計を見ますと三十五歳から五十九歳まで、すなわち最も人生の充実した活動期において死亡される方はガンが第一位となっておりますし、六十歳以上では第二位を示しておりますために、成人病予防に対する関心は非常に高いものがありまして、受診にあたり胃ガン検診で個人負担五百五十円、子宮ガン三百五十円の料金を負担しておるわけでございますが、県費補助、胃ガン三百円、子宮ガン二百八十円、市の補助額は県費よりも少ない各二百五十円でございますので、合計いたしますと検診料は胃ガン千円、子宮ガン八百八十円でございます。これに対し農業協同組合が実施いたしております検診者には百円の補助が出され、実質的には市より百円安いという善政策を打ち出しているのでございます。このように同じ市民でありながら格差がありますことに対し、いかにお考えになりますか、なお、この際、市民の健康管理のうえからも無料化の方向に踏み切られてはいかかと存じます。一挙に無料化がむずかしいのでございましたら、低負担でできますようお願いをいたしたいわけでございます。インフルエンザ、日本脳炎等につきましても、すでに東京、横浜、千葉、川崎等数十都市において無料化を施行しております。市民に対する保健サービスの向上につながるものでございますから、逐次、無料化の方向へご検討を賜りたいとお願いいたして、市ご当局のご見解をお伺い申し上げたいと存じます。

#### 第五点、福祉行政についてお尋ね申し上げます。

本年一月より老人医療費の無料化につきまして、国の施策に先立ちまして満七十歳までと対象年齢を引き下げてお踏み切りいただきましたことはひとしく市民のかっさいするところでございまして、ありがたくも存じ感謝もいたしておりますが、その経過はいかがな状態でございましょうか。当時、心配されておりました病院が養老院化するのではないかなどの声も出ていたわけでございますが、現状と市の負担はどのくらいであるのか、年間の見通しはどんなものでございましょうか、なお、対象年齢あるいは所得制限を引き下げることができないのか、このことは市の大きな善政でもございますので、よきことをいや増してよくするためにお願いを込めてお伺いを申し上げます。

なお、この支払い方法につきまして国保の場合は現物方式でございますので立てかえ金も不用ですし書類も医師の窓口で済むようでございますが、社会保険の場合、立てかえ金やら書類申請やらたいへんめんどうなことが多く病人にわずらわしさが重なるようでございますが、簡素化に対して何とか方途を講じていただきたいと、老人の切実なお願いを伝えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 次に、寝たきり老人の問題でございます。

本市には四百七十名ございますそうですが、中には何年も寝たきりというような老人がございしますが、これに対し入浴自動車のようなものを市で持って近くまで巡回し、自動車の中で入浴させてあげるなどのサービスクラスを持ってある都市もあるかと伺っておりますが、本市ではホームヘルパーさんの派遣をいただいております。これも大切なことだと思えますが、それでも十分だとはお考えになっておられるのでしょうか、お見舞金のような手当ては考えられないものでございましょうか、ひとり暮らしの寝たきり老人と救済の方途はいろいろお考えになっておると思えますが、これらの老人に対する福祉対策の方途や方向づけ等お教えを賜りたいと思えます。

次に、肢体不自由児に対する医療費の無料化についてお尋ね申し上げます。

市の労働会館あとに開設いただいております療養センターには、ただいま百十四名の不自由な児童が登録されており、県の草の実学園のご指導をいただいて療養に専念いたしているわけでございますが、二重苦、三重苦の弱い肉体に対して病気がちであることは当然で、親にとりましては経済的な苦しみも大きいのでございます。肢体不自由児の実数はどのようなかは存じませんが、隣接の桑名市や北勢町におきましては本年四月から、津市においては昨年一月より重度の不自由児に対して無料化を実施いたしておりますようでございます。本市におきましても早急に温情あるお計らいをお願い申し上げます。

なお、学齢に達しております子どもたちにとりましては、当然義務教育を受けたいと親もともども希望するのでございますが、肢体不自由のために就学猶予願いを心ならずも出して普通小学校に通学できないことを無念に思っているのですが、療養センターの中に特殊学級のようなものを設立していただけたら、親も子どもどんなにか満足することでございましょう。ただいまは教師の経験のある方にご好意にすがって、週一回、体を機械にしばらくつながら勉強を見ていただいているとのことでございます。しかし、これは何年かかっても義務教育を受けたことにはなりません。IQも決して精薄でない者もおりますので、将来のために、親のいなくなった日のために勉強ができる道が開いてやりたい。そのためにも小学校の勉強だけは、ぜひと訴えるおかあさま方の心は切実なものがございす。これにつきまして、県とか、市とか、いろいろご都合もあると存じますが、平凡なしあわせを望めない、この子らのために最小限の生きていく権利、義務教育を受ける権利をかなえさせてあげたいと念願いたし、よきご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

以上でございます。まことに多方面にわたりますが、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（安垣 勇君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時二分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

まず第一点の、美しい町づくりの推進でございますが、お話ししましたように、去る六月十日には婦人会を動員していただきまして、中央通りの大掃除をしていただきましてまことにありがとうございます。どうか今後ともひとつよろしくお願い申し上げたいと思う次第でございます。

ご指摘のように、上から見ればきれいでも根元にいけば非常に不衛生できたないという、ご指摘のとおりで、まことに不衛生な街路で、ごみのきたないところもございますし、また商品あるいは車をとめるというように、通行を妨げるというような情景も各所に見られる次第でございますが、ぜひこういうことにつきましては解決をいたしたいと努力いたしておりますが、どういたしましてもやはり市民の皆さんの協力をしていただかぬことには、せっかく掃除をいたしましたが、自動車のたばこ入れを駐車しておるところで掃除をしていくというような態度が改まらない限り、幾ら掃除してもなかなかきれいなならないというのが現状でございます。

私は、街路、公園等の清掃の日というようなものをぜひ月に一回ぐらいは設定していく必要があるのではないかと

考えておる次第でございますが、何らかの形で市民の協力を得られるような方法を講じなければならぬと同時に、もう少しやはりごみ箱をたくさん置く必要があると、さように思います。じきにこわされたり持ち去られたりいたしますので、そういうことのないようなごみ箱をできるだけたくさん設置をするというの必要ではないかと思えます。

植樹あるいは花壇の整備というようにつきましましては、まあところによっては違います。中央緑地のような場合の花壇につきましては業者に委託しておりますし、この中央通りのような場合河原田の高等学校の園芸部の方々にいろいろお手伝いを願っておるわけでございます。

植樹につきましては、これもいろいろ、結婚記念日の植樹とかいろいろの形式がございますが、街路樹は主として都市計画のほうでやっておるわけでございます。

何といたしまして、都市環境の整備が行政的に推進されますと同時に、やはり子どものところからこういう公のものを大切にするというような教育が必要ではないかと、さように思います。

先日私の部屋から下を拝見いたしていますと、先生が三人ついて小学校の生徒が市役所へ見学に来ておるわけなんです。下の階段のところでは先生が生徒を遊ばしておみえになりました。もちろん、非常に来ていただいて見ただくのはけっこうでございますけれども、階段の両側の手すりのところをすべり台のようにして皆さんすべっていると、落ちてもおぶないですし、反対側に落ちればけがをしますし、反対側に落ちれば木も折るというような状況であり、また投光機のあるところの電気のおいておるところに帽子をぼうり込んで、飛び込んで、電気もひん曲がるぐらいその乱暴なことをしておると。しかもそれに対して先生はですね、何ら注意もしないし、写真とって喜んでおるといような情景でございました。さっそく先生のほうにご注意をさしていただきましたが、そういうような情勢では私は公德心を養成するということとは不可能ではないかと、さように思います。公のものをまず大切にすると

いうような教育をこのような年代からしていただく必要があるのではないかと考えますと同時に、行政的にもさらにこの不衛生な街路、きたない街路のないように努力をいたしたいと、さように思います。

児童遊園地の問題でございますが、動く乗り物だとかの遊具等につきましては、従来の児童遊園地にはできる限り設置するようにいたしておりますけれども、いわゆる中央緑地等におきましては、遊具のある広場というのではなくて、芝生広場で、自分でかかってにボールを投げるとか走るとか、そういう遊びをやはりする必要があると。そういう観点から私は中央緑地等においては遊具はつくらないという方針で従来から対処してまいりました。最近でき上がるうとしておりますところの霞ヶ浦緑地におきましては相当広い砂場等が用意してございまして、ここで子どもが自由に遊んでいただくようにしておりますけれども、ここには必要ならば若干の動物等の遊具を置いてもいいのではないかと、さように考えております。もちろんこの子どもの園だとか遊園地がありまして、そこで有料遊具で遊んでいただくような施設がございましたらたいへんけっこうかと思えます。しかしながら、鈴鹿サーキットなんかに行きましても非常に高くつくということでございますし、こういう遊園地というものは、これだけ有料であるということとは公共団体ではできませんので、適当な観光会社等の設備に待たなければならぬものであると、さように思います。

また、こういうような遊園地ではございませんが、子どもの一つのよりどころというようなものとして、新しく図書館ができましたら旧図書館がきますので、私はぜひともこの旧市立図書館というものを中央の児童の拠点にさせていただきます。そこにプラネタリウム等も設置したらどうかと、さように考えておる次第でございます。

消費者行政でございますけれども、去る六月六日に消費センターが開店いたしました。まだその内容等につきましてはまことに貧弱なものでございますが、将来は消費者というものがどんどん苦情を持ち込んで、十分それにご相

談にのれるというような体制にさせていただきたいと、さように思っております。したがって、商品の展示というようなもの、あるいは最近問題になっておりますところのPCBとか、その他いろいろそういうような原料品の展示というようなことも必要でございましょうと思いますし、また品質検査というものがぜひ消費者の要望に応じてできるようにしていきたいと、さように考えております。また旧庁舎の整備状況に合わせて消費者の講座をするとか、いろいろの映画会をするとか、そういうような考え方もいたしたいと思っております。将来は県の消費者センターとも十分協力をいたしまして、消費者行政の実をあげたいと、さように考えております。

母子保健対策の問題でございますが、ご指摘のように保健所を市で持ったらどうかと、そして保健所を持って、保険課と衛生課の仕事を合わせてしたらどうかということでございますが、従来考えますと、保健所というものは大体四日市のような都市では県の保健所でやられておりますし、保険課には、国民健康保険関係の仕事があり、衛生課には衛生関係の仕事がございますので、これを統合して保健所を持つという考え方には、直ちにそういう考え方には私は賛同することはできませんが、将来保健所が市に移管されたときにはいろいろこういう諸政策の統合できるように考えていきたいと、さように思います。

ガン検診の無料化のお話ございましたが、低負担に努力をいたしたいと思っておりますが、さしあたり県と同額の線まで市も負担をさせていただきたいというような考え方で検討させていただきますが、一応寝たきり老人につきましては、入浴自動車という福祉行政につきましては、担当者からお答えいたしますが、一応寝たきり老人につきましては、入浴自動車という

ようなものが宇都宮市で実施されておるといように拝見をいたしております。四日市市では現在七人のホームヘルパーを大体五十世帯の寝たきり老人に差し向けておりますが、六十五歳以上の大体この寝たきり老人四百七十一人中、大体介護が必要だとみなされる方は五十人ぐらいであるといふように承知いたしております。八十歳以上の老人の敬

老金というものを私のほうでは実施いたしておりますが、その敬老金の金額も少ないというような当節でございますので、敬老金の引き上げは当然考えなければなりません、同時にこの寝たきり老人対策等に対する強化策につきましても、あわせていろいろの各方面からの諸施策を考えさせていただきますと、さように思います。

肢体不自由児の問題でございますけれども、重度の不自由児の無料化をしるということでございますが、現に重度の不自由児の無料化につきましては、桑名市でも実施されておるといふご指摘がございまして、今後の問題として十分検討させていただきたいと思っております。

また、この重度の心身障害者等の特殊学級の設置のご要望がございました。もちろん、義務教育を受ける年代の方が病気のために義務教育の恩典を何ら受けることができないうことは、まことに申しわけのないことでもございます。何うところによりますと、文部省では四十九年四月一日から精薄児、肢体不自由児、病弱児等の養護学校を実施したいということでございました。これらの学校の整備七カ年計画というものを発表させる由に聞いております。したがって、その段階では二分の一の補助金を三分の二に引き上げるというような案も出ておるように聞いておりますが、そういうような当節でございますので、あわせてこういう肢体不自由児のことにつきましても総体的に検討させていただきたいと、さように思います。

さらに詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 社会福祉行政のうち、ご指摘のありました老人の無料化につきましては現状と市の負担はどうなっておるかということにつきまして、お答えをさせていただきます。

本年の六月現在で医療証の交付を行なっておる者が七千九百四十八人でございます。ちなみに、四十六年十月の常住人口から見た七十歳以上の人口は、八千七百四十七人であることを報告いたしておきます。なおまた六十五歳から七十歳までの方につきましては、四十八人医療証を交付いたしております。そのうち国民健康保険に該当する者は、六十五歳を含めまして四千五百三十三人でございます。社会保険に該当する者は三千四百六十三人で、約五六・七％でございます。したがって四三・三％が国保のパーセントになるわけでございます。それから社会保険のうちに組合健康保険法でうたっている付加給付を受けている方が、三千四百六十三人のうち千七百五十五人でございます。

医療費の三月の支払いの状況をご報告申し上げますが、ただいま申し上げました医療交付者数の中で三月に受けられた件数でございますが、四千七百七十四件となっております。これはレセプトの数でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。その総額が三千八百三十九万九千三百二十四円でございまして、そのうち自己負担額が千三百九十七万五千三百五十九円と相なるわけでございまして、そのうち付加給付を受けておる額が百九十四万三千百八十六円でございます。したがって、自己負担額からただいま申し上げました付加給付額を差し引きますと、千二百三万二千七百七十三万円というのが市が助成した額でございます。これを大体一件当たりの単価に置きかえますと、医療費は大体月一人八千四百三十三円というふうにならっておりますし、市の助成につきましては一人当たり二千五百二十円でございます。

なお、県の対象がどうなっておるかということもちなみに申し上げますが、先ほど七千九百四十八人と、六十五から七十歳の四十八人を申し上げたわけでございますが、そのうち県の助成の対象になる者は三千五百五十八人でございます。したがって、ただいま申し上げました市の負担の一千二百三万二千七百七十三万のうち、県費の対象になる、いわゆる県の補助金としていただけるものが二百六十二万七千円でございます。大体一千万近く市単独で持ち

出しておるということに相なるわけでございます。

次に、国民健康保険が現物方式であり、社会保険の該当者が償還方式であることから、もう少し簡素化できないかという問題につきましては、さきの議会でご質問もあつたかと思うんでございますが、これにつきましては、いま申し上げました中の付加給付ということにつきまして関連するわけでございますが、国民健康保険は三割が自己負担ずばりでございますけれども、社会保険につきましては、おのおのその組合によりまして、医療保険にかかった医療費の何割かを、あるいは全額あるいは一部を組合が本人に償還するという付加給付制をとっているのでございます。先ほど申しましたように、付加給付の人数を千七百五十五と申し上げた数でございますが、これ等がございまして、いきなり現物方式で医療費を医療機関に支払いたしますと、市が先に公費負担という行為を行なったということから、組合法が付加給付を除くという関連が出てきやせぬかという懸念があることから、社会保険につきましては償還方式をやむなくとっておるんだと、こういうことでございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

交通事故の数のお尋ねがございました。

昨年度一年間で、小学校の児童、中学校の生徒、幼稚園の園児、その事故の件数八十一名となっております。

大体自分の責任における事故が五三％、ほかから与えられた事故というのが四七％。

大体事故の起くるのは学校からうちへ帰ったあとが多々ございます。その事故のおもなものは徒歩で、あるいは自

転車での飛び出し、そういうのが非常に目立っているのが実情でございます。

なお、交通安全教育センターのことお尋ねでございました。

個人でなしに団体単位で使ってもらうと、そういうことにいたしましたしておりまして、婦人会でお使い願ったこともございますし、公民館が主催した団体でお使いいただいたこともございます。そういうようなことでございます。

昨年のこの議会で、非常に利用者が少ないんじゃないかとおしかりをいただいたのでございます。その後非常勤の指導員を配置していただくようなことがございましたし、学校のほうもいろいろ考えて利用しておりますのでございます。今日までに七百九十五名というような者が利用しておりますのでございます。まだ足の問題とか、あるいは関連の施設の問題で十分にはいっていないようにございます。

なお、続きまして療育センターのお尋ねでございますが、療育センターに肢体不自由児の特殊学級のお尋ねでございます。

先ほど市長から広い立場からご答弁があったのでございます。私のほうとしても考えなければならぬ問題だと思っておりますのでございます。

昨年お話のありましたみはと学園の特殊学級につきましては、幸いに教員の配当を得まして、その者がいま研修に行っておりますので、来年の四月から教員を派遣して特殊学級を設けることができると、こう思っておりますのでございます。

特殊学級の開設は、国におきましても県におきましても非常に力を入れておる問題でございますので、この療育センターにつきましてもその線で検討したいと思っておりますのでございます。また私も療育センターの施設の内部について一向存じませんし、そのそこにおる子どもの実態についても承知しておりませんので、よく調べまして検討したいと思うのでございます。

お話のありましたそれは、特殊学級という形ではなくて、医療機関と密接な関係の要るものがございますから、どこの学校の分校、そういう形ならば実現できるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますのでございます。

それにいたしましても、教員の問題もでございますし、いろいろ関連する問題があるのでございます。とにかく前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますのでございます。

○議長（服部昌弘君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいまご答弁を賜わったわけでございますが、たいへん多くを述べまして時間をちょうだいいたし過ぎましたので、再質問にあたりましては要望にとどめさせていただきます。

美しい町づくりに対しましては、市長はあくまでも行政サイドでお考えになるのは当然でございますけれども、市民の持つ熱意をいかに吸収し、いかに統合し、そしてすっきりとした指導をするかということで推進委員会のご結成をお骨折りを願いたいという提案を申し上げたわけでございますが、市が緑化をしたり花壇に花を植えたりいたしましても、市民のほうがおもしろがって抜いているようなことではいつまでたってもイタチごっこではないかと、むしろ市民のほう植えたくなくなるような市政を打ち出すことができないかということをお尋ねを申し合っていたとでございますので、重ねてご検討を賜わりますようにお願いをしておきたいと存じます。

児童遊園地につきましても、霞ヶ浦緑地に動物を置いたり、遊具も置いてみたいというようなおことは賜わりまして、私もたいへんうれしいと思っております。（「象」と呼ぶ者あり）（笑声）象ということが出ましたので、象もあるいは可能性があるのかと思えます。水族館とかいろいろと夢は広がるわけでございます。

次に、消費者問題でございますが、これもご開設いただきまして日もございませぬけれども、将来に大きく充実してまいりますことを期待いたしまして、今後人の派遣とかあるいは予算的な裏づけもよろしくお願いをいたしておきたいと存じます。

母子保健対策でございますが、これは法において母子保健センターの設立が義務づけられているんだというような条文があったように私記憶いたしておるのでございますが、保健所が全面的に都市に権利を、管轄を移管することとございますので、その機会をとらえて、どうぞ母子保健という問題についてもお考えを充実していただきますようにお願いをいたしておきたいと思えます。

成人病予防対策につきましては、とりあえず県と同額の助成をするということとございます。たいへんありがたいこととございます。

なお、敬老年金についても、いささかでも引き上げていきたいと、きょうはほんとうにうれしいおことは賜わったわけでございます。

肢体不自由児の医療費の無料化についても、これも考えてやろうと言っていたいただきましたことは、たいへん市民にとりまして、肢体不自由児をかかえる家庭にとりましては、大きな朗報であろうかと喜んでいるわけでございます。特殊学級の設置については、特殊学級としてではなくて、いずれかの学校の分校というような形にしても、いわゆるこれらの施設に在園いたします子どもの義務教育の面で解決していただきますように、ただいま教育長さんのおことばもございました。これも期待いたし、喜んでおります。

どうぞただいまのおことばを実現していただきますように重ねてお願いを申し上げます、私の質問を終わらしていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（服部昌弘君） 荒木武治君。

〔荒木武治君登壇〕

○荒木武治君 私、ほんとうに皆さまのほうから平素いつも七十歳以上という関係からかわいがっていただきまして、その点を厚くお礼を申し上げる次第でございます。

その意味におきまして、どうぞ私の通告を申し上げました二問につきまして質問をさせていただきますが、どうぞご協力のほどをお願いいたします。

昨日も墓地公園につきまして訓罰議員が一言触れておられました、私はできるだけ重複を避けまして、通告いたしました順に従って次の点についてお尋ねをいたします。

まず第一に、朝明墓地公園構想について、私の知る範囲におきましては、昭和三十七年九月十七日、本市と朝日町、川越町の共立による墓地公園設立準備委員が発足して以来、今日まで早十年も経過しております。その間、四十三年六月議会以来、議会開催のつど先輩議員各位から公園用地の買収について、先行投資に踏み切ってすみやかに善処するよう用地確保の促進方を求めておりますので、事務局においては極力これが確保について努力されていることとは思いますが、用地買収に伴う地元との単価の相違があるとか、当初予定地面積の減少であるとか、たいへん困難な問題があると思われしますが、現在の高経済成長期における用地価格は底を見ない年々上昇の傾向にあり、市の百年の大計を考えるならば、過去十カ年における準備委員会における努力を無にすることなく、すみやかに用地確保のうえ、地域市民の要求しております朝明墓地公園のできますことを念願申し上げます、その後の経過についてお答えを願います。

通告第二問、土木下水道行政についてお尋ねいたします。

市長は、最近特に土木下水道行政に誠心誠意きめこまかいご配慮のもとに、日夜これが遂行にご努力いただいておりますことは、率直に認め敬意を表する次第であります。全国各都市におきます土木下水道行政施策には、市民の要求を即実行に移すという松戸市政の「すぐやる課」のごとく市民サービスにつとめ、たいへん好評のようであります。しかしながら、行政サービスにはおのずから限界のあることは私としましても十分わきまえて、無理なことは申し上げるつもりはありませんが、多様化してまいります社会構造の変化に伴いまして、地域市民生活環境は必ずしもよい方向に進んでいるとは思われません。したがって、直面しております地域市民の多年の念願であります富田山城線、東名阪道路排水路について、順を追って質問に移りますので、ご答弁いただきたいのでございます。

第一にお尋ねするのは、霞ヶ浦地区における埋め立てに伴いまして、今後港湾施設へと移行する重大なる時期に際しまして、これと相関連します道路のうちでも最も重要性のあります富田山城線であると思えます。市長は、昭和四十六年度当初予算編成にあたり、議案説明の中で「富田山城線は、四十六年度から県営事業として着工の予定であります。東名阪道路北部インターチェンジの設置については、各位のご協力を得ながら、さらに意欲的に取り組み、早期着工となるよう万全の対策を講ずる所存である」と聞き及んだのでございます。今日に至るも何ら施策も講ぜられていないように思いますが、現在の時点においてどのような施策がなされたか、具体的にお答えいただきたい。

第二、富田山城線は五十年年度を目標に、東名阪道路拡張と並行して、北部インターチェンジ設置も同時に完成できる予定と記憶しておりますが、その後いかなる計画変更になったのか。この最も重要性のある道路に、何ら一貫性のない道路計画では、用地買収にも支障を来たさなかと懸念するものであります。いま一度確固たる計画についてお示しいただきたい。

なお道路の幅員でございますが、最初富田山城線は三十メートル道路と決定し、その後一部変更があったように聞きますが、それは事実かどうか、なければ答弁は要りませんが、あったならばその事実について率直にお聞かせ願いたい。

第三、近鉄線、国道一号線、国鉄関西線等の道路交差はどのようになるのか、また高架計画について、高架にするとなれば港へ渡る進入道路はどのように入り入れるのか、もう一度詳細に承りたい。

第四、治水対策として、霞ヶ浦地区の埋め立てする後背地の土地の水を排水する排水路の計画はどのように計画されておるか、平素のことに終始ご専念していらっしゃる担当の加藤助役さんに明快なるご答弁を承りたい。

第五、富田山城線計画で、一号線道路からいかるがの現在圃場整備中の大矢知、垂坂に通ずる通学道路までの間は無料で、それより上は有料道路のように聞いておりますが、もしやそのような事実計画であれば、これもこの際ぜひ無料道路としてごあっせん方ご努力を願いたい。この件につきましても理事者はどのように考えていらっしゃるか、ご答弁をお願いいたします。

第六、排水についてでございますが、毎年議会開催のつど、議員各位からも発言もあり、現在施行中の朝明都市下水でございます。地区住民の要望にこたえたい一念のもとに、理事者は四十六年度から五カ年計画にてこれが完成を目ざして、四十六年度二億六千万円、来年分債務負担行為を行ない、なお本議会に三億三千万円の債務負担を提案されておられ、現在も着々と実施中でありますことは、市長はじめ関係理事者に対し衷心より敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、今度、前に述べたように、霞ヶ浦埋め立てに伴う土砂採取のあと地に約三十万坪以上の用地ができ、そこに降った雨水の、通常は水は高いところから低いところへ流れるのは当然であります。目下継続事業として河川改修を実施中の十四川は、一たん集中豪雨の場合には、理事者もご承知のとおり、一破ん水が下流の富田、富洲原

に流れ込み、各河川ははらんし、富田、富洲原の低地帯は一瞬にして水びたしに見舞われ、そのつど市当局のごやっかいになっておるようでありさまで、理事者もその関係についてはよくご認識のことと存じますので、これが対策として先行投資に踏み切り、すみやかに用地買収に着手され、地元の協力を求め、用地確保のうえ現地点の計画を早め、富田山城線道路早期完成と同時に、十四川には水の流れ込まないよう特別のご配慮を講じていただきたくお願い申し上げます。

以上、私の質問に対し、時間の節約上、担当の全部を加藤助役より簡明なるご答弁を承りたい。よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（國浦和己君）登壇〕

○環境部長（國浦和己君） 朝明墓地公園のその後の状況につきまして、ご報告申し上げます。

お話がありましたように、三十九年以来朝明墓地公園協議会が四日市、朝日、川越町の市町で発足をいたしました。いろいろと区行政の観点も考えまして、北部の八郷、山村地区に六万坪あまりの土地を早急に確保いたしました。朝明墓地公園の実現を協議してまいったようでございますけれども、その後東名阪国道の建設、あるいは工業用水の調整池の設置等のあの付近を取り巻く客観情勢が大きく変化いたしました。及び朝日町における農業基盤整備事業が進行いたしました。当初考えておりました墓地公園用地付近の予定される用地がどう考えておったような価格では買収が不可能なような状況になってまいりました結果、昨年の七月及び八月、それぞれの協議会の席におきましていろいろと検討を加えたけれども、三市が共同の墓地公園構想は、一応ここで白紙に戻そうと、戻して四日市独自の立場で北部のほうに墓地公園を建設するような方向で進めてもらいたいということになったわけでございます。

そのときの話では、いわゆる墓地公園という内容についてのいままでは詰めがございませんでして、去年の八月の第二回の墓地公園協議会において詰めた話をいろいろと承ってまいりますと、単に墓地を整備して市民の要望にこたえるだけではなくて、ほんとうの気持ちは火葬場がほしいんだというふうな意見が出てまいりまして、その間若干四日市及び朝日、川越のそれぞれの立場の意見に相違があったように受け取ったわけでございます。しかしながら、北大谷墓地が完成し、市民の要望にこたえて墓地の払い下げないしは火葬場の運行を開始しております現状ではありますけれども、富洲原及び富田の墓地における火葬場の火葬炉のありかた、及びその周辺の都市化現象等を考えてみますと、地区の皆さん方の要望される北部のほうにも火葬場を含めた墓地公園が必要であるというご要望も十分理解できますので、そういう方向で、八郷の山村地区は、先ほど申し上げましたような事情で用地買収が不可能な客観情勢になったことから、少し西のほうにまいりまして、伊坂ダムの東大鐘地区で最小限三万坪程度の朝明墓地公園構想を考えてみまして、昨年の十二月ないし本年の三月ごろまで数回にわたって用地買収の内交渉をさせていただきましたけれども、その過程で伊坂ダム周辺の自然保護という問題等にもわかに出てまいりましたし、その周辺に企業の開発しようとする団地構想等もございまして、いろいろと問題点が出てまいりました。しかしながら、場所的には非常にいい場所でございますので、まだ全然そこを放棄したつもりではございませんが、さらに少し西に入りまして、保々の東小牧の地区において同じような程度の面積を買収の内交渉に当たっておる状況でございますけれども、いろいろと考えてみますと、ただいま発言がありましたような霞コンピナートの埋め立て土砂採取源としての八郷地区の大規模な用地買収等の客観情勢もございまして、その買収の時期を墓地公園単独で先行するということの可否等もございまして、いろいろと苦慮しております最中でございますけれども、いずれにいたしましても現在の富洲原の墓地及び富田の墓地等がもはや一ぱいになってまいりましたし、あそこにごさいます火葬炉が町時代からの古い設備でござ

いまして、そういう火葬炉を地区の皆さん方にいつまでも現状のまま利用していただくというわけにはいきませんということも考えまして、北部のほうでいま申し上げましたような地点でご協力を得て、若干の土地を買収して朝明墓地公園の実現に当たりたいというふうに考える次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問のありました富田山城線等を中心いたします問題についてお答えを申し上げます。

富田山城線は、ご承知のとおり北部におきまするきわめて重要な都市計画街路でございますけれども、昭和四十六年度から県営事業としてこの事業を取り進めることになったわけでございます。ただこの街路の通過地点が、大半調整区域内でありますために、県道四日市員弁線から少し西に上った地点、そこを境にいたしまして、それから西は道路側で処理をすると、それから東側を都市計画側で処理すると、こういう取りきめに県市の間でなっております。したがって、現在先行買収にかかっております地点は、これはすべてこの街路全面でございますけれども、ただいま申しました、いま交渉しておりますのは都市計画側で受け持っておりますいわゆる県道四日市多度線から国道一号线まで、千七百七十メートルの区間でございますし、それから以西、いわゆる東名阪との交流する東部のインターチェンジのところまでは、これは県の道路側で先行買収することになっておるわけでございます。

で、道路の幅員につきましては、計画がこのような都市計画側が受け持つ地点が海岸線から三十メートル、それからさらに上の東名阪までは計画では二十四メートルになっておるわけでありますが、将来のことを考えまして、と申しますのは、この地点に第二名四国道が将来入ってくるというようなことが予測されておりますので、これから上は五十メートルでいったらどうかということについて現在検討中でございます。

なお、この四十七年度におきます買収の交渉をやっておりますのは、東側は国道一号线まででございますが、近鉄線と関西線はそれぞれ道路側が近鉄線並びに関西線をオーバーループしていくという計画になっておりますし、国道一号线とは通過交通の関係から平面で交差をするということになっております。さらに名四国道につきましては、これは平面でぶつかりまして、名四国道側を改良して高架になると、すなわち名四国道を海側に高架をつくりまして、現在の名四国道はその側線的な役割りを果たすということになるわけでございますが、計画としてはそういう計画で、現在運輸省のほうと建設省とのほうで話し合いを進めておると、いわゆる名四国道の分については管理組合のほうでこれを管理いたしておりますので、管理組合側と建設省側とが現在交渉しておるといふ段階でございます。

そこで、この国道一号线から西につきましては、すべて今年度中に先行買収を終わる予定で、現在それぞれの担当において地元の方々との話し合いを進めておるといふ状況でございますので、また地元の方のご協力をお願いしたいと思えます。

さらに第二点のご質問でございますが、ご質問によりまして、北部インターチェンジの設置ということになっておりますけれども、これは公団側に対して私のほうが陳情いたしておりますのは、東部インターチェンジということになっております。これは桑名一名古屋間の東名阪が四十六年五月から建設中ございまして、これは五十一年三月に完了の予定でありまして、建設省ではこのほど道路の四車線化を急ぐということで、この道路を高速自動車道として近畿自動車道名古屋吹田線という名称で発足させるべく、現在準備中でございます。したがってこの道路の建設省道路局内部におきます担当窓口が、一般有料道路課から高速道路課のほうに変更になったわけでございます。そこで、このために東部のインターチェンジの設置について再検討をするということに建設省のほうでなりましたので、さっそくこのニュースを先月キャッチをいたしましたので、四日市といたしましては市長それから私あるいは土木部長、

さらに県のほうでは副知事、土木部長、道路建設課長等、さらに議会側にお願いをいたしました。建設常任委員長にも東京へおいでいただきまして、種々建設省と折衝をもったわけでございますが、その結果、現在の段階ではインターまでの取りつけ道路の完成、及びインター用地の先行取得を急ぐことよって早期に実現をはかるよう建設省として努力をするということになっておりますので、これらの条件さえ満たすことができればその実現はほほ間違いないものだというふうにご考えておるわけでございまして、県市で買収等について準備を進めておると、こういう状況でございます。

次に道路、近鉄線、関西線の交差の分については、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

次に治水対策についてでございますが、買収予定区域の大部分が調整区域内でありますので、この富田山城線ができることによりまして、この農業用の排水路等については、別途地元の方々のご意向も入れて、できるだけその意向に沿うような形で解決をいたすべく、現在事務的に検討を進めておる段階でございますし、さらに当面の丘陵地の土取りの排水等に関しましては、富田山城線ができるというようなこともありまして、十四川あるいは米洗川両河川に現状以上の負担がかからないようにするために、あるいはこの富田山城線の道路敷内に排水路等を設けるというようなことを計画いたしておりますが、技本的な排水計画を先ほどコンサルタントのほうに依頼することにいたしました。これは県の事業としてこの地域におきます技本的な排水計画というものをコンサルタントに依頼いたしまして、この調査がまとまり次第地元住民の方々にもご相談を申し上げまして、ご迷惑のかからないように万全の対策を講ずる所存でございます。

以上、簡単にございますが、富田山城線あるいは土取り場に関するご質問に対するお答えといたします。

○議長（服部昌弘君） 荒木君。

〔荒木武治君登壇〕

○荒木武治君 たいまは環境部長並びに加藤助役から懇切丁寧なるおことはいただきまして、まことにありがとうございます、厚くお礼を申し上げます。

何を申ししても、なかなか土地買収はむずかしいこととございまして、地元の方々の了解も得なければなりませんので、いろいろその点につきましてご苦労なさいただくことと思えますけれども、一日一日と土地の価格は上がってまいりますので、その辺をよくご了解いただきまして、なお一そう今後のご努力をしていただき、この点につきましては今後一日も早く完成していただきますことをお願いいたします次第でございます。

なお、この問題につきましては、常任の建設委員長もいろいろ市長なり助役なり理事者の方々と上京されてご苦労なことを拝聴いたしました。どうぞこの問題につきましては、皆さんもご承知の重要な路線であり、また港を開発するうえから見て、インターチェンジの必要はぜひこれはなくてはならぬのでございます。どうあってもこういうような意味から、今後常任の建設委員長のごやっかいなり、また建設委員会のほうでいろいろと討議をいただきます。なお一そうのご努力をいただきたいことを切にお願いいたしまして、時間が迫っておりますので、要望といたしまして、私はこれにて質問を終わらしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時五分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時十九分再開

中島隆平君。

○中島隆平君 通告いたしました順序に従いまして、ご質問を申し上げたいと思います。

第一に、四日市社会福祉協議会についてでございますが、私昨年九月に社会福祉協議会全般にわたりましてご質問を申し上げました、いろいろな諸問題を出しておきましたが、それから現在まで九カ月余りの月日がたつわけでございます。その九カ月の間にいかなる配慮がなされたかということでございます。

いろいろな問題を、行政指導の中で、いかに社会福祉協議会にそういう刺激剤を、厚生部長は理事として出られておられますが、意向を十分理事会に反映されて、どこまで行政指導なされたかをお伺いしたい。

また現在地域におきまして社会福祉協議会というものが誕生して来つづございますが、これは非常に住民問題が多くなってまいりました現在としましては、当然の住民の積極的な態度ではなからうかと思えますが、そのようなコミュニティオーガナイゼーションをどのように受けとめておるか、これをひとつお考えをお聞かせ願いたい。そこにおいて、地域住民がソーシャルアクションとして社会行動に移せる正しい姿をどのように描いておられるかもお伺い申し上げます。

二番目に移りますが、三滝川切り落としの問題につきましては、先般三月の議会にご質問を申し上げましたとおりでございますが、橋北地帯が、市長のことばではございますが、灰色のデルタ地帯ということで十分ご認識をいただいております。これが豊かな地域だとおっしゃるなら非常に私頭に來たんでございますけれども、灰色な、暗黒に包まれた地帯ということでございまして、またその中で市長が、モデルコミュニティとして、そういう地帯として踏んまえて今後行政という立場で十分この地帯を考えていきたいというふうなお考えをご披露なされたことを非常にありがたく存ずる次第でございます。その意味で、三滝川切り落としの問題は、一西橋北にかかりませず東橋北の

住民、また海蔵の本部、末永町の住民の方に多大な生命にかかわる危険性を持つ問題でございますので、この問題についてご質問申し上げるわけでございます。

三月にいろいろと質問しました際に、土木部長が県土木事務所を通じて私の質問しましたご意向を伝えていたと存じますので、その意向を伝えた中におきまして、時間はそうたいしてたっておりませんが、三月でございますので、その間にどれだけの協議がなされ、どれだけ切り落とし問題について県の態度がどれだけのようになっておるのかをお伺いを申し上げたいと思っております。

その県土木の意向と同じように、消防長にお聞きしたいわけでございますが、いつも消防本部で水防計画がまとめられて提出されておる本がございます。私はちょうど四十七年度の防災計画の本じゃなくて、四十六年度の防災計画の本を持っておるわけでございますが、この四日市水防計画図という図面の中で、海蔵川、三滝川水系というところに図面が表示してございまして、重要水防区域、特に危険な区域と斜線をふったり棒でチェックしたりしてございます。そのような水防計画のとりましてどのような災害防止がはかられておるか、消防長のご所見をお伺いしたい。私の記憶するところによりまして、五、六年も前でございましたか、二重マル三重マルでここは決壊場所だということが書いてあるわけでございますが、いまだにその二重マル三重マルが消えていないのでございます。そのような中で切り落としの問題をするというならば、私は地元代表といたしまして、住民ひっさげて一滴たりとも三滝川の水を海蔵川へは落さない覚悟でございます。そのような住民が死の湖と化すデルタ地帯に住んでおること忘れて、行政予算がついたから工事をするんだということであれば、断固として私は反対するものでございます。そのようなことをあわせて十分ご検討のうえ、お話を聞かせ願いたいと思っております。

三番目につきまして、近鉄高架化の第二期工事でございますが、三月に市長並びに助役のほうからご説明がござい

ました。

努力をしておる、第一期工事が終わったらすぐ第二期工事にいくんだと、そのように国のほうへ十分と働きかけておるんだと、まあ腹の中では中島心配するなというふううに受け取られるわけでございますけれども、三月議会の報告書を見ておりますと、本郷、末永の都市計画街路、都市改造が終わらないと近鉄高架問題には移らないんだというふうな裏の面も考えられるわけでございます。私の考え、また並びにいろいろこの近鉄高架問題にご心配なさっておる議員の方も見えますが、その議員の方たちにお聞きする範囲内では、高架をしてこそ初めて住民が都市改造に立ち上がるんだ、都市改造をしなけりゃ近鉄高架をしないんだという行政の立場とはまた逆に、住民はやはり住んでいるところをやはり何かの形で刺激剤を加えなければなかなか立ち上がろうとしないのが住民の意識かもわかりませんので、私らの考えとしましては、近鉄高架をすることによって都市改造が進んで行くんだという立場を持つわけでございます。

そのような中で、もうすでに第一期工事が十分急いで工事にかかっておりますが、四十八年度めどに、四十九年度三月に第一期工事が終わるということを聞いております。また終わるでしょうし、その中で四十九年三月に終わると同時に第二期工事に踏み出すのかどうか。そのようなせっぱ詰まった時期を控えておりますので、四十九年度の予算に国の予算がおりてくるのかどうか、そこまで腹をくくって助役や市長がこの問題について十分ご配慮をなされておるかをお考えを聞かしていただきまして、第一回のご質問とさせていただきます。

○議長（殿部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 社会福祉協議会につきまして、お答えさせていただきます。

九月の議会に非常な貴重なご指摘がございまして、その後九カ月たっているわけでございますが、私、常任理事として福祉協議会に参画しております観点からご指摘のあったこととさせていただきますので、その間私なりに努力はいたしております。中島議員のご期待に沿わない点があろうかと思えますが、一挙にご指摘の点を解決するということはなかなかむずかしい点もあろうかと思えますが、一番問題になりますのは、やはり社会福祉協議会の性格は住民主体の団体であるというご指摘だったと思えますが、そのことにつきましては何ら異論がございませぬし、そういう方向に持っていくべく努力はいたしております。そのあらわれといたしまして、極力行政が不必要に介入してはいけません。という基本の考え方に立っておりますし、またあるときには行政が指導していかなければならぬ面もございませぬ。そういう面には十分に組み込んでいっておりますが、住民の主体性ということからご指摘になった点で具体的に出ておりますのは、われわれの手で何とかせなきゃならぬのじゃないかということから、専門部会というのが発足いたしました。特に地域の組織部会、地域組織部会というわけでございませぬが、あるいはまた老人福祉部会、児童福祉部会、環境福祉部会という四つの福祉部会を協議会の役員の手で分担して持ったことは、非常に民間の手で今後どうあるべきかというテーブルができたということになりますので、十分私は今後に期待をいたしたいと、こういうふうにご感じられるものでございます。

いろいろ申し上げたい点がたくさんございますが、時間に制限もあることとさせていただきますので、ご協力する意味から簡単にひとつ答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

次に、二つのご指摘の問題は、事務局の職員の処遇の問題が出たかと思えますが、さきの議会にもご答弁申し上げましたように、本年の四月から五千円アップしております。個々の金額につきましては、わずか五名の職員でございますが、大体まあ市の職員並みにはなかなかほど遠いものがあるかと思えますが、近づけるべく努力はしております

けれども、問題は質の問題だと思しますので、質の向上についても十分に研修等重ねて質の向上をいたして、事務局員らしい職員にいたすべく指導いたしていきたいし、職員もそのように考えておるようでございますので、そういうことにつきましてよろしくご了承をお願いしたい。

次に、高齢者の無料職業あっせん所をどうするかというご指摘があったかと思いますが、これにつきましては、運営費が二百五十万という上限で限られておりまして、そのうちの五分の四を、率は若干私と忘れましたが、五分の四だと思いますが、五分の四を国からいただき、残りを県市ということに相なっておるわけでございますが、ご承知のように現在社会福祉協議会で、全国的にかかえておりますのは四十六のうち三十の都道府県でございますが、残り十五、六の県がまだ持っていない。したがって、県単位に考えると県庁の所在地のところを優先したいという国の考え方もありまして、当分四日市にはつきそうもないという暗い見通しがあるわけでございまして、そういう中で四十七年度にどうしてもこれを実現すべく、県当局と十分折衝を重ねたわけでございますが、県のほうもせめて県費なりともつけてもらえばというかまえばあったわけですが、県費もつかなかった事情もございまして、ご期待にまだ沿っておりません。しかしこの点については、四十八年度に向かって鋭意努力を重ねていきたいと、こういうふうにご考えております。

いろいろとご指摘があったかと思いますが、かいつまんで私の頭に浮んだ九カ月のご指摘の点に対する私の今日まで行なってきた、考えてきた問題を整理いたしましたので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、足りない点がありましたら、ご指摘によりまして答弁させていただきますと思っております。  
以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ご質問の二点について、お答え申し上げます。

まず第一点の三滝川分派の問題でございますが、このことにつきましては三月議会のご質問にお答え申し上げたように、一応三滝川から海蔵川へ四百トン毎セコンの計画でございますが、当時のご質問にお答えいたしましたように、あくまでも地域住民の考え方、あるいは心配を排除するようにという考えで県土木とも折衝いたしておりますが、昨年、四十六年の三滝川災害が十六カ所ございましたが、そのうちすでに十二カ所の完了をみて、さらに本年度早期に残事業の完成を急いでおりますし、なお三滝川の河道整備事業についても継続的に進められております。

また海蔵川につきましては、分派地点から中倉橋を重点にした河川改修事業が進められますが、本年におきましても約一億二千万の予算をもちまして低水護岸及び築堤というような河川の改修が進められようとしております。あくまでも先ほど申しましたように、地域住民の心配を排除すること、いかなる設計でも耐え得るといふ確信の必要があるかと思いますが、現在国、県においてこの分派についての研究は建設省土木研究所に委託いたしました。現状では百五十トン毎セコンなれば可能ではあるかという意見が出ておりますけれども、このこと自身もやはり地域住民の十分なるご理解が必要であろうということ、かりにこの調査の結果をもとにいたしましたとしても、十分なる地域住民との話し合いが進められるものと思えますし、私どももその方向で努力いたしております。

次に、第二問の近鉄高架の第二期事業の問題でございますが、幸いに第一期事業は皆さん方のご協力によりまして順調に推移さしていただいております。第二期工事は、一応三滝、海蔵の約七百五メートルの区間でございますが、本事業につきましてはご指摘のとおりでございます。県市が努力をいたしておることは言うに及びませんが、今後、

議会の皆さん、あるいは近鉄高架期成同盟会等を中心に行いたしまして、四十八年が第二期として継続的に実施されるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北 彰君）登壇〕

○消防次長（山北 彰君） 消防長にかわりましてお答えいたします。

水防計画に關しまして、消防の分担しております分野について簡単に説明申し上げます。

本年度の水防計画におきまして、昨四十六年度と若干の改正をいたしております。この要点は、昨年の水防計画が策定されましたから後に地域防災計画がきめられました。この赤い表紙の本でございますが、これによりまして防災組織が大幅に改正されましたので、この組織に合わせて水防組織のほうの組織の改正をしたことが第一点。

次に、県土木、市土木、及び消防三者立ち会いで指定重要水防区域の改定を行いました。

そのほか水防用土砂竹木の採取場、あるいは避難場所等につきまして、現状を調査いたしまして、相当昨年と状況が変わっておりますので、これらの指定地の変更をした点でございます。

おもな点は以上のようなことでございます。終わります。

○議長（服部昌弘君） 中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 ただいまお答えを願ひまして、社会福祉協議会のことにつきまして、厚生部長が鋭意努力をされておることには違ひない、違ひないのでございます。違ひないのでございますが、一行政の厚生部という形でそのように社会福祉協議会のほうへ理事として出かけられて、はたして四日市市民の住民参加したすべての要望について把握

できるかどうか、厚生部内での問題ならいざ知らず、そのような時点にかかっておるのがいまの時代でございます。社会情勢は行政の一部門だけで解決されるものではございません。社会福祉協議会というのは、住民のニードを確かめることから出発しなければならぬと、かように私は把握しておりますが、だから行政部内でも厚生部長だけにおまかせするわけにはまいらない時代ではなからうかと思っております。環境部長もかりでございます。土木部長もかりでございます。そのような行政の社会福祉、住民福祉について十分土木、建築以外に福祉そのものについてプロジェクトチームが行政内部につくられていなければ、社会福祉協議会がはたしてりっぱなものになるかどうか、私は全然当てておりません。そのような時代ではなくってまいりました。行政がきめこまかく住民のほうとの幸せを願うならば、社会福祉協議会がただいま親社協がりっぱに育つようにしていかないと、いま十分指導体制をこしらえていかないと、社会福祉協議会が地域にできましても形だけに過ぎ去るのでございます。社会福祉協議会を地域にいまつくってみえますのは、朝明谷の地区社協、日永地区社協、海蔵地区社協、羽津地区社協、東橋北地区社協、六月四日に私の西橋北地区社協が誕生したのでございます。その六月四日に地区社協ができたいきさつには、二年有る間いろいろの地域住民の話し合いをもたれた結果でございます。形だけに済ませるならばこんな形をつくる必要もないのでございます。けれど地区社協にそれだけ総合連絡調整できる人材がはたしておるか、人的資源があるのかどうかということにつきましては、もう少し親社協が事務局体制を強化して、地区社協にそういうふうな、いさゝか足りないところがありましたならば、そういう足りないところへ十分力を貸すような親社協に育っていかないと、いたずらに地区社協をこしらえている現状ではたいへんな間違いを犯すんじゃないかと思うのでございます。このような地区社協、住民福祉につながる幸せな町づくりや、幸せな心を持つようとしておるのに、また市長も太陽と縁のあるそのような新しい町づくりを目にかけておる方針の中で、住民から生まれた地区社協がはたして育

ていてけるだろうかということが私非常に残念に思うところでございます。行政では絶対やれないのでございます。地域組織づくり、いまも厚生部長にちょっと考え方を聞こうと思いましたが、コミュニティオーガナイゼーションとはどういうものか、どういうことをお考えなのかということを私聞かしてもらいたかった。それについて十分地区社協の問題点が掘り起こせると、そういうようなことばがいただけるんじゃないかなろうかというふうな考えでもってまいりましたが、昨年九月の問題点ばかりをお答えならまわして着席されたわけでございますが、いかなる優秀な厚生部長でありましても、いまの親社協をりっぱに育てるには、市長みずから陣頭指揮になって社会福祉協議会をり立てていっていかなければ、幾ら市長が声を大にして叫ばれました、人心を把握しようと思いましたが、絶対に太陽と緑のある町には育たないと私は思うんです。私はこれが市長のほんとうの姿勢であるというならば、その姿勢を如実に示す現実的な問題として、コミュニティオーガナイゼーションをどのようにして市長が把握し、それを推し進めていくかという心がまえにあるんではなからうかと思われたいでございます。そのような考え方で、十分厚生部長とのご協議をわずらわしまして、そして行政内部に福祉プロジェクトチームをつくられて、十分市長の意のあるところをくんでいただいで、住民のしあわせにつながる地区、地域社会福祉協議会という新しい組織をり立てていっていただくことを要望しておきたいと思えます。

二番手の三滝川、海蔵川の切り落としの問題でございますが、いま消防次長と土木部長のお二人にご答弁願ったわけでございますが、海蔵川流域が非常にあぶない危険箇所が多うございます。一たんくずれたらたいへんなことになります。私以外にも議員さんは、この海蔵川流域にはたくさん見えるんです。手あげられた山本勝議員の東坂部のこの中倉橋、四谷橋、野中橋という橋のすべてが斜線を引かれておるわけです。そのように、一たん水がきれば浸水騒ぎどころじゃございません。命にかかわる問題でございます。そのような形で水防組合という形で指導願って、この改修提防強化問題については十分ご配慮あらんことを切にお願いを申し上げます。

土木部長にも重ねてお願いを申し添えておきます。

三滝川は、いま私西橋北住民を代表しましてきのう自治会長の会合がございまして、自治会長から三滝川の切り落とし問題につきまして協議をわずらわしたわけでございますが、三滝川の切り落としについては命にかえてもがんばってこいと、まあそのような、勵ましのことばじゃなくて、これは当然、これは地域住民、いま西橋北住人が千八百二十五世帯ございます、東橋北地区民が千六百五十世帯ございますが、その合わせて一万人でございますが、一人の住民をかかえておるわれわれ代表としましては、一人の命にかかわる問題じゃございせんので、十分この問題については骨のあるところを見せたいと思われたいでございます。

三番目といたしましては、近鉄高架の問題でございます。

どうか四十八年度第一工事が終わります際に、四十九年度にすみやかに第二工事が進まれんことを交通対策特別委員会並びに建設委員会の方たちにお願ひ申し上げまして、四十九年度にはスムーズに第二工事に移るようにお骨折願ひたいと、高いところではございますがお願いを申し上げます、私の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部昌弘君） 出井 博君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 ご通告いたしました順序によりましてご質問申し上げますので、明確なご回答をお願いしたいと思いますますが、まずその前にひとつお断わりしておきたいのは、一般質問の趣旨からいたしました場合に、若干南部地域的に

集中しておりますので、非常に申しわけないと思えますが、常識ある議員諸氏と理事者のご理解を賜りますよう、よろしく願いたいと思えます。

それでは南部地区排水計画につきましてご質問を申し上げたいと思えます。

昨年九月二十六日の二十九号台風は、集中豪雨を降らせまして、雨量二百一十ミリというものを記録いたしております。南部の日永地区におきましては、天白川が数箇所にわたりまして決壊をいたしております。また床上浸水が約九百戸、床下浸水が約七十戸の被害を受けておるものでございます。その他提防の決壊などで日永地区、四郷地区、塩浜地区など、南部が大きな被害を受けておるものでございます。その他提防の決壊などで日永地区、四郷地区、南部地区の排水計画と雨池都市下水道の問題について、今後どのように対処されるか、そのご計画を十分ご説明をお願いしたいと思います。

第二点目は、非常に小さな問題でございますが、これは四十五年の三月議会に先置議員であります北村議員からも詳細について質問がなされており、議事録にも載っておりますが、私どもの近くにございます小屋下川につきましては、大雨が降るたびに小古首地区に宅地の開発、某住宅の建設によりまして、雨水が前田町南部の小屋下川へ流れ込みましてはらんをいたします。特に昨年九月の台風におきましては床上、床下浸水も発生いたしまして、また国道一号線の上を滝のように雨水が流れ、近鉄内部線の追分駅の信号機のコントロールボックスが増水のために押し流されました、電車も約二時間から三時間の間停車いたしております。そういうために、通勤者は非常に混乱を来たし、住民は非常に迷惑を受けたのでございます。

このような状態が四十四、五年から毎年大雨が降るたびに続いておりますが、ただ市のほうにいろいろ申し上げても、ただ側溝を掃除していただくというのが現実でございます。なかなかこの解決策の具体的なお示しがないので、できればこれをどのように解決されるか、いつごろのめどで解決されるか、詳細にご報告願いたいと思えます。

第三点でございますが、これも小さな問題でございますが、広報の五月号にある泊町の一主婦から投書をされておりますので、理事者の方々、また議員の方々も十分認識をいたしておると思えますが、山崎町の西の泊山付近におきましては、大雨が降るたびに各戸が床下の浸水に見舞われております。特に今年度におきましては、ご存知のようにあの西のほうに泊山小学校の新設が進められておりますので、今後台風のシーズン、梅雨のシーズンになりますと雨水が流れ込みまして、猿法師川、鉄砲川のほうからの床下浸水が非常にふえるのではないかとということで、住民が不安がっておりますし、私の知ってる範囲では、ある一軒の方はこの十月に某社を退職されるので退職金をもらってら床上げをしたいと、約百万ぐらいかかると、ある一軒におきましては、現在家をこわされてかさ上げをしておられるというのが現状でございますので、これの対策についてひとつ詳細なご回答をお願いしたいと思います。

第二点目でございますが、体育施設の充実につきましてです。特に当市は工商業の都市でありまして、この工商業に働きます勤労者の体位向上と健全なる青少年育成の場となります体育施設についてでございますが、戦後東洋紡の寄宿舎のあとにいち早く市営球場が建設され、多くの勤労者、市民の方々がこの市営球場で活躍されたと思えますが、最近におきましては、昭和四十四年には中央緑地の公園にりっぱな体育館、陸上競技場、野球場、水泳競技場等完成を見ましたことは非常に喜ばしいことでございます。また、本年の三月には三滝公園にテニスコート十面が完成を見ました。その他鶴の森公園におきましてはテニスコート四面があるという状態でございますが、いろいろ調べてみますと、一般的には中央緑地の施設はあまり草野球その他においては使われていないようにございまして、特に勤労者、学生諸君が常時使用しているのは市営球場と鶴の森のテニスコートでございます。特に近鉄の高架が完成いたしますと、地の利が非常によくなりまして、鶴の森のコートの利用はますます増大するということが明らかでござ

います。また市営球場におきましては、新聞社等の主催の早朝野球大会が開催されており、また今後は薄暮野球大会とかいうふうに、どういう名前になりますかわかりませんが、夕暮れとかたそがれ時に各勤労者が集まりまして野球をやったらどうかという話題にもなっております。何ぶんにも勤労青少年は練習及び試合を行なう場合も昼間は勤務につきますので、どうしても休みを取らなければならないということになりますと、早朝とか夕方に野球とかテニスをやらなければならないということになりますので、ぜひとも鶴の森のテニスコート及び市営球場にナイターの設置をしてほしいという希望が非常に強いわけがあります。特に県下におきましては、昭和四十八年に全国高校総合体育大会、及び昭和五十年度におきましては第三十回の国民体育大会が開催され、当市におきましても庭球、軟式野球大会が開催される予定になっておりますので、ぜひともこの機会におきまして、市営球場と鶴の森テニスコートのナイター設備及び施設の改善を要求するものであります。特にこの問題については、現在四日市市には非常に夜の部のほりの赤い灯青い灯のナイターは逐次日を増すごとにふえてまいりますが、健全なるこういう体育施設のナイターは、戦後二十数年たっても大四日市市にはないということとは非常に恥ずかしいというふうに、われわれ革新クラブは考えておりますので、この点について市長はどのような考え方を持っておられるのか、実のあるご回答をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（殿部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

南部地区の排水計画についてお答えさせていただきます。

第一点に、雨池川の計画についてお答えさせていただきます。

雨池川の都市下水路でございますが、これは天白川と内部川には含まれました地域でございます。計画排水面積は九百六十二ヘクタールあるわけでございます。そこで排水路の計画いたしましたしましては、第一号幹線といたしまして雨池川のポンプ場から南のほうへいきまして、日本合成ゴムの東のところで日本合成ゴムのほうへ回りまして、それから三菱油化の川尻工場に沿いまして西へ上りまして、なお三菱油化の工場に沿いまして南へ、最終的には川尻町の宮さんの西までいって幹線でございますが、この幹線につきましては、海軍道路から上流につきましては昭和三十六年から昭和四十年にかけてまして都市下水路として建設省の補助を受けて整備したわけでございますが、二億八千万の経費を要しております。その水路の改修等、ポンプといたしまして千八百ミリのポンプを二台設置したわけでございます。

なお工場の建設と住宅化によりまして、いままでの遊水池がなくなりまして、昭和四十六年度から新しく雨池の都市下水路の改修にかかったわけでございますが、第一号幹線の海軍道路までは一応事業決定も終わっております。それで四十六年度に二百五十メートルほどの改修を終わりました、なお引き続き四十七年度も補助金が決定しておりますので、二百六十メートルの改修を大体西八王子線の線まで終わる予定でございます。

なお、第二号幹線といたしまして、海軍道路に沿いまして西へ上りまして、関西線の東側を南に向かいます、日本合成ゴムより既設の水路がございます。これが先ほど第二点の小屋下川でございますが、これを西へ上りまして東亜紡績の南を国道一号線までいっておる水路がございますが、これが第二号幹線であるわけでございます。

第三号幹線といたしましては、日本合成ゴムのところから関西線に沿って先ほどの終点のクラレ油化のところへいく排水路が第三号幹線でございます。

なお前田新町、山口町一帯の排水を受け持つ水路といたしまして、海軍道路に沿うて東へいき、第二号幹線と合流する第四号線、そういう計画になっておるわけでございます。

それで、ポンプ場といたしましては、現在ある千八百ミリ二台になお千八百ミリ口径のポンプを二台と、それから千六百ミリの口径のポンプを一台、それから千二百ミリのポンプを一台ということで、約毎秒六十トンの水を排水する能力のポンプ場の増設を考えておるわけでございます。これは国庫補助といたしましても考えられておりますので、何かの方法で年度を繰り上げて工事を進めないと、現在の計画では第一期工事といたしまして第一号幹線、第二号幹線、並びにポンプの増設を第一期工事と考えて十三億程度見ておるわけでございますが、現在の補助金のつけ方によりますと、相当長い間かかるわけでございますので、何かの方法で年度を繰り上げてでも解決いたすように努力していきたいと、そのように考えておるわけでございます。

それから第二点といたしまして、小屋下川の改修でございますが、これは第一点の問題、雨池川の計画でご説明申し上げましたように第二号幹線となっておりますので、年度計画といたしましては、昭和五十三年度までにこれを完成するという事になっております。

なお、二十三号線から上流につきましては、土木部のほうでいま現在維持管理をお願いしておるわけでございますので、土木部とよく協調して、それまでの間の維持管理につきましてはしゃんせつをしたり、水路の整備をしたり、また災害が起こった場合には土木部とともにこの改修に当たっていききたい、そのように考えておるわけでございます。それから、泊山崎町の問題でございますが、「声の広場」で泊山崎町の堀口さんという方からの寄せられた声でございますが、この点につきましては、これは先ほど雨池川の基本的な計画のほかに、準幹線、現在ある幹線といたしまして、あの九百六十二ヘクタールの地域の縦の線の現在ある水路といたしましては、南から小屋下川、猿法師川、

それから鉄砲川と、三つの準幹線的な水路があるわけでございますが、この中の猿法師川のはらんによって泊山崎町の没水があったわけでございますが、これは土木部のほうでも災害復旧をしていただいておりますし、下水道部といたしましても新設とか改良を加えておるわけでございますが、調査いたしましたところでは、道路を横断しておる排水管が何か詰まったりなんかして排水が不良であったということで、これはさっそく掃除をさしてもらったわけでございます。

それから、現在小屋下川、猿法師川、鉄砲川につきましては、国道一号線を中心といたしましてその前後のところが整備がおくれておるわけでございますので、この整備につきましては一その努力をしていきたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

ナイター施設をということでございますが、われわれもよりよりそういうことは考えてる次第でございますが、幸い皆さま方のご協力を得まして、テニスコートは、現在完成しておるテニスコートが全部で二十面になっております。さらにあと五面が完成いたしますし、野球場は四面になります。サッカー場が合計いたしました三面完成いたしますが、勤労青少年のみならず、社会人が昼間働いて夜スポーツをすると、単に見るスポーツというのでなくてやはり参加するスポーツということになれば、そのように夜も利用できる施設がどうしても必要であるかと思えます。ナイター施設は程度によっていろいろございますが、高度のものにいたしますと相当、野球場でも一億円以上の施設費がかかりますが、そういう点にも十分一応研究をさしていただきまして、ご期待に沿うように努力いたしたいと、さよう

に思います。

○議長（服部昌弘君） 出井君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 市長がいま言われました問題点から再度ご質問したいと思えます。

ナイターの設備につきましては、市長がおっしゃったのは約一億円ほどかかるということですが、先日日曜日に議員野球がございまして、その球場へ行きましたら四基で約四千万から五千万だというよりなことを言っておられますので、われわれ要望しておるのは中日球場とか後樂園球場というよりなプロ野球のようなりっぱなナイター施設を要望しておるもんじゃございません。ただ、草野球ができる程度のものでいいんじゃないかというふうに考えてますので、その点も十分ご考慮したいというふうに考えておりますし、またテニスコートにつきましても、二十面ほど今度できるということですが、現在のテニスコートを見てみました場合に、アンツーカーじゃございません。クレイコートでございますので、先日のテニスコート開きにおきましても、前日の雨のために三滝のコートはどろどろで何もできなかったというのが現実でございますので、できればあのような箱庭式のものじゃなしにアンツーカーぐらいのものにすれば硬式、軟式両方できるんじゃないかと思ひまして、その辺についてもどのように考えておられるか、もう一度質問させていただきたいというふうに思っております。

それから、南部の排水計画につきましては、いま革新クラブのボスのほうからも問題が出てまいりましたが、（笑）期間はどのように考えておるんだということでございますが、小屋下川につきましては、五十三年度には二号幹線をするということでございますが、特に小屋下川につきましては、国道一号線の下でございますが、この下の暗渠になっておるところがたった一メートルの幅の暗渠でございます。その上のほうが約深さが二メートルから幅が一メ

ートル半ぐらいございます。また国道一号線の東のほうは幅が二メートル半から三メートル、深さが約二メートルから二メートル半ぐらいあるというような現状でございます。国道一号線の下だけが一メートル幅の暗渠であるために水が出てくるというのが現実でございますし、昔はこの、先ほども質問の中で申しましたように、小古曾地区に宅地、社宅がなかったために水がはらんしなかったのが、追分の産院のところと国道一号線の付近から約五百ミリの管が二本小古曾地区から前田町のほうに横に出ております。そのために前田町の住民はあそこを鉄板でふたしてしまおうかと、そうすれば小古曾のほうに水が流れるから前田町のほうは問題がないということも言っておりますので、その辺について昨年度も県会議員の栗本さんが見えになりました、ああこれは困ったもんやと、これは市のほうも困るやろうし、県会も困ると、建設省の問題だということで、何かお役人さんは建設省とか、困ると市だとか県だとかみななすり合いしておるといのが現実でありますので、この辺についてももう少し明確なご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） テニスコートをなぜアンツーカーにしなかったかという点でございますが、中央緑地をつくるときにも、その事前に岐阜の国体施設のあるところの県営総合グラウンド等を視察いたしました。そのときの話では陸上競技場のトラックをアンツーカーにしたために非常に管理費がかかるんだと、毎水を打ってひび割れを防ぎローラーを引かなきゃならないと、一人の人でも走ればそのあとをならしのためにローラーを引く、その費用はたいへんなものだというお話でございました。まあそういういろいろ話も参考にし、クレイで十分間に合うと、ただ雨のあと

だけは使えないんだということでクレーにさしていただきました。私は残念ながらテニスをしていただきませんでした。アンツーカーとクレーの使用上の便宜につきましてはよくわかりませんが、クレーでだいじょうぶだという総合的な業者の判断も入れてクレーにした次第でございます。できるだけ排水もよくするようにして、雨のときも不都合のないように努力をいたしたいと、さように考えております。

夜間照明の件でございますが、四千万円というのはたいへんな金額でございます。まあ三百万か四百万ということなら何でございますけれども、一べんよく検討させていただきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

南部地区の排水計画について、お答えいたします。

小屋下川の付近の改修でございますが、雨池川の全体の計画の第一期工事の中に入っておるわけでございますが、先ほど昭和五十三年度完成の予定ということをお答えいたしました。先ほど申し上げましたように、年度を短縮して雨池川の改修工事を完成するように努力していきたいと、そのように考えておりました。早く完成するように努力していきたいと思っております。

それから国道一号線の下的小屋下川の問題でございますが、これは私五月に現場を調査いたしました。小古曾のほうから水の流れるこの防止につきましては、うちの担当のほうへ指示してありますし、これは近く工事に着手したいと思っております。

なお国道一号線の断面の小さいことにつきましては、建設省のほうへもよくお願いしてありますし、建設省のほう

でも検討してもらっておるわけでございますが、なお一そうよく建設省のほうへお願いして、一日も早くこれが解消できるように努力していきたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時三十四分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告いたしました住宅問題とそれに関連する諸点について質問いたします。

わが国の資本蓄積の中で、最もおかれておる分野の一つは住宅であります。それゆえに住宅供給産業が七十年代のリーディング産業の筆頭とみなされておるわけでありす。しかしながら、昨昭和四十六年の住宅投資は必ずしも順調ではなかったのであります。建設省の調べによりますと、全国の新規着工住宅数は、四十二年には前年比一五・七増し、四十三年は二一・二増し、四十四年は二二・一増し、四十五年は一〇増しとなり、四十四年から四十五年にかけて伸び悩んでおります。これを三重県下の新規着工数で見ますと、四十二年は前年比二九・八増し、四十三年三二・八増し、四十四年一九・六増し、四十五年は〇・〇二増しとなっており、四十四年より伸びがとまり、四十六年度は昨年実績を下回ったと、前年度の実績を下回ったと推定されております。不況の内容を資金の面から見ますと、景気の下降を敏感に反映しております。昨年の初めからの景気の落ち込みに対する景気刺激策として、

財政投融资を中心に公共投資のテコ入れが行なわれ、公庫、公団に対して多額の追加投資がなされているものの民間自力建設の鈍化が響き、四十五年民間住宅投資は対前年度比一九・五増しに対し、四十六年度は九・六増、かなり下降をたどっております。わが国の場合個人持ち家の資金調達源の七〇％は個人であり、個人可処分所得の伸びと住宅着工とは密接なる関係を持っております。最近の賃金の伸びと住宅、宅地を含むわけでございますが、その価格の騰貴との間にはかなりの隔たり現象が起きております。全国産業総合の平均賃金の昭和三十五年を百とした四十年の指数は一六一で、これに対し住宅地価指数は二三四とかなり格差が出てきておりますが、さらに四十五年になりますと、賃金が一八九、宅地は四八三と野方図に用地の価格が上昇しております。また、土地だけではなく、建築費も賃金や物価の上昇テンポよりも高いペースで騰貴を続けていることは間違いのない事実であります。周知のように、私たちの身のまわりを振り返ってみますと、衣食の目ざましい向上に比べ、住生活の立ちおくれはあまりにもはなはだしく、この立ちおくれの主たる原因は、政治の姿勢といままで述べてきました国民の住居費負担能力に比べて住居費があまりにも高いことにあります。そのため現状は、国民の期待を裏切り、住宅問題解決の要求はきわめて高いわけでありまして、わが国の政策が従来の生産偏重、高度成長重視政策から福祉社会建設へと大きく転換を迫られ、市長も福祉重視の政策を表明されたわけでありますが、住宅政策の中でも市民福祉向上の政策が具体的に取られることを期待いたしまして、以下十点ばかり質問させていただきます。

第一は、住宅建設計画についてであります。市の第二期住宅建設五カ年計画によりますと、昭和四十六年から五十年までに公営、民間合わせて一万一千三百五十九戸の必要戸数を推定してあるわけですが、その内訳は公的資金で四〇％、民間資金で六〇％を予定しておりますが、前段で申しました土地価格、建設費の高騰と賃金の伸び率のアンバランスから見ると、さらに住宅の建設の伸び率の鈍化から見て、計画の実現ができるのかについて疑問を持つておりますが、理事者の見解をお聞きしたいと思います。

第二に、第一次五カ年計画の結果についてであります。当初やはり公営、民間でどのくらい建つのかという見通しがあったと思うわけですが、四日市では第一次の五カ年計画がどのように計画され、そしてその年度が終わった時点で実際にどのようなことになったのかということについて質問いたします。

第三点は、開発事業に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱について質問いたします。三月だと思えますが、建設の委員会、当時私おりましたが、その要綱のコピーが配布され一応の説明を受けたわけですが、一応の指導基準として評価する面も多々あるわけですが、問題も多くあるわけがあります。要綱でありますので議会の議決は必要とするものではないのかもしれませんが、本来市が行なうべきものを住民に転嫁したり、また住宅地の開発を抑制する要綱であると、私は意見として申し述べました。条例ではありませんので、今後もしいろいろとあらゆる機会に論議ができると思うものでありますが、しかしながら、市のほうといたしましては、今後の開発はこの要綱に基づいて指導がなされるものと思えます。そこで質問いたしますが、この指導要綱というのはいつから適用するのか、またあるいはいつからしたのか、したとするならば適用をした開発行為の団地もしくは土地、それがどういうところかについて明らかにしていただきたいと思えます。

第四点として、三重団地について質問いたします。三重団地も本年より公営住宅も建設され、分譲住宅や宅地分譲も予定されてあるわけですが、問題は土地の値段であります。四日市の人口がふえず、隣の菟野や鈴鹿の人口がふえていく一つの要因は、やはり地価が安いということにあると思えます。この団地に公営もしくは民間の住宅が建っていくわけですが、地価の高低の要因の一つに、学校用地等をどうするかということがきわめて影響してくるわけがあります。私たちは国や自治体の責任で大量の土地や住宅を供給することがきわめて大切だと考えており

ます。当市におきましても、営利を目的としない開発公社が今日まで各地に土地や建物を供給し、市も住宅を建ててまいりましたが、これからやる団地の開発が市民の手の届かないような開発では困るわけであります。開発指導要綱では、学校負担であるとか、土地を提供するのだから書いてあります。現在義務教育税外負担解消の声が非常に高まっております、当議会でも委員会をつくってこれから検討していこう、そういう今日、小中学校、幼稚園、保育所あるいは警官の派出所、郵便局等の公共用地が無償提供ということになり、それが土地代に加算されるとするならば公営住宅の家賃は高くなりますし、市民の願いである安価で便利な住宅地をという期待を裏切るものになるわけであります。今日まで公共用地についてあまり住民負担もなかったし、特に学校等についてはなかったわけであります。既成の市街地や個々に建っていく住宅からは特に負担金も取っておりません。今日までの市長の施策が変わることはないと私は期待しておりますが、この団地の公共用地についてどうするつもりなのかについて質問いたします。

第五点は、三重団地の住宅建設のテンポについてであります。市民の住宅は不足し、住宅に対する要望はきわめて高いことは明らかであります。三重団地も昭和五十三年度を最終年度として住宅建設計画を組んでおるわけでありますが、少しでも多くの住宅をつくり、住宅の問題の解決を早めるということがきわめて大切であります。その一つの方法として、現在私たち働く者が営利を目的とせず、共済という形で一つの団体をつくっております。三重県労働者住宅生活共同組合というのですが、この組合に一部の土地を活用させていただくということがきわめて大切だと思っております。今日まで高花平あるいは山之色、坂部団地、朝明団地これらの団地の中で一部をやらしていただいておりますが、三重団地の中でもぜひ一部をやり、市の計画のほかにこの団体を通じ、公庫厚生年金融資を四日市に持ってきて、そして住宅問題が少しでも早く解決するようにすることが必要だと思えます。この点につきまして市はどう考えておられるのかについてご質問をいたします。

第六点は、この三重団地がまあ現在やっておるわけでありますが、主として今後、これからどうやって住宅を供給していくのか、大きな団地も必要ですが場合によっては小規模な宅地の開発ということも必要だと思えます。計画がありましたならば発表していただきたいと思えます。

次に、第七点ですが、住宅の安全ということについて質問をいたします。以前私は委員会での問題を取り上げたことがあるわけですが、高花平に星型の住宅があります。あの住宅は縦型の加熱炉のようなもので、一たん下で火が出ますと二階以上の住民は逃げ口がないわけであります。この点についてどう対処するかということをお聞きいたしましたところ、消火器等を配置したいという、そのような答弁があったと記憶しておるわけでございます。火を出さないということが大切ですし、消火器等も必要かとは思いますが、大阪のアルサロがやはりこれの大型で逃げ場がなくて数多くの方が死んだという、そのようなニュースもつい最近聞いたばかりでございます。その小型版として同じような構造の住宅がここにあるわけでございます。これについて、安全の設備、あるいは早く逃げられるような形でのような配慮をされておられるのかについて質問いたします。次に、一般の住宅とは関係ありませんけれども、四日市の町の中にも高層のビルが相当建っております。これらについて消防では十分な監視と指導をされておると思うわけでございますが、四日市の高層住宅、特に私たちはあまり行く機会がないんですけれども、キャパレー等でも相当高いところにあるキャパレーもでございます。これらを見えますと、みな入り口が一つでエレベーターがそこについておるといふ、そのような建物が多いような気がするわけでございます。あるいはそのほかにいろいろ商売をやっておってそのような建物もあるのではないかと思っておりますが、これらの点について四日市は心配がないのか、この点について、これは消防のほうからご答弁をお願いいたします。

第八点は、不良住宅についてでございます。以前私たちがこの問題について取り上げました。たとえば、提防の敷

地に家があったり、あるいは北条のグラウンドのまわりにあるような住宅を市が移れるような住宅を建て、その後これらの問題を解決していくべきではないかというのを申したわけでございます。これについて、そのような形で今後やっていくんだという答弁があったわけですが、見回してみますと、あまり変わっておらないというのが実情ではないかと思えます。これらのことについて、実際に多少でも人間が住むべきところではないかというところの方が市営住宅に移ったり、あるいはその土地が多少でも整備されたかどうか、これらの点について経過と今後の方向について再び質問いたします。

第九点は、目的別住宅についてであります。私たちは、先日札幌に行きまして、そのとき軽費老人ホームというのを見せていただいていたりました。老人問題につきましてはいろいろと問題もあります。私たち自身の問題として真剣に老人の問題を考えなければいけないわけでございますが、そのいろいろな施策の中の一つとして、やはり軽費老人ホームというの也需要だと思えます。さらに、一人で働いておる老人のアパートであるとか、生活保護に至らず、自立できる老人に対する施策というものもきわめて大切だと思えます。各家庭が老人をあたたく迎えてくれる世の中ならよいわけでございますが、現在の世の中はなかなかそのような形になっておらないわけでございます。そこでこの四日市の住宅政策の中で軽費老人ホーム、まあ老人のアパートのようなものですけれども、このようなものを建てていく必要があると思うわけでございますが、市長の政策の中にこのような問題を取り上げていただく意思があるかどうかについて質問いたします。さらに、四日市には基本構想の中に、母子世帯は二千世帯あるんだということが書いてございます。現在母子アパートというの多少はあるわけでございますが、やはり四日市に二千世帯も母子家庭があるとすれば、やはりこれらの方たちを入れる住宅ということについても一般住宅のほかに考えていただかなければならない問題であると思うわけでございます。この点についてどのように考えておられるのか厚生部長の考え方を聞きしたいと思います。

第十点は、これも基本構想の中に書いてあるわけですが、現在の住宅は質的な向上をはからなければならぬと書いてあります。今後四日市で、これから住宅をいろいろと考えていくわけでございますが、質的な向上の面についてどのように配慮していくつもりなのか、さらに住宅問題については、私は国と自治体が大量に低家賃住宅を建てていくべきだという基本的な考え方を持っておりますが、現実には市が住宅を建てるといたしますと、国の建設単価が低いために超過負担がかかってまいります。超過負担を解消しろというのが、やはり市民にとっても、四日市理事者にとってもきわめて大切なことであると思えます。今日まで建設の予算の中で、いろいろな団体に加盟をして、市長は全国市長会、あるいは東海の市長会等にも出ておるわけでございますが、全体的な問題としてこのようなことをどういう機関で国に要望をし、そして具体的に国の費用が多少なりともふえてきておるのかどうかということについて疑問を持っておりますので、この点について実際にどういうことをやっておって、そして市の負担が多少なりとも減ってきておるのかどうか、この点について質問いたします。

以上十点について質問いたしました。以下ご答弁によりましてさらに再質問させていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） ご質問の中の第一番の住宅の第二次建設計画についてお答えいたします。市が第二次住宅建設を昭和四十六年から五十年にかけて立てております計画は、昭和五十年の推定の人口を二十四万二千人とおさまして、新規住宅が六千三百戸要ると考えております。狭小の過密老朽住宅の需要等五千戸を加えまして、計一

万一千三百戸の住宅建設が必要であると想定しております。この中には公的機関による建設計画戸数は五千八百二十九戸でありまして、このうち市営住宅の建設戸数は三重団地を主体としまして五年間に八百六十三戸を建てる計画でございます。その他四千九百六十六戸であります。これは民間の住宅建設計画戸数が六千四百二十戸でありますので、五年後には一万二千二百四十九戸になると想定しております。この割合は、公的機関が四〇〇と民間の住宅建設が六〇〇になる予定でございます。

それから第一次五カ年計画の結果を言えということでございます。第一次住宅建設五カ年計画は、四十一年から四十五年まででございます。公的機関のうち市営住宅の建設につきましては、総数七百八十六戸を建設いたしております。計画数に対しては一〇五〇の達成率でございます。その他公的機関、これは公社、公団、公庫などにおいては五千四百二十六戸で一〇〇〇の達成率でございます。また、民間住宅建設においては、一万一千八百四十六戸が達成されまして、一〇二〇の達成率でございます。

第二次五カ年計画のこれを推進いたしますのも二十四万二千という人口が含まれてございますし、これにつきましては建設省の了承も得、これによって補助金も受けていけるようになっております。

第七点の住宅の安全でございますが、高花平の星型住宅というもののあれでございますが、これにつきましては、現在はあるいはもう建てておりませんし、今後も建てるような計画は持っておりません。私のほうの三重団地に建てます、ことしから以降の分につきましては、四階建て、二十四戸の建設をやっていく予定であります。これらの安全につきましては、現在の状況では火災の、消防のほうの設備、そういうものについて配慮しなければならぬのではないかと思っております。

それから建設単価が上がっていくので達成ができないのではないかとということばがございましたけれども、建設省の単価は年々上がってまいりますので、それに比例して上げてもらっていけるはずでございます。

以上、建設部としてお答えするのはこれくらいだと思えますけれども補足がありましたらまたお答えいたします。失礼申しました。不良住宅の問題でございます。不良住宅は、現在どのような形になっておるかとお申しますと、大正十四年に建ちました富田南町の住宅が七戸、昭和二十三年、終戦後建ちましたのが、北条町の三十戸、堀木町の九戸、阿倉川の十戸、前田新町の十戸、前田町東部の十六戸そのほか高浜町の百二十九戸、これは昭和二十四年から十八年までになっておりますが二百戸ばかりでございます。これらにつきましては、いま高浜町でやっておりますように、あそこで再建築するというのは土地柄上むしろ緑地にすべきような土地ではないかと考えられますので、過去におきましてもうすでに、あき家につきましては六十戸ばかりこわしております。現在百二十九戸残っておりますが、近々またこわすのもございますし、今後一年に十戸ぐらいずつはあいてまいります。もう少し早くあげたいというよりな気持ち私は私のは持っておりますけれども、何しろそこにお住みの人は、学校の関係、住宅の関係あるいは買物の関係、通勤の関係等がございますして、逐次あけていくよりほかに方法がないかと思えます。でこれらの希望の中でも希望の人で、新しい建設された住宅のほうにかわりたいというように希望の向きにおいては優先的にもっていくのが至当かと思っております。そのほかいまだにまだ手はついておりませんが、先ほど申しました北条町、堀木町、阿倉川のほうの分につきましても、その場で改築することになりますと中の人を全部のけておいてからやらなければならぬと、こういう問題がございますので、期間をもって改築していくのが一番いい方法であろうかと思えます。それからその住宅の中には、借地あり私有地ありということと、私有地の分は別といたしまして、この借地の分につきましてもなんらかの解決の方法がないといつまでたっても改築もできないと、あければ地主のほうも返せと言うでしょうし、そういうような問題もかかえておりますので、不良住宅につきましましては今後期間をかけて

新しく構想にもっていくのが一番の良策かと考えております。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北 彰君）登壇〕

○消防次長（山北 彰君） お答えいたします。共同住宅の火災予防に関しましては、先般の火災予防運動の際に立ち入り検査をいたしましたして、必要な指導をいたしております。なお先般大阪で火災による惨事が発生いたしました。先般の火災予防運動で一応点検はいたしておりますが、さらに四階以上の複合用途の建物につきまして、防火管理の状況を詳細に点検いたしております。各対象物の中には若干の指導を要するものも見受けられるようになってございますので、近々にこれを取りまとめまして、それぞれの関係者を集めて適正な指導を行ないたいと思っております。なお、大阪の惨事につきましては、特にご指摘のように、不特定多数の市民が出入りする建物につきましては、こと重要でございますので、ビルの代表者、ビル関係の代表者、経営者または防火責任者の代表五名を帯同いたしましたして、先般現在なお調査中でございますけれども、千日ビルへまいりまして、現状を視察して事の重大さをよく認識してもらい、四日市ではそういうことの起こらないように対策をいたしております。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 母子世帯に対します住宅を一般住宅のほかに考えていく必要があるのではないかとこの貴重なお意見に対しましてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、母子寮を二、三年前に改修いたしました当時に、母子アパートという必要性がありはしないかというところが市議会の中でも論議された記憶がございますが、その母子寮が、四十世帯の分があるわけでございますが、その後、それ以前にも関連いたしましたして、母子福祉法の中に住宅を優先的にあっせんしなければいけないという頂がございますので、その法の趣旨に基づきまして、厚生部から建設部のほうへそういう必要がありましたつど申し入れました、建設部から住宅入居選考会におかけをして優先的に取り扱っております。ちょっと資料の持ち合わせがございませんので失礼でございますが、相当数いままでも取り扱っております。今後こういう問題については、福祉の面としても非常に重要な面になってまいっておりますので、十分検討をさせていただきますと、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、軽費老人ホームに関連いたしましたして、住宅政策の中でそういったものを考える考えはないのかというお尋ねにつきまして、厚生部長の指名ではございませんでしたが、若干軽費老人ホームということにつきまして、私のほうからご説明させていただきたいと思えます。ご承知のように老人向きのホームにつきましては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームという四種類がございます。そのうちのさきに申しました養護、特別、軽費のこの三つが厚生省の所管に相なるわけでございます。もちろん入る対象者はそれぞれ異なっております。軽費につきましましては、たとえば月収が四万円以下の老人でなければならぬという、やっぱり月収が規定されておりまして、そのかわりに、食事などの費用は自分で負担をして下さいということになっておりますので、全国の軽費老人ホームを大体見ますと、月一万二百円から一万一千三百三十円ぐらいの自己負担をもって老人ホームに入っているということも踏まえております。私のほうは、この特別養護老人ホーム等の問題を解決のうえは、体系的に軽費老人ホームのほうにも進んでいかなきゃならぬであろうし、今後はやはり非常に高度な福祉が要請されますことにごたえましても、こういった問題を真剣に福祉の面として考えていく必要があるというふうに踏まえておりますので、その点ご了承を願いたいと思えます。ご参考に申し上げますと、軽費老人ホームは全国で五十八カ所でございますが、

大体特別あるいは養護につきましては、設置者は公共団体または福祉法人という事になっておりますが、軽費につきましては、一般のものでもよいけれども原則として公共団体もしくは福祉法人であったほうがよい、その場合は経営の公費補助をいたしますと、こういうことになっておりますので、そういう補助を受けてやったほうがいいんじゃないかというふうに考えておる観点からご答弁させていただきます。

なお、老人の問題につきましては、また具体的に関係官庁から市町村に向けて指示がまいっておりませんが、原資を国民年金の積み立てにいたしましたして、特別還元融資として国が三億円本年度みても承知しておりますし、このことが七月中旬以降に市町村あてに通達があるものというふうに踏まえておりますが、これは六十歳以上の老人をかかえている世帯で改造する場合には、年利六六・五で償還十年という事で、五十万を限度として貸し付けるという制度を考えているようにございますし、あるいはまた、住宅金融公庫では六十五歳以上の老人の同居世帯に対して改造をいたします場合に貸し付けていきたいと。この限度額についてはちょっと資料の持ち合わせがございませんが、レートは七・五でサイトは五年以内ということになっておりますので、こういった点が具体的にになってまいりますと老人福祉の面から私のほうも相当関与してまいるかと思っておりますので関連をいたしてご答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

ご質問の第三かと思いますが、開発事業に伴う指導要綱についてというご質問でございますが、私も昨年都市計画法ができてまいりまして、秩序ある市街地の形成を前提とした法律の精神を受けとめまして、さらに四日市における具体的な指導という観点から開発事業に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱というかっこうで議会にご協議を申し上げて、一応四十六年の九月一日、告示第六十一号で公布しておりますが、それ以降この精神のとおって関係する開発業者その他についてのPRを行なっておりますし、また法律で規制されております法律二十九条並びに四十三条による許可、届け出等についての処置もこれと合わせて行なっているわけでございます。

この要綱の目的は、無秩序な市街化を防止かつ良好な生活環境と明るく住みよい都市実現のため開発事業に対する指導を行なっていくんだと、こういうふうに明記いたしておるわけでございまして、具体的な指導はただいまも申しましたように、法律を基準にいたしまして、道路の問題あるいは河川、下水道の問題、上水道の問題、あるいは消防、防災の問題、公園、緑地、環境衛生、教育、文化、その他の問題の諸般にわたっておるわけでございます。ただご質問のあった問題といたしましては、教育文化の、その他公共施設の項でうたっております入居戸数千五百戸以上の団地について、小中学校用地の無償提供、あるいは教育施設分担等を別途協議するという項が問題かと思えます。この件については六平議員からご発言のあったように、審議の中でもご意見が述べられておりますけれども、そのこととわれわれが今回目的といたしました問題とは若干違うわけでございまして、そのこと自体は住宅政策上の問題もあるので、弾力的に検討をいたしたいとご答弁申し上げたはずでございます。私も現在までには主として大きな問題は、ご指導申し上げた問題として、現在進められておる三岐開発の事業、あるいは公社が行ないました三重団地事業等についてはこの精神をもって指導いたしておりますし、そのほか現在近畿商事あるいは大丸興業、近畿不動産等につきてもこの精神で指導いたしておりますが、あくまでもやはりご意見をよく尊重しながら現況に合った指導をしてまいりたいと思っておりますが、その他の開発行為的な問題についてはあくまでもきびしい指導を申し上げていく予定でございます。

ます。以上です。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 超過負担の解消につきましては、市長会はもちろんのこと県を通じ、あるいはまた直接建設省にも陳情いたして努力しておるんであります。しかし昭和四十五年からやっと土地についての起債が認められるようになり、建設単価も毎年若干ずつ引き上げられておるんでございますけれども、まだとうてい超過負担の解消にまで至っておらぬのでございます。このことは物価の上昇とも関係しておるんでございますけれども、絶えず不断の努力をもって積み上げていくよりし方がないと、またこれは毎年毎年続けなければならぬことだと思いますが、とにかくわれわれといたしましては、単に公営住宅についての超過負担の解消のみならず一切の超過負担の解消を旨として努力していきたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 三重団地の問題でございますが、土地の価格はどうなるのかということでございますけれども、坂部あるいは高花に比べてすでに造成費等も相当高騰しております。さらに先ほど土木部長が申し上げましたように、宅地開発等の規制要綱を実施をいたしておりますので、当然公共団体でございますところの公社の団地につきましては、排水路の整備あるいは側溝、道路等につきまして十分な手だてを講じなければならぬわけでございますので、そういう造成の養生費と申しますか、団地そのものの造成費のみならず、そういうような環境の整備費というものについて相当経費がかかるということでございますので、三重団地の用地、土地価格は坂部のように安くはな

らないということでございます。

なお、お伺いいたしますが、労働者住宅の問題は労任のことでございますか。そういうご要望がありましたら十分考えさせていただきますと思っておりますけれども、何ぶん三重団地につきましては住宅金融公庫の融資を受けておりますので、たてまえといたしまして、すべて公開抽せんによらなければならぬということになっておりますので、よく研究をさせていただきますと思っております。

○議長（服部昌弘君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 あとまだ十何分ありますので、もう一度やらさせていただきます。

第一点の第二期住宅建設五カ年計画については、賃金と土地代金のアンバランスがあるにもかかわらず、なおかつできるとい見通しで、おそらく地価がそう上がらないという、そのよを見通しに立ってできるといご答弁があったのだと私は思います。できるだけ地価を抑制するよな形にしていかないと民間の住宅がふえていかない、ふえていかないということとは住宅問題がたいへん困難で解決しないということになるのだと私は思います。そういうたよりなことを十分配慮していただきまして、第二期計画が無事完遂するようにお願いいたします。

第二点につきましては、全部一〇〇%以上できたんだということ、建物の計画そのものについては了解いたしました。しかしながら、こうい建物がどんどん建って行って、なぜ、これに付随してくる学校が建ててこないんだ、そういうことが言えるんだと思います。家はどんどんつくっていきます。こういう形でできますと言いなながら、学校用地は何にも手だてをしない、あるいは学校を、本当に困らなければ分離をしないという、このよな政策では困るわけでございます。質問はできませんけれども、家がどんどん今後建っていくんだということが最初から見通しがつき、

わかっておるならば、それに伴うやはり教育施設、そのほかもろもろの厚生施設等があると思いますが、これらの問題もその計画に合うよりな形でやはりやっていくべきだと思います。私はそういう意見を申し述べながら、この問題についてはわかりましたということをお願い申し上げます。

次に、一番問題にしたいのは三重団地の問題ですが、土木部長のお話ですと、学校の用地は市が買うんだ、十分そのときに相談しますということですが、市が当然金を出して、本来市がつくるべきものは市が全部やるんだと、そのように私は解釈したわけです。市長はその点について触れませんでしたけれども、そういうことであるならば、私は学校用地が市民に転嫁されないで土地が多少でも安くなる、確かにいい土地をつくれれば値段が多少高くなることはわかるわけですが、そのほかにまだまだ公共施設の分もかぶってくるようになりますと、べらぼうな値段になっても、ぜひそういう形で本来市が買うべきもの、市が投資すべきものについては、一般の市民に転嫁しないという、そういう原則をぜひ貫きぬいてもらいたいと思っております。

あと意見になるわけですが、開発指導要綱もあちこちで適用されておるわけですが、たとえば、尾平のほうで、市が管理してある池がいつの間にか開発行為によって埋められたと、そういうような話も聞いております。で住民が困っていると、それである一定の地域については非常にきびしくするけれども、抜けているところもあるということでは困るわけでございます。そういうったような点も十分注意していただきまして、やはり市民の生活とそういうことを中心にするわけですが、公正なやはり開発、指導、それが必要だと思っておりますので、ぜひそういう線で今後ともやっていただきたいと思いますし、いたずらにそれが一般の市民の宅地を買いえないという方向にならないような形でぜひとも努力をしていただきたいと思います。

七点以降につきましては、まあいろいろと質問したい点もござりますが、一応省略いたしましたして、一番はっきりしなかった三重団地を今後開発公社が一般に売るときに、学校用地が宅地の値段の中に含まれるのか、それは市のほうで買ってそれが除かれた額が出るのか、この一点だけをぜひもう一度聞かしていただきたいと思います。以上で再質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。お説のとおり市が買い取るとご理解賜ってけっこうです。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十九分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 すでに通告してございます問題につきましてお尋ねをいたします。

第一問の教育行政についてお尋ねをいたします。教育は福祉とともにたいへん重大な問題であると考えます。昨日も教育については、家庭における日常生活の中での教育が最も大切であると強調されておりました。確かに大切な一

面であろうと思いますが、しかし教師の教育理念及び人間性豊かな教育も大切なことであり、欠くことのできない問題であろうと考えます。さらに加えて、教育環境も重要な問題であります。この三者が一体となってこそりっぱな教育がなされるのではないでしょうかと、りっぱな教育を施すにはそれなりの行政の力が必要でもありますし、環境の整備、教師の労働条件の確保や生活安定の経済条件が整うことが先決であろうと思うのでございます。今回私は、その中の教育環境の面でお尋ねをいたしたいと思うのでございます。

第一点は、垣浜小学校改築問題についてでございます。校長はじめ教職員及びPTA、また自治会などでは、公害激甚地の中にあるこの小学校を守ろうという決意でみな力を合わせて努力をいたしておりますが、大気汚染等公害による腐食や老朽は予想よりも早く、また学校の近くには危険なタンクやパイプラインが林立し、さらには地下に埋設されております。このような絶えず先生も生徒も父兄も危険を感じながらの教育が行なわれているのが現状でございます。校舎は、一部鉄筋でございますが、ほとんどが木造となっているのでございます。もし不幸にして、爆発事故や火災等のときは大惨事になるおそれがあるのでございます。教師が安心して教育をし、生徒が安心して勉学に励むためにも、また災害から子どもを守るためにも一日も早く鉄筋校舎に改築する必要があるかと考えますが、この点についてのご見解をお願いいたします。

第二点は、四日市市立四日市幼稚園の改築問題についてお尋ねをいたします。この幼稚園は明治二十八年十月一日に創立されており、その後明治三十年、三十七年、大正六年、十三年、昭和二十年、二十一年と点々と移転をし、昭和三十七年に現在地に至っております。社会情勢のきびしい変化とともに七回もの移転が行なわれているという歴史を持っております。現在の園舎もご承知のように、旧産院のあとを利用し、老朽もこれ以上はないというほどの現状になっております。このまま一年、二年と放置したならば園舎自体が自然に倒れるのではないかと心配されているの

でございます。教育委員会にたび重ねて改築の要請がなされていると聞いておりますが、もうこれ以上延ばすことのできないう現況でございます。一日も早く改築の急を要する問題でございます。この点についてどうお考えかお伺いしたいのでございます。

第三点は、常陸中学校の建設問題についてでございます。私の承知いたしておりますのは、昭和四十七年度より新校舎で勉学できるということを記憶いたしておりますが、いまだに具体的に建設が進められていないように思います。ご承知のように佐川中学校はこれ以上収容能力はできない状況でございます。にもかかわらず、一向に進んでいないのが、常陸中学校及び小学校であろうと思えます。予定よりはるかに遅延していることは何か多くの問題があるのではないかと考えられます。なぜ遅延しているのか、現在の状況と問題点がありましたらお聞かせ願いたいのでございます。

第二問、団地開発及び災害問題についてお尋ねをいたします。近年の水害の被害は集中豪雨もありますが、自然の山を無差別のように削り、山はだを出しているところが激増いたしております。昨年六月の集中豪雨と夏から秋にかけての十三号、二十三号、二十九号の三つの台風があり、あのおそろしい被害は私の記憶になまなましく焼きついております。四日市土木事務所のもとめでは、管内で五百三十三カ所も被害があったということでございます。特に二十九号につきましては、例を取りますと、天白川や鹿化川関係には約五千戸に浸水があり、その他市内各所に大きな被害があったのでございます。私はこの被害の原因は集中豪雨もさることながら、住宅団地等の開発に伴ういったん水による大きな原因となっているように感じてなりません。たとえば桜の泉の住宅団地の宅地造成により智積地域の被害及び矢合川のはんらん等の被害は顕著な問題でございます。これらの開発につきましては、都市計画法第三十二条には次のようにうたわれております。開発許可を申請しようとする者はあらかじめ開発行為に係る公

共施設の管理者の同意を得、かつ当該開発行為または当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなるもの、その他政令で定める者と協議しなければならぬと、このように規定されており。したがって当然市当局も協議してのものと考えます。そこで第一点、これらの開発と排水問題及びその開発が原因と見られる被害の場合については、法で定める協議のときに被害者になんらかの補償等の点について話題としてお伺いしたいのでございます。第二点、市内各所にゼロメートル地帯があり、たびたびの浸水で雨が降るとまた浸水かというところで夜も眠れずノイローゼになってしまいそうだという方もみえます。そこで思い切って家屋をかさ上げし度盛をしたいのであるが、その資金が若干不足しているというのでできないと困っている方も多いのでございます。名古屋市でも最高五十万円を限度といたしまして、希望者に貸し付け制度を設け、着々とその効果を上げていただいております。去る三月議会におきましても、同僚議員がこの問題について質問をいたしておりますが、どうしても仮称家屋土地かさ上げ貸し付け金制度を実現すべきであろうと考えますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

第三問、移動市民健康診断についてお尋ねをいたします。この問題につきましては、市民のひとしく望んでいるところでございます。公害問題などにより体力の減少が考えられており、今後いかに体力づくりや健康管理をすることができるといことが大切な問題となっております。ご承知のように、憲法第二十五条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されておりますが、いまやわが国経済の急速なる発展に伴い、あらゆるところに公害が発生し、大気、水質、土壌等が汚染されています。また最近では母乳からもPCBが検出されている現状であり、一刻の猶予も許されない現状でございます。大企業で働く労働者や公務員、学校の児童生徒等は定期検診の機会がありますが、中小零細企業、あるいは商店に従事する者、及び一般家庭の主婦など、あるいは老人

等はその機会ほとんどなく、よほどからだに障害を生じない限り医師の診断を受ける機会はありません。また現在の物価高により共かせぎがふえ、日々の仕事に一その労働が重なり、からだに無理が生じ思わぬ病気にかかることを憂えるものでございます。市民が健康で明るく力強い生活を営めるようあらゆる努力をする必要が急務となると考えられます。市民の健康を守り、健康の増進のために巡回検診車を購入し、定期的に昼夜にわたり検診車による移動市民健康診断を巡回し、病氣予防に全力をあげて市民全員が健康で明るい生活が営めるよう一日も早く実施することを提案いたします。これには当然医師の確保の問題をはじめ種々困難な問題は必至でありましようが、その困難を乗り越えて実現させてほしいと願うものでございます。この点について市長の所見をお伺いしたいのでございます。合わせて市内のPCBによる健康阻害がされているかどうか、あるいはまた、市の職員の仕事の中におきましてもそのような危険箇所がないかどうかという点について、合わせてお答えを願いたいのでございます。

第四問は、休耕田の活用助成金制度についてでございます。わが国の高度経済成長は驚異的な発展を示し、諸外国より注目されておりますが、農業政策については全くそのあとかたもなく、農業従事者は激減の一途をたどっており、農家の方々には多大の影響を与えております。政府の農業政策の失敗は、減反による補償金という形で行なわれ、農家の生活を圧迫せしめている現状でございます。本市におきましては、昭和四十六年度現在、減反面積が七百四十六ヘクタール、そのうち転作した面積は百五十三ヘクタールであります。休耕面積は五百九十二ヘクタールとなっております。しかしこの転作するにいたしても、農業技術の必要な面もあり、減反即転作ということは困難であると聞いております。転作の場合でも普通転作、すなわち野菜類、飼育作物などは転作した場合は若干の助成金が出ます。また永年転作、これはお茶、植林等にも若干の助成金が出るように聞いております。しかし休耕田はそのまま放置されておられ、その後何の具体的指導も行なわれておりません。したがって宅地転用、また宅地売買については必要ござ

いませんが、普通転作、永年転作としての品目が限定されているもの以外のものについて、転作ないし養魚飼育などに転用した場合についての助成金が必要であろうかと考えますが、この点についての市当局のお考えを、お伺いいたします。なお、休耕田の中より市が公共施設を設置するため適当と考えられる土地を購入するお考えはないか、また公共施設に使用するため市が地主より長期借り受けをするようなことはないかということをお尋ねをさせていただきます。

第五問、公害の諸問題についてお尋ねをいたします。公害問題は何といたしましても発生源対策の強化に徹する以外にないと私は思っております。昨日も公害問題が取り上げられておりましたが、私の予定していた部分ですでに質問し、また答えとして出ておりますのでその分は避けてお尋ねをしたいと思います。第一点は、私は市長に、愛知、岐阜、三重の三県による伊勢湾水質保全連絡協議会をつくって四日市港はじめ伊勢湾の正常な水質の確保を推進するために、四日市市が呼びかけてはどうかという発言をいたしました。市長も知事にその交渉をされたと聞いております。また、三県におきましては、当初その件につき具体的に働きがあったと聞いておりますが、最近その動向がないように感じております。その後の活動状況についてもしと存じてあればお伺いしたいこととございます。合わせて本市の大気汚染状況が四日市地域の工場のみならず、愛知県とも非常に関係が深くなってきたのではないかと考えられておるように思えます。したがって私は愛知、三重の両県及び関係町村による仮称、中部圏大気汚染防止連絡協議会などを設けて積極的にこの大気の清浄化をはかるために、そういう協議会を設けてはどうかと思っておりますが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

第二点目には、昭和四十七年六月一日現在で、公害認定患者は八百六十二名となっております。そのうち入院患者は約六十名くらいであろうといわれており今後とも患者はふえる一方ではないかと考えられております。したがって患者に対する医療体制の強化と、その患者の追跡調査及び健康回復のためにも、公害医療を担当する保健婦の採用と、新たに公害課に機構の中では仮称、医療係を新設することにより、患者の救済が大きく前進するものと考えます。ともに予防対策も生じてくるものと考えますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

第三点目には、市当局より四日市測候所へ職員を派遣し、大気汚染の測定器などを設置して大気汚染の予防的処置に より、事前に通報及び警報等の行政面への連絡も早く、また測候所と連携を保ち大気汚染防止に大きく貢献できるものと期待いたしておりますが、これらの点についてお考えをお伺いしたいと思います。

第四点には、昨日も光化学スモッグの問題が取り上げられました。それによる被害を受けた場合について教育委員会はどういう対策を立てるかという問題でございますが、各小、中学校及び幼稚園等、また厚生部では保育園等において洗顔やりがいができるような設備が完備しているかどうかという点についてお伺いしたいと思います。各小学校や幼児の園に一カ所程度ないしは各教室には必要な場合もあろうかと考えております。この点についてもお答えを願いたしたいと思います。

第五点には、三重県公害防止条例の第四条には、市町村の責務といたしまして、市町村は住民の健康を保護し及び生活環境を保全するため、国及び県が行なう施策と相まって当該地域の自然的社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると規定されておりますが、本市はこの第四条を具体的にどう進められているかお伺いしたいと思います。

第六点、昨日もPCBの問題が出されておりました。そのお答えも聞いておるわけですが、PCBが含有されている製品の焼却について、どの程度効力とその焼却後の灰などの分析及び灰などの処分はどういう形で行なわれるかという点、さらに生産は本年の三月で中止したと聞いておりますが、風聞によれば、製品は七月ごろまで販売

するのではないかとわれているのでございます。この点についての現状がわかっておればお伺いしたいのでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お尋ねのございました教育の面についてお答えいたします。

まず第一に、塩浜小学校の改築問題でございますが、同校の改築問題は、私が着任する前から土地のPTAあるいは関係の方々から強い要望があったというのを聞いておるのでございます。しかし、現実にあの木造校舎ではございませんけれども、相当まだ耐久度の高いものである。したがって改築となりますと、全額市費でしなければならぬ、そういうようなこともひとつの問題になりまして、今日まで見送られてきておる、こう思っておるのでございます。ああいう公害激甚地にある学校は、耐久度が四千五百点というのが文部省の補助基準の限度でございますが、それ以上の校舎であっても補助対象になるということもようやくわかってまいりましたし、またその補助率も、いままで三分の一と聞いておったのでございますけれども、新たに二分の一になり、さらにそれをもっと有利になると、そういうような情報も入っておりますので、せめて国庫の有利な補助を得まして、それを機会にして前向きに事を進めていきたい、こう現在文部省のほうに働きかけておるのでございます。ご了承いただきたいと思っております。

次に、四日市幼稚園の問題でございますが、すでにお話のとおり、四日市におきまして一番古い幼稚園でございますし、またその保育内容につきましても、かつては令名をせたと、こういうふうにも聞いておるのでございます。現在の園舎につきましては、ご指摘のとおりまことにみすぼらしいものでございまして、何とかしなければならぬのでございます。当市の幼稚園、十八園につきまして見ましても、まあこれが四日市の幼稚園でございます

と、こう言える幼稚園というのはきわめて指折り数えるだけしかない。多くの幼稚園はそのうちでも最たるものだと、こう思っておるのでございます。私のほう、義務教育の小学校、中学校におきましても、改築、環境整備の事業量は非常に多いのでございまして義務教育でないからという幼稚園を捨てておくわけにはいかない、年度計画を立てまして、年々、一園、二園ずつでも改築していきたいと思っておりますので、そういう線で事を進めていこうと思っておるのでございます。

第三の常磐中学校の問題でございますが、三月議会におきまして議決いただきました。目下設計を進めておるのでございます。何にしても土地造成からかなければなりませんので、四十八年の九月ごろ校舎が使えることになるんじゃないかと、こう思っておったのでございますけれども、地元のほうからそれでは中学校の生徒の一学期間でも笹川中学校と同居しておるといふことは教育にとってまことにマイナスになるといふご指摘もございました。まことにございともなことでございます。日永小学校と泊山小学校の同居、一年と一学期にわたるんです。ああいう状況は避けたいと思っておるのでございまして、市長さんもうへんご心配いただきました。土木部、建設部のご協力を得まして、四十八年の五月二十日には新しい校舎に入って両校が独立できる、そういうことを目ざして事を進めておるのでございます。

最後に、お尋ねのございました光化学スモッグの被害に対する教育委員会の処置でございます。きのうも環境部長からご答弁のありましたように、目下公害対策課といろいろの被害の状況の情報の伝達のしかたとか、あるいはその処置のしかたについて協議しておるのでございまして、いつ起こるかかわからないこの災害に対して万全を期するようにつとめたい、こう思っておるのでございまして、現在具体的にこうするんだというお返事できないのは残念でございます。ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君）

第三問の移動市民健康診断、健康診断車を設置して市民の健康診断をしたらどうかというご質問でございますが、いわゆる対人保健サービスというものは、午前中のお話にもございましたように、県保健所の任務でございますが、県ではおっしゃるような意味の健康診断のための巡回車を持っておりまして、一年間びっしりの日程を組んで、主として僻地、農村及び無医村等を重点的に巡回して健康診断をやっておられるようになってございます。保健所と市役所とが常に健康診断を中心とした市民の保健サービスのための打ち合わせをきわめて緊密に行ないつつありまして、四十七年度におきましては、四日市の地区では小山田地区、日永地区を巡回して健康診断をやっていただくようお願いをしておりますが、この問題はいかなければ市民の直接健康にかかわる問題でございますので、どうしても行政職が、しろうとがやる性質のものではございませんので、権威あるりっぱなお医者さんみていただくことが何よりも大切なことだと思いますので、医師をかかえておられない四日市市としては、直ちに実施をするということは無理なように判断をいたします。現在四日市の保健所には、お医者さんが三名、養護婦さんが九名おられます、午前中の坪井議員のおことばにもありましたように、市役所には、衛生課に一名、保健課に三名の養護婦さんがおられますが、これらの人が一体となってそれぞれの分野で市民のためにご相談に乗り、サービスをしているわけでございます。けれどもあくまでも健康診断とか保健指導とかいう問題は、保健所を中心にしてやっていきたいというふうに考えております。

PCBに汚染をされた市民の調査をしたことがあるかということでございますが、保健所のほうに母親が、私の母乳を調べて下さいと申し出られておられたようでございまして、これもきのうご答弁申し上げましたように、県の衛生研究所に送って調査をしつつあるように聞いております。

市役所の中にPCBの汚染源はないのかということでございますが、PCBがとにかく問題になってまいりました直後に、環境部長としては、役所の中にもありますいろいろな事務用品の総点検を担当に連絡をやっていただきましたし、それから四十七年度の予算で購入を予定するいろいろな事務用品については、PCB汚染対策を十分に講じるようにという連絡をいたしました。購入の部局では、PCBを含まないという証明をつけてでない物を購入しないというふうな措置を進めておりますので、市役所の中で直ちに日常の事務を行なううえでPCBの汚染源となるものは目下のところ考えられないような状態でございます。

飛びまして、第五番目の公害の諸問題の中で、愛知、三重その他の県レベルでの協議会の問題等につきましては、あとで市長のお考えをお聞きするといえまして、第二点目の患者のための医療サービスを十分にするために、公害対策課に医療係を設置するとか、保健婦を増員するとかいうのは、私の立場から見れば非常にありがたい意見でございますが、現在公害対策課の中で、認定患者の医療手当ての処理をするのを専門に一つの係をなしております、ふだんそれ専門にやっておりますが、若干手狭でございますので臨時職員を置いてやっておりますような状況でございます、今後人事当局と話し合います、さらに増員を実現できるように努力してみたいと思っております。

第三番目の測候所に職員を派遣をして気象観測、公害に関連をする気象観測の研究をしたらどうかというお話でございますが、たびたび私も測候所にまいりまして、所長以下皆さん方といふいろいろと指導を受けるわけでございますが、この測候所は亀山から四日市へ移転をされました三年でございます。気象学というものは、非常に長期的な、しかも非常に広範な範囲にわたって観測をしてやるむずかしい学問だそうでございますが、三年間の四日市上空の測定

では直ちに公害を予測するだけの資料としては不十分なようでございますし、この測候所の機能は津の測候所を経由して名古屋測候所にデータを送るといふふうなほんの四日市北西の地区のある部分を観測するという機能でございまして、四日市の公害の予報に役に立つようになるためにはもう少ししばらく時間がかかるようでございます。公害防止五カ年計画の観測網の整備促進の事業の中で、四十八年度に県公害センターが南署の前に移転を完了いたします時点で、県公害センターと測候所との間でテレメーターが設置されました、有機的な資料を相互に交換できるような方向で進めております。

第五番目に、県の公害防止条例の第四条に、地域の特性に応じた対策を講じるようになっておるがそれはどういふことかというところでございますが、この条項をベースにいたしまして、いわゆる国の規制基準に上のせ、ないしは範囲を広める横のせ条項を設定いたしましたし、さらにただいま県、市一体となつてプロジェクトチームを編成いたしました、百メートル、ないしは五百メートル間隔の四日市の各地域における大気汚染の実情を把握するような作業をやっておりますし、これらが一応整備されますと、各工場ごとの総量規制を進めていくという考え方であることは先の議会でも申し上げましたが、そういうことをやるためのひとつの基礎条項だといふふうにご理解いただきたいと思つます。

最後のPCBの焼却ないしは焼却をした後の灰の処分についてはどう考えるのかということでございますが、この問題は非常にわれわれしろりとは直ちにお答えできるだけの基礎を持たないのでございますが、昨日小林哲夫議員のご質問に対してお答えいたしましたように学者の説によると千百度ともいい、あるいは千四百度ともいう高熱の焼却することによって無害に処分ができるんだという説がいわれているようでございますけれども、ほんとうにそれが、焼却をした場合に無害であるのかという確信は私としてはまだ持っておりませんので、今後環境庁なり、あるいは

は科学技術庁なり、ないしはPCBを製造することを認可した通産省なり国の機関に相談をいたしまして、十分な指導を受けた後にやるべきであるといふふうに考えるわけでございます。灰の処分でございますが、そういうふうにして無害にPCBが分解し処理ができたとして、最後に残るのが灰である。その灰の処分をどうするんだという問題に突き当たるわけでございますが、生活環境の各部門に浸透したものが市民生活の最後の行き着くところについて河原田ないしは末永の焼却炉の灰の中にPCBがないとは保証できないわけでございます。それを垂坂のゴミ団地の山の中に埋め立て造成をしているわけですが、それでいいのかとおっしゃられると返答に困るわけでございます。今後この問題につきましては、十分検討をするなり、国の指導を得たいと考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

ご質問の団地開発及び災害問題に関する中で、団地造成と排水問題についてお答えを申し上げます。このことにつきましては、先ほどの六平議員のご質問にもお答え申し上げましたように、ご指摘のような問題を憂慮しながら昨年の議会のご協議をわずらわして公共施設等の整備に関する指導要項をつくらせていただき、現実にご指導をいたしておりますが、その中にも明記されておりますように、法律の精神をくみまして、河川、下水道等につきましてはあくまでも流域関係者の同意を得ること、あるいは河川管理者、地元関係者との協議をすること、あるいは構造上の問題では、下水道法の規定を準用するか、あるいは開発区域内にある河川及び放流先の河川が溢水するおそれのある場合においては、事業主の責任において整備をなさいと、こういう条件を付しておりますし、またご指摘のような問題につきましては第十項で事業計画を定めるに当たっては、あらかじめ周辺地域に影響を及ぼすおそれがあると想定される

場合には、利害関係人及び市と十分調整し同意を得るということを条件にし、工事の施工に当たっては事業計画に従い、設計変更の場合には事前に協議をするという第二項、及び当該工事の施工に当たり、災害及び公害の発生を未然に防止するよう十分に注意すること、なお災害及び公害が発生し、その周辺の住宅、農作物その他公、私有財産に損害を与えたときには事業主の責任においてすみやかに補償等事後処理をなし、再度発生しないような十分な措置をせよということ、協議を事前にいたしまして十分その趣旨を徹底させておるわけでございまして、現在も開発行為の申請中にあるものにつきましても進めさせていただいておりますのでご了承を賜りたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君）

家屋の土地かさ上げの融資金制度についてお答えします。現在住宅課で、名古屋でそういうような事例があるというところで研究はされておりますけれども、何しろ地盤沈下、あるいはいままでたんぼなんかであったところが埋められて遊水の遊ぶところが隣の水までもらうというような問題につきまして、融資金制度でもってこれが解決するとはといて考えられませんが、現在下水道課において下水の整備をやっておりますが、四十七年度はそれも相当に進むように聞いておりますが、こういう根本問題のほうが必要なのではないかと思っております。それから融資金制度につきましては、範囲が非常につかみにくいというような点で、現在私のほうではまだ成案を得ておりませんことをおわびします。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君）登壇〕

ご質問第四点の休耕田に対します助成金の問題についてお答えを申し上げます。

先ほどご質問の中にもございましたように、普通転作、特別転作等に対します奨励金の問題でございしますが、いまご質問の中にもございましたように普通転作、野菜でございすとか特別転作の問題、他に特別対策事業といたしまして、優良飼料の導入でございすとか、あるいは酪農、養豚の共同施設、あるいはまた野菜の集荷場、ビニールハウス等、そういうような設備に対します分につきましては補助も出しております。これも国あるいは県、市それぞれ各項目に従いまして出しておりますけれども、いまご質問の中にもございましたようなその以外の用に供した場合といえますのは、農地以外に転用されます場合は、農地法等の制限もございすので現在としては考えておらないと、こういうことでございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 伊勢湾水質保全協議会と東海の大気汚染協議会をつくったらどうかということについてお答えを申し上げます。

伊勢湾水質保全協議会は、県等にもいろいろ申し入れをしましたが、その後県の段階で課長の幹事会を開いたというのを聞いておりますが、その後話を聞いておりません。四日市市の場合はこの伊勢湾ではございませんが、関、亀山、鈴鹿、四日市で鈴鹿川水質保全協議会というものをつくって、現場を見たりいろいろいたしております。

大気汚染の場合は、なかなか水質のようにはっきりととらえられない問題がございすので、同じ県内の市町村の場合にあってもなかなか問題はむずかしい、ましてや大気汚染の場合は県境を越えた広域的な協議会をつくるということはいへんむずかしいのではないかとというように判断をいたします。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君）

光化学スモッグに関連いたしましたして、保育所で洗顔及びうがいの設備があるのかという質問にお答えさせていただきます。資料不足で、私立の保育園をいま調査をさせておりますが、手元にご覧できませんが、公立の分だけをご報告しておりますが、十九園ある中で、十三園が給食時に使用する手洗い場所として各室に設けてございますので、その場所を使用するよりいたしております。それから残りの六園につきましては、古い園もございましてテラスのところにご覧いただけます手洗い所を使用よりいたしておりますが、こういったことではいいのかということにつきましては、園長を集めてたまたま協議中でございます。以上でございます。

なお、先ほど土地かさ上げの融資制度につきまして建設部長から答弁があったんですが、私のほうから若干補足させていただきますが、教育民生常任委員会の中でもこういった問題が災害時のあとに二回ばかり討議をされたことがございまして強く要請されておりますので、その観点からご答弁させていただきますが、世帯厚生資金制度という中に、災害援護資金というのがございまして、特別融資として十五万円、並びに住宅改修資金として三十万円の限度を持って融資制度がございまして、特別の場合はこの両方が併用できますので四十五万円を限度として貸し付けられると、しかも六カ月据え置きで六年償還で年利が三％という低利になっておりますことを委員会にも報告してございます。先ほどの集中豪雨で尾鷲がこの制度を利用して相当充当されておられるようにも聞いておりますので、あわせてご報告いたしておきます。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（國浦和己君）登壇〕

○環境部長（國浦和己君）

一つだけ申し忘れました。公害認定患者の保健指導のために保健婦を増員したらどうかというご意見でございましたが、先ほども申し上げましたように、保健指導という問題は多分に専門的で権威のある人の指導を必要とするように私としては考えますので、認定患者のその後のご様子を伺い保健指導をしていくのは保健所にお願いをするのが正しいと判断いたしました。四十六年度は保健所の保健婦さんにお願いをいろいろと相談に乗っていただきましたことを申し添えておきます。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 たいまお答えいただきましたんですが、ご承知のように第一点の塩浜小学校につきましては格別のお考えをいただきました。一日も早く鉄筋の校舎ができるようにお願いしたいと思っております。これは昭和四十三年の十月に陳情があって採択されていると聞いております。その後今日まで約四年にわたりますが、いまお答えいただきました内容で進んでいるように思いますので、できる限り早く完成できますようお願いしたいと思います。なお、公害等の問題からみまして、校歌も一部変更いたしました。こういう状況の中でございまして一日も早く環境を整備してりっぱな教育ができるようにお願いしたい、これを特に要望いたしておきます。

市立四日市幼稚園につきましては、いまお答えいただきましたが、いつごろめどがつくとかいうよりなことも明示されておりませんし、視察に来られた方々が、この幼稚園を訪問いたしますと、まあひどい全国にもないというよりな声を漏らすようでございます。また子どもの遊ぶ場所が何カ所かに分かれております関係上非常に先生といたし

ましても掌握にたいへんであるというよりな声も聞いております。したがって、そういう面から考えましても、幼児教育の大事な中にありながら非常にそういう管理ができないということがございます。なお、応接室などは床がぶかぶかして非常に私みたいな軽い者でもぶかぶかするということよりなことで、事故が起きてからではたいへんだと思っております。また便所などは暗いために入らないところがあると、こういうふうにもいわれておる現状でございますので、十分ひとつお考えいただきまして、早く完成できるようにお願い申し上げます。これも要望としておきたいと思っております。常磐中学校につきましては、いまお答えがあったわけでございますが、わずか一カ月ちょっとということ、新年度の学期からですね、できるようになお一その努力をお願いしたいということ、要望にとどめておきたいと思っております。

第二問につきましては、土木部長からのお答えで、そういう開発等によって行われたと見られる原因者負担と、事業主の責任においてそういう補償をするということでございます。またそれが協議の内容としても入っているということをお答えいただいたわけでございますが、ところがこれは補償もなにもされておりません。それがいわゆる台風の十三号、二十三号あるいは二十九号の場合におきましても、市からの見舞金は確かに出ておりますが、そういう原因者負担というところにつきましては、出ておられないように私は聞いております。ちなみに計画されている問題についてちょっと触れておきたいと思えますが、開発の将来というところで、これからは何年度に開発されるかわかりませんが、桜住宅団地あるいはあかつき台、桜においては約八千人が収容されるといわれております。あかつき台が約四千人、まあ平津の新町の団地が約二千人、三重団地が一万二人というよりなことで、この計画されている中でも約三万七千人の方々が十一団地において住まわれるというよりなことでございまして、したがって、今後開発が行なわれますところにつきましては十分協議もしていただきたいと思えますが、そういう明確な責任体制という

ものもとっていただきたいし、なお、このように損害の補償ができるよりな事業主であればいいわけでございますが、ところが個人やそういうことができないようなものから砂だけをいただくというよりなところもございまして、そういう関係でどこへ苦情を持っていいかわからないし、そういう補償金の要求もできないというよりなところもございまして、こういう点につきましてもどうか開発許可は県といたしましても、市当局といたしましても十分この点については打ち合わせを行なっていただきたいと、このように思うものでございます。また、団地内の排水においては協議内容の中で、排水は完備できたといえましても、整地が造成できるまでの間に、そういういったん水が出てくる場合があるわけでございます。それがもう一年半もたっておりますが、一向に進展していませんとございまして、そういうところは土木部長もご存じでありますので、一日も早くそういう手を打たれて水害の心配のないようにお願いしておきたいと思えます。

それから、かさ上げの融資の問題でございますが、厚生部長のほうからも補足がありまして、まあできる体制の部門もあるということがわかったわけでございますが、三月の議会におきまして、市長の答弁の中で若干読んでみたいと思えます。

四日市市の場合に、そういう住宅はどれくらいあるのかということにつきましては、今後まあ検討しなければならぬと思えますけれども、どういたしまして住宅がこの下水道というよりなものの方式で考えても、どうしてもこれは危険だと、解決しないというよりな部分につきましては、やはり特殊な制度を今後とも検討させていただきたいと、このようなことで申されておりまして、したがって、この特殊な制度が四日市の場合、現在何カ所かあると私は思っております。こういう問題を私は、先ほどからも出井議員がその中で若干申されておりまして、そういう面で十分補償体制ができるようにこの協議内容の中に、あるいはそういう災害が発生した時点におきまして、明確

な指導と補償ができるように努力していただきたいことを要望いたしておきます。それからたとえは富田について申し上げれば、米洗川と十四川の間などにおきましては非常に低地帯のところでもございますし、それ以外に自然降雨によっても水害が起きているし、あるいはまた磯津のようなすりばち形式なところなどもあるわけでございます。資金がだんだん高くなってまいりまして、やはり若干の経費がかかるわけでございますので、そういう特別な処置も再度お考えいただきまして、しかもまた、厚生部長からの答弁によりますと、時間がかかる場合もかなりあるわけでございます。そういう手続の面におきまして、できれば総合的な手続体制、一本化というものを検討していただきたい、こういうふうに私は要望しておきたいと思っております。

それから第三問につきましては、保健所を中心に行われるということでございますが、保健所が現在、先ほども申されました保健養護婦というんですか、保健婦さんが九名あるいは十名というところで、とても県内だけのことで手一ぱいである、四日市はやはり何と云っても二十万を越えている都市であるから、市としても十名程度は最低必要なんだというようなことも聞いております。また、この県の保健所といたしましても、この乳幼児、あるいはその他の問題につきましてかなり積極的に追跡調査などもやられているようにございますが、あるいは統計をとるにいたしましても、たいへんな努力をしているように聞いております。したがって、この保健婦の増員、あるいは公害対策課でやはり独自で担当して進めることが私は最も大切であると、このように思いますし、あるいはまた、現在八百数十名の公害認定患者の医療費の問題、あるいは手当ての問題等もやっておるわけでございますが、職員といたしましても、電話がかかってくればほとんど出かけるときが多いということ、そういう職員の定数が不足しているという面も私は絶えず行って承知しているわけでございます。そういう面も含めまして、この医療係というか、医療体制というものを十分整えて、そして公害患者の救済にぜひ対処していただきたいというふうに思います。

それから検診車の問題、健康問題でございますが、一昨日の新聞だと思っておりますが、四日市の民生委員が生活環境の調査の中で発表していることは、非汚染地域の中にも被害があるということを発表いたしております。あるいはそういう患者や、あるいは公害の苦情を訴えているという数字もかなり上がっております。こういうことから考えましても、どうか保健所にあるからまかしておくということではなくて、あくまでも市民はわが家族であるというように考え方に立ちまして、この検診車に対して、あるいは住民検診の充実をはかってですね、みんな楽しんで健康でしかも市長が出されております緑と太陽というようなことは非常に明るくてけっこうでございますが、そういう生活環境を営むうえにおきましても、この健康管理に十分努力をしていただきたい、こういうふうに思います。

休耕田の活用問題につきましては、公共施設の場合、買収をしてやるとかいうようなことも答えにはございませんでしたが、できる限りそういう面につきまして、活用できるものは多いにやっていたきたい、たとえば公園などにおきましては、四日市は国の指定されております分の約二分の一に相当する分しか公園敷地としてはないようには記憶してあるわけでございます。そういう面から考えましても、遊園地あるいはそういう緑化の推進など、公共施設も不足している当市でございますので、そういう面も含んで考えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

公害の問題につきましては、たくさん例をあげたわけでございますが、何といたしましても公害を解決し、なお一その発生源の対策に努力していただきたいというふうに思います。光化学スモッグの点につきましては、公害地域にあります各小学校には若干の設備があるように思います。この光化学スモッグはどこで起きるかかわからないわけでございます。しかも昨年度はかなり大ぜいの方が被害を受けておるわけでございまして、やはり一カ所あればいいと、手洗いするところ、足を洗うところにあればいいというようなことでなくて、すぐ洗顔ができそしてそこでうが

いもでき、完備していけるといふような体制を整えていただきたい、これはできればこの夏に起きやすい状況でもございまして、それまでに体制ができたらお願いしたいと、このように思います。

それから最後のPCBの問題でございますが、これはすでに焼却炉は建設されているというように私は聞いておるわけでございますが、まだ完成していかないかどうか、それはわかりませんが、できる限り早くこういう安全確認をしていただくと同時に、この先ほど申し上げましたが、部長は答えておりませんが、生産停止以後なお製品が七月ごろまで販売されるというふうなことにつきましても十分検討していただきまして、市民が安心して生活できる体制を整えていただきたいことを特に要望いたしまして終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後五時五十三分休憩

午後六時四十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 通告の二問について、質問いたします。

第一は、補助金と審議委員会の設置についてでございますが、これは、市長の答弁をお願いいたします。

現在、地方自治体で行なわれている補助金の支出について、特に、公益上の必要性と、また、補助金等の支給については、もちろん明瞭でなければならぬし、地方自治体の補助金の制度が実施されることは、住民の願うところであります。なお、市の発展のためにも、重大なことであると思います。ここに、四日市市に、補助金と審議委員会という、あくまでこれ、私案ではありますが、設置してはどうかと思うのでございます。これについて若干私見を述べたいと思えます。

目的としては、法令に基づかない補助金、負担金、その他これらに類するもの以下を補助金としまして、支出の適正をはかって、市財政の健全化と業績の運営の合理化を期するために、補助金の審議委員会を設けて、組織及び運営について定めてはどうかと思うのであります。この委員会は、あくまでも市長の諮問に応じると、て、補助金等に関するは、特に、公益上の必要性。二つ目は、対象団体の適当であるかどうか。三つ目は、その他の必要な事項について、審査、審議して、その結果を答申すると、こういうことでございますが、大体、委員会は九名ないし十名で、学識経験者も入れて市長が委嘱すると、それから、任期は一年ぐらいが適当ではないかと思っております。それで、もちろん会長、副会長を一名ずつ置いて、委員の互選にしてはどうかと思っております。それから、委員の場合、自己の直接の利害の関係のある場合も出てくると思うのですが、こういう場合は規定を設けてもいいじゃないかと、もちろん、これは、総務部に所属することでありましょうが、これらを、特別設置することにおいて、相当の成果を見ることのできるのではないかと思われのであります。ここで、市長にほかにええ案でもありましたら、ご意見をお伺いしたいのであります。

第二問は、教育問題であります。これは水沢、三鈴中学の合併について、二点ほど教育長に質問いたします。

三鈴中学の合併後の使用、利用については、議会においても、市長の答弁において理解しております。で、水沢中学の場合に、合併したあととの地の利用は、どのような計画をされているのか。

もう一つは、特に、現在茶園として耕作している土地が相当あるのですが、その処置はどうしていくのか、それを

お伺いいたします。

次には、合併することによって、教育の成果は相当あがると、これも詳しく説明を聞いております。

それから、また教師との関係、特に兼務の先生の問題点もこれも説明を受けておりますし、三番目のクラブ活動等の面にも、少数では効果があがらないという、いろいろの問題の説明を受けて理解しておりますが、ここで私がお伺いしたいのは、将来の展望に立ったとき、先ほども、青山議員の質問にも出ておりましたが、ミルク道路もできてくると、それから、市長も道路の開発を願っている。それから、また聞くところによりますと、国道があの線を通るやにも聞いておりますが、これは、間接的でございますけれども、そういういろいろなことを聞いておりますし、また、昨日の後藤寛治議員の質問で、助役から三十五万の都市の話も出ておりました。

また、先般来札幌市を視察に行きましたときに、札幌市では、五名という中学があるそうでございます。これは合併することもどうにもできないと、これは特殊な地域といたしましても、三重県においても、一志郡美杉村では、この統合には相当苦勞しておるわけでございます。

また、山口県の美弥市では、小学校の合併等に力を尽くしておりますが、それらの土地は、当然合併すべきだと考えられるわけですが、四日市市の合併は、その趣を異にしていると思うのでございます。将来発展する四日市に、中学校一校をなくするということは、私は、時代に逆行するものであると思うのでありますが、合併しても、将来、人員増において、また、分校をつくれればよいという、このすてばちな考え方は捨てていただいて、教育百年の大計に基づいての教育長の考え方は私はお聞きしたいのであります。この水沢のあと地の利用と将来の展望に立っての合併ということを、教育長の所信のほどをお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 補助金等審議委員会の設置についてのご質問にお答えいたします。

いろいろご意見を拝聴いたしました。補助金と申すべきものは、本来からいえば、行政上、予算措置をされて、処理さるべきものであると思えますけれども、予算によっては、特に、四日市市のような市町村行政等においては、農林関係の予算、あるいは商工関係の予算、体育関係等における予算というような部面におきましては、予算措置ができないような、しにくいようなものがたくさんございます。

また、国の行政においても、農林省予算等は、ほとんどが補助金行政であるといわれておりますが、そういう面から、補助金を論じて、負担金と、これまた同等に扱うことはできないのではないかと考えております。

負担金というようなものは、大体、国あるいは県等の公共事業に伴うところの地元負担金というような形であらわれてまいりますし、補助金と申すべきものは、大体が、ただいま申し上げた農林関係あるいは商工関係、体育関係等の行政上の裁量として、処理されておるわけでございまして、いずれの補助金も、いずれも議会の審議を賜わり、また、監査委員によるところの監査を受けておるわけでございまして、私は、現在の補助金制度のあり方というものは、それは公益上から見て、あるいはまた妥当性から見てどうかという点につきましては、いろいろご意見があるうかと思えますけれども、私は、公益上から見て、また、一般的な妥当性から見ても、その的はずれな、あるいはまた、むだが多いというようにはお考えおられない次第でございまして、補助金等の審議委員会を置くことにつきましては、いささか疑問を感じておりますが、さらに、補助金等の適正化については、十分努力いたしたいと、さように思います。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

お尋ねの第一点、水沢中学校のあと地の問題でございますが、かねてから、地元からも要望があるのですが、あと地は公共用地として活用していきたい。茶園の土地のこともございますが、これも、学校用地である限り、一括して将来の公共用地として利用していきたい、こう存じております。

第二点の、統合した中学校の将来の展望の問題でございますが、現在、水沢中学の生徒百五十一名でございまして、五学級に編成しておりますし、三鈴中学のほうは、二百三十二名でございまして、これを八学級に編成しておりますのでございます。今日のみままで統合いたしますと、それが十学級になる、そういうようなことでございまして、この四日市の西南部地域の開発につきましては、いろいろ論議されておるのでございますけれども、遠い将来のことは知らず、ここ十年ぐらいの見通しにおきましては、あの地域に、相当生徒数がふえましても、今日の十学級から、まだ規模としては少ない程度でございますので、十分一つの中学校として、収容できる余地を持っておると、こういうふうに思っておりますのでございます。

簡単でございますが、ご答弁いたします。

○議長（服部昌弘君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 補助金という問題につきましては、本年三月の議会におきまして、教育民生委員会において、この補助金の問題で、相当問題になったわけでございます。それで、まだ、執行停止というような感じになっておりますが、これが、もう少し出てくる前に、審議委員会等で審議されておったならば、こういう道もなかったらうという感じも受けます。

それから、教育費用の場合でも、この補助金ということが、非常に効果を発してきますので、市長の意のほどをお聞きしましたが、よくこれは検討していただきたいと思っております。

それから、教育問題につきましては、話はかわりますが、市長は、いつもこの庁舎の前の七十メートル道路をほめております。なるほど、私も誇りとしております。この七十メートル道路は、いまの九鬼市長がつくったんでもなければ、私は計画したもんじゃなと思います。何年かあとにおいて、どれだけ皆に喜ばれているかと思うときに、その当時の政治に携わった先輩諸氏の功績を、私は認めたいのでございます。政治というのは、後日に残っていきますものでございますから、そういう点をわきまえて、とっていただきたい。教育の大綱を間違わぬようにしていただきたいというのが、私のお願いでございます。

ちょうど時間でありますので、申しわけありませんが、意見を述べて終わりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ないし

日程第二十五 議案第七十六号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、議案第五十三号

昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ないし日程第二十五、議案第七十六号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 議案六十号と六十九号について質問いたします。

まず、議案六十号の四日市市民ホール条例の一部改正の中で、旧庁舎を市民センターとして使用する場合の使用料が、ここに出されているわけでありますが、この新しい庁舎が計画される当時から、旧庁舎の活用について、いろいろな角度から論議されてきたところです。せっかくの鉄筋の建造物を取りこわして、駐車場なり、あるいは公園に、こういう話もあったわけでありますが、一応市民ホールの付属施設として、市民センターという名称のもとに、市民に開放する、こういうことに相なってきたわけでありますが、私が当初から予想しておりましたのは、この十一階の新しい新庁舎と比較して、旧庁舎を市民に開放する場合には、当然といえますが、市民の要望にこたえて、市民が気軽に無料で利用できる、そういう施設にされるだろうと、こういうふうに私らとしては理解しておったわけでありまして、旧庁舎のその後の活用の方法等について、昨年九月の議会にも、四日市の文化団体連絡協議会という団体の名で、議会にも陳情されて、広く開放するような、その内容を議会としても、採択いたしておったわけでありますが、今回、この議案を見てまいりますと、有料、こういう形になっています。そこで、ここに提案をされております使用料について、質問をいたすわけでありますが、直観的にこの内容を見てまいりますと、たとえば、午前九時から正午まで三時間です。午後一時から四時三〇分まで、二階の展示室の第一行目の店使用料を見てみますと、時間帯が変わっても、使用する時間が変わっても料金が同じである。こういうような、非常に失礼な言い方かも知れませんが、安易に数字を並べてきたよりな、こういう料金体系にも実はなっておりますし、冒頭申し上げましたように、どうしても無料で、あるいは、少なくともこの市民センターを維持管理する実費程度にまで、この使用料を押しなかつたのか

ということを、私は聞きたいわけがあります。それと同時に、ここに提案されておりますこの使用料金を、どこを基準にして提案されたのか、ひとつご説明をお願いしたいと思います。

次に、議案六十九号の市道路線の認定であります。この中で、一番身近な問題を取り上げて、質問申し上げたほうがわかりやすいと思いますので、提案されております路線二つにほって、質問いたしたいと思います。

いまから四年ほど前だったと思いますが、今回提案されております四日市関ヶ原線の一部は、具体的に申し上げますと、三重小学校の前から西坂部町の江田神社の西まで、四年ほど前に、市道に認定されたわけです。その当時の議事録を調べてもらえばはっきりするわけですが、私は、その当時、市道に認定する場合の条件として、せっかく県から市のほうに道路を移管される場合に、いわゆる何といいますが、県から市のほうに道路を嫁入りさしてもらう場合には、ひとつお化粧もして、きれいに着飾ったその形で市のほうは受け入れたらどうか、お嫁さんにもらったらどうか、こういうことを申し上げて、ご注文を申し上げます。ところが、今回、また同じような、同じようなというよりも、同じ四日市関ヶ原線の一部が、市道に認定されようといましております。ところが、現地をご存じの方もあらうと思いますが、県道とはいいいながらも、道路らしい道路ではございません。特に、海蔵川の改修計画と関連いたしましたして、私は、ここに海蔵川改良工事の平面図を持ってるんですが、今度認定されようとしておりますこの県道、旧県道の四日市関ヶ原線のほとんどの部分が、海蔵川の改良によって、提防になろうとしております。この改良工事のこの平面図は、おそらく変更にならぬというふうに私は思うわけでありまして、すでに、県の段階で、こういう設計がされておるのに、市道に認定した場合、どういう利害が発生するのかということについて、私はちょっとわからぬわけです。そこらあたりについて、市の土木のほうも、海蔵川改修にからん、海蔵改修の計画など等についても、十分ご存じであろうと思っておりますので、どういってお考え方になって、県のほうから市道に受け入

れようとされておりますか、お尋ねいたしたいと思えますし、さらには小牧小杉線、いわゆる中倉橋から山之一色の坊ノ山橋まで、県道を市道に移管をしよう、こういう内容になっておりますが、一般質問の中でも、多くの方が災害の問題で、ご質問されました、昨年の集中豪雨等によりまして、また、つい先日の八十一ミリの雨量によって、さらに、小牧小杉線のすぐそばを流れる部田川がいたんでおります。完全に復旧されないうままに、これを市道として受け入れる、こういう内容になってくるだろうと思えます。したがって、四年前に、私が申し上げましたことと関係して、どのような考え方をもち、あるいはどのような話し合いを、県との間にされて、今回の提案になってきたのかをですね、ご説明願いたいと思えます。まず、第一回であります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 第一点の、旧庁舎の使用料につきまして、ご説明申し上げます。

旧庁舎が無料であるというように考えておったということですが、われわれといたしましては、これで最低限の費用で押さえさせていただいたということでございます。ちなみに、類似の事務所等、あるいは会館等の比較を簡単に申し上げますと、中央緑地の場合、午前中、六人の部屋で二百円、三十五人の部屋で五百円、労働福祉会館の場合二十人で三百円、三十人で五百円、商工会議所、大体二十人の部屋で二千五百円から三千五百円、いろいろあります。農協会館小室で、千五百円から二千五百円、三重県農協会館と同じく二千円から三千円、午前中と申ししても、これは、九時から十二時でございますけれども、旧庁舎の場合は、九時から十二時半でございます。二階で二十五人で五百円、三階、八人で三百円、同じく三階三十人で五百円、夜間は、大体いずれのころも二倍でございますけれども、旧庁舎の場合は、昼間と同じ据え置き、全日の場合は、中央緑地等、ほとんどところが三倍でございますけれども、旧庁舎の場合は、二倍であるというようにことで、これらの料金につきましては、企画を中心といたしまして、管財、人事、調達契約、総務等が十分審議をいたしましたわけでございますが、管理維持費等消耗品あるいは掃除、電気代等を考えますと、私は、実費で計算すれば、これよりさらに高くなるのではないかとというように考えております。したがって、こういう料金で、ぜひとも出発させていただきたいと、さように考えておるわけでございますので、どうかぜひとも、この料金案にご賛成を賜りますように、お願い申し上げます。

なお、われわれといたしましては、少なくとも六カ月ぐらい使用してみて、なるほど、これは矛盾しておるといふ点がございますならば、変更することにやぶさかではございません。重ねて、お願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 申しわけございません。市長に渡しました資料には、十二時三十分となっておりますが、議案どおり、十二時でございますので、つつしんで訂正させていただきます。

○議長（服部昌弘君） 土木次長

〔土木次長（杉本義広君）登壇〕

○土木次長（杉本義広君） 議案六十九号の二点につきまして、ご説明させていただきます。

西坂部大沢線でございますが、これは県道四日市関ヶ原線でございます。

それから、中倉橋山之一色線、これは小牧小杉線でございます。いずれも、道路改良によりまして、新しく道路が供用開始され、また、されるような時点にまいっております。県のほうから、本年の三月十四日付をもちまして、

市長に対して、道路移管の意向をただしてまいりました。それで、私のほうは、よくこの二点につきまして、調査いたしました、先ほどご質疑のありました、持参金付でもらえと、花嫁の支度を十分してもらえというような意見も前にもお聞きしておりましたので、十分欠陥点を調査いたしました、悪いところは一応直し、また、四十七年度におきましても、予算計上をしているような状態でございます。そういうことでございまして、西坂部大沢線の河川改修との重複の点でございますけれども、これは一応道路法の十条で、都道府県知事が供用を開始した場合には、市町村長が要らないということになりますと、大蔵省の普通財産に切りかえられるということとございまして、われわれもいたしましては、道路の公共性を重んじまして、ぜひとも市道として移管を受けたいということで、ご提案申し上げます。

それから、この河川の重複関係につきましては、一応右岸提防におきまして、一部重複するということを承っているわけなんですけれども、これにつきましては、河川の管理道路、あるいはまた、隣接地のための道路ということでも必要でございますので、一応道路認定をしておく必要があるというふうに考えております。

それから、中倉橋山之一色線につきましては、この災害の件でございますが、これは、従前にも、四日市土山線の移管の場合にもあったわけなんですけれども、四十五年災の大災害を受けまして、これの復旧が完了するまで、一応認定はするが引き継がないという条件を県と結び合って、ようやく完了して引き継いだという実例もございまして、ごさす。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 議案六十号の關係で強く要望し、そのあとは、關係の委員会で十分にご審議をして、正しい条例改正をしていただきますようお願いしたいと思います。私のことは足らずだったかも知りませんが、いま、市長のほうから、他の同様施設等の利用料金等を出されまして、説明がされまして、私の言いたかったのは、そういうこともありまけれども、先ほどもちょっと触れましたが、この十一階の建物に対する市民感情というのを、私たちは、建設される当時から、相当強くいつてまいりましたはずでありますし、このことについては、議員の皆さん方の中にも、同調される方が非常に多いわけです。したがって、旧庁舎を利用する場合には、この十一階の新庁舎に対する感情的な問題もありますので、はっきり申し上げれば、そこらあたりは、政治的配慮をもって、この使用料をきめていただければ、一番よかったです。こういことを言いたかったわけです。したがって、そういう意味合いのことも含めまして、關係常任委員会の中で、慎重に審議をしていただきますように、重ねてお願いいたします。

続いて、六十九号の關係であります。いろいろ表ばかりの話じゃなくて、裏話も相当ある道路でございます。こういう席上で申し上げるのは何だと思えますが、まず、小牧小杉線につきましては、現在、すでに県の手で舗装がされている部分がございます。いわゆる県道尾平垂坂東富田線から坊ノ山橋に至るまでは、舗装が実はされているわけです。この舗装された事実につきましても、いわく因縁つきで舗装されておりまして、県道尾平垂坂東富田線以東についても、舗装をするということ、県の土木がある要職にある方とお約束したんであります。たまたま不幸にか、その要職にあった方が、いまその席についておられないわけです。もっとはっきり申し上げればいいんですが、お名前が出ると差しつかえがございますので、これ以上申し上げませんが、そういうような事実もありますし、昨年の災害によりまして、いま申し上げました県道尾平垂坂東富田線から、坊ノ山橋の間の路側の復旧については、

県道ということを理由に、県が災害復旧を担当しておったわけです。それから、尾平東富田線以东については、市のほうが、河川管理という立場で、災害復旧をしておった、こういうような入り組んだ事情があります。しかし、今度これを市道に認定するということでありまして、すべて市がやらなきゃならぬ。こういうことになりますし、ここに流れております部田川は、いわゆる坂部団地を筆頭にしまして、その奥にできました大沢田の住宅地等から流れてくる雨水がこの部田川を全部流れて、それと並行して走る小牧小杉線の道路に、大きな被害を与えておるわけでありまして、これらの復旧について、化粧をしてお嫁にいただきたいわけでありまして、どうしてもそれができなければ、これは早急に災害対策ということも含めて工事をお願いしたいと思います。毎回言っていることでありますが、これも重ねてお願いしておきます。

それから、四日市関ヶ原線の一部の問題につきましては、県、三重の基盤整備事業との関連等もありまして、海蔵川改修の問題が、非常に大きな話題になってきております。で、現に、基盤整備事業の中で、地元が、この海蔵改修の用地買収について、基盤整備から余ってまいりました余剰地を買い上げてくれ、こういうことを強く申し上げておったわけでありまして、寄付のような形で取り上げられてしまった、こういうところもありますし、今回認定をされようとしておりますこの旧県道筋にも未買収といえますか、基盤整備とは関係なしに、海蔵改修のために残した個人の所有地がいまだに残っているわけです。そういう問題がからんでまいりますので、私が、先ほど、いま海蔵川の改修の問題とからんで、あとで市道に認定しておいて、しまったというふうなことのないようにだけはお願いしたい。市道に認定しておいてよかったですと、こういう結果が出るように、ぜひともお願いしたいわけがあります。そのことも、ここでこまかく申し上げておいては、時間がございませんので、担当委員会のほうで、それらの事情についても、十分ひとつご調査を願うたうえで、認定していただきますように、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 いずれ委員会に付託になりますから、そこで、十分検討したいと思えますけれども、委員会以外の方のご指摘もあり、なお、また公団建設という新しい形式がございますので、簡単にご質問申し上げます。

議案六十四号で、小学校の土地取得が有料になっておりますことはわかりますが、保育所の建設用地は、これは、無料の借地であるのか、あるいは無償でもらったのか、こういったことも、一応尋ねておきたいと思えます。

それから、もし無償であった場合に、なぜ小学校は有料なのかと、この疑問をだしておきたい。

それから、六十五号に關係して、ここに建てる保育所は、出ておりますように、コンクリート造、二階建て一部平屋でございます。これは、一平米五万一千円になります。

それから、小学校のほうは、三階建てで、コンクリート造で一平米四万六千円、こうなっております。

なぜ、小学校のほうが、一平米五千円も高いのかと、こういう疑問を持たれましたので、建設部長にお伺いいたしますと、内容が違ふからと、こういうご説明がございますけれども、私たち、設計図持っておりますから、それがどうかわかりませんので、一応ここでご説明いたしたい。以上です。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 保育所の土地が、無償でもらったのかどうかということにつきまして、お答えさせていただきます。

無償で借り受けたということをごさいますして、それはどういふことかと申しますと、昭和四十年三月五日付で、日本住宅公団の総裁から公団の各出張所長あてに、こういう公団所有地に、保育所施設を建設し、地方公共団体に譲渡（用地は無償貸付）する場合の取り扱いについてという通達がまいておる中で、こういうことをうたっておるわけでございますが、公団所有地のうち、公的施設用地（公団賃貸住宅住居者を対象とする公的施設、たとえば郵便局とか警察署、次に、一つ書いてあるんですが、ちょっと資料が不明でございますので申し上げられませんが、市町村出張所など）一部を無償貸し付けることにより、保育所の建設を容易にし、居住者のサービスを行なうという内容が織り込まれておるわけでございますして、これを受けまして、ご指摘の保育園の用地につきましては、ただいま申し上げますような公的サービス用地の一部を、公団は市に無償貸与したと、こういうことに相なるわけでございます。そういうことで、保育園のほうは、無償貸与を受けておると、こういうことをごさいますので、ご了承を願いたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） 保育園のほうの坪数が少ないわりに高くつきますのは、保育園のほうにつきましては、給食室とか、あるいは保健室、それから更衣室、それからおとなの便所、子どもの便所、乳児室、そういうものが非常に入ってまいりますので、単価が非常に高くなります。

それから、小学校の教室の場合には、非常に安くつくんでございます。それから、その場合に、電気の仕事が入っておると入っておらないの、あるいは、教室の上に、給水塔のあるなし、そういうことで、変わってまいりますので、ご了承願いたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ちよっと、いまの説明を伺っておりますと、郵便局とか、あるいは警察とか、保育園、こういったものが無料になっておりながら、同じ公共用地でありながら、小学校、中学校が無料になっていないか。これは、公団がきめておることだから、私、どうも申しませんけれども、何か納得でない点がございします。それから、土地にいたしましたも、平米二千二百十六円ですが、きわめて安い値段でございますので、かれこれ言うわけではございませんけれども、一応そういう疑問を持っておりますので、これは明日の委員会でもう少し勉強させていただきます。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案六十号に関連いたしまして、少しお尋ねしたいと思えます。

この市民センターの問題につきましては、すでに、文化団体等からいろいろな要望が出されて、今議会にも、議長、市長に要望が出ておると思えます。この市民センターの中で、いわゆる文化団体はじめ、市民の皆さんが要望しておられます小ホールの利用と、小ホールをつくるという問題については、どういふふうにお考えになっておるのか。また、冷暖房の設備、そういうものがどうなっているかということについても、明らかにしていただきたいと思えます。

先ほど料金の問題でございしましたけれども、市民センターに予定されておりますこの建物の内容というものは、非常に首響効果とか部屋のいわゆる質の問題として、たいへんまずい面が多いのではないかと思えます。そういう点を抜きにして、労働福祉会館等の料金と比較を、市長はなさったわけですけれども、その部屋の質の問題を考えるとまいらないと、市民センターの部屋代が、非常に高い部分が出てくるということもいえると思えます。たとえば、

労働福祉会館第二会議室三十人でございますが、これが、午前中五百円、市民センターに予定されるこの三階の第五会議室は三十人で、やはり五百円ということになっております。旧来の庁舎は、たいへん音響効果が悪くて、会議などたいへんしづらかったのでございます。そういう点なんかも考えますと、この料金は高過ぎるというふうにいえませんし、それから、一カ所ぐらいは、市民が無料で自由に使用できる場所というものを、ぜひともつくっておくべきではないか。この新庁舎前にございました公会堂の日本間なんかは、一応無料で開放されておたのでございます。せっかくのこの旧庁舎の利用にあたっては、ぜひともこういう無料の場所を提供しておくという面で、あらためて配慮していただきたいというふうに考えます。その点のお考えをさらに伺いたいと思います。

さらに、この議案によりますと、どういふ部屋になるのか明らかでございませぬ。すべて会議室は洋間なのか。それとも日本間もあるのか。そういう点が明らかでございませぬ。この日本間なんかがないことには、市民の要望という点で、お茶ができたり、花ができたりするという、そういう便にならないのでございますが、この点については、一体どのように改装なさろうとしているのかも明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪啓代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪啓代司君）

ご質疑の第一点だけ、お答えさせていただきます。

小ホールの問題でございますが、先般もこの文化団体、二団体ございませぬけれども、一団体の代表の方とも話し合っておたんですが、小ホールに利用しようとする、十二月まで議場としてお使いいただいた議場しかないわけでございます、これを、どんちゅうをつくり、それから、ステージをつくり、楽屋をつくりということになった場

合に、相当経費もかかるし、われわれとしては、いま苦慮しておるんだということを申し上げたわけでございますが、それはそれとしまして、現在、そういういろいろなこともございませぬので、この小ホールの改装については、どのような方法でやるのかと、一番経済効果をあげながら、しかも利用度の高いものは、どうすればいいかと、ちょっと見ると、簡単にできるように思われるんでございますが、じっくり考えてみますと、非常にむずかしい問題も出てまいりますので、これについてはまだ結論を出しておりませぬ。どのように改装するかどうか。とりあえず、われわれの段階で使用できるというのが、今回出てきたようなものでございまして、何ぶんにも、早急にやらなきやいぬというので、一番改装してやれる、早くできるところを、今回出さしておいていただくような次第でございませぬ。したがって、小ホールの議場の活用問題につきましては、われわれも慎重にまだまだ、技術的にも検討も加えなきやなりませんので、その辺ひとつ、ご理解いただきまして、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 使用料の問題、いろいろ議論いただいておりますが、いま、質の問題という指摘もありませんけれども、やはり、広く市民に利用していただくということから、面積等も十分に計算いたしましたうえで、他の施設などから見ても、絶対に高くないという金額を出しております。それで、この使用料によって、経費を回収しようということではなくて、多くの方に利用いただくための、整理をするための整理料という考え方をいたしております。

それから、日本間の問題ですが、その前に、内容がどういふことになっておるか明らかでないというご指摘もありませんので、この機会に申し上げておきますと、きょうも出ましたように、消費者センターは、この六月五日から使

用開始しておりまして、当面七月一日からご提案申し上げておりますのは、旧館の新しい部分ということで、旧館の本館部分は、職員その他の食堂を予定しておりますが、これは十一月一日をめぐりにいたしております。それから、職員用の売店とか理髪、これは八月ごろに使いたいと、残る、もとの税務部、それから旧議場、これは明年度以降に、いま市長公室長がご説明申し上げましたような考え方でいま検討いたしております、多少の経費がかかるものという見込みで、明年度以降にいたしたいと、で、三階の第三、第四会議室等を日本間に改装いたす、これも、明年度に考えたいということでございます。

冷暖房については、暖房は、昔、事務室で使っておりましたように、ガストーブを依然として使いたいと、それから、旧議員控室にありました冷房装置はそのまま利用願うと、それから、他の部屋については、扇風機を提供するというところでございます。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この市民センターの活用にあたりまして、職員の体制はどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、最後に要望でございますが、四日市のいわゆる文化施設、センターとしての施設を、将来はどうするかと、この点をぜひとも委員会審議等の中で明らかにしていただきながら、この市民センターの位置づけもしていただきたいというふうに考えます。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君）

職員につきましては、適当な人をこれに配置をして、運営に支障のないようにしていきたいと、このように考えております。

〔私語する者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第五十三号ないし議案第七十六号を、関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によりご了承をお願いいたします。

付託議案一覧表（その一）（昭和四十七年六月定例会）

○総務委員会

議案第五三〇号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

議案第五五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

部改正について

議案第五六〇号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第五八〇号 四日市市税条例の一部改正について

議案第六〇〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止について  
議案第六七号 町及び字の区域の変更について

議案第六八号 字の区域の変更について

議案第七〇号 工事請負契約の締結について

議案第七一号

議案第七二号

議案第七三号

議案第七四号

議案第七五号

議案第七六号

○教育民生委員会

議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第六四号 土地の取得について

議案第六五号 保育所施設の譲り受けについて

議案第六六号 小学校施設の譲り受けについて

○産業水道委員会

議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

議案第六三号 土地の取得について

議案第六九号 市道路線の認定について

日程第二十六 議案第七十七号工事請負契約の締結について、ないし

日程第三十 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十六、議案第七十七号 工事請負契約の締結について、ないし日程第三十、議案第八十一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七十七号ないし議案第八十号は、いずれも建築工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、市立富田保育園改築工事については、金額三千九百二十万円をもって、市内浜旭町一番地、合資会社伊藤組に、市立桜小学校改築工事については、金額六千八百万円をもって、市内御園町一丁目八〇番地、三建工業株

式会社に、市立大池中学校改築工事については、金額七千万円をもって市内生桑町三二八番地、木下建設株式会社に、市立泊山小学校増築工事については、金額五千九百五十万円をもって、市内稲葉町一番二七号、中日本建設株式会社に落札決定いたしましたので、これら業者との間に、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第八十一号は、本市職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案でありまして、給与条例において、期末手当の支給率を定めておりますが、諸般の事情を勘案のうえ、増額分として、基本給月額百分の十五に一律四千元を加えた額、ただし、その合計額が一万円に満たないものについては、一万円を在職期間及び勤務成績に応じて支給しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第七十七号について、お尋ねしたいと思います。

参考資料の中で、工事概要の説明がございます。その中に、改築されます富田保育園の建物の中に、乳児室、調乳室を建設するというふうになっております。この乳児室、調乳室を建設することによって、この富田保育園が完成後には、乳児保育を実施するのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えさせていただきます。

さきの議会で、乳児専門の保育所の建設に用地のことにつきまして、おはかりを申し上げて、ご決議をいただいておりますが、この富田保育園でございます時点では、少なくとも二歳未満児である一歳児を検討していきたいと、このように考えております。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この問題につきましては、前から問題にしてきたわけでございますけれども、ゼロ歳児、一歳児を実際にはあずからないのに、いわゆる認可基準に基づいて、その条件を形式的に満たすために、こういう建築をしたり、あるいは書類をごまかすということが行なわれてきておるわけですけれども、ゼロ歳児も含めた乳児の保育という点を、中央に一カ所つくるといっただけでなくて、既設の保育園で、地域ごとの保育園で実施をするというふうに、ぜひとも一歩進めていただきたいというふうに考えます。この点について、総務委員会でも、一そう論議を深めていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第七十七号ないし議案第八十一号を総務委員会に付託いたします。

付託議案一覧表

（その二）（昭和四十七年六月定例会）

○総務委員会

議案第七十七号 工事請負契約の締結について

議案第七八号 工事請負契約の締結について  
 議案第七九号 〃  
 議案第八〇号 〃  
 議案第八一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

次に、本日まで受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それ  
 ぞれ、一覧表記載の關係常任委員会に付託いたします。

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第九号	四七、六一二	人間環境の浄化について	四日市市北河原田町一〇九 前田 忠 吉 ほか一七五〇名連署	高井 三 夫	総 務
第一〇号	、	四日市市立三滝中学校校舎 建築並びに校地拡張につ て	四日市市川島町七四五 市立三滝中学校校舎建築 促進委員会会長 田 中 卯 吉 ほか一八名連署	山中 忠 一 小林 喜 夫 川 村 潔 粉 川 茂	教育民生

陳 情

第一一号	四七、六一二	桜町地区浸水家屋解消につ て	四日市市智積町六七四 四日市市桜地区連合 自治会長 伊 藤 一 雄 ほか二五名連署	粉 川 茂 山 中 忠 一 小 林 喜 夫	建 設
第一二号	四七、六一三	三菱油化河原田工場進出につ て	四日市市磯津南町 二八二四 磯津南町自治会長 石 田 季 樹 ほか一三三五名連署	福 田 香 史	総 務

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第六号	四七、六一三	市道(寺方地内)拡張について	四日市市寺方町八六 寺方町第一区自治会長 森 寺 一 男	建 設
第七号	、	県立理科センター施設の利用について	四日市市昌栄町一一の八 四日市市PTA連絡協議会会長 水 谷 春 三	教育民生

第八号	四七、六一二	固定資産税減免について	四日市市午起三丁目十三番十二号 公衆浴場業 柳川 茂松	総務
第九号	、	幼稚園設置等の適正配置について	四日市市千代田町四四五 四日市市私立幼稚園協会会長 山川 泰	教育民生
第一〇号	、	市立武道館建設について	四日市市鹿間町一丁目 四日市市体育協会会長 土田 為佐務 ほか二名連署	教育民生
第一一号	四七、六一三	老人福祉対策（医療費の全額公費負担）について	四日市市いかるが町前山四二八四 主婦同盟四日市支部 代表委員 高木 ムツ子 ほか二八七六二名連署	教育民生
第二二号	、	昭町地内に保育所設置について	四日市市昭町一丁目四番一号 今村 瓜子 ほか二一二名連署	教育民生

第一三号	四七、六一三	近鉄駅設置について	四日市市昭町一丁目三番二三号 溝口 実 ほか一〇九名連署	総務
------	--------	-----------	------------------------------------	----

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
 次回は、来たる十九日午前十時から会議を開きます。  
 本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後七時五十四分散会

昭和四十七年六月十九日

四日市市議会议定例会會議録（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和四十七年六月十九日(月) 午前十時開議

- 第一 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算  
(第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・委員長報告・・質疑、討議、議決
- 第二 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各  
選挙区において選挙すべき委員の定数に関  
する条例の一部改正について・・・・・・・・・・
- 第三 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正に  
ついで・・・・・・・・・・
- 第四 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部改正についで・・・・・・・・
- 第五 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正についで・・・・・・・・
- 第六 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正につ  
いで・・・・・・・・・・
- 第七 議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止につ  
いで・・・・・・・・・・
- 第八 議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について・・  
土地の取得についで・・・・・・・・
- 第九 議案第六三号

第一〇	議案第六四号	土地の取得について……………	委員長報告・質疑、討論、議決
第一	議案第六五号	保育所施設の譲り受けについて……………	〃
第二	議案第六六号	小学校施設の譲り受けについて……………	〃
第三	議案第六七号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第四	議案第六八号	字の区域の変更について……………	〃
第五	議案第六九号	市道路線の認定について……………	〃
第六	議案第七〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第七	議案第七一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第八	議案第七二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第九	議案第七三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二〇	議案第七四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二一	議案第七五号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二二	議案第七六号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二三	議案第七七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二四	議案第七八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二五	議案第七九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二六	議案第八〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二七	議案第八一号	昭和四十七年六月一日に在職する職員に支	

給する期末手当の特例に関する条例の制定  
 について……………委員長報告・質疑、討論、議決

第二八	議案第五四号	昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一	
		回補正予算……………	〃
第二九	議案第六〇号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第三〇	議案第八二号	工事請負契約の締結について……………	議案説明・質疑、委員会付記・委員長報告・質疑、討論、議決
第三一	発議第五号	農業委員会委員の推薦について……………	議案説明・質疑、討論、議決
第三二	委員会報告第七号	陳情書審査結果報告……………	採否決定
第三三	委員会報告第八号	陳情書審査結果報告……………	〃
第三四	委員会報告第九号	請願書等審査結果報告……………	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	議案第五三号	昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)
日程第二	議案第五五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
日程第三	議案第五六号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第四	議案第五七号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第五 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について
- 日程第六 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第七 議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止について
- 日程第八 議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第九 議案第六三号 土地の取得について
- 日程第一〇 議案第六四号 土地の取得について
- 日程第一一 議案第六五号 保育所施設の譲り受けについて
- 日程一二 議案第六六号 小学校施設の譲り受けについて
- 日程一三 議案第六七号 町及び字の区域の変更について
- 日程一四 議案第六八号 字の区域変更について
- 日程一五 議案第六九号 市道路線の認定について
- 日程一六 議案第七〇号 工事請負契約の締結について
- 日程一七 議案第七一号 工事請負契約の締結について
- 日程一八 議案第七二号 工事請負契約の締結について
- 日程一九 議案第七三号 工事請負契約の締結について
- 日程二〇 議案第七四号 工事請負契約の締結について
- 日程二一 議案第七五号 工事請負契約の締結について
- 日程二二 議案第七六号 工事請負契約の締結について

- 日程二三 議案第七七号 工事請負契約の締結について
- 日程二四 議案第七八号 工事請負契約の締結について
- 日程二五 議案第七九号 工事請負契約の締結について
- 日程二六 議案第八〇号 工事請負契約の締結について
- 日程二七 議案第八一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定に  
ついて

- 日程第二八 議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第二九 議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について
- 日程第三〇 議案第八二号 工事請負契約の締結について
- 日程三一 発議第五号 農業委員会委員の推薦について
- 日程三二 委員会報告第七号 陳情書審査結果報告
- 日程三三 委員会報告第八号 陳情書審査結果報告
- 日程三四 委員会報告第九号 請願書等審査結果報告

○出席議員（四十三名）

青 山 峯 男 君  
 天 春 文 雄 君  
 荒 木 武 治 君

安六松增藤福日早服長橋橋野生中出坪田  
 垣平島山井田比川部川本本崎川島井井中  
 豐良英泰香義正昌鐸增建貞平隆 妙政  
 勇司一一郎史平夫弘元蔵治芳蔵平博子一  
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

高志後後小小小粉訓喜川小大岩伊伊伊小  
 井積藤藤林林林川霸野村川島田藤藤藤井  
 三政藤寬喜博哲 也 四武久信太金道  
 夫一郎治夫次夫茂男等潔郎雄雄一郎一夫  
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

厚	産	税	総	市	収	助	助	市
生	業	務	務	長	入	役	役	長
部	部	部	部	公	役	役	役	長
長	長	長	長	室	長	長	長	長
小	荒	杉	阿	三	庄	加	岩	九
西	木	本	南	輪	司	藤	野	鬼
忠	三	治	輝	喜	良	寛	見	喜
臣	郎	芳	彦	代	一	嗣	斉	久
君	君	君	君	君	君	君	君	男
君	君	君	君	君	君	君	君	君

高	吉	山	山	山
橋	垣	本	中	口
力	照	忠	信	
三	男	勝	一	生
君	君	君	君	君

次	消	次	水	病	次	教	教	副	建	下	土	土	環
防	防	水	道	院	教	育	育	收	設	水	木	木	境
長	長	道	事	事	長	委	員	入	部	道	次	部	部
山	倉	業	務	務	長	員	長	役	長	部	長	長	長
北	谷	管	長	長	龍	池	池	伊	滝	天	杉	谷	園
德	英	理	者	村	川	清	清	藤	野	野	本	沢	浦
彰	也	者	者	山	一	真	真	涼	伝	助	義	文	和
君	君	君	君	了	精	郎	郎	一	之	春	広	男	己
君	君	君	君	君	君	君	君	君	助	君	君	君	君

○出席事務局職員

事務局長	鷺野正和君
庶務課長	森利弘君
議事課長	川村得二君
議事係長	小林桂輔君
主事	板崎大之丞君
事務試補	西口徹君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十二名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

なお、議事説明者中、水道局技術部長は欠席いたしますのでご了承を願います。

日程第一 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号） ないし

日程第二十七 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二十七 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について、を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案のうち、総務委員会に付託の各議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算第一号についてであります。本案は、笹川団地内の保育所、小学校施設の譲り受け、及び朝明都市下水路新設改良工事、並びに四日市市開発公社の損失補償金等にかかる債務負担行為の追加補正でありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、及び議案第五十六号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についてであります。これら二件は、桜台一丁目及び桜台二丁目の新町界の設定が、去る四月十八日から発効いたしましたことにより、それぞれ条例の整理をしようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十八号四日市市税条例の一部改正についてであります。個人市民税において、心身障害者扶養共済制度の掛け金を、所得控除の対象に含めるなどの、地方税法の一部が改正されたことにより、所要の改正をしようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十一号四日市市消防本部に関する条例の廃止案は、消防組織法の趣旨に従って、現行の条例に規定

されている消防組織に関する規定を、四日市市消防職員任用規則（仮称）にゆだねるための所要の措置を講じようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十七号町及び字の区域の変更について、並びに議案第六十八号字の区域の変更についてであります。これら二件は、西大鐘町及び大鐘町地内の町及び字の区域、並びに曾井町地内の字の区域について、それぞれ一部変更しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十号ないし議案第八十号は、いずれも工事請負契約の締結案でありまして、各件とも別段異議はなかったのですが、工事請負契約の入札に参加する業者に対する指導の万全を期するより要望いたしました次第であります。

次に、議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてであります。本案は、諸般の事情を勘案して、本市職員に支給する期末手当について、特別の措置を講じようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託された各議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもって、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、教育民生委員長にお願いたします。増山君。

〔教育民生委員長（増山英一君）登壇〕

○教育民生委員長（増山英一君） 教育民生委員会に付託になりました議案第五十七号四日市市委員会の委員等の報酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正について、他四議案の委員会の審査の経過と結果について、ご報告を申し

上げます。

まず、議案第五十七号四日市市委員会の委員等の報酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第五十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、並びに議案第六十四号土地の取得についての三議案については、別段異議なく承認いたしました。

議案第六十五号保育所施設の譲り受けについて、及び議案第六十六号小学校施設の譲り受けについては、笹川団地における人口増に伴う保育所、及び小学校の建設を日本住宅公団が行ない、これを市が譲り受けるものであります。別段異議はなかったのですが、特に保育所建設に関連して、乳児保育をはじめ保育所の適正配置、公私立の格差是正など、保育所のあり方について、今後抜本的に検討する必要があるとの意見がありました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の審査結果報告をいたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いたします。生川君。

〔産業水道委員長（生川平蔵君）登壇〕

○産業水道委員長（生川平蔵君） 産業水道委員会に付託になりました議案第六十二号簡易水道条例の一部改正案は、山城簡易水道の上水道への統合、並びに鹿間簡易水道の定額せんの廃止に伴う所要の改正であります。水道事業は市民にひとしく平等に行なわれるよう、適正な行政指導を強く要請いたしました。本案を原案どおり承認いたしました。

以上をもちまして、当委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、建設委員長にお願いたします。喜多野君。

〔建設委員長（喜多野 等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野 等君） 建設委員会に付託になりました議案第六十三号土地の取得について、及び議案第六十九号市道路線の認定についての、二議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る十六日委員会を開催し、関係議案について慎重に審査いたしました結果、いずれも妥当なものとして認め、原案どおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過の概要について申し上げます。

議案第六十三号土地の取得についてであります。これは、三重団地内において、本年度予定しております公営住宅七十戸分の建設用地を、財団法人四日市市開発公社から取得しようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十九号の市道路線の認定についてであります。これは、県道改築に伴い、旧県道を市道に認定しようとするものであります。これに対して、道路舗装はもとより橋の災害復旧もできないものを認定することはどうかとの意見があり、理事者から、市民の生活道路である関係上、代替道路ができたからといって廃止することは、生活道路としての機能を失うことになるので、認定する必要があるとの説明があったのであります。当委員会としては、道路舗装及び橋の復旧工事費については、今後県と積極的に折衝するよう強く要望し、これを承認いたしました次第でございます。

以上、簡単ではありますが、建設委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しましてご質疑がありましたらご発言願います。 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第七十号から八十号に対しまして、委員長報告に対してお質問申し上げたいと思います。

先ほど委員長報告の中で、入札参加業者への指導に万全を期するように、要望されたのでございますが、この入札の適正化という問題に関連いたしましたので、お尋ねしたいと思っております。

一つは、談合とまでいかないにしても、話し合いというものが、入札に当たって、業者間で実際に行なわれているのか、その点を明確にしていきたいと思っております。

それから、入札をした業者が、工事をいろいろ進めるに当たって、たぐさんの下請業者を持つわけでございますがこの下請業者に対する落札業者の選択の問題と関連いたしました。やはり話し合いというようなものがあるのではなにかと、そういう疑問が出てきております。私どものほうにも、この議会の前にも、二回にわたりました電話が入ったりしてきております。こういう点について、その正確な事実を私どもはまだつかむに至っておりませんけれども、こういう点があるかないのかと、これを明らかにしていただきたいというふうに考えるわけですけれども、委員会のほうでは、どのような点についてのご審議がなされたか、お伺いをしたいと思います。

次に、いわゆる公共事業の工事に伴う補償の問題でございますけれども、たとえて申し上げますと、公共下水道の工事に伴いまして、いろいろな補償の問題が出てまいります。それらの費用が、この入札価額の中に正當に評価され、含まれておられるのかどうかと、こういう点について疑問をもつものでございます。どの範囲まで、それが含まれておられるのか、一つの例を申し上げますと、橋北地区におきまして、下水道工事が行なわれたわけですが、長期にわたって公共下水道工事をやるにあたって、交通の全面規制をやる。そこで八百屋さんとか、あるいは喫茶店とか、そういう事業を営んでおみえになる方は、お客が全く来なくなると、こういう点での補償の問題が、今日までのところ何らなされていないわけです。これらの補償の問題が、何らかの形でなされなければ、解決されなければならないと思

りわけでございます。なるほど、公共下水道で、みずからもその恩恵を受けるわけでございますけれども、しかしその工事に伴う被害というものが、ある部分は少ない、ある部分は非常に多いと、こういう現象は必ず伴うものでございます。非常に被害が集中しているところに対して、しかも、この工事を実際にやるにあたって、交通を全面規制しなければ工事ができないということが明らかの場合に、そして受けるところの被害というものに対して、適正な補償というものは、当然今日はなされなければならない。がこりいりものが含まれておるのかどうかと、いう点が明確でございませぬ。また、だれが補償すべきなのか明確でございませぬ。

この点について、総務委員会において、どの程度ご審議になりましたか、お伺いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの小井君のご質問にお答えします。

まず、第一問につきましては、委員長報告にありましたように、総務委員会としては、理事者にただしたところ、そりした不正の事実をつかんでいない、談合はもちろん、話し合いもいけないことであって、委員長報告のとおり、理事者に十分指導するように要望したわけでありませぬ。

第二のお尋ねにつきましては、七十号から八十号までの請負工事についての承認について関連してお尋ねがありました。この工事に伴う損害補償とか、そりいり点につきましては、橋本建治議員から質問があり、理事者がそれについて詳細にお答えいたしておりますので、橋本建治議員について、この点は、委員会の進め方を十分お聞き取り願いたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいまの委員長のお答えでは、理事者にただしたところ、不正の事実をつかんでいない、しかし理事者に十分要望したということでございます。私は、不正がある、ないというふうに申し上げているんじゃないんです。あえて委員長報告の中で、入札参加業者への指導に万全を期すように、要望なされたのでございますし、この問題をめぐりまして、総務委員会で、かなりの論議がなされたように聞いております。そりいり中で、実際の入札をめぐって、業者間の話し合いがあるのかないのか。また、落札をした業者が、下請業者を選定するに当たって、いわゆる談合とまでいかない話し合いというふうなものが、実際に行なわれているのかどうか、この点について、理事者からも、この際、明確にご答弁をいただきたいというふうに思ひます。

それから、二番目の工事に伴う補償の問題についてですけれども、橋本建治議員にもただしましても、ただしましというよりも、委員長にお尋ねを申し上げておるわけでございます。委員会の審議の経過と、そりもしその中で私がお尋ねをしたところが明らかでない場合には、理事者をして、ご答弁を願わさせていただきますと思ひます。

〔私語する者多し〕

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 第一問については、委員会の状況はさつき答弁をしたとおり。

第二問につきましては、橋本建治議員が質問されて、その質問に対して、理事者をして答弁をさしてありますので、しかも、理事者も相当詳細に答弁してありますので、橋本建治議員にお尋ねくださる事が、一番に私は適切であると思ひます。

〔私語する者多し〕

○議長（服部昌弘君） お静かに願います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午前十一時二十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 先ほどの小井君のご質問に対して、総務委員会の状況を報告したんでございますが、なお、その他それに関連して、理事者から、答弁をさしたいと思えます。

第二問の点につきましては、委員会では、二十二条に規定された一般損害について、いろいろ理事者の詳細な説明があったんでありますが、その他にも補償すべき事項があるであろうと思えますので、これまた、理事者から、答弁をさせることにいたします。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 入札あるいは下請業者の選択の問題についての談合、あるいは話し合いということにつきまして、委員会では、たいへんきびしいご指摘等があったのでございますが、私もいまままで事業担当部門におりました

て、こういった指名入札等について、いろいろ配慮をしてみましたけれども、特にこの四月以来、直接担当者としたしまして調達契約課、あるいはそれぞれの担当部門ともいろいろ協議をいたしまして、公正な指名入札、契約等が行なえるように検討をいたしております。ご指摘の談合、話し合いということにつきましては、そういった事実を理事者としていたしましては確認いたしておりませんし、公正な入札を妨害するような事実はないものと信じております。それから、建設公害の問題につきましては、いま委員長のお話にありますように、契約約款の二十二条等によってあります第三者に及ぼした損害の補償の問題につきましては、約款に含まれるものについて、それぞれ甲、いわゆる工事の当事者、あるいは発注者である市、それぞれが処理に話し合いをいたしたりして、当たっておりますが、それに該当しないものについては、ケースバイケースで処理をするようにいたしております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他に質疑はありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら二十七件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより、議案第五十三号昭和四十七年度四日市一般会計補正予算（第一号）、ないし議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する、期末手当の特例に関する条例の制定についての二十七議案を一括して採決

いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら二十七件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　ご異議なしと認めます。よって議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし議案第八十二号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第二十八　議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○議長（服部昌弘君）　次に、日程第二八、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算を議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。生川君。

〔産業水道委員長（生川平蔵君）　ただいま議題となっております、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算について産業水道委員会の審査の結果をご報告いたします。〕

本件は、給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額、及び山城簡易水道の上水道への統合に伴う給水料の増額等の経費が計上されており、別段異議なく、原案のとおり承認いたしました。

簡単ではあります。当委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君）　以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　別段ご質疑もありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算に対して、反対の立場から討論したいと思います。

この補正予算では、去る三月議会におきまして、水道料金の改定が行なわれました。この市長原案に対して、産業水道委員会の修正案が可決成立したわけでございますが、この成立によりまして、四十七年度に生じます千三百八十八万の給水料金減収を計上されたものでございます。三月議会におきまして、私どもは、この修正案に反対をいたしました。そして、私たち独自の立場から、修正案を提出させていただきました。なぜ、この、私どもが産業水道委員会の修正案に反対し、独自の修正案を提出したかと申しますと、産業水道委員会が修正された一定の意義を持ちながらも、しかし、今日提案されておりますように、四十七年度で千三百八十八万円、五十年末までには、約七千万円の給水料金の減収になることが、すでに明らかにしておたわけでございます。私どもは、大企業、大口需要者に不当に安くなっておる水道料金を正当に取ることによって、そして、少なくとも私たちの修正案が示しましたとおり家庭用、中小商工業者の営業用、こういう方々のほとんどの方は、現行料金を据え置くことができるといふこと、そ

してまた、実際にその修正案によって、減収になるというような事態は生まれまいなだという具体的な案を示して、提案をさせていただいたわけでございます。残念ながら、私どもの修正案は否決をされました。非常に残念であつたのでございます。今日、この産業水道委員会の修正案が通つたことに基づく、四十七年度の給水料金減収と、一千三百八十八万円、五十年末に約七千万円という減収になつてくる。これがまた、五十年でさえ非常に苦勞になつていただいておきます水道局職員に対する合理化を一そり進行することになる、こつり点でとつてい認められないのでございませう。私どもが従来主張してまいりましたように、不当に低く押えられておる大企業、大口需要者の料金を正当に取る問題を、もつと真剣に考えられるべきであり、それまた、当然市費から繰り入れられるべきお金、たとえて申し上げますと、消火せんの新設、維持管理費、こつりいうものも正当に組み入れられてない、そのほかにも、当然市費から繰り入れられるべきお金というものがあつたわけでございませうけれども、そつりいう面に対する積極的な施策がないまま、五十年で以降に考えられます再値上げの要因となるようなことを、私どもは認めていくわけにいかないといふふうに考えるのでございます。理事者におかれましては、今後、こつりいうこの給水料金減収を毎年毎年計上することのないように、いま申し上げたような抜本的な解決策を、具体的にひとりになるように切に望みまして、終わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもつて討論を終結いたします。

これより議案の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よつて、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算は、可決されました。

日程第二十九 議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十九 議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正案につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、市民センターという呼称のもとに、旧市庁舎を広く一般市民に開放しようとするものでありまして、市民に直接関係を有することからいたしまして、その審査にあつては、旧市庁舎の整備状況を現地視察するなどして、慎重の上にも慎重を期したのであります。

さて、審査の概要であります。とくに旧市庁舎内の改装問題、使用料問題、及び管理運営体制などを中心に、長時間にわたつて、種々論議がかわされたのであります。理事者から、使用料については減免規定を設けるなどしてより利用しやすいものにするよつとめるとともに、気持ちよく利用していただくため、内装の整備なども順次充実させていきたいと。

また、使用開始後六カ月を経た時点において、利用状況の実態を分析し、市民センターの使用料体系を点検して、より一その適正化につとめる旨の説明がなされたのであります。

これに対して、一部の委員から提案されている使用料については高すぎるとして、承認するわけにはいかないとの強い反対がありました。が、本案につきましては、当委員会は、前述の理事者の説明を了するとともに、防音、日本間の配置がえ、赤電話の設置などにも意を用いられるよう要望して、賛成大多数により、原案どおり承認いたしました次第であります。

以上、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正についてに対する総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたらご発言願います。 山本勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 委員長にお尋ねいたします。

使用料金の問題について 種々委員会の中で審査されたこと、ご報告のとおりだと思いますが、その中で、一点だけ明らかにしていただきたいと思っております。

いわゆる減免規定を設けて、使用料の適正化といいますが、そういうことが報告されましたし、その次に、六カ月たった時点で再検討云々というふうに報告されましたが、この減免規定というのが、この六カ月後の再検討と同時に施行されるのか、減免規定は、その六カ月後の再検討とは別個に、使用開始と同時に内規でもつくって実施をされるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまお尋ねの点についてお答え申し上げます。

減免規定につきましては、委員会の最も関心を寄せておる点でございます。理事者は、でき得る限り早期にこれを作成すると申しております。

以上であります。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 委員会の内容につきましては、いま委員長の報告でよくわかったわけでありませんが、その報告に基づいて、この場をお借りして、理事者のほりに要望したいわけですが、できるだけ早急に、いわゆる六カ月後の再検討とは別個に減免規定については定める、まあこういうことになろうと思っております。したがって、旧庁舎の議案質疑の中でも出しましたが、防音装置などの関係、あるいは建物そのものが相当古くなってきて、近代の建築様式からはずれているなどのことが指摘されて、したがって、そういう立場に立って減免規定、あるいは六カ月後の使用料の再検討というのを、当然この問題は総務委員会にも持ち出されまして、協議されることと思っております。そういうようなことを含めまして、よりよい適正な使用料金というのをお願いをしたいと思っておりますし、減免規定のつくった場合、適用範囲の問題があらうと思っております。で、減免規定をつくって、どの層にそれを当てはめようとするのか、この点少し説明を願いたいわけでありますが、当初からいわれておりましたように、一般市民が旧庁舎を利用する場合市長なども言っておられたように広く開放する、こういう表現がされているわけでございますから、いわゆる一般市民に向けての減免規定を早急につくっていただきたい、このように思っております。減免規定の適用範囲といえますか

内容については、委員会の中でもしお話があれば、再度委員長からお答え願いたいと思いますが、なければ理事者のほうから、現時点で、減免規定をどの程度の内容に、あるいは範囲にしようとしておられるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

先ほどお答えしたように、減免規定というのは、副委員長とともに強く要望をいたして、理事者にも取り急いで作成することを要望しておりますので、ご意思に沿えるのではないかと信じております。

減免規定には、私どもたいへん期待をいたしておりますので、理事者のほうにおかれては、どのような計画を持っておるか、答弁をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいまの減免規定の問題についてお答えを申し上げます。

この議会で、市民ホール条例の改正の議決をいただきますと、委員会でもご説明申し上げておきましたが、現在あります市民ホールの施設規則の一部改正も行ないます。それからさらに、市民センターの運用につきましまして、要綱を設けることにいたしております。いずれも、七月一日の条例と同時の施行を考えているわけでございまして、減免の内容につきましましては、従来、関係の課のほうで、いろいろ協議いたしておりますが、先般の総務委員会、正副委員長

と市長、助役との話し合いの中で、減免の問題がはっきり出てまいりまして、この議会終了後、具体的に定めていくつもりをいたしております。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 お尋ねします。

料金が適正かどうかという点で、具体的にどのように検討されたのかという点で、いまの委員長の報告では、はなはだ不明な点が多いのでございます。この市民センター、それ自身として建設されたものでございませぬし、旧庁舎の活用という点で、一定の限界があるといたしましても、非常に不十分な設備、不十分な改造という実態でございます。そういうその不備な設備に見合ひ料金かどうかという点で、大きな疑問があるのでございますが、この点につきまして、いまま少し詳しくご検討の内容を伺いたいというふうに思います。

二点目は、他の施設との比較という点でどうかということでございます。たとえて申しますと、労働福祉会館は、労働組合が利用するときは、料金は五割減免されるのでございます。社会会館は、はるかに料金は低いのでございますが、社会教育関係団体は無料ということになっております。勤労青少年ホームは、市内の中小企業で働く二十五才以下の方は、これまた無料ということになっております。ところがこれ以外に、自主的なサークルをこしらえたり、いろいろな団体、こういうものがございまして、いわゆる自由な市民が自由に使用する、安くほんとうに開放されると、こういう点では何らの恵まれた施設はないのでございます。いずれも、こういう方々は高い料金を払わなければならぬ。労働組合の名前を使って、福祉会館を利用できない人たちがおる。社会教育団体として指定されてないで、名前を使いことができないうで、無料で利用させていただく施設はない。中小企業の二十五歳以下の方でないで、勤労青

少年ホームは無料で利用してもらえない。ほかに、自由な市民の人がおるんですから、せっかく市民に開放するという場合に、この、せっかくつくられる市民センターが、もつと安くなるようにと、こりいうことにどれほど意が払われているかという点についてご検討になったかどうか、この点を伺いたいと思います。

それから、六カ月後利用状況を見て、一そう適正化をつとめるということでございますが、これは必ず値下げをするという保障と受けとめていいのかわりか、この点がいまいちなのでございます。じたがいまして、私どもの橋本建治議員は、総務委員会において、ただ一人反対をさせていただけでございますけれども、この点が、一体委員会ではどのような心証を理事者から得られておるのか、こりいう点お尋ねいたします。

さらに、減免規定について先ほど触れました自由な市民、どこの団体の名前も利用することのできない、この方も十分救われるような減免規定になっているのかわりか。

それから最後に、時間の問題でございます。たいへんこまかいようで申しわけございませんが、労働会館、市民ホールも九時までを限度としながらも、一時間の延長を認めております。しかし、市民センターは九時までという形でそれ以降の使用延長を認めておりません。この点については、総務委員会で、どのような審議なされましたか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 小井君のご質問に対してお答え申し上げます。

第一点の、料金が適正かどうかという点でございますが、改造も不十分であるのに云々というお説がございましたこの点につきましては、理事者も非常な苦心を払ったという経緯を報告されました。四つの課の関係者が、再三、い

わゆる各所の状況を調査して制定したといわれましたが、この点につきまして、なお理事者のほうに、この料金制定についての何か手頃がありましたら、私のあとでご発言を願いたいと思います。

第二番目の、ほかの施設との比較、ことに先ほども、労働福祉会館は五割引きであるなどのご説明がありました。私どもは、このすべてが充足されるかどうかという点にはわかりませんが、減免規定により、相当この点が救われるのではないかと考えておるわけでありませう。

第三番の、六カ月後値下げをするというぐあいに受け取ってよいかと、こりいう点でございますが、これは六カ月までの使用の状況を分析して、よくその料金の適正であるように勘案すると、まあ上がるといふことはないでしょうが、下がるということもあり得るといふことであります。

四番目の、減免規定によって、自由な市民といわれますか、その点が救われるであろうかと、こりいうようなお尋ねであったと思いますが、その点についても、この規定の中に考えられるのではないかと、これは別に委員会で議論がされたのでございませうが、減免規定に期待をもつておる次第であります。

五番の、時間九時というが、一時間の延長をほかの施設で認めておるといふ点については、委員会では、全然その議論も、話し合いもなかつたんであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいま委員長のほうから、議案として出ておりますこの料金表を制定するに至った手順について、もう少し詳しく補足をするようにというご指摘でございますが、これは、委員会でもいろいろ議論がご

ございましたように、旧庁舎としての老朽度なり、あるいは防音装置についての不十分な点、その点等を十分勘案はいたしておきまして、先ほど小井議員は労働福祉会館とか、社会会館とか、いろいろな施設の例もあげられましたけども、それらもすべて勘案したりえて、先般の本会議において、議案質疑で私はお答え申し上げましたとおり、全般的な公平な利用を願うための整理料であるという考え方でございます。

○議長（服部昌弘君） ほかにご質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。小井君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 議案第六十号の市民ホール条例の一部を改正する条例案に反対する立場で、その反対理由を申し上げたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたように、市民センターそれ自身として建設されたものでございませぬので、旧庁舎の活用という点で、いろいろ限界があることも十分理解できます。そして、いままでも市民が非常に展示場、会議場、いろいろな不足している中で、これを市民に開放するというふうになされたという点でも、一定の意義を認めるわけでございます。しかし、市民センターと銘打つには、はなはだ不十分な改造の状態であり設備の状態である。また将来先ほどの委員長報告にもございましたように、内装整備に努力をしようとされておりますが、しかし、われわれが満足すべき内容として受けとめるわけには至っていないのでございます。せっかく市民センターとして、市民の文化的諸要求をいろいろ満たすうえてのセンターとするというためには、せめてこの一カ所でも無料開放してほ

しというふうに考えるわけでございます。先ほども触れましたように、いろいろな社会教育団体あるいは労働組合というふうな名前を利用することのできない、そしてなお自主的ないろいろなサークル、団体、個人が自由に利用できる、利用したいと、こういう人たちにとっては、本日もめられようとしております料金というものは非常に高つく、高いものになっていると、こういう点から見しても、これらの人々たちの開放という点から見しても、もっと料金の面は考えられるべきであると、私どもは、少なくとも五割以下に下げべきだということで、提案をしておるわけでございますけれども、なかなかこれが入られないのを非常に残念に思います。六カ月の利用状況を見て一そう適正化につとめると、このことは、料金の値下げということも十分あり得るんだというふうな、委員長の先ほどの報告でございますが、今日指摘されておる設備状況、そしてまた、こういう料金についての一定の条件ともいうべきものが出ておる中で、あえてなぜこの無理じいして、六カ月間といえども、高い料金で進めなければならぬのか、私どもはふに落ちないのでございます。思い切りこの無料にされるべきであると、少なくとも五割ぐらいの値下げして進められるべきであると、そしてどんだこの内装整備、設備を整える点で、思い切った予算を組んで、処置をしてほしいというふうに考える次第でございます。われわれのこういう願いが満たされない現状におきまして、反対をせざるを得ないと思っております。

○議長（服部昌弘君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これにより議案の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 賛成多数であります。よって、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正については可決されました。

日程第三十 議案第八十二号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三十、議案第八十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案第八十二号は、市立八郷小学校改築工事の請負契約であります。指名競争入札に付した結果、金額六千三百三十万円をもって、三重郡川越町南福崎二百九十四番地松岡建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので質疑を終結いたします。

議案第八十二号工事請負契約の締結についてを、総務委員会に付託いたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時二十一分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（服部昌弘君） 議案第八十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案第八十二号 工事請負契約の締結案に対する総務委員会の審査結果をご報告申し上げます。

本件は市立八郷小学校改築工事の請負契約案であります。理事者から詳細な説明を求め審査いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり承認いたしました。

なお、本件につきましては、少数意見が留保されましたことをつけ加えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、少数意見者の報告を求めます。山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 私、少数意見留保によりまして、貴重な時間をさいていただきましたことをお礼申し上げます。

少数意見留保いたしました理由は、私も二十一年間市議会議員をやってまいりましたが、その間何が一番私の疑念

であったかと言いますと、ここに出ております指名入札並びに公入札、この二点が私がいつもか疑念がさらなんだ件でございます。どの本会議においても私は、たたいま皆さんも見ておみえになるように、八十二号議案の指名入札結果を見られてもよくわかりますように、一回、二回、三回と回を追うて入札になっております。私がいつも申しますことは、一回、二回、三回、四回、五回、何回追うても一分漏らさず数字がきちつと序列、つづることにおいて私はいつも疑念を持ってまいったものでございます。神や仏でもこのぐらいうまい数字ができぬことをいつも私はなじっておったものでございます。担当者に向かって、これは神さまのしわざでもこんなうまいこといかぬが、君はこれどう思うと、これは談合か話し合いかどちらかであるか君白状せいということは何べんとなしに私は迫ってまいったものでございます。なぜそういうかと申しますと、われわれ業者と違ひまして、一市議会議員といたしまして、その場所に立ち会ったこともございませぬし、またどういふ方法で、やることだけは知っておりますけれども、現場を見たこともございませぬので、非常に疑念を持っておったのもその点でございます。したがしまして、市民もそのように、どういふふうにやっておるのや、その点だけは釈明をいたしますけれども、ほんとうにこれは、ほんとの入札はどうかというのを市民からよく聞かれたものでございます。したがしまして、どの本会議でも私は二十一年間続けてまいったのでございますが、どうしてもそれが何べん尋ねても、のどまで出てきておつてもどから出さなんだのが理事者の答弁でございました。はからずも先ほど、引例するんやございませぬけれども、話し合いはやつてもよろしいということを理事者の口から聞いたものでございます。その一点でございます。何年、二十一年間話し合ひできめたんか、公入札か、どういふふうにやっておるのか、絶対しておりませぬ。絶対しておりませぬ。これが理事者の口癖のように言っておつたものでございます。また当然それはあたりまえのことでございます。けれども、初めて先ほど、七十号から八十号議案の審議のうちに、可決になりましたあの間の審議のうちに、私といたしましては、

どうやと尋ねたときに、これは話し合ひをやつてもよろしいと、それを言う前に小林博次議員から私がバッジをはずして公入札場所にまぎれ込んだと、そのときにはみな話し合ひをして入札を書いておつたが、これでもいいのかと理事者に言つたものでございます。その答弁が、理事者の言うことには、話し合ひはよろしいと、談合でも判例には触れておりませぬと。初めて私は二十一年間疑心暗鬼を持っておりまして、初めて解明したわけでございます。そのときに私が理事者に、ほんとうかそれかと、よろしいと、話し合ひはよろしい、話し合ひはよろしいと、判例は刑事責任、金を出してこそ初めて刑事責任で談合と言われるけれども、金を出さぬ限りは刑事責任にならぬということはだれでもわかつておるが、さすればこの数字は金を出さぬと君どこに幾らに入れよう、君どこに幾らに入れよう、君どこ何番にせい次はおれんところにもらうぞよ、こりやつてもいいか悪いか、だれが聞いてもこれは公認したと言えませぬ。理事者はそれを公然とやつてもよろしいと、一課長が申しますので、私はしかたないものですから総務部長に、総務部長、君それでもいいのか、それでもよろしいと断言したものでございます。その次に来ましたときには、日比議員から、違ひやないか、そういうことを言つたもので山口君にあげ足とられるのやないか、話し合ひもいたしません。公入札いたしません、なぜ言わぬというたら訂正をして、絶対いたしませんと、こりいうことです。先ほどの可決するときでも絶対にやつておりませぬと、こり言いました。きのうときようと、それだけをひつくらがえして答弁するとは何事かと私言いたいんです。きのうはやつてもよろしいと課長が言い部長もやつてもよろしいと言つたものが、きよりの答弁の、質問者の答弁に対して、絶対話し合ひもさせませぬ。談合もさせませぬ、幾ら何でも理事者の臨機応変の答弁というものを私はつくづく、あいそが尽きた次第でございます。けれども理事者のような若い人をつかまえてぼんぼん言つたところで始まりませぬので、私はくどく追及はいたしませんけれども、その一事をもつて初めて二十一年間私胸につかえておつたものが初めてやつと解明したわけでございます。

けれども少数意見留保でございますので、理事者に向かつて、市長どうやということはできませんので、私は自分の思うことを半分も尋ねることはできませんけれども、何が何といつても市議会議員というものは、私はこう考えております。市長の姿勢、または予算執行、これに対して批判を加え、監視するのが市議会議員の役目と、こう考えております。その一つの執行に対して、執行の予算執行に対して、請負契約をするときに於いての一番ガンとなる請負契約の指名公入札、この点を私がついておるのにかかわらず、一議員から、そういう人間は共産党に行けというような発言があった次第でございます。これで議員かと私はお尋ねしたいです。悪いところをついていくのは議員の役目です。それをつかぬようなことなら議員の資格ないと私はいつもかも思っております。

「私語する者あり」

○議長（服部昌弘君）　ご静粛に願います。

○山口信生君　いま言ったことを議事録にきちつと残してください。

私の二十一年間自分ながらも私は悪いことをちよつともしとらぬつもりです。何がために市会議員に出てきたか、金もうけでは出ておりません。市政を批判し、善政をひくようにわれわれが監視をし、市長に進言し、これがわれわれの役目と私は考えております。これぐらい市政を思つて発言しておるにもかかわらず、何も共産党が悪いとは私言いません。ただ悪い点は何でも反対するということは私は悪いと、これ思っております。（笑声）けれども共産党に行けということは、まるきり共産党は悪いちりりよ、きめつけることは、この一事は私は感心できません。

（笑声）

○議長（服部昌弘君）　山口議員、議案外のことにつきましてはお遠慮を願います。

○山口信生君　ちよつとぐらい言わぬことには虫がおさまりません。（笑声）

ほんとうに私はもう一つと思いましたが、先ほど事務局から一般質問ならいざ知らず、発言は、理事者への質問は絶対できませんと、あなたの一方的な発言こそできませんと、通告を受けましたので一応引き下がります。

またほかの方が質疑がございましたら、その点に私はお答えをしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君）　以上で委員長の報告及び少数意見者の報告は終了いたしました。

委員長の報告及び少数意見者の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。山本君。

「山本　勝君登壇」

○山本　勝君　議案第八十二号に関係をして委員長及び少数意見を代表していま報告がされたわけですが、私は特に少数意見の代表報告を聞いて、非常に重大な問題であると痛切に感じました。

まず、委員長にお尋ねをいたしますが、いま山口議員から少数意見の具体的な内容についてのご報告がありました。長報告の中では明らかでございますので、その点明確にお答えを願います。

さらに、委員長を通じて理事者から明らかにしていたいただきたいわけですが、私もかねてから工事請負関係につきましては、議会の議決を得る前に、すでに工事関係の準備なり、あるいは現場における下工事といひますか、それらを進められておることについて本議場で私は追及したことがあります。そういう立場から非常にこの問題についても重視をいたしておるわけでありませうか、いま山口議員から言われたようなそういう事実を理事者のほうから明快にお答えを願いたいと思ひますし、午前中に開かれましたその他の工事請負関係につきましても、この問題についてはいろいろ質問がなされており、話し合いが、あるいは談合がなかつたんだという、そういう報告がされていたわけでありませうけれども、午前中と午後とはまるっきり変わった内容が委員会の中で発表されておりますので、そ

の点についての理事者側の明快な今日まで取り進めてきた手続といえますか、内容を委員長から理事者に報告させるようにひとつよろしく願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの山本議員のお尋ねにお答えします。

きよりの委員会は議案第八十二号の工事請負契約についてでございます。それに関連して山口議員から少数意見の留保をしたいという申し出がありました。委員会の中にはいろいろと具体的なことが関知されればということでありましたけれども、どなたもそれについての発言がなかったのであります。そういうような進め方で採決に入ったような次第で、引き続き少数意見の留保ということになったのでございます。こうした事実があるのかないのかという事は、この間の委員会にも理事者に求めたのですが、理事者の側ではあるということを知らないということでございますが、いまあらためて山本議員からお尋ねがありましたので、理事者側からひとつ明快な開陳を願います。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 先ほど山口議員のほうから、長年の議員生活におかれまして、市の行なり指名入札あるいは公入札等につきましていろいろ関心をお持ちいただいております。本日午前中の答弁でも私のように申し上げておたわけでございますが、金曜日の委員会における理事者の見解につきまして、説明が不十分な点もありまして、たいへんご迷惑をかけておりました。そのとき先ほどもお話出しましたが、日比議員のほうから

助言があったわけでございますが、あの委員会の席上で小林博次議員がバッチをはずして入札室の前で業者が話し合っているのを聞いてというご発言に端を發しまして、談合あるいは話し合いを認めるのかというご指摘であったわけです。調達契約課長は手元に文献等も持っております。談合と話し合いについての専門家の意見あるいは判例等を引用いたしまして、談合はもちろん刑法に該当するものとして許されない、話し合いについては、判例等では必ずしもこれを違法とはなっておらないというふうな文献の例を出しまして、先ほど山口議員のお話のように部長としていまの件をはっきりもう一べん説明しろというご指摘がありました。私は談合も話し合いも認められないと、話し合いを行なわれてるような疑いがあれば十分に指導をしてみたいと、そういうふうにして私ご説明を申し上げたつもりでございますが、不十分な表現のために誤解を招いたような感じがいたしました。申しわけないと思っております。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 いま委員長なりあるいは理事者のほうから説明があったわけですが、委員長を通じて理事者の説明を聞いておりましたが、私まだ納得がまいりません。というのは、ここで問題にすべきことじゃないと思っております。一つの例だとして受けとめていただきたいわけですが、本議会でも霞ヶ浦の埋め立ての土砂の問題でいろいろ論議をされておりますし、これからそれがより具体的にになっていくはずであります。したがって、いま霞ヶ浦の埋め立て地の担当する業者はきまっていますけれども、私の地区に霞ヶ浦の埋め立て用の土などということ、会社名まで申し上げますけれども、熊谷組の下請の業者が具体的に土を買い取り、契約を結び、すでに手付金まで払っておるわけがあります。このことは早くから指摘をして理事者のほうにも伝えてあるわけであ

りますが、最近になって手付金が払われたと、こういうことです。私の記憶する範囲の中では、そのようなことを関係の議決機関でまだ議決した覚えもないわけでありますが、すでにそういうことが業者の中で行なわれているということは、いまここで問題になっている事前の話し合い、談合がすでに行なわれているのではないかというふうに考えるわけがあります。

いま一つの例を申し上げます。そこで少数意見を留保されました山口議員に、私はさらに山口議員が過去二十一年間この議会の中で活躍をされてまいりまして、一番多年にわたってそれらの経験を、見聞してこられたと思いますので、私はこの問題をさらに詳細に私たちは知る必要から、山口議員の知っておられるものすべてについて、この場で説明をしていただき、それを反対意見の私は理由に受けとめたい、このように考えますのでいま一度山口議員から少数意見留保されましたその理由について詳細にわたってご報告をお願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山口議員。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 たいま山本議員からいま一度山口から過去の事例の話をせよというおことはございましたので申し上げますが、事は刑事問題に発展いたしますので、細部にわたって言うことは差し控えます。知っておりますけれども、問題は刑事問題でございますので、その点は私は差し控えたいと思います。

一つ、二つあげてみますると、これは刑事問題に触れませんので私は言いますけれども、市民ホール建設のときでございます。あのときは私は議長でございまして、その前に市会議員をやめられた清水彦一君、久志本建設の社長でございますが、私のところへ来まして、山口君、今度の指名入札に頼むに入れてくれと、ほくは一銭のせにはもうけようとは思わぬけれども、地元が一人も入らぬということは私は残念でしようがないと、ほくが入ってよかつたか

悪かったかは入札後に君は判断してくれるやろりと、骨折ってくれというので、私は理事者に言いまして、何とか入れてやってくれと、本人はな、金もうけで言うたらぬことはよくわかると、入れてくれと私が頼みまして入札に参加させております。そのときの市民ホールの入札価格は一億一千万円と私は聞き及んでおったのでございます。結果はしかにと申しますと、八千万円で落札しております。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） どうぞ。

○山中忠一君 山口議員の発言について、考えていたのだと思います。議長の考え方です。

これは八十二号議案に対してですね、われわれは先ほど付託に対していろいろ論議して持ってきたんですが、その席上において理事者からも何の説明も出たおらぬのと、これは議長から前に付託になった工事請負については、いろいろ理事者から説明を聞き、いろいろ議論も出ましたが、これとこれとどうもごっちゃになってしまっていて、午前中に承認したことが、議案は一体どうなったのかということでは疑義があるんですが、この議事進行について議長におして整理していただきたい。

○山口信生君 私が発言します。

山本議員から前の事例を報告せよとおっしゃられたので私は発言いたします。私に発言させんことと思つたら、山本君をまず第一番とめるのが至当だと思います。言われた限りは黙って引き下つたら議員と違います。はっきりしております。

○議長（服部昌弘君） 山口議員、今日までの経過については簡単にお願いたします。

議事進行に関する発言は最優先いたしますので、ただいまの山中議員の議事進行に関する発言を受け付けました。

ほかにご質疑はありませんか。山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 たくさん質問をしたいことがあるわけですが、八十二号議案の内容とは直接関係ないと私自身も思います。しかし、いままでの工事請負契約についての問題があらためてここで提起をされたわけがあります。したがって、八十二号議案の内容とは別個に、これは議長のほうにお願いをすることになろうと思いますが、工事請負契約の方法あるいは内容等について、別の機会にこれを新しく調査、研究をする機会をぜひとも設けていただくように、この場をお借りしてお願いをして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） ただいまの山本議員からのご発言もありますので、担当の総務委員会において協議会なり、適当な機会を設けて、この問題についてさらに研究、討議をしていただくということにいたします。

他にご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、これをもって委員長の報告及び少数意見者の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案第八十二号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よって、議案第八十二号工事請負契約の締結については可決されました。

日程第三十一 発議第五号農業委員会委員の推薦について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三十一、発議第五号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、安垣勇君、山中忠一君の一人身上に関する案件でありますので、両君の退席を求めます。

〔安垣勇君、山中忠一君退席〕

○議長（服部昌弘君） 本件は農業委員会等に関する法律第十五条の規定による農業委員の任期が来たる七月十日をもって満了いたしますので、同法第十二条第二項の規定により委員五人を推薦しようとするものであります。

おはかりいたします。本件につきましては池畑佐太郎、前川宗雄、三輪勇四郎、安垣勇、山中忠一の五人を推薦いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、池畑佐太郎、前川宗雄、三輪勇四郎、安垣勇、山中忠一の五人を推薦することに決定いたしました。

〔安垣勇君、山中忠一君着席〕

日程第三十二 委員会報告第七号陳情書審査結果報告、ないし  
 日程第三十四 委員会報告第九号請願書等審査結果報告

○議長（服部昌弘君）次に、日程第三十二、委員会報告第七号、ないし日程第三十四号、委員会報告第九号の三件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたらご発言願います。

別段ご質疑ありませんので、本件を各委員長の報告のとおり決定いたしましたしてご異議ありませんか。

「異議なし」呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君）ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第七号、ないし委員会報告第九号は、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

委員会報告第七号

陳情書審査結果報告

総務委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

総務委員会

四日市市議会

議長 服部昌弘 殿

委員長 伊藤 太郎

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一三号	四七、六、二三	近鉄駅設置について	四日市市曙一丁目 三番二三号 溝口 実 ほか一〇九名連署	その必要性を認め その実現のため関 係機関に積極的に 働きかけるよう理 事に要望する	採 択	市長宛 送付

委員会報告第八号

陳情書審査結果報告

教育民生委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

教育民生委員会

委員長 増山 英一

四日市市議会

議長 服部昌弘 殿

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第七号	四七、六、二一	県立理科センター施設の利用について	四日市市昌栄町一一の八 四日市市PTA連絡協議会会長 水谷 春三	その主旨を了し理事者に善処されるよう要望する。	採 択	市長及 び教育 委員長 宛送付
第九号	四七、六、二二	幼稚園設置等の適正配置について	四日市市千代田町四四五 四日市市私立幼稚園協会会長 山川 泰	願意に添い難い	不採 択	
第一〇号	四七、六、二二	市立武道館建設について	四日市市鹿間町一四日市市体育協会会長 土田 為佐務 ほか二名連署	その主旨を了し理事者に善処されるよう要望する。	採 択	市長及 び教育 委員長 宛送付

第一一号	四七、六、二三	老人福祉対策（医療費の全額公費負担）について	四日市市いかるが町前山四二八四主婦同盟四日市支部代表委員 高木 ムン子 ほか二八七二名連署	理事者は諸情勢を勘案の上善処されるよう要望する。	採 択	市長宛 送付
第二二号	四七、六、二三	曙町地内に保育所設置について	四日市市曙一丁目四番一号 今村 広子 ほか二一二名連署	その主旨を了し理事者に善処されるよう要望する。	採 択	市長宛 送付

委員会報告第九号

請願書等審査結果報告

建設委員会に付託になりました請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

建設委員会

委員長 喜多野 等

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果	措 置
第一号	四七、六、二二	桜町地区浸水家屋解消について	四日市市智積町 六七四 四日市市桜地区連 合自治会長 伊 藤 一 雄 ほか二五名連署	粉川 茂 山中忠一 小林喜夫	その主旨を了とし 理事者に善処される より要望する。	採 択	市長宛 送 付

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措 置
第六号	四七、六、二二	市道(寺方地内)拡幅についで	四日市市寺方町八六 寺方第一区 自治会長 森 寺 一 男	その主旨を了とし、 理事者に善処される より要望する。	採 択	市長宛 送 付

○議長(服部昌弘君) なお総務、教育民生、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件についてお手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま議長のほうから報告がありましたように、私は請願の九号並びに十二号に対しての、委員長に対してご質問申し上げたいと思います。

まず、九号の関係でございますが、この請負の内容を見ましても、私は河原田の有権者の二分の一が、市の発展あるいは地域開発のため、あるいは住民の健康を守るためにも、平和的な企業の進出、すなわち公害発生源を持たない企業の誘致を望んでおる、このような請願だと思えます。しかるに、この請願がです、なぜ、要するに採択されなかつたか。この理由についてお聞かせ願いたいと思えます。

特に隣接の楠町やあるいは鈴鹿市といった、こういうふうなところでも非常に関心を深く持って議決をされていると私は聞き及んでおります。特に四日市の総務委員会の中でこれが検討されました理由が私にはわかりませんので、納得しませんのでお聞かせ願いたい、このように思います。

それから、十二号の議案でございますが、これも同じくして、趣旨の内容は多少なりとも異なりますけれど、四日市で一番ひどい公害の激甚地であるところの磯津の住民の三分の二の住民の署名を提出して皆さんにこういう公害発生源が進出する、あるいは三菱油化が断念したとはいいなから、内容を聞いてみますと、まだ断念であって一時土地の買収関係については断念をしたということでございます。このようなことをわれわれが聞き及んでおるわけでありますから、当然この進出問題については公害源の発生企業でない企業の誘致については、磯津の住民にしても誘致はやぶさかでは

なり。このように考えている内容でもあります。こういう点からいきまして、私は調査、検討するという継続審議の内容について、いかようにして調査、研究されて結論を得るのか、あるいは前年度公害対策特別委員会の中で委員長報告が全会一致で承認されておる、これにもかかわらず今回の継続審議というのが私には納得いかないのであります。この点について委員長の報告を求めたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの福田議員のご質問にお答えいたします。

請願第九号並びに請願第十二号は、きわめて内容が酷似いたしておりましたので、委員会にはかりましたところ、一括して審議するのに異議がなかったのです。いろいろな委員各位の意見を聞いたのでございますが、両請願ともきわめて重要な内容を持つておると考えます。よほど慎重な調査と研究が必要であると考えたわけでございます。ところが幸いにも三菱油化が四囲の情勢を察知せられたためだろうと思いますが、中止を発表されておりますので、いましばらく慎重な調査と研究を積むことが大切であると、こりうりに考えたのでございます。

○議長（服部昌弘君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再度お尋ね申し上げますが、この問題については、重要であるというのは議会ももちろん重要である住民にとっても生命に値する問題であるから重要なんです。しかし、この発生源企業、あるいは公害の発生するおそれのある企業については、住民側としては当然遠慮していただきたい、やめていただきたい、このように考え

るのは当然じゃないかと思えます。そこで先ほど言われましたように、中止発表になった、これは完全に中止になったという発表ではありません。土地買収計画については一時中断すると、こりうりに私は聞き及んでおります。この点について、やはり委員長の見解が多少なりとも違うんではないかと思えます。

それからもう一点については、私は重要を問題だけに、委員会の中で論議されました、相当の時間費やされていると聞いております。そこで委員長の判断といたしまして、最終的に採否をきめる段階において五対五だったと聞きます。最後に決をきめるのが委員長であったと、このようにも聞いております。この辺のところについて最後に委員長が決を出す場合にどのようなお考え方でこれを決したか、この辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

審議の途中には、二つに分けまして、重要な問題であり、しかもいま油化進出の中止を発表せられたというような点を踏まえまして、さらに慎重に審議をし、これがための調査と研究をすべきだという意見と、もう一つは直ちに採択すべきだと、こりう二つの意見に分かれてまいったのであります。そこで私はいろいろな考えた結果、でき得る限り委員会の一致した同意を得たいという考えから私案を出したのであります。採決という声がいきりでありましたので、採決に踏み切ったのでございます。両請願とも委員としての賛否同数に相なりました。この時点において委員長も熱慮いたしました。両請願は、先ほど述べましたようにきわめて重要であり、これをいかに検討いたしてみますと、一つには市民の健康保全という大きな問題をかかえておる。もう一つには市の将来という方向をも意味づけるようにも思いますので、幸い三菱油化が中止を言明したときでもありますので、この先ほどの二点につきまして

さらに調査と研究をすべきであると、かより判断をしたのであります。

○議長（服部昌弘君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま委員長から報告をいただきましたんですが、やはり私は請願の紹介議員として住民から納得いくような判断を聞かしていただいてこい、このようにも言われております。ただ重大な問題で、調査、研究といふかっこうでは、これ以上公害をふやしてはならない。またそういう企業については控えるべきだと、特に委員長は公害のひどい地域に住んでおつてよくご存じだと思つて居ます。住民の声も十分聞いておると思つて居ます。それだけに私は委員長の立場になって私は考えておるんであります。この点も十分住民に裏切られた、あるいはそういう方向であつたと委員長が最後の採決の段階で継続にしてみました、むしろ継続ということは廃案になる、このように私はいままでの経過を見てみますと、事実上それでないでしようか、私はそのように受けとめましたし、住民もそのように考えております。このようなことで住民が公害激基地に住んでおられる伊藤委員長が皆さんから信頼されて出てきてこの時点においてなぜ採択、自分の判断、あるいはいろんな情勢の中で判断をしてですね、採決に私たちの味方になつてくれなれと、このようなことを私はおそれるんであります。こういう点について私は非常に残念だと、こつりふりに思ひます。私はやはり公害のひどい四日市からなくすべき、またこの趣旨、請願の趣旨が重大な問題だといふながらも、私はほんとうに住民の希望がこの請願の中にあつて居ると思つて居ます。それを継続にしてみました、このようなことでは住民は納得せんと思ひますんで、その点は十分委員長としてもご理解いただきたい、このように考えます。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 初めにお断わりしておきます。請願第三号も継続審査になつております。九号、十二号がいま論議の中心になつておりますので、三号のほうについてもお尋ねしたいわけですが、あとに譲りたいと思ひますので、とりあえず九号、十二号のほうで論議をしばらくしたいと思います。議長のほうでよろしく願ひ申し上げます。

九号、十二号についてまずお尋ねをします。

先ほどのご報告にもございましたように、五対五で委員長の一票がこの継続審査という申し出になつたのでございます。委員長はご承知のとおり四十六年度における公害対策特別委員会の委員として活躍をなさつた方でございます。そしてこの公害対策特別委員会は三月議会におきまして、三菱油化の河原田進出につきましましては、内陸部に建設するということについては反対だという報告をまとめられ、議会の承認を得ておるのでございます。この委員会の報告に伊藤太郎委員も実際に参加されたように聞いております。今日九号、十二号合わせましていすれもが三菱油化の河原田進出について、ぜひともやめてほしいというのを議会で決議してほしいという切なる請願を出してきておるわけでございます。この中で、伊藤太郎委員長が五対五、一票を左右されたこの責任は非常に重く、私はこれまでとられてまいりました、この公害対策特別委員会とられました態度との矛盾をどのように説明になるのか、選挙民の皆さんに明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、総務委員会全体として、この請願の願意を妥当と認めるといふことにかなかつた決定的な理由といふものは何なのか、願意を妥当とは認めないのか、この点を明らかにしていただきたい。私も総務委員会の夜の十一時過ぎまで、特にこの件が論議されておる過程を傍聴させていただきましたけれども、継続審査に賛成をなさつた委員の方、これを不採択にすることはできない、こつりうことをあえて言われておつたのでございます。これを不採択

にするわけにいかないと、継続審査に賛成なさってしまった、そういう委員の方お見えになったのです。ざりとていま継続審査にしないという決定的な理由も見い出せないのに、継続審査、継続審査という形でこれがまかり通ってきておるのでございます。非常に不明朗な、不可解なふうに感ぜざるを得ないのでございます。

三菱油化は一時中止であって、計画そのものをすべてご破算にしたものではないと言っております。加えて、本会議の中におきましても、市長自身のご説明にございましたように、スクラップ・アンド・ビルドで、いつかは実施されるべきものであるという意味のことを市長は言っておられるのでございます。ただ三菱油化が一時中止をしたいという申し入れがあったので、その申し入れを了としただけである、スクラップ・アンド・ビルドということで、いつかは実施されなきゃならないものであるというふうに考えているという、そういう市長の答弁があるわけです。この三菱油化の問題は実際には大増設にほかならないのです。三菱油化の計画を、市長はスクラップ・アンド・ビルドというよりな形で合理化をしておみえになりますけれども、三菱油化の河原田進出大増設をいわば容認しておみえになるのであって、市長が公害発生源の増設をやめようという市民の切なる願いを聞き入れて、三菱油化の増設、河原田進出を全面的に認めないと、こういう方針を打ち出されておるわけではないのでございます。こういう現局面におきまして、市民の皆さんが大きな不安を持つのは、当然のことでございます。そういう中で市長の姿勢をチェックできる唯一の機関である市議会が、この請願を、願意を妥当というふうに取り上げていかない理由はないと思っております。とりわけ河原田、磯津と、一番公害で影響を受けてきたところ、これからその影響が出るところ、この出身の議員さんが政治生命をかけて紹介議員としてなされておる、私はふしぎでならないのは、その議員さんが属しておられる、河原田の議員さんが所属しておられる党派が、どうしてこういう点で、その政治生命をかけて紹介議員として出ておられるのに、その心情をおくみ取りにならないかというふうにも考えるわけでございますが、唯一の市長

の姿勢をチェックできるこの議会が、市民の皆さんたちの不安をほんとうに解消するために、ここでしっかりとした請願を採択するというこの立場を明確にしておくこと、このことがどうしても必要だと思えます。そうしなければ市民の皆さんが議会政治に対する不信というものをつづらせるに違いはないと思うのでございます。いやしくも議会制民主主義を口にするもの、三菱の代表ではなく、市民の選良を自認するものとしては、この請願を採択すべきであるというふうにも考えるわけですが、これらの点について委員長のご見解を伺いたいと思えます。

次に、三号の公害認定地域拡大についてお尋ねしたいと思います。

これまで調査研究という理由で継続審査を申し出られておるのでございますが、どうして採択できなかったのか、なお調査研究すべきいかなる問題点があるというのか、お尋ねをしたいと思っております。そして、ここに盛られておるこの請願に言い願意というものは妥当とはお認めにならないのか、この点をとくと審議の模様を具体的に説明させていただく中で明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

先ほどのご質問にもありましたように、いかに伊藤太郎は公害地で育って、一番早くから公害対策を叫んできておるものであります。

そうして公害防止に固まっておる伊藤太郎であります。（笑声）

そういうような見地から、今回の陳情をよく審査したのであります。そこに先ほど述べましたように、この二つの請願に盛られてある一つには、（私語る者多し）やかましい市民の健康保全、二つには市民将来の方向をさらに吟

味をしてみると、この二つの点に思いをいたして十分に研究をせなければならぬ。

幸いに三菱油化が進出を中止してあるこのときに、さらに願意に盛られておる二つの点について、慎重な調査、研究をすることが、市民のために、市将来のためにきわめて必要であると判断したものであります。したがって、継続審議が何で廃案になるんでありますか、この考えが私はきわめて変に考えるのであります。継続的に閉会中にも一そり考えて、妥当な腹がためのうえにこれを吟味しようと、こりううように考えるのであります。その点ご了承を賜りたいと思っております。

なお、私は公害地に育って、公害地におるために、いかなる人よりも私はこれについての認識は負けないということとは断言します。

次に第二番、三号の公害認定区域の拡大について委員会の状況をご報告申し上げます。

請願第三号の審査に入りましたところ、いろいろ意見の開陳はございました。けれどもこれを決定すべき資料がほとんど、ほとんどやない、皆無やった。ある議員からも、もつと本気で調べてみなければいかぬやないかと、こりううような点でありましたので、いわゆる定点観測のデータだとか、あるいは住民検診の結果をまとめるとか、あるいは疫学調査をするとか、あるいは医師の立証を求めるとか、こりううような点を議員のほうからも一月ぐらいの予定でそれを集めたらどうやと、こりううようなことになりました。理事者にそれを強く要求いたしました。一カ月ぐらゐ先に協議会を開いて、こりううこの点について慎重に研究して、拡大できるものならば拡大に努力しようやないかと、つとめようやないかと、こりううように考えたとあります。

○議長(服部昌弘君) 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどお尋ねしましたこと、総務委員会の継続審査の申し出に決定的な一票を投じられました委員長が、この願意を妥当とお認めになったのか、ならぬのか、この辺の明確なお答がないようでございます。

九号は、「市の発展並びに地域開発のために公害のない平和な企業の進出、誘致には地区民こそって願望するものであります。市当局並びに市議会におかれましては、われわれ市民の健康保持のためかつは住民の福祉のため、公害源企業の内陸への進出には十分ご協議くださいまして、われわれの真情をご賢察賜りたく」これが願意です。九号について。これをお認めになったのかどうかと、これをもつと明らかにしていただきたいと思っております。

それから、第三号についても、先ほど資料のお話がございました。しかしこの願意をほんとうに正確にお受けとめになるならば、いま何にも資料は要らないです。現在ですね、認定地域の線引きが現に行なわれている。しかしこの線引きが不合理、不公平なために認定地域外で公害患者とおぼしき人たちがたいへん苦しんでお見えになる。こりうう方々が現に存在するんです。この人々を救ってほしい、そのためには現在ある不合理、不公平な認定地域を拡大してほしいといっているんです。この実態があるということについては総務委員会の中でもほとんどの皆さんからこりうう不合理な実態があるんだということをお認めになっていたじゃないですか。それなのになぜこの拡大ということの願意が、認められないで継続になったのか。いまだき資料は何も要らないんです。拡大するに当たって、どこに線引きを引くかというときには一定の資料が必要でございましょう。しかし線引きの中で不合理、不公平があつてその外に漏れてる人たちが、その外にいる人たちが苦しんでいる、この実態が現に存在するということが、こりううから切なる声が、拡大してほしいという声が出ておるのに、その願意をなぜあえて認められないんですか。いままでは、この請願は三月に出ています。三カ月かかつて出てないんです、結論は。なお、一カ月後に結論を出されるといふことと、こりううございすけれども、この願意をほんとうにお認めになるのかどうか、この点をもつと明らかにして

いただきたいと思します。

○議長（服部昌弘君） これをもって質疑を終結いたします。

〔私語する者多し〕

本件は閉会中の継続審査に付することにご異議がありますので、起立により採決いたします。

〔私語する者多し〕

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

#### 記

#### 一、事 件

請願第 三号 公害認定地域拡大について

請願第 九号 人間環境の浄化について

請願第一二号 三菱油化河原田工場進出について

陳情第三九号 四日市青色申告会に対する助成について

陳情第 三号 築港病院の移管について

陳情第 八号 固定資産税減免について

#### 二、理 由

調査研究のため

昭和四十七年六月十九日

総務委員会

委員長 伊 藤 太 郎

四日市市議会

議長 服 部 昌 弘 殿

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

#### 記

#### 一、事 件

請願第一〇号 四日市市立三滝中学校校舎建築並びに校地区拡張について

#### 二、理 由

調査研究のため

昭和四十七年六月十九日

教育民生委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 服部昌弘殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第四三号 市道蔵町浜町線の幅員計画の変更について

二、理由

調査研究のため

昭和四十七年六月十九日

建設委員会

委員長 喜多野 等

四日市市議会

議長 服部昌弘殿

○議長（服部昌弘君） 次に、監査委員より監査結果報告及び現金出納検査の結果報告について、報告第七号、ないし報告第十六号の十件がお手元に配布いたしましたとおりまいっております。これによってご了承を願います。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十七年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日ご熱心にご審議をいただきまして、まことご苦労さまでございました。  
どうもありがとうございます。

午後三時三十五分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

服部昌弘

署名議員

後藤寛治

署名議員

長谷川鐸元